

埼玉県地域防災計画

風水害・事故対策編

平成23年11月
埼玉県防災会議

第1編 総則

第1節 計画の目的	1
【危機管理防災部】	
第1 趣旨	1
第2 計画の策定	1
第3 計画の効果的推進	2
第4 計画の用語	2
第2節 埼玉県概況	3
【危機管理防災部】	
第1 趣旨	3
第2 自然災害と災害	3
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8
【各機関、市町村】	
第1 趣旨	8
第2 県	8
第3 市町村	8
第4 指定地方行政機関	8
第5 陸上自衛隊	1 1
第6 指定公共機関	1 1
第7 指定地方公共機関	1 3
第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	1 4

第2編 風水害編

第1章 災害予防計画

第 1 節 防災組織整備計画	1 6
【各機関、市町村】	
第 1 防災関係機関	1 6
第 2 公共的団体等との協力体制の確立	1 9
第 3 自主防災組織の整備	2 0
第 4 民間防火組織の整備	2 1
第 5 事業所等の防災組織の整備	2 1
第 6 ボランティア等の活動支援の整備	2 2
第 2 節 防災教育計画	2 6
【教育局、各機関】	
第 1 基本方針	2 6
第 2 実施計画	2 6
第 3 節 防災知識普及計画	2 8
【危機管理防災部、各機関】	
第 1 基本方針	2 8
第 2 実施計画	2 8
第 4 節 防災訓練計画	2 9
【危機管理防災部、各機関】	
第 1 基本方針	2 9
第 2 実施計画	2 9
第 5 節 防災活動拠点計画	3 1
【企画財政部、危機管理防災部、県土整備部、都市整備部、教育局、市町村、 関東地方整備局、各機関】	
第 1 基本方針	3 1
第 2 防災活動拠点の整備	3 1

第3	緊急輸送ネットワークの整備	33
第6節	災害情報体制の整備	35
【危機管理防災部、県土整備部、市町村、防災関係機関】		
第1	基本方針	35
第2	情報通信設備の安全対策	35
第3	情報収集伝達体制の整備	36
第4	情報処理分析体制の整備	37
第7節	避難予防対策	39
【総務部、危機管理防災部、保健医療部、福祉部、教育局、警察本部、市町村、各機関】		
第1	基本方針	39
第2	避難計画の策定	39
第8節	物資及び資機材等の備蓄	44
【危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、福祉部、県土整備部、都市整備部、教育局、企業局、病院局、市町村、水道企業団】		
第1	基本方針	44
第2	食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	44
第3	防災用資機材の備蓄	50
第4	医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	51
第9節	医療体制等の整備	53
【危機管理防災部、保健医療部、関東信越厚生局、日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県看護協会】		
第1	基本方針	53
第2	初期医療体制の整備	53
第3	後方医療体制の整備	56
第4	医療保健応援体制の整備	57

第10節 気象業務整備計画	59
【熊谷地方气象台】	
第1 基本方針	59
第2 観測施設等の整備	59
第3 気象観測及び通報体制	59
第11節 水害予防計画	60
【危機管理防災部、環境部、農林部、県土整備部】	
第1 治山	60
第2 砂防	61
第3 治水	62
第4 地盤沈下	66
第12節 土砂災害予防計画	68
【農林部、県土整備部】	
第1 基本方針	68
第2 地すべり危険箇所の予防対策	68
第3 土石流危険渓流の予防対策	69
第4 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策	70
第5 山地災害危険地区の予防対策	72
第6 警戒避難体制の確立	73
第13節 防災都市づくり計画	75
【県土整備部、都市整備部】	
第1 基本方針	75
第2 実施計画	75
第14節 災害時要援護者の安全対策	77
【県民生活部、危機管理防災部、保健医療部、福祉部、施設管理者、各機関】	

第1	基本方針	77
第2	社会福祉施設等入所者の対策	77
第3	在宅の災害時要援護者の対策	79
第4	外国人への対策	80

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画 82

【危機管理防災部、農林部、市町村、各機関】

第1	目標	82
第2	県の活動体制	82
第3	市町村の活動体制	96
第4	指定地方行政機関等の活動体制	96

第2節 動員配備計画 97

【県】

第1	職員の配備体制	97
第2	職員の動員体制	97

第3節 事前措置及び応急措置等 100

【危機管理防災部、市町村、各機関】

第1	知事等の応急措置	100
第2	警察官の応急措置	102
第3	指定行政機関及び指定地方行政機関の長の応急措置	102
第4	指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置	103
第5	災害救助法の適用基準	103

第4節 相互応援協力計画 105

【県、市町村】

第1	目標	105
第2	市町村	105
第3	県	106
第5節	注意報及び警報伝達計画	108

【熊谷地方气象台、各機関】

第1	目標	108
第2	注意報・警報等の種類及び発表基準等	108
第3	気象注意報・警報等の伝達	113
第4	異常な現象発見時の通報	115
第5	県、警察本部及び市町村等における措置	117
第6	水防法に定める水防警報、消防法に定める火災警報	119

第6節 災害情報通信計画 120

【危機管理防災部、各機関】

第1	目標	120
第2	被害状況等の報告通報系統	120
第3	災害情報計画	123
第4	災害通信計画	127

第7節 災害広報計画 131

【直轄、県民生活部、企業局、警察本部、市町村、関東地方整備局】

第1	目標	131
第2	災害広報資料の収集	131
第3	住民への広報	131
第4	報道機関への発表	132
第5	ダム放流に伴う住民等に対する広報	133
第6	警察の広報	134

第8節 水防計画・土砂災害防止計画 1 3 5

【県土整備部、農林部】

第1 目標	1 3 5
第2 水防体制の確立	1 3 5
第3 水防活動	1 3 6
第4 決壊時の処置	1 3 7
第5 協力応援	1 3 8
第6 観測通報	1 3 9
第7 土砂災害防止計画	1 3 9

第9節 災害警備計画 1 4 2

【警察本部】

第1 警察の基本方針及び警備体制の確立	1 4 2
---------------------------	-------

第10節 交通対策計画 1 4 3

【危機管理防災部、県土整備部、警察本部、市町村、関東地方整備局、
東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

第1 目標	1 4 3
第2 交通応急対策計画	1 4 3
第3 交通規制計画	1 4 4
第4 緊急輸送のための通行禁止及び制限	1 4 6
第5 緊急通行車両等の確認	1 4 6

第11節 災害救助保護計画 1 4 7

【県民生活部、危機管理防災部、保健医療部、福祉部、県土整備部、都市整備部、
警察本部、市町村、消防機関、自衛隊、日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県医師会、
埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会、埼玉県看護協会、水防管理者、施設管理者、
指定行政機関】

第1	避難計画	147
第2	救急救助・医療救護計画	154
第3	遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画	160
第4	災害時要援護者等の安全確保対策	161
第5	災害救助保護計画様式等	164

第12節 生活支援計画 165

【危機管理防災部、企画財政部、県民生活部、農林部、保健医療部、産業労働部、都市整備部、教育局、企業局、市町村、関東農政局、関東森林管理局、水道企業団】

第1	食料供給計画	165
第2	衣料、生活必需品等供給計画	168
第3	救援物資の供給	170
第4	給水計画	170
第5	応急住宅対策	172
第6	被災住宅の応急修理計画	176
第7	文教対策計画	177
第8	広報活動	179

第13節 障害物除去計画 181

【県土整備部、危機管理防災部、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

第1	目標	181
第2	実施計画	181

第14節 輸送計画 183

【企画財政部、保健医療部、会計管理者、関東運輸局埼玉運輸支局、埼玉県タクシー協会、埼玉県トラック協会、埼玉県バス協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武鉄道(株)、秩父鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、

埼玉高速鉄道(株)】

第1 目標	183
第2 調達計画	183
第3 配車計画	184
第4 緊急輸送計画	184
第5 応急救助のための輸送	184

第15節 要員確保計画 186

【県民生活部、危機管理防災部、産業労働部、福祉部、保健医療部、都市整備部、市町村】

第1 労務供給計画	186
第2 ボランティア受入れ	186

第16節 自衛隊災害派遣要請計画 189

【危機管理防災部、警察本部、市町村、自衛隊】

第1 目標	189
第2 災害派遣活動の範囲	189
第3 災害派遣の要請	190
第4 自衛隊との連絡	192
第5 災害派遣部隊の受入れ体制の確保	192
第6 経費の負担区分	193

第17節 日本赤十字社埼玉県支部災害救護実施計画 194

【日本赤十字社埼玉県支部】

第1 実施計画	194
第2 奉仕団の協力	194

第18節 環境衛生整備計画 196

【環境部、保健医療部、市町村】

第1 廃棄物処理	196
----------	-----

第2 防疫活動	197
第3 食品衛生監視	198
第4 動物愛護	198
第19節 県防災ヘリコプター運航計画	200

【危機管理防災部】

第1 目標	200
第2 活動体制	200
第3 市町村長等からの応援要請	201

第20節 広域応援受入計画 **202**

【危機管理防災部、企画財政部、保健医療部、福祉部、警察本部、市町村、各機関】

第1 国からの応援受入	202
第2 地方公共団体からの応援受入	203
第3 ボランティアの応援受入	204
第4 公共的団体からの応援受入	205
第5 海外からの応援受入	206

第3章 災害復旧計画

第1節 迅速な災害復旧 **208**

【県、市町村、防災関係機関】

第1 趣旨	208
第2 災害復旧事業計画の作成	208
第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	209
第4 災害復旧事業の実施	212

第2節 計画的な災害復興 **213**

【県、市町村】

第1 趣旨	2 1 3
第2 災害復興対策本部の設置	2 1 3
第3 災害復興計画の策定	2 1 3
第4 災害復興事業の実施	2 1 4

第3節 生活再建等の支援 2 1 5

【総務部、危機管理防災部、保健医療部、福祉部、産業労働部、農林部、都市整備部、市町村、国税庁、埼玉労働局、郵便事業株式会社、日本赤十字社埼玉県支部、東日本電信電話(株)埼玉支店、埼玉県社会福祉協議会】

第1 趣旨	2 1 5
第2 被災者の生活確保	2 1 5
第3 被災者への融資等	2 1 6
第4 被災者生活再建支援制度	2 2 3

第3編 事故災害対策編

第1節 火災対策計画 2 2 6

【危機管理防災部、農林部、県土整備部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、関東地方整備局、自衛隊、道路管理者、事業者、防災関係機関】

第1 火災予防	2 2 6
第2 消防活動	2 2 9
第3 大規模火災予防	2 3 1
第4 大規模火災対策	2 3 5
第5 林野火災予防	2 3 9
第6 林野火災対策	2 4 2

第2節 危険物等災害対策計画 2 4 7

【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、施設管理者】

第1 危険物等災害予防	247
第2 危険物等災害応急対策	248
第3 高圧ガス災害応急対策計画	249
第4 火薬類災害応急対策計画	249
第5 毒物・劇物災害応急対策計画	250
第6 サリン等による人身被害対策計画	250

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画 253

【直轄、総務部、県民生活部、危機管理防災部、環境部、福祉部、保健医療部、農林部、企業局、下水道局、教育局、警察本部、市町村、消防機関、原子力事業者等、道路管理者】

第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防	253
第2 実施計画	253
第3 放射線関係事故災害応急対策計画	256

第4節 農林水産災害対策計画 266

【農林部、市町村、農業協同組合関係団体】

第1 凍霜害予防	266
第2 農林水産災害対策	267

第5節 道路災害対策計画 269

【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、防災関係機関】

第1 道路災害予防	269
第2 道路災害応急対策	271

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画 276

【企画財政部、危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、

東日本旅客鉄道(株)大宮支社、東日本旅客鉄道(株)高崎支社、東日本旅客鉄道(株)八王子支社、

秩父鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)、
首都圏新都市鉄道(株)

第1 目標	276
第2 鉄道事故対策計画	276

第7節 航空機事故対策計画 279

【企画財政部、危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊、
航空事業者、各機関】

第1 目標	279
第2 活動体制	279
第3 応急措置	280

第8節 電気通信設備災害対策計画 282

【東日本電信電話(株)埼玉支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店】

第1 目的	282
第2 災害予防計画	282
第3 災害発生時の対策	282

第9節 電力施設応急対策計画 283

【東京電力(株)、東京発電(株)】

第1 目的	283
第2 非常態勢の組織	283
第3 組織の運営	284
第4 平常時の対策	286
第5 非常災害対策活動	287
第6 復旧活動	287
第7 東京発電株式会社の対策計画	289

第10節 ガス施設防災業務計画 290

【東京ガス(株)】

第1 目的	290
第2 運用	290
第3 防災体制の確立	290
第4 災害予防に関する事項	291
第5 災害応急対策に関する事項	294
第6 災害復旧に関する事項	296

第11節 雪害予防計画 297

【県土整備部、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、
各鉄道機関、東日本電信電話(株)、東京電力(株)、各機関】

第1 基本方針	297
第2 実施計画	297

第12節 文化財災害対策計画 298

【教育局】

第1 基本方針	298
第2 実施計画	298

第 1 編

総 則

第1編 総 則

第1節 計画の目的

【危機管理防災部】

第1 趣旨

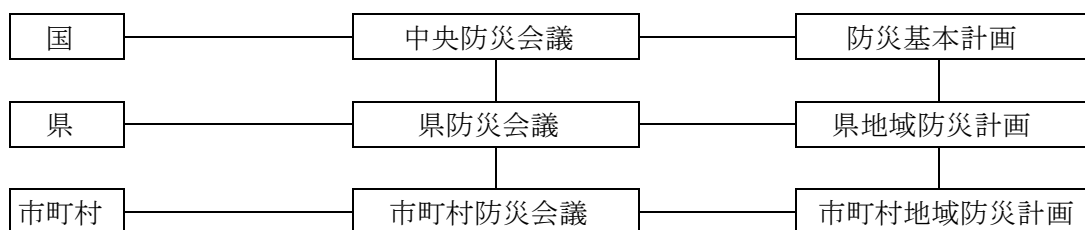
この計画は、災害対策基本法第40条の規定により、県の地域にかかる災害について、住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災基本計画に基づき、必要な事項を定めるものとする。

- 1 県、指定地方行政機関、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 災害警備に関する計画
 - (6) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (7) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第2 計画の策定

- 1 県は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市町村の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



- 2 県防災会議
 防災会議の組織及び運営については、関係法令、県防災会議規程、県防災会議運営要綱及び県

防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項の定めるところによるものとする。その任務及び組織については、次のとおり。

(1) 県防災会議（災対法第14条）

ア 県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

イ 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

オ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 防災会議の庶務は、県消防防災課がこれにあたる。

〔関連情報〕（資料防予1-1）埼玉県防災会議規則

3 市町村防災会議（災対法第16条）

市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

第3 計画の効果的推進

男女双方の視点に配慮した防災を進めるために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

また、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開する必要がある。

第4 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 県	埼玉県
2 県防災計画	埼玉県地域防災計画（風水害・事故災害対策編）
3 県震災対策計画	埼玉県地域防災計画（震災対策編）
4 市町村防災計画	市町村地域防災計画
5 本部	埼玉県災害対策本部
6 支部	埼玉県災害対策本部の支部
7 本部条例	埼玉県災害対策本部条例
8 災対法	災害対策基本法
9 救助法	災害救助法

第2節 埼玉県の概況

【危機管理防災部】

第1 趣旨

災害は自然災害と人為災害に二分される。そこで、本節においては災害対策の基礎的事項である本県の自然災害と社会環境の災害を概観する。

[関連情報] (資料防総2-1) 「埼玉県の概況」

第2 自然災害と災害

1 水害

本県の気象状況は比較的温和である太平洋側気候であり、夏季に多雨で、冬季に少ない。また、平年降水量は1,300mm程度で、年により1,000mmを割ることもあり、冬期降雪も少ない。従って冬期渇水流量は、利根川を除いて僅少である。夏期かんがい期の農業用水も管内河川自己流域の流出量では不足で、荒川、入間川等の利用量は全部で30m³/s程度で、他の大部分は利根川に依存しており、その量は100m³/sに及んでいる。

この反面、梅雨期、台風期には、特に大雨をもたらし、洪水を招くことが多い。

2 大雨

埼玉県では、台風が東経135度以東を北上して関東地方に上陸するか、房総半島をかすめて通るようなコースが最も大雨が降りやすい。雨量の分析は、山岳部に多く平野部に少ないのが普通で、台風が中部地方以西を北上する時は、一般的には雨量が少ないが、秩父方面では局地的に多くなることがある。

南方海上を北西に進む台風では、中心がかなり離れていても山岳部に大雨を降らせることがある。雨の最も強い時期は、台風の中心が伊豆半島からその沖合にある時である。

3 気象災害

本県に大きな被害をもたらした気象災害を集計したなかでは、大雨、雷、雹(ひょう)による災害が多く、全体の約6割となっている。なお、雷、雹(ひょう)は災害としての規模は比較的小さい。

4 雨と災害

水害は、台風による大雨で起こることはもちろんであるが、これに前線性の雨が加え合わさって水害をより大きくしている。

本県における県内平均雨量と浸水戸数との関係を見ると、250mmでは1万戸に達していないが、300mmで4万戸、350mmで8万戸で雨量が300mmくらいから浸水が急激に増えてくるので注意しなければならない。ただし、これは県内の平均的な雨量の場合であり、実際の場合には雨量の多いところと少ないところができる。一般には、平均年総降水量の20分の1の雨量があると水害の危険が出てくるといわれている。

そこで例えば同じ200mmの雨でも、これが平地に降れば相当の被害が出ようが、山岳方面に降った場合には被害が小さい。普通は、大雨のときの雨量は、平地では山岳部の半分くらいであり、平地の方が多くなる特殊な分布は10%以下と考えてよい。

また、雨の降り方は、本県では台風の場合には、雨量は大体4時間ごとに強くなる傾向があり、

最も強くなるとそれから数時間でやむ。降雨開始から終了までは約1日半である。降雨の最盛期の1時間雨量は、総雨量の10%くらいであり、20%を超えることはごくまれである。

河川の増水に関しては、例えば荒川の熊谷の水位に対しては三峰山、治水橋に対しては秩父市、入間川の管間に対しては東秩父村の雨量が最も密接な関係をもつが、一方各流域に対して雨量の代表地点を既設の観測所からもとめてみると、全県に対しては熊谷の雨量が代表性が一番よく、また、小山川→本庄、中川→杉戸、荒川上流→三峰、荒川中流→熊谷、荒川下流→浦和、入間川→小川、新河岸川→入間川（狭山市）となる。

大雨の害は、山地の方から山くずれなどで始まり、しだいに平野に及んでくる。河川でいえば、上流地帯から始まってしだいに下流にひろがり、浸水や橋の流出などから人的被害に及ぶ。

〔関連情報〕（資料防総2-2）「県下に被害を及ぼした台風」

（資料防総2-3）「その他の気象災害」

5 災害の危険性

(1) 水害の危険性

水害は地形条件と密接な関係があり、とりわけ洪水（浸水）は低地の微地形との関係が深い。浸水域は、周辺との比高差（凹地形）のある地域で生じる。特に居住や生産活動の場となっている沖積低地は、洪積台地・段丘に比較して土地が低いために、洪水時には水が集まり、排水不良地域である場合、長期湛水しやすい。

ア 最も危険性の高い地域

過去の水害による浸水区域・範囲は、洪水常襲（浸水）地域と考えられ、最も危険度が高い。

本県の南・東部に位置する新河岸川、中川・綾瀬川流域の沖積低地に被害が集中している。これらの地域の水害はいずれも台風によってもたらされ、以下の台風による被害が甚大であった。

しかし、その後の河川改修によって災害危険度の減少している地域も多い。

昭和33年9月狩野川台風（新河岸川、中川・綾瀬川流域）

昭和41年6月台風4号（新河岸川、中川・綾瀬川流域）

昭和57年8月台風10号（荒川上流・右岸流域、中川・綾瀬川流域）

昭和57年9月台風18号（新河岸川、荒川左岸流域）

イ 危険性の高い地域

公的調査機関（国土交通省・県河川砂防課）では水防法に基づき、洪水により相当な被害が想定される洪水予報河川や水位周知河川の浸水想定区域図の作成、公表を行っている。浸水想定区域に指定された地域では、河川氾濫や堤防の決壊等により浸水の被害が発生する可能性が高い。

ウ 沖積低地の凹地および低湿地

地形条件から判定して、沖積低地の集水性（高低差）、湛水性（排水不良性）の高い旧河道および後背湿地等の地形凹地（泥炭質堆積物地形）も上記の地域に準じて危険度が高い。

エ 地形的に水害発生が想定される地域

上記の地域以外でも砂礫質の微高地（自然堤防等）を除く沖積低地では水害が生じる可能性がある。

こうした地形は本県のほぼ全域に分布し、現河床に沿ってみられる。

以上をまとめると、以下のようなになる。

水害は低地に集中し、特に、後背低地地域は常襲浸水地域となつていているところが多い。過去に発生した水害の多くがその例に漏れず、後背湿地を中心に浸水被害を被っている。

県土に占める後背湿地の占有率は全体的には低い、当該地域には首都近郊の中核都市を中心に都市的施設の集積も大きいため、家屋等の浸水被害は甚大なものになる可能性が高い。

(2) 土砂災害の危険性

本県の土砂災害の特徴は、台地・段丘地域での急傾斜地崩壊（斜面崩壊）と秩父山地での土石流危険地域が広く分布していることである。いずれも地形要因が潜在的危険度を高める結果となつていていると考えられる。

ア 山地地域（県西部地域）

秩父山地の土砂災害の特徴は地すべり、崩壊、土石流発生などである。山間部に発達する沖積低地はその多くが壮年期から晩年期の急峻な地形であるためにV字谷を呈する。このため、埼玉県東部地域の平坦地で発生するような浸水型水害被害が発生する地域はきわめて少なく、河床勾配が急な支谷に沿って土石を伴う流下・土石堆積型水害の危険性が潜在的に高いことが特徴である。

地すべり地は、地形条件によるものよりも地質条件に関係するところが大きいものと考えられる。

発生個所とその地形・地質条件との関係を見ると、泥岩片岩などの強剥離性の変成岩類地域で発生しているもの、水成堆積岩地域での順層（流れ盤）地域で発生しているもの、逆層（受け盤）地域でも単一樹種の浅根性一斉植林による滑動面を下層に形成した斜面地域、そのほか断層破碎帯に沿って直線的に連続発生しているものなど、多様な分布特性を示している。

埼玉県内の地すべり地域は全体には数は少なく、破碎帯地すべりのような大規模・集中型ではない。

イ 丘陵地域（県中南部地域）

本地域は地形・地質的条件から造成が比較的容易で著しく市街化している。大規模丘陵地造成においては、計画的に調整池が設置されるなど事前対策が図りやすいために、山地地域で見られるような土砂災害の発生はない。

ウ 台地・低地地域（県東部～南部地域）

武蔵野台地以南に開析の進んだ台地が分布する。平野の台地を被覆している関東ローム層の層厚は、立川面（本庄、深谷、東松山、坂戸の各台地）で2～3m、武蔵野面（江南・武蔵野の大部分、北足立・下総台地）で4～5m、下末吉面（武蔵野台地内の金子・所沢台地）で10m内外の層厚を示している。ローム層は水を含むと脆弱化する特性を持つ。このため段丘崖は、集中豪雨や長雨後の地盤が緩んだ場合に、遷急点（斜面の角度が大きく変化するところ）付近で斜面崩壊（崖崩れ）する危険性が高い。

そのほか氾濫平野や扇状地上の旧河道沿いは、河川堤防が破堤した場合に洪水に見舞われる可能性があり、谷から雨水が集中しやすい小河川の谷出口付近なども土石流に注意する必要がある。

(3) その他気象災害の危険性の分布

水害や土砂災害は気象災害の一部である降雨災害（降雨が多いため災害）に含まれる。

ここでは上記以外の本県で生じうる気象災害の例を述べる。

ア 風災害

風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航空

機事故等)、拡散気流(大気汚染・悪臭等)、竜巻(旋風)

イ 降雨災害

土壌浸食災害、長雨災害(腐食・疫病蔓延)、大気乾燥(火災・疾病誘発)、渇水・干災害(用水不足・塩害)

ウ 雪害

積雪災害(構造物破壊、農作物損耗、交通途絶)、融雪災害(洪水・雪崩)、着雪・着氷災害、吹雪(降雪)、災害(列車・登山)

エ 酷寒(気温低下)災害

凍土(路盤破壊)、凍傷(人体障害)、冷害(農作物被害)

オ 酷暑(気温上昇)災害

膨張破壊(レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂)、自然発火(山林火災、木造家屋火災)、疾病(熱中症・機能低下)

カ 霜害

農作物被害

キ 雹(ひょう)害

建造物破損・農作物被害・人体被害

構造物破損・通信網途絶・人体被害

ク 雷害

ケ 霧害

交通視界困難

コ 湿度害

疾病

埼玉県は関東北部山地や秩父山地に発達した雷雨の通過地域にあっているため、これに伴って発生する雹(ひょう)害が非常に多い。被害地域は大里・北埼玉・秩父・入間地方に多く、前者2地域は関東北部山地、後者2地域は秩父山地に発生した雷雨の一般的進路にあたる。雹(ひょう)害を月別に見ると、最も多いのは6月で総数の半分近くを占め、5・7月がこれにつづく。

また、近年、夏季に高気温となる現象が発生し、熱中症による被害が多発している。なお、平成19年8月16日に、多治見(岐阜県)とともに熊谷でこれまでの国内最高気温の記録を74年ぶりに更新する40.9℃が観測された。

6 大規模事故

本県で過去に生じた大規模事故は、火災及び列車事故となっている。

[関連情報] (資料防総2-4) 「人為災害」

7 社会的な変化に対応した災害危険性

状況の激変する現代社会においては、災害危険性やその対処方法も変化する。本県の特徴と現代社会の社会的動向を考慮した場合、防災対策に対して以下の点を考慮する必要がある。

(1) 埼玉県の特徴

埼玉県は東京都のベッドタウンとしての性格から、以下のような特徴を有する。

ア 職住分離型都市

イ 核家族化

これらの点から考えられる防災上の問題点として、地域社会の断絶が考えられる。

阪神大震災を例に取るまでもなく、大規模災害発生時には地域ぐるみでの対処が重要である。これを考えた場合、本県は他県に比較して何らかの問題が生じる可能性を多分に有する。これは新興住宅地や東京近郊地区において顕著である。

(2) 社会的な変化

災害危険性の変化に対して影響を持つ社会的な変化としては以下のようなものが挙げられる。

ア 社会の高齢化

本県の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は平成17年時点で16.4%となり、平成22年には21%を超え、平成32年ごろには29%に達すると見込まれる。また、今後、本県の人口が減少に転じるものと予測され、平成27年には700万人を下回るものと見込まれる。本県はごく近い将来に、県人口が減少し始める時期と高齢化率が20%を超える時期がほぼ同時にやってくるという時代を迎える。災害に対する対応力の弱い高齢者に対しても適切な処置を実施できるだけの下準備を始めておかなければならない。

イ ライフラインの変化と多様化

ライフラインと呼ばれる、電気、ガス、上下水道などの整備が進んでいることから、広域的な災害を受けた時の復旧に時間がかかることが見込まれる。加えて、通信への依存度が高まっており、通信網の被災も大きな打撃となる。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 【各機関、市町村】

第1 趣旨

防災に関し、県、指定地方行政機関、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する訓練の実施
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置

第2 県

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。（災対法第4条第1項）

第3 市町村

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災対法第5条第1項）

第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災対法第3条第1項）

関東管区警察局

- 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。
- 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。
- 3 管区内防災関係機関との連携に関する事。
- 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- 5 警察通信の確保及び統制に関する事。

関東財務局

- 1 災害査定立会に関する事。
- 2 金融機関等に対する金融上の措置に関する事。
- 3 地方公共団体に対する融資に関する事。
- 4 国有財産の管理処分にに関する事。

関東信越厚生局

- 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。
- 2 関係職員の出遣に関する事。
- 3 関係機関との連絡調整に関する事。

関東農政局

- 1 災害予防対策
 - (1) ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関する事。
 - (2) 農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関する事。
- 2 応急対策
 - (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。
 - (2) 災害地における種もみ、その他営農資機の確保に関する事。
 - (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。
 - (4) 災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
 - (5) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関する事。
 - (6) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀並びに乾パンを確保供給する事。
- 3 復旧対策
 - (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。
 - (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

関東森林管理局

- 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関する事。
- 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。

関東経済産業局

- 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- 2 商工鉅業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。

- 3 被災中小企業の振興に関すること。

関東東北産業保安監督部

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
- 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

関東運輸局埼玉運輸支局

- 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- 3 災害時における不通区間の一回輸送の指導に関すること。

東京航空局東京空港事務所

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。
- 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- 3 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

東京管区气象台（熊谷地方气象台）

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- 2 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る。)及び水象の予報及び警報に関すること。
- 3 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。
- 4 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

関東総合通信局

- 1 電波及び有線電気通信の監理に関すること。
- 2 防災及び災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関すること。
- 3 災害時における非常通信の確保に関すること。
- 4 非常通信訓練の計画及び、その実施についての指導に関すること。
- 5 非常通信協議会の育成及び指導に関すること。

埼玉労働局

- 1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- 2 職業の安定に関すること。

関東地方整備局

管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。

- 1 災害予防
 - (1) 震災対策の推進
 - (2) 危機管理体制の整備
 - (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進
 - (4) 防災教育等の実施
 - (5) 防災訓練

- (6) 再発防止対策の実施
- 2 災害応急対策
 - (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
 - (2) 活動体制の確保
 - (3) 災害発生直後の施設の緊急点検
 - (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - (5) 災害時における応急工事等の実施
 - (6) 災害発生時における交通等の確保
 - (7) 緊急輸送
 - (8) 二次災害の防止対策
 - (9) ライフライン施設の応急復旧
 - (10) 地方公共団体等への支援
 - (11) 被災者・被災事業者に対する措置
- 3 災害復旧・復興
 - (1) 災害復旧の実施
 - (2) 都市の復興
 - (3) 被災事業者等への支援措置

第5 陸上自衛隊

陸上自衛隊第32普通科連隊

- 1 災害派遣の準備
 - (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
 - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
 - (3) 埼玉県地域防災計画にふん合した防災訓練の実施
- 2 災害派遣の実施
 - (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
 - (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第6 指定公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災対法第6条第1項）

東日本旅客鉄道(株)大宮支社

- 1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。
- 2 災害により線路が不通となった場合
 - (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。
 - (2) 線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をする。
- 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。

- 4 死傷者の救護及び処置を行うこと。
- 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。
- 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理を行うこと。

東日本電信電話株式会社埼玉支店・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店

- 1 電気通信設備の整備に関すること。
- 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。
- 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

郵便事業株式会社

- 1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。

日本赤十字社埼玉県支部

- 1 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。
- 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
- 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義捐金の募集、配分に関すること。

NHKさいたま放送局

- 1 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

東日本高速道路株式会社関東支社

〔高速自動車国道に係る〕

- 1 災害防止に関すること。
- 2 被災点検、応急復旧工事等に関すること。
- 3 災害時における利用者等へのう回路等の情報（案内）提供に関すること。
- 4 災害復旧工事の施工に関すること。

首都高速道路株式会社

- 1 首都高速道路の保全に関すること。
- 2 首都高速道路の災害復旧に関すること。
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

日本通運株式会社埼玉支店

災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。

東京電力株式会社埼玉支店

- 1 災害時における電力供給に関すること。
- 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

東京ガス株式会社埼玉支店

- 1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。
- 2 ガスの供給の確保に関すること。

第7 指定地方公共機関

東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、秩父鉄道株式会社、埼玉新都市交通株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社

- 1 鉄道施設等の安全保安に関すること。
- 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

社団法人埼玉県トラック協会

災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

土地改良区

- 1 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること。
- 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
- 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること。

水害予防組合

- 1 水防施設資材の整備に関すること。
- 2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
- 3 水防活動に関すること。

ガス供給事業者（都市ガス）

- 1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。
- 2 ガスの供給の確保に関すること。

株式会社テレビ埼玉

- 1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
- 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

株式会社エフエムナックファイブ

- 1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
- 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

社団法人埼玉県医師会、社団法人埼玉県歯科医師会、社団法人埼玉県看護協会

- 1 医療及び助産活動の協力に関すること。
- 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
- 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

社団法人埼玉県バス協会

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

社団法人埼玉県エルピーガス協会

- 1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。
- 2 ガスの供給の確保に関すること。
- 3 カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

1 農業協同組合

- (1) 市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力
- (2) 農作物の災害応急対策の指導
- (3) 被災農家に対する融資、あっせん
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- (5) 農産物の需給調整

2 森林組合

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力
- (2) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん

3 漁業協同組合

- (1) 組合員の被災状況調査及びその応急対策
- (2) 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧
- (3) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん
- (4) 県、市町村が行なう被害状況調査その他応急対策の協力

4 生活協同組合

- (1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。
- (2) 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。

5 埼玉県社会福祉協議会

- (1) 災害時要援護者の支援に関すること。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

6 商工会、商工会議所等商工業関係団体

- (1) 市町村が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。

7 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- (2) 被災時の病人等の収容、保護
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。

8 社会福祉施設経営者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練
- (2) 災害時における収容者の保護

9 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資

10 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練
- (2) 被災時における教育対策
- (3) 被災施設の災害復旧

11 婦人会等社会教育団体

市町村が実施する応急対策についての協力に関すること。

- [関連情報] (資料防総3-1) 「埼玉県防災会議委員及び幹事の職名」
(資料防総3-2) 「災害時における連絡窓口及び指定電話一覧表」
(資料防総3-3) 「指定水防管理団体一覧」

第 2 編

風水害対策編

第 1 章

災害予防計画

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織整備計画 【各機関、市町村】

第1 防災関係機関

1 基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、地方防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進して、防災組織の万全を期するものとする。

2 現況

各関係機関において災害対策を実施する組織が編成及び整備されているところであるが、今後、更に充実強化させていく必要がある。

また、地震など広域化する傾向にある現在の災害に的確に対応していくため、各関係機関相互の協力体制、補完体制の構築についても、さらに進めていくものとする。

3 地方の防災に関する組織【危機管理防災部】

(1) 県防災会議

県に、埼玉県防災会議を置く。（災対法第14条）

防災会議の組織及び運営については、関係法令、県防災会議規則、県防災会議運営要綱の定めるところによるものとし、その任務及び組織については、次のとおりとする。

ア 県地域防災計画を作成すること。

イ 市町村防災会議の不設置の協議について知事に意見を具申すること。

ウ 関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

〔関連情報〕（資料防総3-1）「埼玉県防災会議委員及び幹事の職名」

（資料防予1-1）「埼玉県防災会議規則」

(2) 市町村防災会議

市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。（災対法第16条）

(3) 災害対策本部

都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。（災対法第23条）

災害対策本部の組織と運営については、関係機関及び職員に周知するとともに、常に、検討、見直し、検証を図る。

4 防災関係機関の組織の整備【各機関、団体】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

5 防災関係機関相互の連携

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務については、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなし得るようにするものとする。

6 関東地方非常通信協議会

(1) 構成

本協議会は、無線局の免許人又は承認を受けた者並びに人命の救助、災害の救助、交通通信の確保及び秩序維持に関して特に非常通信に関係の深い機関又は団体をもって構成されている。

[関連情報] (資料防予1-2) 「関東地方非常通信協議会構成員表(埼玉県内抜粋)」

(2) 任務

- ア 非常通信訓練の実施
- イ 非常通信の運用計画の策定
- ウ 非常通信網の整備
- エ アマチュア無線局の育成指導
- オ 非常通信活用に関する調査研究
- カ 通信機器の取扱指導

7 応援協力体制【防災関係機関】

[関連情報] 第2編第2章第4節 相互応援協力計画

(1) 他都道府県との間の広域的な相互応援

ア 全体計画

知事は、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第74条の規定による応援要求に関し、あらかじめ隣接都県をはじめ広範囲の都道府県と相互応援協定を締結しておく。

(ア) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

- a 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
- b 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
- c 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供及びあっせん
- d 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

(イ) 避難所等の相互利用、緊急交通路の共同啓開等都県境付近における必要な措置

(ウ) その他特に要請があった事項

県は災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平時から協定を締結した都道府県等との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

イ 現況及び短期計画

現状では、以下に示す協定が締結されている。

協 定 名	協定を締結した地方公共団体
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全都道府県
震災時等の相互応援に関する協定	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県
八都県市災害時相互応援に関する協定	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

県は、阪神・淡路大震災の教訓を基に現在締結されている協定に関する見直しを行うとともに、応援要請手続きのマニュアル化及び平時における共同での訓練、情報交換等を実施する。

[関連情報] (資料防予1-3) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」

(資料防予1-4) 「震災時等の相互応援に関する協定」

(資料防予1-5) 「八都県市災害時相互応援に関する協定」

(2) 市町村間の相互応援

ア 全体計画

市町村長は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村との間で、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。

市町村は、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平時から、協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

イ 現況及び短期計画

県内のすべての市町村では、「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を締結している。市町村では、今後とも、近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努める。

[関連情報] (資料防予1-8) 「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」

(3) 県と防災関係機関及び防災関係機関の応援・協力

ア 全体計画

(ア) 県と防災関係機関の応援・協力

県は、災害時において防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を行い、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平時からの訓練及び情報交換等を実施する。

(イ) 防災機関相互の応援・協力

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務については、災害対策の総合性を発揮するため、相互において連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなし得るようにする。

イ 現況及び短期計画

県は、自衛隊との間で応援協力に関する事前の協議を行っている。

また、県は自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、想定される要請内容及び要請手続き

等に関し、詳細に取り決めた内容をマニュアル化し、職員への周知徹底を図るとともに、派遣要請等に関する訓練を実施する。

(4) 指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県からの職員派遣要請に対応するための体制整備
ア 全体計画

(ア) 職員派遣要請に対応するための資料整備

知事は、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は他の都道府県知事から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

(イ) 職員派遣要請に対応するためのマニュアルの整備

県は、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は他の都道府県知事から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるよう、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。

イ 現況及び短期計画

現状では、(ア)の資料整備は実施されている。

県の各部局は、職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるよう、あらかじめ職員派遣のためのマニュアルを整備する。

[関連情報]

(資料防予1-6) 「災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料」

第2 公共的団体等との協力体制の確立

1 基本方針

市町村は、その区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して災害時において、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

2 公共的団体とは以下のものをいう

日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業（協）、漁業（協）、森林組合、商工業（協）、商工会議所、商工会、生活協同組合、青年団及び婦人会、土地改良区等

3 協力体制の確立

県及び市町村は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (2) 災害時における広報等に協力すること。
- (3) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (4) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- (5) 被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。

市町村は、それぞれの所掌事務に係る公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時にお

ける協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第3 自主防災組織の整備

1 趣旨

災害時に、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず県民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。また、これらの防災活動は、県民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

2 現況

県内市町村の自主防災組織の結成状況は、市町村ごとに格差があり、すでに100%の市町村がある一方で、未だ0%と自主防災組織がない市町村もある。

3 自主防災組織の整備

(1) 組織化の推進【市町村】

自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成に当たっては、以下の点に留意するとともに、各市町村の地域の実情に応じてもっとも有効と考えられる単位で組織編成を行う。

ア 既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする必要がある。（特に、都市部においてはマンションの自治会等の参加が必要不可欠である。）

イ 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。

(2) 自主防災組織の活動内容【県民】

[平常時]

ア 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

イ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

[発災時]

ア 初期消火の実施

イ 情報の収集・伝達

ウ 救出・救護の実施及び協力

エ 集団避難の実施

オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力

カ 災害時要援護者の安全確保等

キ 避難所の自主的な運営（市町村が避難所を運営する場合は運営の協力）

(3) 活動の充実・強化【危機管理防災部・市町村】

ア 市町村は、以下に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。

イ 県は、市町村が行う自主防災組織の育成に関する取組を支援するとともに、市町村と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。

(ア) 自主防災組織の結成の促進 (結成への働きかけ、支援等)

(イ) 自主防災組織の育成・支援 (リーダー研修の実施、防災訓練の支援等)

(ロ) 活動のための環境整備 (資機材及び訓練用の場所等の整備等)

また、自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行うとともに、モデル組織の設置及び助成の実施等を推進する。

第4 民間防火組織の整備

1 趣旨

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を行っていく。

2 活動内容【県民】

民間防火組織の活動は以下のとおりである。

幼年消防クラブ	知識の習得、啓発活動
少年消防クラブ	知識の習得、啓発活動
婦人防火クラブ	啓発活動、初期消火・避難・救護等の防災活動

3 結成促進及び活性化【危機管理防災部・市町村】

県は、埼玉県婦人防火クラブ連絡協議会等を通じ、組織の結成促進、活性化、リーダーの育成等を図る。

市町村においても組織の結成促進を図るとともに研修会の開催等により活動の活性化を図る。

第5 事業所等の防災組織の整備

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、行政や県民のみならず、県内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、県南地域においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間県外へ通勤して不在のケースも多い。従って県内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

2 防災組織の整備

(1) 一般企業【危機管理防災部】

県は、企業が災害後速やかに事業継続できるよう企業の取組みを積極的に支援することを目的とした情報提供体制等の条件整備を行うなど事業防災力の強化を促進するとともに、自主的な防災組織の整備の促進を目的として、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災に係る取組みを推進し、市町村とともに関係機関の協力体制の確保に努

める。

また、一般企業を対象とした防災意識の向上を図るための事業の実施など市町村が行う組織整備の支援・指導及び助成等を行っていく。

市町村は各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 施設内の防災組織の育成【市町村】

市町村は、学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入する施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

(3) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成【危機管理防災部、市町村】

市町村は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また高圧ガスの有する爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特殊性から、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体が防災組織を設立し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導・助言を与えその育成強化を図る。

(4) 事業所内の防災組織の育成【市町村】

市町村は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

(5) 関係機関への協力体制の確立【市町村】

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主的な防災組織の整備を促進して、民間協力機構の充実を図る。特に市町村においては、以下に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

ア 民生委員、日赤奉仕団及び町内会

イ 農林商工関係団体

ウ P T A、青年団、婦人会及びその他の市民団体

エ その他の公共的団体

第6 ボランティア等の活動支援の整備

大規模な災害が発生した場合には、県及び市町村や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、県及び市町村は、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等との連携を積極的に推進していく。

1 支援体制の確保

(1) 埼玉県災害ボランティア連絡会議の設置

埼玉県災害ボランティア連絡会議を設置し、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社埼玉県支部、N P O、災害ボランティアが意見交換を行い、大規模災害発生時に災害ボランティアが最大限活動できる環境を整備する。

(2) 県災害ボランティア支援センターの設置

県は、平常時から、埼玉県社会福祉協議会及び日本赤十字社埼玉県支部などと連携を図り、災

害時の協力体制の確立に努める。災害時には、埼玉県社会福祉協議会は、県と連携して、ボランティアの活動拠点として市町村が設置する災害ボランティアセンターへ情報提供や必要な支援を行う「災害ボランティア支援センター」を設置する。

県災害ボランティア支援センターの運営は、埼玉県社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体などの協力の下に行う。県は、災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう、支援や行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。

(3) 市町村災害ボランティアセンターの設置

市町村は、発災後直ちに市町村社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

市町村災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、市町村のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

被災市町村における活動拠点の設置

(4) ボランティア活動の環境整備

県及び市町村は、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

また、県は、大規模災害時にボランティアが効果的に被災地での活動を行うため、ボランティア保険の手続きを進める。

2 登録ボランティア

(1) 災害ボランティア

県は、平常時に災害ボランティア登録を行い、必要な研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報提供を行う。災害時には、登録ボランティアは自主的、自発的に災害支援ボランティア活動を行う。

災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

ア 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等

イ 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、
救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等

ウ ボランティアコーディネート業務

市町村は、住民に対し、県の防災ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

(2) 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、建物判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

<専門分野（例）>

- ・ ボランティアコーディネーター
- ・ 心のケア
- ・ 乳幼児保育
- ・ 介護

- ・ 手話通訳
- ・ 外国語通訳
- ・ 情報・通信
- ・ 土木・建築

(3) 砂防ボランティア

土砂災害等の二次災害の防止のため、県は、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

- ア 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡
- イ 土砂災害に関する知識の普及活動
- ウ 土砂災害時の被災者の援助活動

(4) 応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、災害時には、市町村の要請に基づいて応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

3 公共的団体との協力体制の確立【県関係部局・市町村】

ア 関係する公共的団体に対して災害時において、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

公共的団体とは以下のものをいう

日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業（協）、漁業（協）、森林組合、商工業（協）、商工会議所、商工会、生活協同組合、青年団及び婦人会等、土地改良区等

イ 協力体制の確立

県及び市町村は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

- (ア) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (イ) 災害時における広報等に協力すること。
- (ウ) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (エ) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- (オ) 被災者の救助業務に協力すること。
- (カ) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- (キ) 被害状況の調査に協力すること。

それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

[関連情報]

(資料防予1-7) 「災害に際し応急措置に従事した者に対する損害補償に関する条例」

4 企業・事業所の協力体制の整備

県は、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事業所（以下「企業等」という。）が、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する体制を整備する。

＜「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の概要＞

- ア 県は、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する県内外の企業等の登録を受け付ける。
- イ 県は、登録内容を市町村へ提供し、地域と企業等との間で防災協定等を締結するよう支援する。
- ウ 県は、登録企業等及び登録した活動内容をホームページ等により広く紹介する。
- エ 県は、登録した企業等に対し、防災に関する研修会を実施する。
- オ 登録企業等は、地域との防災協定等を締結するよう努める。
- カ 登録企業等は、防災に関する研修会への参加等により、従業員に対する防災知識の普及に努める。
- キ 登録企業等は、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供等、事前に登録した活動を地域の要請又は、自主的・自発的に実施する。
- ク この制度により、災害時に実施した登録企業等の活動に係る費用は、登録企業等が負担する。

第2節 防災教育計画 【教育局、各機関】

第1 基本方針

1 趣旨

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、県民に対し、自主防災思想の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため次のとおり防災教育を行うものとする。

2 現状

県では、発災時に職員がとるべき行動を記載した危機管理・防災ハンドブックを作成し、全職員に配布している。

県の各部局は、災害対策本部が設置された際の対応を運営要領としてまとめている。

訓練については、大震災対処訓練等に参加する他、独自に訓練を行っている部局もある。

また、県では、地震対策セミナーを開催し、県民、自治体職員の防災知識の向上を図っている。

第2 実施計画

1 防災に従事する職員に対する教育【各機関】

(1) 県職員

災害発生時に計画及び対策の実行主体となる県職員については防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため以下に示すような防災教育を行う。

ア 危機管理・防災ハンドブック(庁内LANを利用した電子データの配布)

発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した危機管理・防災ハンドブックを配布し、周知を図る。

危機管理・防災ハンドブックの作成に当たっては、以下の内容に留意する。

- (ア) 初動参集
- (イ) 参集途上の情報収集
- (ウ) 救助、応急手当
- (エ) 初期消火
- (オ) 避難誘導
- (カ) 避難所の開設、運営
- (キ) 災害情報の取りまとめ
- (ク) 広報活動
- (ケ) その他必要な事項

イ 現地訓練の実施

地域における対策要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

ウ 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を、講師又は指導者として研修会及び講演会等を実施する。

エ 防災機器操作の習熟

防災情報の収集機器及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のた

めの研修を実施する。

(2) 消 防

消防職員及び消防団員に対し、市町村消防の本質と消防責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力の錬成を図り、もって公正明朗、かつ、能率的に職務を遂行し得るよう教育する。

(3) 水 防

水防業務に従事する団（職）員に対して、水防法令、水防計画及び実務に対する講習会、研究会等の実施又はその指導を行う。

(4) 警察及び自衛隊

警察官及び自衛隊員については、それぞれの実施計画に基づき必要な防災教育を行う。

(5) 防災研修会等の実施

災害発生の予知、気象、災害防止、被害の軽減及び災害復旧その他に関する調査研究等に基づく講習会の開催及び災害関係法令等に対する研修会の実施、防災手引を配布して防災教育の向上に努める。

(6) 県民等に対する教育

ア 学校教育【教育局】

学校の教育活動全体を通じて、地域社会の実情及び、児童生徒の発達段階や経験に即して、次の事項について、防災教育を行う。

(ア) 災害発生の原因

(イ) 避難その他の防災措置の方法の習得

(ウ) 自主防災意識

(エ) その他必要な事項

イ 社会教育【教育局】

関係機関、団体等と連携して、職場、一般家庭にある社会人を対象として、随時適当な機会を通じて、講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。

ウ 事業所等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

県、市町村は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第3節 防災知識普及計画 【危機管理防災部、各機関】

第1 基本方針

1 趣旨

県民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災思想の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するため計画するものとする。

2 現状

県では、9月1日を中心とする防災週間に、「彩の国だより」やテレビ番組で防災特集を組むほか、啓発用のパンフレットの配布や研修会の開催など様々な方法により、防災知識の普及を図っている。また、防災学習センターでは、体験をとおした防災意識の高揚を図っている。

市町村でも、広報紙などを通して普及啓発を行うほか、講演会、学習会などを開催しているところもある。

3 防災知識の普及における災害時要援護者等への配慮

防災知識の普及を実施する際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、自主防災組織のリーダー研修を実施するなど、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。その際、女性の参画促進に努めるものとする。

第2 実施計画

災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項

1 防災知識の普及内容

- (1) 災害の種別、特性、一般的知識
- (2) 災害対策基本法及び関連法の主旨
- (3) 災害時における心得
- (4) 防災計画の概要
- (5) 被害報告及び避難方法
- (6) 過去の災害の状況
- (7) 災害復旧時の生活確保に関する知識

2 防災知識の普及方法

防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

- (1) 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットその他各種
- (2) 広報紙、パンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）
- (3) 映画、スライドの制作利用
- (4) 立看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- (5) 防災学習センター
- (6) 講習会、講演会、座談会等の開催

第4節 防災訓練計画 【危機管理防災部、各機関】

第1 基本方針

1 趣旨

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図るものとする。

2 現状

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間中等、それぞれの機関が行う定期的な訓練により、県、市町村、自衛隊、防災関係機関、自主防災組織、住民等の組織間の連携体制の確立・強化を図っている。

3 防災訓練における災害時要援護者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、自主防災組織のリーダー研修を実施するなど、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。その際、女性の参画促進に努めるものとする。

第2 実施計画

1 総合防災訓練

- (1) 災対法第47条の定める災害予防責任者が、同法第48条に基づき実施する。
- (2) 訓練の種類
 - ア 県及び市町村を主とするもの。
 - イ 防災関係機関を主とするもの。
 - ウ 自主防災組織・住民を主とするもの。

2 水防訓練

- (1) 水防法第4条の規定により指定された水防管理団体が、当該水防管理団体の水防計画に基づき実施する。
- (2) 訓練の方法
出水期前に実施することとし、水防管理者が要領を定める。

3 消防訓練

- (1) 消防組織法第4条第2項第15号の規定に基づき、市町村消防計画により実施する。
県は、市町村が消防に関する訓練を実施するため、勧告、指導及び助言を行う。
- (2) 訓練の種類
 - ア 基礎訓練
 - イ 火災防御訓練
 - ウ 水災防御訓練
 - エ 救助救急訓練

オ 総合防災訓練

4 災害情報収集伝達訓練

- (1) 災害情報の収集伝達機器を最良の状態に保つために実施する。
- (2) 訓練の種類
 - ア 災害情報収集伝達訓練
 - イ 通信連絡訓練
 - ウ 非常通信訓練
- (3) 実施の方法
 - ア 災害情報の収集伝達機器を、日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る。
 - イ 気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する。
 - ウ 被害の状況及び処置を報告及び連絡する。

5 避難訓練

- (1) 災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法第8条の規定に基づく防火管理者等が実施する。
- (2) 訓練の種類
 - ア 市町村が実施するもの
災害時における避難の勧告及び立ち退き等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。
 - イ 防火管理者が実施するもの
学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。
 - ウ 児童、生徒の避難訓練等
学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。
 - エ 災害時要援護者等の訓練
住民、団体、企業等が行う災害時要援護者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

6 訓練の検証

- (1) 訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。
- (2) 評価及び検証の方法
 - ア 訓練後の意見交換会
 - イ アンケートによる回答
 - ウ 訓練の打合わせでの検討
- (3) 検証の効果
 - ア 評価や課題を整理し、地域防災計画の見直し資料とする。
 - イ 市町村の防災訓練に対する助言や参考資料とする。
 - ウ 次期の訓練計画に反映する。

第5節 防災活動拠点計画

【企画財政部、危機管理防災部、県土整備部、都市整備部、教育局、市町村、 関東地方整備局、各機関】

第1 基本方針

1 趣旨

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

2 現況

研修機能を有している防災学習センター、物資の備蓄及び活動拠点機能を有している防災基地を整備したほか、既存の施設を、災害時に活用できるよう機能の拡大を図っている。

第2 防災活動拠点の整備【企画財政部・危機管理防災部・県土整備部、都市整備部・教育局】

県は、以下の機能をほぼ総合的に有している「防災基地」の整備をはじめ、災害時にはこれらの機能を有する広域的でかつ主要な施設を、防災活動拠点として位置づけ整備した。

防災活動拠点の概要は、次のとおりである。

防災拠点	救援物質		活動要員 集結機能	被災者等 避難機能	訓練研修 機能	備 考
	備蓄機能	集配機能				
防災基地	○	○	○		○	総合的な防災活動機能 開設5基地
県営公園	○ 飲料水	○		○ 避難所	○	開設19公園 計画2公園
防災拠点校	○	○		○ 避難所	○	38校
舟運輸送拠点		○			○	舟運を利用した輸送機能 河川マリーナ
大規模施設	○	○		○ 避難所	○	埼玉スタジアム2002、 さいたまスーパーアリーナ
防災学習センター	○ 飲料水		○		○	
消防学校	○ 活動機材	○	○		○	

※ 防災活動拠点を、避難所として活用するにあたっては、当該活動拠点の施設管理者は、避難所としての指定及び運営方法等について、市町村とあらかじめ協議しておくこととする。

1 危機管理防災センターの整備【危機管理防災部】

県の災害対策の中核として機能する危機管理防災センターを整備し、平成23年3月から運用を開始した。

2 防災基地の整備【危機管理防災部】

総合的な防災活動拠点として、県内に防災基地を5箇所整備した。

防災基地が有する機能及び主な施設は、次のとおりである。

	予 防 活 動	応急及び復旧復興活動
物の拠点	食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の物資の備蓄拠点としての機能	・災害時の食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄放出・集積・配送拠点としての機能 ・調達物質及び県外からの救援物質の受け入れ、一時保管及び配送等の機能
人の拠点	防災教育・訓練の拠点としての機能	・災害時の活動要員の集結拠点としての機能 ・県外からの応援要員の受け入れ、一時滞在及び配送等の機能 ・災害時の被災者の一時避難（安全確保）及び生活確保のための機能

(主な施設) 防災倉庫、臨時ヘリポート、ヘリコプターの駐機場、
救援物資等の集積・仕分け場、耐震性貯水槽、自家発電装置

3 県営公園の整備

19の県営公園に次の施設を必要に応じて整備する。

臨時ヘリポート	夜間照明装置	非常電源
放送施設	耐震性貯水槽	井戸

[関連情報] (資料防予5-1) 埼玉県内の公園

4 防災拠点校の整備

38校の県立高校に次の施設を整備した。

緊急宿泊所（体育館、武道場、食堂兼合宿所を利用し、災害時要援護者の収容も可能）

備蓄倉庫（食料、生活必需品等）

太陽光発電、給湯設備、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置

5 舟運輸送拠点の整備

芝川マリーナ、大場川マリーナ

川口緊急用船着場、秋ヶ瀬緊急用船着場、戸田緊急用船着場

6 大規模施設の整備

埼玉スタジアム2002、さいたまスーパーアリーナ

第3 緊急輸送ネットワークの整備【県土整備部、都市整備部・市町村・関東地方整備局】

1 緊急輸送道路の指定

(1) 県による指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図、地震被害想定結果や地域の現況等に基づき、次の基準に従って緊急輸送道路を選定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

ア 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

イ アの道路と次に掲げる施設とを連携し、又は施設間を相互に連絡する道路

(ア) 県庁舎

(イ) 県出先庁舎

(ウ) 市町村庁舎

(エ) 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊の庁舎、事務所等

(オ) 防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校等）

(カ) 県及び市町村の備蓄倉庫、輸送拠点

(キ) 広域避難場所

(ク) 臨時ヘリポート

(ケ) 着岸施設（河川）

(2) 市町村による指定

市町村は、市町村内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町村、関係機関、関連企業と協議の上、市町村内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

ア 市町村庁舎

イ 市町村出先庁舎

ウ 市町村内の関係機関施設

エ 防災活動拠点

オ 避難所

カ 市町村内の備蓄倉庫、輸送拠点

キ 臨時ヘリポート

ク 着岸施設（河川）

2 緊急輸送道路等の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図っていく。

その際、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備しておく。

市町村は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努めるものとする。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

3 緊急河川敷道路の整備

災害時における河川施設の応急復旧、避難住民の救援活動、物資の輸送等に使用する目的で、荒川及び江戸川の河川敷地内に緊急河川敷道路を整備中である。

第6節 災害情報体制の整備

【危機管理防災部、県土整備部、市町村、防災関係機関】

第1 基本方針

1 趣旨

県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

県、市町村及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築するものとする。

2 留意点

(1) 最新の情報通信技術の成果を踏まえる

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術を防災情報システムに適用することが可能となりつつあり、こうした成果を踏まえる。

(2) 災害ごとの特性、地域特性及び時間特性を踏まえる

様々な災害の種類、地域特性及び時間特性により必要となる災害情報の種類や収集伝達に関するポイントが異なってくる。夜間に災害が発生した場合や、大規模事故等被害が一部の地域に限られた場合でも迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を確保しておく。

第2 情報通信設備の安全対策

1 全体計画

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つため、県、市町村及び防災関係機関は、以下のような安全対策を講じるものとする。

(1) 非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー、及び可搬型電源装置等を確保する。又、これらの定期的なメンテナンスを行う。

(2) 地震に対する備え

防災情報システムのコンピュータは、免震床に設置する。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

(3) システムのバックアップ

防災無線システムを、地上系と衛星系で2重化し、また、バックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努める。特に、県庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるようバックアップ体制を整備する。

2 現状

(1) 県の安全対策

県防災行政無線統制局を始めとする34の地上系無線局と192の衛星系端末局に、停電時にも対応できるよう無停電電源装置、自家発電設備を整備している。

(2) 通信系のバックアップ

県は、地上系防災行政無線局所244箇所のうち、192箇所について、衛星系端末局を設置し、通信回線の二重化を図っている。

また、一斉指令が可能な可搬型衛星通信設備1基を県庁に配備したほか、電話FAX用の可

搬型衛星通信設備3基を県庁、浦和合同庁舎及びさいたま市消防局に配備している。また、本県と内閣府を結ぶ首都直下の地震対応衛星通信設備（可搬型通信設備1基）を県庁に配備している。このほか、衛星携帯電話6台を県庁に配備している。

第3 情報収集伝達体制の整備

[関連情報] 第2編第2章第6節 災害情報通信計画

1 全体構想

(1) 情報収集体制の整備

ア 広域的な情報収集体制

県は、県全域の広域的な被害状況等を把握するため次のようなシステムを整備又は導入する。

- (ア) 埼玉県防災情報システム
- (イ) 震度情報ネットワークシステム及び地震被害予測システム
- (ウ) 防災行政無線システム（地上系、衛星系）
- (エ) 防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像伝送システム
- (オ) 県土整備部水防情報システム
- (カ) 県土整備部静止画伝送システム
- (キ) 気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム
- (ク) インターネット等を通じたパソコン通信システム

イ 狭域的な情報収集体制

市町村は、当該地域や施設に関する狭域的な被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。

- (ア) 屋上テレビカメラによる状況把握システム
- (イ) 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- (ウ) 既存の災害情報システム（市町村テレメータシステム等）とのオンラインリンクシステム
- (エ) 市町村防災行政無線システム
- (オ) アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム
- (カ) かけつけ通報等

(2) 情報伝達体制の整備

ア 県からの情報伝達体制

県は、市町村及び防災関係機関に対し、広域的な被害状況等に関する災害情報や指令情報を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線等を有効に活用するものとし、音声のみならずFAX、データ及び映像の形でも伝達可能なシステムとする。

[関連情報]（資料防予6-1）「埼玉県防災行政無線の設置及び管理に関する要綱」

イ 市町村等からの情報伝達体制

市町村及び防災関係機関等は、避難所、出先機関、防災対策拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、アマチュア無線、タクシー無線、CATVシステム、パソコン通信システム、FM文字多重放送、道路情報表示板等を有効的に活用する。

2 現況

(1) 県の情報通信設備

県では防災行政無線の整備を継続的に推進しており、現在、地上系防災行政無線は244箇所（平成20年4月1日現在）である。統制局を県庁に置き、支部局を地方庁舎10箇所に設置し、端末局は、市町村、消防本部、主要防災関係機関、防災航空隊、保健所、県土整備事務所等に設置している。その他に全県移動局287局も保有している。衛星系防災行政無線は、192局（平成20年4月1日現在）を整備したほか、一斉指令可能な1台を含む4台の可搬型衛星局を保有している。

(2) 市町村の情報通信設備

市町村の同報系防災行政無線設備は、68市町村（平成20年4月1日現在）で設置されており、未設置は2市町村である。

3 短期計画

(1) 県防災行政無線の強化

災害時の初動体制の確保に必要な地域機関等へ防災行政無線網の整備を進め、緊急連絡体制の拡充強化を図る。

(2) 市町村防災行政無線の整備促進

市町村防災行政無線（同報系無線）の整備を促進するとともに、移動系無線として地域防災無線の整備を強力に促進する。

(3) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

[関連情報]（資料防予6-1） 「埼玉県防災行政無線の設置及び管理に関する要綱」

第4 情報処理分析体制の整備

1 全体計画

(1) 災害情報の種類

災害情報

— 災害時にとりかわされる情報

— 観測情報……地震計等からの情報

— 被害情報……物的被害、人的被害、機能被害に関する情報

— 措置情報……県、市町村、防災関係機関の行う対策に関する情報

— 生活情報……ライフライン等生活に関する情報

— 事前に準備すべき情報

— 地域情報……地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報

— 支援情報……防災組織、対策手順、基準等の情報

(2) 災害情報データベースの整備

県、市町村及び防災関係機関は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

災害情報データベースシステムは、地理情報システム（GIS）として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

(3) 災害情報シミュレーションシステムの整備

県、市町村及び防災関係機関は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムを整備する。

第7節 避難予防対策

【総務部、危機管理防災部、保健医療部、福祉部、教育局、警察本部、市町村、各機関】

第1 基本方針

1 趣旨

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者、及び延焼拡大や崖崩れの危険性の迫った地域の住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営、及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて計画を作成する。

〔関連情報〕 第2編第2章第11節 災害救助保護計画

2 留意点

(1) 住民、行政及び防災関係機関の連携

市町村は、避難計画の策定に当たって、住民及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、避難所及び避難路は、日ごろから標識等により分かりやすく標示し、住民に周知徹底しておくことが重要である。

(2) 高層ビル、地下街等の都市施設の避難予防対策の推進

高層ビル、地下街、駅等の都市施設について、災害時の混乱を防止し的確な避難誘導等を図るため、事業所や行政等と連携した避難予防対策を進める必要がある。

(3) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。このため、日ごろから懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、それに備えた訓練及び普及啓発が必要である。

3 現状

(1) 避難計画の策定

市町村は、それぞれの地域防災計画の中で避難計画の策定を行い、その計画に基づいて避難予防対策を実施している。

(2) 防災上重要な施設の避難計画

それぞれの施設では、防火管理者を中心として消防計画を策定しており、それらの中で避難計画を定めている。

(3) 学校等の避難計画

それぞれの学校等では防火管理者を中心として消防計画を策定しており、それらの中で避難計画を定めている。

第2 避難計画の策定

1 避難に関する指針【危機管理防災部】

市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、

日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、県は、避難に関して必要な情報を市町村に提供するとともに、県が情報をまとめ、指針等を作成し、市町村に提供する。

【関連情報】（資料防予7-2）集中豪雨における情報伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する指針

（資料防予7-2）避難所の運営に関する指針

2 避難計画の策定

(1) 避難計画の策定【市町村】

市町村は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

また、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルなどを予め整備する。災害時要援護者の避難支援について、避難支援プランの作成や福祉避難所の指定等を推進する。（災害時要援護者については第14節「災害時要援護者安全確保計画」を参照。）

(2) 避難計画策定への協力【施設管理者】

県（施設管理者）は災害時に避難所として活用される可能性のある以下の施設の所在する市町村と協議し、市町村の作成する避難計画の中で県の施設の位置付け、管理・運営方法等につき取り決めておくものとする。

- ・ 県立学校
- ・ 県立文化施設
- ・ 県立福祉施設
- ・ 県営公園
- ・ その他避難所となりうる県有施設

(3) 県立学校の避難拠点としての整備【教育局】

県立学校のうちから、あらかじめ地域の中核となる防災拠点校を指定し、これらについて整備を行う。

ア 対象となる施設

災害時の避難施設として、食堂兼合宿所、武道場、体育館を位置付ける。また、災害時の水確保のための施設として、プールを位置付ける。

なお、合宿所は、災害時要援護者向けの施設として整備する。

イ 整備方針

- (ア) 施設の老朽度、経年劣化を考慮し、改築又は改修を行うとともに、緊急宿泊可能な設備を増設する。
- (イ) 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、発電設備（自家用発電設備、太陽光発電設備）、ソーラ給湯設備、グラウンド照明設備及び浄水装置を整備する。
- (ウ) 水確保のためのプールについては、新設するものは浄水装置を備えた耐震プール、備蓄倉庫及びトイレ・シャワー棟を建築する。

(4) 防災上重要な施設の避難計画【施設管理者】

学校、病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上での、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等

- イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難地の選定、収容施設の確保並びに教育、給食の実施方法等
- ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- エ 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- オ 高層ビル、地下街及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- カ 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、市町村、警察署、消防署との連携等

(5) 公立学校等の避難計画【公立学校管理者】

公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

ア 防災体制の確立

(ア) 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画作成に当たっては、公立小中学校管理規則、県立高等学校管理規則及び県立特別支援学校管理規則に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

(イ) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び市町村並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(ウ) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

(エ) 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

a 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

b 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

イ 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日ごろから避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、市町村における防災計画に基づき、消防署、警察署、市町村及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(6) 私立学校等の避難計画【総務部・市町村】

県及び市町村は、私立学校等が、(5)に準じて自主的に対策をたてるよう助言するものとする。

3 避難所・避難路の選定と確保

(1) 広域避難場所の指定

市町村長は、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の住民を対象に、次の基準によりあらかじめ広域避難場所を選定確保する。

その他の市町村においても、必要に応じて、これらの事項を参考にして避難場所の指定を行うものとする。

ア 面積10ha以上とする。(面積10ha未満の公共空地でも、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積10ha以上となるものを含む)

イ 避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。

エ 木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。

オ 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところとする。

カ 純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。

キ 次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

(ア) 避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

(イ) 避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。

(ウ) 避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。

(2) 避難所

市町村は、地震災害時において、主に近隣住民が避難する面積1ha以上の避難所を選定し、確保するものとする。広域災害に備え、県は市町村間の避難所の相互利用の推進を図るよう指導する。

4 避難路の選定と確保

広域避難場所を指定した市町村は、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。

ア 避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。

エ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

オ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

5 避難所の事前指定【危機管理防災部、県土整備部、都市整備部、教育局、市町村】

(1) 市町村はあらかじめ避難所を指定し、住民に周知しておくものとする。

(2) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 原則として、町会(又は自治会)又は学区を単位として指定する。

イ 耐震・耐火構造の公共建物等(学校、公民館等)を利用する。

- (3) 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努めるものとする。
- (4) 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図るものとする。
- (5) 避難所に仮設トイレ等を備蓄するとともに、その設置及び利用方法等を熟知しておく。
- (6) 災害時に避難所として活用される可能性のある県有施設（県立学校、文化施設、福祉施設、県営公園、その他避難所となりうる施設）の管理者等は、当該施設の所在する市町村が、市町村地域防災計画、避難所運営マニュアル等に従って当該施設を災害時に迅速・円滑に避難所として管理・運営できるように、当該施設の所在する市町村と当該施設職員の応援体制、役割分担、通信連絡手段等について毎年度、協議をしておくものとする。
- (7) 県は、県立学校のうちから、あらかじめ防災活動の中核となる施設（防災拠点校）を指定し必要な整備を行う。

第8節 物資及び資機材等の備蓄

【危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、福祉部、県土整備部、都市整備部、教育局、企業局、病院局、市町村、水道企業団】

第1 基本方針

1 趣旨

大規模な災害が発生した直後の県民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資器材及び防災用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。

〔関連情報〕 第2編第2章第12節 生活支援計画

2 留意点

(1) 想定される災害の種類と対応

備蓄品目及び数量の目標値は、被害が甚大となる震災を対象とし、震災対策編で定めたものとする。

(2) 発災時の人口分布と対策の対応

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい地域等の就業者に対しては、個々の企業における備蓄対策の推進を促していくことが必要である。

(3) 既存施設の活用

備蓄拠点として県立高校、県営公園等の既存の県有施設等を積極的に活用していく。

(4) 災害時要援護者への配慮

食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、災害時要援護者に配慮した品目を補充していくものとする。

3 現況

県備蓄目標は満たしているが、品目については常に検討していく必要がある。

なお、状況によっては流通備蓄等を有効に活用していくものとする。

第2 食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 食料の備蓄並びに調達体制の整備【農林部、市町村】

(1) 全体計画

ア 食料の備蓄

(ア) 基本事項

a 実施主体

県、市町村、県民が行う。

b 食料給与対象者

災害時の食料給与の対象者は、避難住民及び災害救助従事者とする。

c 目標数量

地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」によるピーク時避難人口の、3日分に相当する量を目標として、県、市町村、県民が備蓄するものとする。

県の備蓄数量は、市町村における備蓄の状況及び県民による備蓄及び災害時応援協定に基づく調達等を踏まえて、次のとおりに設定する。

(県民は、避難する際に食料を持ち出すものとする)

供給対象者	県・市町村	県民	合計
避難住民	2日分	1日分	3日分
災害救助従事者	3日分	—	3日分

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応するものとする。例示すると以下のとおりである。

主食品 アルファ米、乾パン、おかゆ、クラッカー等
乳児食 粉ミルク、離乳食等
その他 保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

d 災害時要援護者等への配慮

幼児や高齢者や障害者等の災害時要援護者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、県及び市町村は、口へ入れやすさや日常生活に近い食事についても考慮し、食料の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者に対しては、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、市町村がアレルギー食品注意カードを避難所等で配布できるように支援する。

[関連情報] (資料防予8-1) 食料及び生活必需品等の備蓄

(イ) 備蓄場所

県は、備蓄場所として以下の施設を整備する。

a 防災基地 b 防災拠点校 c 大規模施設

また、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の備蓄場所の整備を促進していく。市町村は、避難所に指定されている施設及び近隣の市役所、市民センター等を備蓄場所として整備するとともに、市内各地区への交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

(ウ) 食料の備蓄計画の策定

県は、市町村を補完する立場から(ア)基本事項を踏まえ、備蓄すべき食料の数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定及び更新していくものとする。

市町村は、同様に、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定しておくものとする。

(エ) 食料の備蓄

県及び市町村は、(ウ)の食料の備蓄計画に基づき、避難住民及び災害救助従事者を対象とする食料の備蓄を行う。また、県は、県民に対しても各々1日分の居宅での備蓄を促進していく。

イ 食料の調達

(ア) 食料の調達計画の策定

県は、市町村を補完する立場から県が調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定及び更新していくものとする。

(イ) 食料の調達体制の整備

県は、(ア)の食料の調達計画に基づき、生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を

締結する。

また、アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食品の調達に配慮する。さらに、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の調達体制の整備を促進していく。

市町村は、(ア)の食料の調達計画に基づき、生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結する。

ウ 食料の輸送体制の整備

県は、食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市町村が備蓄及び調達を行う食料の市町村集積地までの輸送に関して、業者と協定を締結しておく。

また、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の輸送体制の整備を促進していく。

市町村は、食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市町村が備蓄及び調達を行う食料の輸送に関して、業者と協定を締結する。

エ 食料集積地の指定

県は、災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは、県調達食料の輸送拠点として、原則として、防災基地及び広域集積地の候補地の中から広域集積地を指定する。

市町村は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物）のなかから市町村集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告するものとする。

[関連情報] (資料防予8-2) 食料の調達先等

(2) 短期計画

ア 県は、備蓄食料の更新及び見直しを行う。その際、おかげ、減塩食品等災害時要援護者向けの食料の備蓄について配慮していくものとする。

イ 県は、備蓄拠点として、防災基地、防災拠点校、大規模施設の整備を推進していく。

- [関連情報] (資料防予8-2) 「食料調達先等」
(資料防予8-3) 「県備蓄食料保管場所」
(資料防予8-4) 「ランニング備蓄委託店」
(資料防予8-5) 「米穀卸売販売業者等の事務所及び大型精米工場所在地」
(資料防予8-6) 「副食・調味料生産者団体所在地」

2 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備【産業労働部、市町村】

(1) 全体計画

ア 生活必需品の備蓄

(ア) 基本事項

a 実施主体

原則として市町村が行い、県はそれを補完していくものとする。

b 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とす

る。

c 目標数量

地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」によるピーク時避難人口のおおむね3日分に相当する量を県と市町村で備蓄することを目標とする。

d 品目の例示

(a)寝具 (b)外衣 (c)はだ着 (d)身回り品 (e)炊事用品
(f)食器 (g)日用品 (h)光熱材料 (i)簡易トイレ (j)情報機器
(k)災害時要援護者向け用品

(イ) 備蓄場所

県は、備蓄場所として以下の施設を整備する。

a 防災基地 b 防災拠点校 c 大規模施設

(ウ) 生活必需品の備蓄計画の策定

県は、各市町村が策定した生活必需品の備蓄計画を受け、県の被害想定に基づく必要数量を考慮の上、市町村の計画を補完する立場から県が備蓄すべき生活必需品の数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定及び更新していくものとする。

市町村は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

(エ) 生活必需品の備蓄

県は、(ウ)の生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品のうち、市町村を補完するという立場から備蓄に努めるものとする。また、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の備蓄体制の整備を促進していく。

市町村は、(ウ)の生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

イ 生活必需品の調達

(ア) 生活必需品の調達計画の策定

県は、各市町村が策定した生活必需品の調達計画を受け、県の被災者想定に基づく必要数量を考慮の上、市町村の計画を補完する立場から県が調達すべき生活必需品の数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定及び更新していくものとする。

市町村は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておくものとする。

(イ) 生活必需品の調達体制の整備

県は、(ア)の生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努めるものとする。

また、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の調達体制の整備を促進していく。

市町村は、(ア)の生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努めるものとする。

とする。

ウ 生活必需品の輸送体制の整備

県は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者及び輸送業者と十分に協議し、県が備蓄並びに調達を行う生活必需品の市町村集積地までの輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

また、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の輸送体制の整備を促進していく。

市町村は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市町村が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

(2) 短期計画

ア 生活必需品の備蓄物資の更新及び見直しを行う。

イ 備蓄拠点として、防災基地、防災拠点校・大規模施設の整備を推進していく。

[関連情報] (資料防予8-7) 「備蓄物資保管場所」

3 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

【保健医療部、企業局、教育局、市町村、水道企業団】

(1) 全体計画

ア 基本事項

(ア) 実施主体

原則として市町村及び水道企業団が行い、県はそれを補完していくものとする。

(イ) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、り災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。

(ウ) 1日当たり目標水量

地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」による最大断水人口約242万人分と想定し、被災後の時間経過に伴って以下の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	30 /人・日	生命維持に最小必要な水量
災害発生から10日	200 /人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	1000 /人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	2500 /人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(エ) 品目

- a 給水タンク
- b ウォーターバルーン
- c ポリ袋
- d その他

(オ) 備蓄場所

- a 防災基地
- b 防災拠点校
- c 大規模施設
- d 浄水場・中継ポンプ所

イ 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

県は、各市町村が策定した応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を受け、市町村の計画を補完する立場から備蓄並びに調達すべき応急給水資機材の数量、品目、備蓄場所、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定及び更新していくものとする。

市町村及び水道企業団は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

ウ 給水拠点の整備

県は、各浄水場及び中継ポンプ所に緊急備蓄用としての送水調整池等の築造や、送水管路内の水を利用するための機能をもった拠点の整備計画を策定しておくものとする。

エ 応急給水資機材の備蓄

県は、イの応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資器材のうち、市町村を補完するという立場からの備蓄を行う。

また、県は、市町村及び水道企業団への助言及び指導を通じ、市町村及び水道企業団の備蓄体制の整備を促進していく。

市町村及び水道企業団は応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

オ 応急給水資機材の調達体制の整備

県は応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

また、県は、市町村及び水道企業団への助言及び指導を通じ、市町村及水道企業団の調達体制の整備を促進していく。

市町村及び水道企業団は、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

カ 耐震性貯水槽の整備

県は、県立高校等における耐震性貯水槽の整備を行う。また、市町村への助言及び指導を通じ、市町村が行う耐震性貯水槽の整備を促進していく。

市町村及び水道企業団は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽の整備を行う。

キ 検水体制の整備

県は、市町村が行う検水体制の整備について助言及び指導を行う。

市町村及び水道企業団は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

(2) 現況

ア 県企業局の応急資機材及び給水能力

(1日当たり)

資 機 材	備蓄量	基本給水量(リットル)	給水能力(リットル)
給水タンク (1 m ³)	12基	12,000	84,000
給水タンク (2 m ³)	40基	80,000	560,000

ポリタンク(20リットル)	3,240個	64,800	453,600
給水車	1台	3,650	25,550
ウォーターバック製造機	1台	0.5リットル× 50袋/分	36,000
計	—	—	1,159,150

※給水能力は、基本水量×7回使用/日

(3) 短期計画

ア 備蓄応急資機材の更新及び見直しを行う。

イ 県立高校等における耐震性貯水槽及び近くに浄水場や給水所等がない地域における井戸の整備を推進していく。

[関連情報] (資料防予8-8) 「給水車等保有状況調査一覧表」

(資料防予8-9) 「応急資機材及び給水能力」

第3 防災用資機材の備蓄

(1) 全体計画

ア 基本事項

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行わなければならないため、即対応が可能な市町村が備蓄を行うこととする。

(ア) 実施主体

原則として市町村が行い、県はそれを補完していくものとする。

(イ) 目標数量

各避難所及び広域避難地の収容人員の計画値を目安とする。

(ウ) 品目

- | | | |
|------------------------------|-------|-------|
| a ろ水器 | f 発電機 | h 炊飯器 |
| b 仮設トイレ | g 投光機 | i テント |
| c 救助用資機材(バール、ジャッキ、のこぎり等) | | |
| d 移送用具(自転車、バイク、担架、ストレッチャー等)等 | | |
| e 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材 | | |

(エ) 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、市町村は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備していくものとする。

県は、市町村を補完する立場で次の場所に備蓄を行う。

- a 防災基地
- b 防災拠点校
- c 大規模施設
- d 県土整備事務所等(上記(ウ)eのみ)
- e 流域下水道水循環センター(上記(ウ)eのみ)

イ 防災資機材等の備蓄計画の策定

県は、県の被害想定結果に基づく必要量を考慮の上、各市町村が策定した防災資機材等の備蓄計画の助言及び指導を行う。

市町村は各避難所及び広域避難地の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定しておくものとする。その際、自主防災組織或いは町内会単位での備蓄体制を整備していくものとする。

ウ 防災資機材等の備蓄

県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の備蓄体制の整備を促進していくとともに、市町村を補完する立場から備蓄を進める。

市町村は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(2) 短期計画

ア 県は備蓄防災資機材の更新及び見直しを行う。その際、災害時要援護者用の移送器具等の備蓄を積極的に進める。

イ 県は新たに結成される自主防災組織に対する防災資機材整備の助成を行う。

第4 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備【保健医療部、病院局】

(1) 全体計画

ア 基本事項

(ア) 実施主体

原則として市町村が行い、県はそれを補完していくものとする。

(イ) 利用対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う県、市町村及び県、市町村が要請した機関とする。

(ウ) 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資器材セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備することとする。

(エ) 備蓄場所

a 防災基地

b 災害対策本部の支部

c 県立病院

イ 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画の策定

県は、各市町村が策定した医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画を受け、県の被害想定結果に基づく必要量を考慮の上、市町村を補完する立場から、県が備蓄並びに調達すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

市町村は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等で把握し災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

ウ 医療救護資器材、医薬品の備蓄

(ア) 県は、イの医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(イ) 災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

(ウ) 県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の備蓄体制の整備を促進していく。

(エ) 市町村は、イの医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(オ) 災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

エ 医療救護資器材、医薬品の調達体制の整備

県は、イの医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、厚生労働省、近隣都県、関係団体及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

また、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の調達体制の整備を促進していく。

市町村は、イの医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、厚生労働省、近隣都県及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

〔関連情報〕（資料8-10）「医薬品等備蓄場所一覧」参照

（資料8-11）「ランニング備蓄委託店一覧」参照

（資料8-12）「災害時の医薬品等の供給に関する協定書」参照

(2) 短期計画

大規模災害に迅速かつ十分対応できるよう医薬品等の備蓄場所を拡充するとともに、品目や数量の充実を図る。

第9節 医療体制等の整備

【危機管理防災部、保健医療部、関東信越厚生局、日本赤十字社埼玉県支部、 埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県看護協会】

第1 基本方針

1 趣旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制について整備を図る。

また、現地の自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

[関連情報] 第2編第2章第11節 災害救助保護計画

2 留意点

(1) 初期段階の救急医療体制の充実

災害発生直後は、119番回線の不通又は輻輳や交通混雑などによる救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急医療体制の充実に努める必要がある。

(2) 医療救護活動のマニュアル化

効果的な医療救護活動を行うため、「災害時初期救急医療救護活動マニュアル」に基づき対応するが、更に細部の取り決めを行う必要がある。

第2 初期医療体制の整備

1 現況

(1) DMA T (Disaster Medical Assistance Team)

ア 埼玉DMA T

災害医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣医療チーム「埼玉DMA T」を、指定した災害拠点病院に設置する。

埼玉DMA Tは、専用の医療資機材等を携行し、地震などの自然災害や大規模な交通事故等の発生した際の急性期（48時間以内）に災害現場で救命措置等を行い、傷病者の救命率向上や後遺症の軽減を図る。

埼玉DMA Tは、「埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の医療隊にも位置づけられており、防災航空隊や機動救助隊と連携した活動も行う。

県及び指定を受けた災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉DMA Tの派遣等を行うものとする。

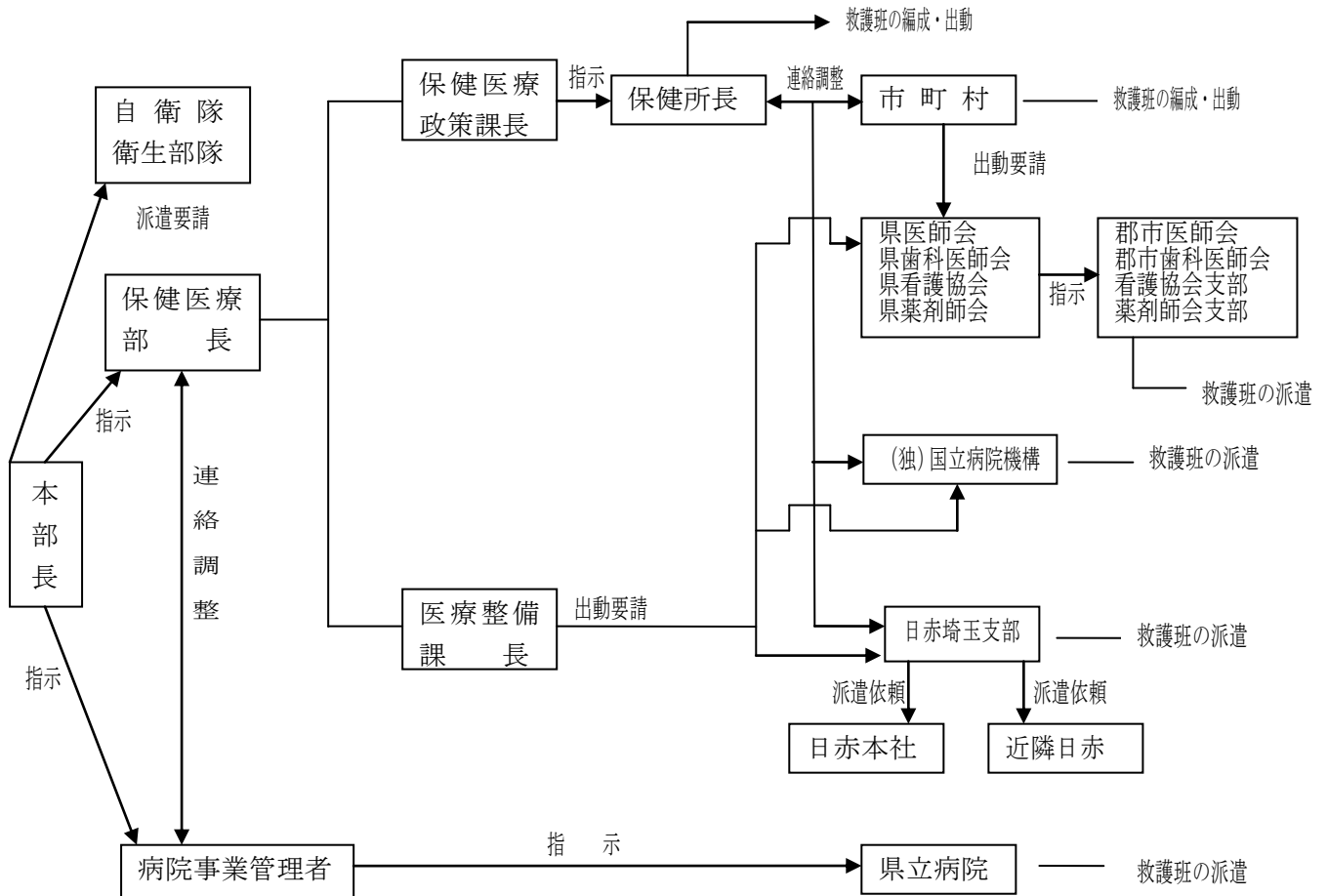
イ DMA T県調整本部

災害対策本部に「DMA T県調整本部」を設置し、指定している統括DMA T登録者が本部長として入り、県内外からのDMA Tの受入・指揮・統制・調整・支援を行う。本部要員として、県外を含む、統括DMA T登録者等が入ることがある。事前に指定している統括DMA T登録者が本部長として入れない場合は、ほかの統括DMA T登録者が代行する。

- ※ 埼玉DMATのチーム構成：医師1名、看護師2、業務調整員1名
- ※ 災害拠点病院：災害発生時に医療支援の拠点となる病院で、重篤患者の受け入れ機能やライフラインの維持機能等を有する。平成23年4月1日現在、県内において13病院が指定されている。

(2) 医療（助産）活動を行う組織

災害時の医療（助産）活動を実施していく組織とそれらの役割は以下のとおりである。



(3) 活動計画の整備

ア 埼玉県医師会

埼玉県医師会医療救護活動マニュアルに基づき、県医師会にあつては災害対策本部を、郡市医師会にあつては支部を設置することとしている。

なお、急を要する場合は医師会会員の判断で救護活動ができるよう体制整備を行う。

イ 埼玉県歯科医師会

埼玉県歯科医師会防災及び災害対策要綱に基づき、県歯科医師会にあつては災害対策本部を、郡市歯科医師会にあつては郡市歯科医師会災害対策支部を設置し、県民の救護と歯科治療に当たることとしている。

また、身元不明者の確認業務に当たる警察協力医に会員を派遣することとしている。

ウ 埼玉県看護協会

埼玉県看護協会災害看護要綱に基づき県看護協会にあっては、災害対策本部を設置し、県民の救護と保健衛生に当たることとしている。

〔関連情報〕（資料防予9-1）「埼玉県歯科医師会防災及び災害対策要綱」

(4) 日本赤十字社への委託契約

県は、日本赤十字社埼玉県支部との間で、救助法の規定による救助又はその応援の実施に関する事項の委託に関する契約を結んでいる。委託事務の種類は、医療、助産、死体の処理である。

〔関連情報〕（資料防予9-2）「日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書」

(5) 救護班の編成計画

災害時の救護班編成可能数は、県立病院から6班、(独)国立病院機構から5班、日赤から10班、医師会から41班の計62班となっている。

〔関連情報〕（資料防予9-4）「医療（助産）班編成可能数」

(6) 救急医療機関の指定

平成20年4月現在、県内には救急病院が180、救急診療所が15の合計195機関が救急医療機関として指定されている。

〔関連情報〕（資料防予9-5）「県内救急医療機関一覧表」

2 全体計画

(1) 初期医療体制の整備

県及び市町村は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等及び地域の自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定めることとする。

ア 救護所の設置

イ 救護班の編成

ウ 救護班の出動

エ 自主防災組織等による自主救護体制の整備

オ 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

(2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市町村は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援するための計画を定める。

〔関連情報〕（資料防予9-3）医療（助産）活動組織図

（資料防予9-5）「県内救急医療機関一覧表」

（資料防予9-8）「災害時の医療救護に関する協定書」

3 短期計画

(1) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

救護班の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

(2) 自主防災組織等の応急救護能力の強化

自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

(3) 医薬品等の備蓄体制の強化

災害発生直後に、救護班の派遣等、早急に医療体制を編成するため、越谷、新座、秩父、熊谷及び中央の各防災基地、災害対策本部の14支部、県立病院及び大規模施設に医療用資器材、医薬品を備蓄する。

〔関連情報〕 (資料防予9-2) 「日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書」

(資料防予9-4) 「医療(助産)班編成可能数」

(資料防予9-5) 「県内救急医療機関一覧表」

(資料防予9-7) 「埼玉県医師会救護隊規程」

(資料防予9-8) 「災害時の医療救護に関する協定書」

第3 後方医療体制の整備

1 現況

災害拠点病院として以下の病院を指定している。

〔基幹災害医療センター〕 川口市立医療センター
〔地域災害医療センター〕 さいたま赤十字病院 自治医科大学附属さいたま医療センター 北里大学北里研究所メディカルセンター病院 埼玉医科大学総合医療センター 深谷赤十字病院 埼玉県済生会栗橋病院 獨協医科大学越谷病院 さいたま市立病院 防衛医科大学校病院 埼玉県済生会川口総合病院 埼玉医科大学国際医療センター

2 全体計画

(1) 後方医療機関

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の救護を行う。なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、県立病院、国立病院、公立病院等の地域の中心的な病院とする。

また、災害時の対応を強化した病院を災害拠点病院とし、整備する。

(2) 後方医療機関の機能

後方医療機関に求められる主な機能は、以下の3つである。

ア 既存入院患者などの治療の継続

イ 災害による傷病者の受入れ

ウ 救護班の派遣

(3) 後方医療機関の機能確保

後方医療機関となるべき医療機関が医療機能を確保するために、各々の医療機関は、主に以下の防災措置について整備を図る。

- ア 医療施設等の耐震化及び不燃化
- イ 医薬品、救急救護資器材の備蓄及び配備
- ウ 水、食料の備蓄及び配備
- エ 自家発電装置等の備蓄及び配備
- オ 医療要員の非常参集体制の整備
- カ 救護班の編成
- キ 傷病者の円滑な受入れ体制の整備

(4) 後方医療機関の受入れ状況等情報連絡体制の整備

現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と市町村消防機関等間における十分な情報連絡機能を確保するべく災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

3 短期計画

(1) 災害拠点病院の追加指定

必要に応じ地域の中心的な病院等を災害拠点病院として追加指定し、災害時における後方医療体制を強化する。

(2) 防災行政無線の端末局の増設

情報連絡体制の整備の一環として、県立病院に県防災行政無線の端末局を設置する。

(3) 臨時ヘリポートの設置

交通途絶状況下での搬送のため、県立病院に臨時ヘリポートを設置していく。

第4 医療保健応援体制の整備

1 現況

(1) 県の相互応援協定

県では他都県との間に「震災時等の相互応援に関する協定」（1都9県）、「八都県市災害時相互応援に関する協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結している。この中で、医療に必要な資器材および物資の提供および斡旋、車両の提供、医療系職員の派遣等の応援活動を災害時に相互に実施することをとり決めている。

(2) 県医師会の相互応援協定

県医師会は、関東ブロックの他都県との間に「大災害時における医薬品等の確保に関する協定」を締結し、後方支援病院の提供、医師等の派遣、医薬品の供給を相互に実施するようとり決めている。

(3) 県看護協会の相互応援協定

県看護協会は、日本看護協会との間に「災害時の看護支援ネットワーク」を締結し、看護師等の派遣を相互に実施するよう取り決めている。

2 全体計画

(1) 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資器材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、県内他地域又は県外地域からの応援活動について、広域的医療協力を得るための調整及び整備を図る。

(2) 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療救護局面において、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網について関連自治体、関連機関との調整及び整備を図る。

3 短期計画

(1) ヘリコプター搬送計画の立案

防災ヘリコプター、他都県の保有するヘリコプター等による重傷患者の搬送計画を策定する。

[関連情報] (資料9-6) 「第2種感染症指定医療機関設置状況」

第10節 気象業務整備計画 【熊谷地方气象台】

第1 基本方針

気象に関する自然災害を防止するため、気象観測施設の整備を図るとともに防災関係機関相互の連絡通報体制の整備・充実を推進するものとする。

〔関連情報〕 第2編第2章第5節 注意報及び警報伝達計画

第2 観測施設等の整備

気象官署は予報を的確に行い、適切な時間に注意報・警報を発表するよう気象観測及び予報に必要な施設並びに設備の整備に努力するものとする。

第3 気象観測及び通報体制

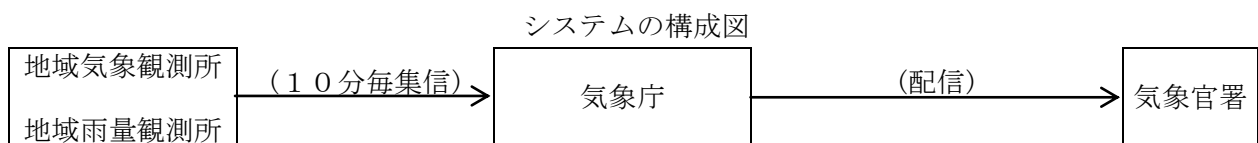
(地域気象観測システム：通称「アメダス」)

集中豪雨などの異常気象を監視し、適切な防災対策を講ずるため、気象官署の観測網だけでは不十分なため、きめ細かな観測網が必要である。

このため、全国約1,300か所、県内14か所(資料防予10-1「県内の気象官署及び特別地域気象観測所、地域気象観測所」)に観測所を展開し、観測資料を電話回線により気象庁に集信し、各気象官署に配信するシステムを整備した。

地域気象観測システムの観測所の種別

観測所の種別	観測通報データ	集信時刻
地域気象観測所(気象官署及び特別地域気象観測所を含む)	降水量、気温、風向、風速、日照	10分毎集信
地域雨量観測所	降水量	10分毎集信



第11節 水害予防計画 【危機管理防災部、環境部、農林部、県土整備部】

第1 治山

1 趣旨

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという県土保全上重要な機能を有している。治山事業は、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害の防止の目的を達成するものである。

2 現状

効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。平成19年度末現在の民有林の危険地は、山腹崩壊危険地906か所、崩壊土砂流出危険地区799か所、地すべり危険箇所149か所、計1,854か所となっている。

関係市町村は、これら地区を市町村地域防災計画に明記するとともに、予報・警報・避難命令等を迅速かつ的確に地域住民に伝達できる体制を確立する必要がある。

また、県土保全上必要な森林を、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等に指定している。

- [関連情報] (資料防予11-1) 「山腹崩壊危険地区一覧表」
(資料防予11-2) 「崩壊土砂流出危険地区一覧表」
(資料防予11-3) 「保安林現況表」)

3 計画

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・地形を図る極めて重要な県土保全政策の一つであり、安全でうるおいのある生活基盤の整備等を図るうえで必要不可欠の事業である。

首都圏に位置する本県においては、人口の増加が県土の高密度な開発、利用を促し、自然災害から保全されるべき対象が増大しつつあるとともに、過密な都市環境を反映して、森林のもつ公益的機能に対する要請が高まりつつある。

このような情勢に対処するため、県土保全上必要な森林を、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林等に指定するとともに、林野庁の指導により平成16年度を初年度とする治山事業実施方針を策定し、治山施策の総合的かつ有機的な推進を図ることとしている。

本県における治山事業の基本方針は次のとおりである。

(1) 災害に強い安全な地域づくり

豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、またこれによる被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要なライフラインに近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。

(2) 水源地域の機能強化

良質な水資源の安定的な供給と国土の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良

好な森林水環境を形成する。

(3) 豊かな環境づくり

安全で良好な生活環境の保全・形成を図るため、都市周辺等において防災機能の発揮に併せて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

第2 砂 防

1 趣旨

砂防とは、土砂の生産を抑制し、流送土砂を扞止調整することによって災害を防止することである。山地の斜面等は、降雨などによる表面浸食などにより削りとられ、また、溪床や溪岸は、流水による縦横浸食を起こすことによって土砂が生産され、下流域へ流送される。このため、河状は常に変化し、河床上昇等の現象をきたし、水害の原因になっている。これを防止するため、砂防堰堤や護岸工等の砂防施設の整備や砂防指定地の指定による制限行為を行い、土砂を起因とする水害予防を進める必要がある。

2 現状

最近における災害の一つの特徴として、一見安定した河状林相を呈している地域に、局所的な集中豪雨による土砂災害が発生し、人家、公共施設等が壊滅的な被害を受け、生命・財産が失われる事例がある。このような情勢にかんがみ、今後とも土砂災害に対処するための、対策工事を強力に推進するとともに、人命保護の立場から、土砂災害危険箇所の周知など、警戒避難体制の整備に寄与するソフト対策を進め、災害の防止、軽減に努める必要がある。

3 計画

(1) 砂防指定地における規制

砂防法第2条に基づき法指定した土地において、埼玉県砂防指定地管理条例の規定に基づき、土砂の流出を助長するおそれのある行為等を許可制とし、有害土砂の流出を抑制する。

(2) 砂防施設の整備等

上流域での土砂生産量や下流域へ土砂供給量の状況、溪岸等の浸食の状況等から、大きな土砂災害の発生するおそれのある箇所で、砂防堰堤や護岸工等の整備を進める。一方で、土砂災害危険箇所の周知など警戒避難体制の整備に寄与するソフト対策を進め、水害から県民の生命及び財産を守る。

(3) 施設の維持

砂防施設を維持するため、砂防指定地は常に十分な管理が必要であり、治水上に悪影響を与える行為を取締り、また、その現況を常時把握しておかなければならない。

また、地すべり防止区域については、地下水に変動を与える行為又は地表水の処理、切取、掘さく等の地すべりに対し悪影響を与える行為を制限し、常に安定した状態に維持しなければならない。

急傾斜地崩壊危険区域については、防止施設及び急傾斜地の安定に悪影響のある行為を制限し、常に斜面状況の把握に努めなければならない。

第3 治水

1 趣旨

河川は天与の資源である水の供給源である反面、山地の崩壊、洪水等の災害は県民生活や産業に重大な脅威を与え及ぼす。広大な平野部を持ち、首都圏に位置する本県においては、河川の果たす役割は極めて重く河川事業は本県の振興、開発の根幹をなすものである。

計画の策定に当たっては、県内の気象条件、地勢地質土地利用の変遷等を考慮して、治水のみならず利水環境に対しても積極的に対応し、県土の開発、県民の生活水準の向上を図るため、他部門と関連を保って有機的かつ効果的に実施している。

[関連情報] (資料防予1 1-7) 「河川指定区間一覧表」

(資料防予1 1-8) 「埼玉県河川図」

(資料防予1 1-9) 「県内気象災害比率」

2 現状

本県の流域は、次のとおり区分され、その概要は次のとおりである。

利根川水系

ア 利根川直排流域（小山川、福川など）

地形は、上流部から、山地、台地及び低地となっており、J R高崎線沿いの台地に人口・産業が集中している。山地及び台地は、保水機能を十分に有しているが、下流部の低地は内水地域である。各所に土地改良事業が継続されており、他流域に比し治水安全度が高い。

イ 中川流域（中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川など）

流域の大部分が低地であり、自然堤防等に市街化がみられるが、東京近接という地理的条件に恵まれ、低湿地においても都市化が著しい。また地形勾配が緩く、排水状態が悪いのに加え、排水先の中川をはじめとする一次支川の流下能力が小さいのが実情である。

中川流域を集水する中川及び綾瀬川は、東京都内を流下するが、流域の都市化による流出増に対応する河道拡幅が困難であり、その一部は三郷放水路等により江戸川に排水している。また、緩勾配の地形に加え、下流部は感潮区間であるため、出水時には内水氾らんの状態になり、浸水被害を大きくしている。このように、治水安全度の向上は、都市地域の拡大により年々難しくなっている。また、都市用水の汲み上げが原因と思われる地盤沈下現象がみられ、浸水面積の拡大や、排水不良による河川の汚濁等環境面でも悪化が続いている。

荒川水系

ア 荒川上流流域（荒川、蒔田川など）

熊谷市以北の地形は、台地及び山地であり、他流域に比べ急傾斜で、治水安全度がかなり高い。

イ 荒川中流流域（和田吉野川、市野川、入間川など）

荒川左岸は大宮台地で、J R高崎線が縦断しているため、地理的に恵まれ都市化が著しい。荒川右岸は、入間台地、比企丘陵など東武東上線沿いに都市化が進展しており、治水安全度は低い。

ウ 荒川下流流域（芝川、菖蒲川、笹目川、鴨川など）

県南中央部で、川口市、さいたま市およびその他主要都市が隣接し、本県で最も市街化が進行した地域である。河川改修の投資も著しいが、治水安全度が低いのが実情である。

エ 新河岸川流域（新河岸川、柳瀬川、不老川、東川など）

武蔵野台地を集流する新河岸川は、県南中央部に隣接する西部地域を流域とする。武蔵野台地は、歴史的に排水路が少なく、以前は保水機能に恵まれていたが、人口・産業の集中し、治水安全度が低下している。

3 計画

(1) 改修計画

河川整備計画に基づき、洪水による災害の発生の防止または軽減を図るため、当面の県の改修目的である時間雨量50mm程度の降雨のより発生する洪水を、安全に流下させることができる治水施設の整備を行う。

(2) 治水対策

ア 河川の改修

河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸などを行う。

イ 調節池の建設

洪水をすべて河道に集めるのではなく、調節池により流量の軽減をはかる。芝川の芝川第1調節池などで実施中である。

ウ 放水路の建設

幸手放水路の増強、新河岸川放水路の新設などを補助事業で行ったほか、直轄事業として、綾瀬川放水路や、首都圏外郭放水路が完成している。

エ 総合治水対策の推進

(ア) 治水整備の推進

中川・綾瀬川及び新河岸川の両流域について、流域対策とあわせて、時間雨量50mm程度の降雨に対する治水上の安全を早急に確保する。

(イ) 流域対策の徹底

市街化調整区域の保持、流域の開発を計画的に誘導すること、流域を三地域に区分して、保水地域における雨量の流出抑制対策、遊水地域における盛土の抑制、低地地域における内水排除施設の整備などについて流域協議会の合意に基づき流域管理を行う。

オ 水防法に基づく浸水想定区域の指定等

(ア) 浸水想定区域の指定・公表

洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）を作成し、関係市町村長へ通知するものである。

現在、指定・公表されている浸水想定区域は次のとおりである。

① 国管理河川

荒川、利根川、江戸川、
入間川流域（入間川、越辺川、小畔川、都幾川、高麗川）
烏川、中川・綾瀬川、渡良瀬川

② 県管理河川

新河岸川・柳瀬川、
中川・綾瀬川、小山川・福川、
元荒川、芝川・新芝川

(イ) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市町村防災会議（これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長）は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める

- 一 洪水予報等の伝達方法
- 二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 三 浸水想定区域内に存する地下街等又は災害時要援護者関連施設のうち、洪水時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地

また、上記三に該当する施設については、洪水時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、上記三に該当する地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表する。

さらに、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた、上記一～三に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(ウ) 洪水ハザードマップ作成の支援

浸水想定区域の指定に基づき、関係する市町村は、河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成しなければならない。

県は、市町村の洪水ハザードマップ作成に対し、技術的、財政的支援を行う。

[関連情報]（資料防予11-12）「水防法第14条による浸水想定区域の指定に係る関係市町村」

カ 重点事業

現在及び今後の治水上の施策の重点は、利根川、江戸川、荒川などの大河川についての流量改訂に伴う改修の促進、及びそれらの諸支川である中小河川の改修である。国直轄改修河川は、神流川、烏川、利根川、渡良瀬川、江戸川、及び中川、荒川、入間川、小山川、綾瀬川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川の下流部が本県に関係し、一部完成をみた所もあるが、多くは現在工事施工中である。

利根川水系の各幹川は、平成5年4月の部分改訂までで流量改訂がなされ、この計画によって重点的に工事が進められている。また、洪水量を調節し、中下流に及ぼす影響を軽減するため、積極的に上流のダム群の建設を進めることとしている。

荒川は、昭和48年4月の流量改訂により、左岸戸田市地先から築堤増補工事を着手し、順次上流へ改修工事を進めている。一方、支川の入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川の各河川においても改修が順次進められており、流域の開発状況に合わせ内水排除等の計画を検討中である。

江戸川は築堤工事が概ね完了し、中川、綾瀬川の両川下流部については、綾瀬川及び三郷の両放水路を重点施策として進めてきたが、三郷放水路は昭和54年度に完成し、綾瀬川放水路は平成7年度に完成している。中川については、下流部において河道の拡幅、築堤

を行っている。

県施工の河川改修事業は、国庫補助や県単独事業で多くの河川を施工中である。

小山川、福川は昭和22年の洪水の際、各所に大被害をうけ、また利根川のはん濫危険水位の上昇に従って要改修となったものである。小山川本川は14.1kmの全区間を既成しており、福川は昭和37年度から工事が始められ、21.5kmの全区間既成している。

芝川は、川口市で荒川に合流する緩流河川で、荒川の水位上昇のたびに浸水被害が生じてきた。内水対策として、排水機場整備を昭和50年度に20m³/sを、さらに昭和62年度にも20m³/sを設置した。放水路の新芝川は延長6.4km河幅64mの新設水路として昭和30年度から工事に着手し、昭和40年9月暫定通水を行い、昭和63年度には、護岸等も完成した。また、荒川への合流点である芝川水門の改築及び新芝川排水機場については直轄工事で完成した。

鴨川、笹目川、菖蒲川、緑川は近年開発された都市の排水河川で、内水（河川に排水できずにはん濫した水）時は、それぞれ排水機により、荒川へ排水するよう各排水機場が設置されている。

中川・綾瀬川流域は、諸河川の河道改修はもとより荒川などへの排水として、綾瀬川の綾瀬排水機場、元荒川上流部の放水路、江戸川に分流する首都圏外郭放水路の新設により大幅に域外排水を行う。このことにより、河道改修補完の効果が生ずるが、さらに外周河川の流量配分に整合を図るため、流域内に調節池を設置する。このほか、下流部の低地地域では、内水（河川に排水できずにはん濫した水）排除施設として排水機場の建設を促進する。

新河岸川流域も、中川・綾瀬川流域と同様に、河道改修のほか、域外排水、調節池、放水路の組合せにより改修を進める。放水路として新河岸川放水路が完成しており、調節池は、上流部のびん沼、下流部の朝霞両調節池などが概成し、支川についても一部着手している。

(3) 道路橋梁の維持補修

水害による道路又は橋梁の被災状況には、道路決壊、道路埋塞、路面流失の直接災と、冠水による交通不能となる間接災がある。

現在、国庫補助又は県単独をもって施工している道路整備事業は、自動車交通量の増加に伴う改良整備と、上記直接災に対する予防措置ともいえる。間接災の予防については河川の氾濫防止のための整備が基本である。

ア 道路の維持補修

県管理国県道実延長は2,875.7kmでこのうち、砂利道は26.4kmである。これら道路の防災計画の一つとして維持補修の重要性が認識され、県内12県土整備事務所の資材、人員、機械等を最大限に活用して、維持、補修を実施している。

イ 橋梁の維持補修

県管理橋梁総数2,619橋で、架設年次の古いものは、交通の支障になっている場合もあるので、必要な維持補修や架換えを計画的に実施し、対策に万全を期している。

ウ 危険箇所と予防計画

(ア) 直接災によるもの

道路決壊、道路埋塞、路面流失などの直接災はほとんど現況から予測することは困難であって、最近のように集中豪雨による被害の多発する状態では全県下の国県道が対象となる。

基本的な考え方を表記すると次表のとおりである。

被災種別	該当路線	被災原因	予防計画
道路決壊	主に河川沿岸の路線	河床異常低下、堆積による	根固ブロックにより河床の安定を図る
道路埋塞	山地部路線	山腹の崩壊土石による	山腹の崩壊防止、落石防止等を行う
路面流失	県内砂利道全線	路面上の流失による	排水、嵩上げ等維持補修及び路面改造

(イ) 間接災によるもの

過去に発生した災害状況と危険河川の箇所から検討して、洪水氾濫によって交通が阻害される地域は、入間川流域に多く、内水湛水によるものは中川流域を始め、芝川、福川、小山川等の流域の道路に多い。

これらは道路の予防計画としてよりも、河川条件に左右されるものが多い。

(ウ) 道路パトロールの実施

道路の機能を保全し、安全で円滑な交通を確保するとともに、災害を未然に防止するため、各県土整備事務所において道路パトロールを実施している。

道路パトロールは、通常パトロールなどのほか、異常気象時にも随時実施し、道路危険個所の点検等を行っている。

第4 地盤沈下

1 現状

本県の地盤沈下は急激な都市化に伴う人口の増加、生活水準の向上、産業の発展などによる水需要の増大を地下水に依存したためである。

昭和36年から実施している精密水準測量（県平野部対象）の結果によると、調査開始当初は県南部地域で著しい沈下を示していたが、近年は大利根町を中心とする県北東部地域が地盤沈下の中心となっている。

現在地盤沈下は、長期的には沈静化傾向にあり、平成18年度の調査結果をみると、最大沈下量が1.9cm、地盤沈下により被害が生ずるおそれの目安としている2cm以上の沈下面積は、平成17年度に引き続き平成18年度も0km²で観測史上最小の面積であった。しかしながら、渇水年には沈下面積が拡大する傾向があり、最近では平成16年度の場合、2cm以上の沈下を示した面積は、8.3km²であり、依然として、本県は全国でも上位に位置する地盤沈下県となっている。調査開始以来の地盤沈下状況は、県西部地域の武蔵野台地や県中央部の大宮台地等の洪積台地等においても沈下を示しているが、もっとも地盤沈下による被害を受けているのは、累積最大176.8cm沈下量を記録した中川低地、荒川低地、加須低地である。

〔関連情報〕（資料防予11-10）「県内地盤沈下状況」

（資料防予11-11）「主要地点の沈下量の推移」

2 計画

(1) 地下水の採取規制

法律及び県生活環境保全条例による地下水の採取規制は、概ねJR八高線以東の56市町の地域で井戸（揚水設備）の揚水機の吐出口の断面積21□を限度として許可もしくは届出により規制している。

工業用水法では、工業用地下水の採取を規制し、建築物用地下水の採取の規制に関する法律

(ビル用水法)では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備、一定規模以上の公衆浴場の用に供される地下水の採取を規制している。

県生活環境保全条例では、工業用及び建築物用地下水の採取を規制しており、工業用については、水使用の合理化指導により、その揚水量の削減に努めている。

(2) 代替水の供給

地盤沈下を防止するためには、地下水から河川表流水へと水源転換を図ることが重要である。

そこで県では、工業用水法指定地域に表流水による工業用水を供給しているほか、64市町に表流水による水道用水を供給し、地下水の揚水量の削減に努めている。

(3) 地盤沈下監視調査

ア 精密水準測量

県内平野部64市町の地域に水準点を設置し、地盤変動調査を実施している。

イ 地盤沈下・地下水位観測所による常時観測

県内39箇所の観測所に66本の井戸を設置し、地下水位と地盤変動量の常時観測を実施している。

第12節 土砂災害予防計画 【農林部、県土整備部】

第1 基本方針

1 趣旨

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。

2 留意点

危険箇所の指定については、あくまでも定められた基準や条件等によるものであることに注意する必要がある。

第2 地すべり危険箇所の予防対策【農林部、県土整備部】

1 現況

本県における地すべり危険箇所は、259 か所あり、これらの箇所は、現在活動中のもの、過去に活動のあったもの、又は、活動が予測される区域である。

なお、法指定を受けているものは、52 か所である。

〔関連情報〕(資料防予1 1-6)「地すべり危険箇所一覧」国土交通省所管

(資料防予1 2-1)「地すべり危険地区一覧表」

(資料防予1 2-2)「地すべり防止区域一覧」国土交通省所管

(資料防予1 2-3)「地すべり防止区域一覧」農林水産省所管

2 地すべり防止区域の指定

- (1) 知事は地すべりが発生又は発生のおそれがあり、保全対象物に危険が及ぶと予測される場合は、関係部局と協議の上「地すべり等防止法」第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を国土交通大臣及び農林水産大臣に進達することができる。

国土交通大臣は、「地すべり防止区域指定基準」に基づき、地すべり防止区域としてこれを指定することができる。

〈地すべり防止区域指定基準〉

ア 地すべり地域の面積が5ヘクタール以上で次の各号の一に該当するもの。

(ア) 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、一、二級河川及び準用河川に被害を及ぼすおそれのあるもの。

(イ) 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道等に被害を及ぼすおそれのあるもの。

(ロ) 公共建物のうち、重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。

(ハ) 溜池(貯水量30,000 m³以上)、用排水施設(関係面積100ha以上)、林道(利用区域500ha以上)に被害を及ぼすおそれのあるもの。

(ニ) 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。

(ホ) 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。

イ 前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行うため特に必要がある場合。

(2) 指定の効果

地すべり防止区域の指定は、告示によってその効力を生じ、その管理は、地すべり防止区域の存する都道府県知事が行う。

主なる指定の効果は、次のとおりである。

ア 地すべり防止区域の周知のための標識を設置すること。

イ 地すべりによる危険が切迫している場合、避難のための立退きを指示すること。

ウ 地すべり防止工事の費用の一部を国が負担すること。

エ 地下水を停滞、増加させる行為、地下水の排除を阻害する行為、地表水を放流又は停滞させる行為、地表水の浸透を助長する行為など、地すべりの活動を助長する行為は、都道府県知事の許可行為となる。

3 地すべり対策

対策工事

本県の地すべり対策事業は、昭和27年度から実施しているが、昭和33年3月地すべり等防止法の制定により、その対策事業を推進するとともに危険箇所の周知に努める。

第3 土石流危険渓流の予防対策【県土整備部】

1 現況

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、溪床勾配3°以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害の及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいい、県内山間部に広く分布している。

県内の土石流危険渓流は1,202渓流ある。

土石流危険渓流Ⅰ	人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む)ある場合の当該区域に流入する渓流	585渓流
土石流危険渓流Ⅱ	人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流	599渓流
土石流危険渓流Ⅲ	人家が0戸だが、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流	18渓流
合計		1,202渓流

[関連情報] (資料防予11-4) 「土石流危険渓流箇所表」

2 砂防指定地の指定

(1) 知事は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地は、

関係部局と協議のうえ「砂防法」第2条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達することができる。

国土交通大臣は「砂防指定地指定基準」に基づき、砂防指定地として、これを指定することができる。

〈砂防指定地指定基準〉

- ア 溪流の縦横浸蝕により土砂の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は著しく顕著となるおそれのある区域
- イ 土砂等の生産、流送若しくは堆積により河川流域に及ぼす被害が著しく大であり、又はそのおそれのある区域
- ウ 地すべり防止区域で治水砂防のため、溪流に砂防設備を必要とする区域
- エ 山腹の急傾斜地等の崩壊により、直接河川等に土砂害を与えるおそれのある区域
- オ 風水害、震災等によって、河川及び河川流域に土砂が流出又は堆積し、緊急に対処しなければならない区域
- カ 土地の形質を変更した場合、河川及び河川流域への土砂流失等により、治水防止上著しい影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある開発予想区域
- キ 公共の開発事業との関連上、砂防設備の設置が必要と認められる区域
- ク その他、治水上砂防のため特別の理由があるとき

(2) 指定の効果

砂防指定地は、告示によってその効力を生じ、地方行政庁は、その管内の砂防指定地を管理しなければならない。

主なる指定の効果は、次のとおりである。

- ア 砂防設備を設置できること。
- イ 一定の行為の禁止、制限

埼玉県砂防指定地管理条例により、のり切、切土、掘削、盛土等の土地の形状変更、土石の類の採取又は岩石の採掘、工作物の新築等又は除却、立竹木の伐採若しくは抜根又は滑下若しくは地引きによる運搬、当該砂防指定地を管轄する県土整備事務所長の許可を受けなければならない。

3 土石流対策

(1) 砂防事業の推進

土石流の発生するおそれの高い溪流や保全対象となる人家が多く、公共施設等存する溪流について、砂防ダム堰堤等の設置を進めている。

(2) 土石流危険溪流の周知

県は、市町村に対し、土石流危険溪流に関する資料を提供するとともにその周知に努める。

第4 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策【県土整備部】

1 現況

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30°以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜で、人家に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む)ある箇所	自然斜面	745箇所
		人工斜面	80箇所
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人家が1～4戸ある箇所	自然斜面	1,151箇所
		人工斜面	23箇所
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ	人家が0戸だが、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性がある箇所	自然斜面	888箇所
		人工斜面	20箇所
合計		2,907箇所	

[関連情報] (資料防予11-5) 「急傾斜地崩壊危険箇所」
(資料防予12-4) 「急傾斜地崩壊危険区域指定箇所表」

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定

- (1) 知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上である土地をいう。)で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする場合は関係市町村長の意見をきいて「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として、指定することができる。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

ア 急傾斜地の高さが5m以上

イ 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの

- (2) 指定の効果

急傾斜地崩壊危険区域の指定は、公示するとともに、その旨を関係市町村に通知しなければならない。

主なる指定の効果は次のとおりである。

ア 行為制限

水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

イ 土地所有者等の土地保全の努力義務

ウ 改善措置の命令

エ 急傾斜地崩壊防止工事の施工

オ 災害危険区域の指定

3 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 対策工事

急傾斜地法第12条の規定に基づき対策工事を進めている。

(2) 土地所有者に対する防災措置の指導

県は必要に応じ、急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者又は被害を受けるおそれのあるものに対して、崩壊防止工事の施工、その他、必要な措置をとることを勧告することができる。

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

県は市町村に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するとともに、その周知に努める。

第5 山地災害危険地区の予防対策【農林部】

1 現状

山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を保安林に指定し、機能低位等となった荒廃地や荒廃した森林に対しては、治山事業を実施している。また、山地災害の発生する危険度が高い地区においては、山地災害危険地区の調査・把握を行っている。

[関連情報] (資料防予11-1) 「山腹崩壊危険地区一覧表」

(資料防予11-2) 「崩壊土砂流出危険地区一覧表」

(資料防予11-3) 「保安林現況表」

2 保安林の指定等

県土の保全上特に必要な森林を保安林に指定し、適正に維持管理を行う。平成19年度末現在、山地災害から県民の生活を守るため、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、将来にわたり適正に維持管理を行う保安林面積は、47,741haである。

(1) 保安林の指定

ア 水源かん養保安林

森林土壌が雨水を吸収して、川に流れる水量を調節し、洪水等を防止する。

イ 土砂流出防備保安林

表土の浸食、土砂の流出による土石流等を防止する。

ウ 土砂崩壊防備保安林

急峻な山地の崩壊を防止する。

(2) 指定の効果

保安林の指定は、県土保全上必要な機能を持ち備えた健全な森林を将来にわたり維持していくことを目的とし、山地災害から県民の生活を守ることにつながるものである。この保安林を維持していくため、次の制限がある。

ア 立木伐採、土地の形質変更時に知事の許可を受けなければならない。

イ 立木伐採後の植栽義務

なお、これに併せ税金の免除、減額等の措置が講じられている。

3 山地災害対策

(1) 治山事業の推進

山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業の推進を図っている。また、県の彩の国5か年計画では土砂災害防止対策の推進を施策として、治山事業による災害防止施設の整備を推進している。

(2) 山地災害危険地区の情報提供

県は市町村に対し、山地災害危険地区に関する資料を提供し、地域に密着した情報の周知を図っている。

第6 警戒避難体制の確立【県土整備部】

県は、土砂災害危険箇所について、警戒避難体制の整備を図るため、次の事項について、関係市町村を指導する。

1 警戒避難体制の整備

- (1) 土砂災害危険箇所の周知、情報の提供
- (2) その他警戒避難体制のために必要な事項

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定に努める。

市町村は、指定された土砂災害警戒区域において、警戒避難体制の整備を講ずる。

(1) 基礎調査の実施

県は、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

市町村は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

- ① 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
 - ② 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
 - ③ 土砂災害警戒区域内における災害時要援護者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、災害時要援護者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
 - ④ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
 - ⑤ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムを整備していく。
- (3) 土砂災害特別警戒区域における対策

知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- ア 住宅宅地分譲地、災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ 著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告

[関連情報] (資料防予12-5) 「土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所」

3 土砂災害の警戒避難体制に関して、市町村の地域防災計画に記載すべき事項

(1) 避難勧告等の発令基準

「埼玉県及び熊谷地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合」

(2) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒危険箇所

(3) 土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等同一の避難行動をとるべき避難単位

(4) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

(5) 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達

(6) 災害時要援護者への支援

災害時要援護者関連施設、在宅の災害時要援護者に対する情報の伝達体制、災害時要援護者情報の共有

(7) 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施

第13節 防災都市づくり計画 【県土整備部、都市整備部】

第1 基本方針

1 趣旨

災害による都市の被災を最小限にとどめるため、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行うものとする。

2 留意点

災害に強い都市づくりは、住民との協働で行うものである。このため、住民参加による取り組みが必要不可欠であり、現況調査や計画づくりなど早い段階で住民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。

3 現状

「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により、密集市街地の改善や都市施設の整備に関し、震災の防止や被害の軽減を図る観点から基本的な方針を定めた。

第2 実施計画

1 防災都市づくりの基本的考え方

- (1) 都市の実情に応じた都市防災計画を策定し、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。
都市防災計画は、主に災害予防のための都市づくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するための都市づくりも視野に入れた計画策定を行う。
- (2) 県内の各市町村の防災面からみて市街地特性にあった市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- (3) 震災等の広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等行政界を越えた市町村連携型の対応を図る。
- (4) 高齢者・障害者等の災害時要援護者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。
- (5) 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保する都市づくりを目指し、住民に親しまれ、災害時には、活動しやすい都市空間の整備を図る。

2 防災都市づくりの基本的施策

- (1) 自然空間の計画的保全
自然空間周辺の自然空間の計画的保全や市町村界にまたがるオープンスペースの保全・整備を市町村連携のもとに進める。また、防災上の緩衝空間や一時的な避難空間となる屋敷林や農地等の自然空間の計画的保全を図る。
- (2) 避難地、避難路の確保・安全化
自然空間や都市基幹公園等を利用し、広域避難地の確保・整備を図るとともに、広域避難地に向けた避難路として、十分な歩道幅員があり、街路樹の整備、沿道建物の耐震・不燃化等に

より安全化が図られた広幅員幹線道路、緑道等の整備を図る。

また、街区内においては、建物を共同化することなどにより、建物の耐震不燃化を図り、避難空間となるポケット広場の確保・整備や駐車場の緑化を図るとともに、避難路の安全化を図るために、狭隘道路の拡幅、生活道路のブロック塀の生垣化や行き止まり道路の解消を図る。

(3) 延焼遮断空間の整備・地区骨格道路の整備

広幅員幹線道路、緑道、鉄道敷き、河川等の帯状の都市空間と耐震不燃化が図られた沿道建物等により形成される延焼遮断空間の整備を図る。また、延焼遮断空間で囲まれた地区において、市街地開発事業等により、地区内の延焼防止空間となり、安全な避難路となる地区骨格道路の整備を図る。

(4) 防火・準防火地域の指定促進

市街地大火の危険性のある地域を中心に、地域の状況を勘案し、効果的な防火・準防火地域の指定を促進する。また、延焼防止空間や、避難地、延焼遮断空間などの誘導・保全を図るために、防火性に配慮した地区計画等の指定を促進する。

[関連情報] (資料事災1-1) 防火地域及び準防火地域の指定状況

(5) 地区防災拠点の整備

都市公園等の地区内の避難所と、周辺の公共施設及び農地等の自然空間を、災害応急支援活動の場として一体的に利用できるよう整備を図る。

第14節 災害時要援護者の安全対策

【県民生活部、危機管理防災部、保健医療部、福祉部、施設管理者、各機関】

第1 基本方針

1 趣旨

近年の災害をみると、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（これらの者をいわゆる災害時要援護者という。）が災害の発生時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、災害時要援護者等の防災対策を推進していくものとする。

2 留意点

(1) 地域との協力体制の整備

災害時要援護者の安全確保は、行政とともに、地域の住民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共機関、その他集客施設においては、利用者が災害時要援護者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(2) 対象による配慮

災害時要援護者の対象毎に、必要な援護を行えるようにする。

なお、おおむねの区分は次のとおりである。

ア 高齢者、妊産婦及び乳幼児

日常から介護及び保護が必要なもので、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が容易な者

イ 傷病者及び障害者

傷病や障害により介護及び保護が必要なもので、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が困難な者

ウ 外国人

地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の援護が必要な者

(3) 災害時要援護者避難支援プランに基づく避難支援

市町村は、災害時要援護者避難支援プランに基づき災害時要援護者への情報伝達や避難誘導を実施する。県は、市町村が行う災害時要援護者避難支援プランの作成を支援する。

〔関連情報〕（資料 防予 7-2）集中豪雨時における情報伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する指針

第2 社会福祉施設等入所者の対策

1 全体計画

(1) 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令システムを定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、県及び市町村はこれを指導する。

(2) 緊急連絡体制の整備

ア 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

(3) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

(4) 施設間の相互支援システムの確立

県及び市町村は、県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

(5) 被災した在宅災害時要援護者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要援護者を受け入れるための体制整備を行う。

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、県及び市町村はこれを指導する。

ア 非常用食料（高齢者用の特別食を含む）（3日分）	オ 照明器具
イ 飲料水（3日分）	カ 熱源
ウ 常備薬（3日分）	キ 移送用具
エ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分）	（担架・ストレッチャー等）

(7) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。

(8) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、市町村との連携を図っておく。

2 短期計画

(1) 県は、昭和56年以前の旧耐震基準で建設された施設について、建築物の安全性確保の指導を行う。

(2) 県及び施設管理者は、施設間の相互支援システムの整備を推進していく。

- (3) 社会福祉施設に必要な食料や日常生活用品等を県立施設に確保し、支援体制を整える。
- (4) 県は、施設管理者に対し3日分程度の食料や日常生活用品の備蓄を指導する。

第3 在宅の災害時要援護者の対策

1 全体計画

(1) 在宅の災害時要援護者の把握

市町村は、在宅の災害時要援護者の「名簿」、「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」等を作成し、在宅の災害時要援護者の所在、緊急連絡先、避難支援者等を把握しておく。

なお、「名簿」、「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」については、災害時要援護者の個人情報であるため、その取扱いには十分配慮するとともに、地域の自主防災組織や民生委員等と連携し、要援護者の避難支援に万全を期するものとする。

(2) 緊急通報システムの整備

県及び市町村は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、災害時要援護者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

(3) 防災基盤の整備

県及び市町村は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす利用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、県、市町村、その他の公共機関は災害時要援護者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとする。また、県、市町村は、集客施設の管理者に対して、施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう、促進していくものとする。

(4) 災害時要援護者に配慮した避難所運営体制等の整備

市町村は、災害時要援護者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリなどの設置、外国語や絵文字による案内板の標記など、災害時要援護者等を考慮した生活救護物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、災害時要援護者の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

(5) 避難支援プラン（個別計画）の作成

市町村は、災害時要援護者への効果的な救援・援護を行うため、災害時要援護者ごとに個別の避難支援プランの作成を進めるものとする。

(6) 防災教育及び訓練の実施

県及び市町村は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報誌、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、県民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。

(7) 地域との連携

ア 役割分担の明確化

市町村は、市町村内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

イ 社会福祉施設との連携

市町村は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

ウ 見守りネットワーク等の活用

市町村は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(8) 相談体制の確立

県及び市町村は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護婦、保健婦、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

2 現状

(1) 市町村においては、近隣住民やボランティアによる見守りネットワークにより、平常時から高齢者や障害者等を訪ねる活動を行っている地域もある。

(2) 緊急通報システムのセンター装置は、各消防署等において整備されている。

県及び市町村は、高齢者及び障害者に対して、緊急通報システムへの加入を促進している。

3 短期計画

県は、市町村への助言を通じ、個人情報に配慮しながら、在宅の災害時要援護者の「名簿」、「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」等の早期作成、見守りネットワーク等による支援体制の確立を推進していく。

第4 外国人への対策

1 全体計画

(1) 外国人の所在の把握

市町村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

市町村は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、県及び市町村は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(3) 防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活

情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練の実施

県及び市町村は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

県及び市町村は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

2 現状

県及び市町村は、外国人登録窓口等への外国語の防災パンフレットの設置、及び防災標識等への外国語の付記を推進している。

3 短期計画

県は、外国人を参加させた防災訓練の実施、及び通訳・翻訳ボランティアの確保を図っていく。

[関連情報] (資料防予7-2)集中豪雨における情報伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する指針

第2編

第2章

災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

【危機管理防災部、農林部、市町村、各機関】

第1 目標

1 目的

県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県の区域を管轄し、又は管轄区域内の災害応急対策について、責任を有する機関は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織（以下「災害応急対策組織」という。）に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策組織の活動に協力するものとする。

2 県の役割

県は、県の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

また、国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合は、緊密な連絡調整を図り、協力して災害応急対策を実施する。

第2 県の活動体制

1 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分

(1) 地震発生時

配備区分	配備基準	活動内容	災害対策本部の設置
初動体制	原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害対策本部を設置しない。
緊急体制	原則として震度5強の揺れが発生した場合 「東海地震注意情報」が発表された場合	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	
非常体制	原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合 「東海地震予知情報」が発表された	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	災害対策本部を設置する。

	<p>場合</p> <p>なお、支部の担当区域内で原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合は、現地災害対策本部を設置する。 (さいたま支部を除く。)</p>	
--	---	--

(2) その他災害（風水害等）発生時

配備区分	配備基準	活動内容	災害対策本部の設置
警戒体制	災害が発生又は発生が予想される場合（台風直撃等）	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	災害対策本部を設置しない。
緊急体制	災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予測される場合（市町村に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	
非常体制	<p>相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合 (多数の市町村に災害救助法が適用又は適用が予想される場合)</p> <p>なお、支部の担当区域内で相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合は、現地災害対策本部を設置する。 (さいたま支部を除く。)</p>	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	災害対策本部を設置する。

(3) 県災害対策本部の設置

知事は、必要があると認めるときは、この計画及び県災害対策本部条例並びにこれに基づき別に定める県災害対策本部要綱により、県災害対策本部を設置する。

ア 県本部の設置の通知等

県本部の設置及び配備体制が決定されたときは、直ちにこの旨を庁内放送するとともに、次に掲げる機関に通知する。

ア 現地災害対策本部長

イ 支部長

ウ 市町村長

エ 陸上自衛隊第32普通科連隊長

オ 報道機関

カ その他必要と認める機関の長

イ 県本部の閉鎖

本部長は、県の地域において災害が発生するおそれが消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県本部を閉鎖する。

県本部の閉鎖の通知等は、設置の通知等に準じて処理する。

ウ 県本部の設置場所

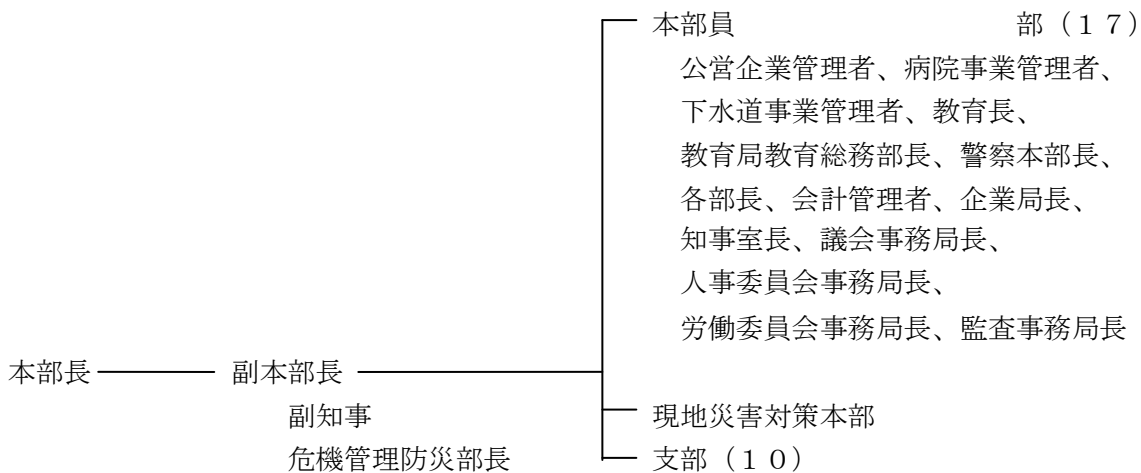
県災害対策本部の設置場所は、県庁舎内とする。

県庁舎が被災している場合は、施設管理者が県庁舎の被災状況を判定し、危機管理防災部長にその旨伝達する。

危機管理防災部長は、県庁舎への災害対策本部の設置の可否を判断し、設置できない場合は、浦和合同庁舎、大宮合同庁舎の順に設置の可能性を検討し、設置可能な庁舎に本部を設置するとともに、参集職員に明示する。

エ 本部の機構及び組織

ア 県災害対策本部の機構



イ 部、現地災害対策本部及び支部の組織

(ア) 部

統括部 渉外財政部 総務部 県民安全部 食料部 給水部
物資部 環境対策部 救援福祉部 医療救急部 応急復旧部 住宅対策部
輸送部 文教部 議会部 応援部 警察部

(イ) 現地災害対策本部

川口現地災害対策本部 朝霞現地災害対策本部 春日部現地災害対策本部
上尾現地災害対策本部 川越現地災害対策本部 所沢現地災害対策本部
行田現地災害対策本部 熊谷現地災害対策本部 秩父現地災害対策本部

(ウ) 支部

さいたま支部 川口支部 朝霞支部 春日部支部 上尾支部
川越支部 所沢支部 行田支部 熊谷支部 秩父支部

オ 本部の運営

ア 本部会議

本部長は、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

イ 部

部は、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施にあたる。

また、各部において収集した情報及び各部が実施している災害対策業務の情報について、適宜、速やかに統括部へ報告することとする。

統括部は、各部及び支部から報告された情報を取りまとめ、適宜各部及び各支部へ伝達し、情報の共有化を図るものとする。

ウ 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、被災地において災害対策業務及び市町村支援等を実施するため設置する。

エ 支部

支部は、本部長の命を受けて、担当区域内の市町村及び地域機関と緊密に連絡し災害対策業務に従事する。

各地域機関は、管轄する支部長に、被害状況や実施した災害応急対策を報告するものとする。

なお、支部は担当区域内の市町村の被害状況の収集に努め、情報を速やかに本部に連絡することとする。

また、区域内に防災基地を持つ支部は、区域内の地域機関と連携し、防災基地の開設を行うこととする。

カ 職務

ア 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部所の職員を指揮監督する。

イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、その職務を代理する。

ウ 本部員は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

エ 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の業務を掌理し、災害応急対策に係る職員を除く地域機関の職員及び参集した職員を指揮監督する。

オ 支部長は、本部長の命を受け、支部の業務を掌理し、所属職員及び参集した職員を指揮監督する。

カ 現地災害対策副本部長は、現地災害対策本部長を補佐し、現地災害対策本部長に事故があるとき、その職務を代理する。

キ 本部連絡員は、危機管理防災センターに駐在し、統括部と当該部との連絡調整に当たる。

ク 現地災害対策本部連絡員は、現地災害対策本部長の指示を受けて、当該現地災害対策本部の連絡に当たる。

ケ 支部連絡員は、支部長の指示を受けて、当該支部の連絡に当たる。

キ 本部会議の所掌事務

本部会議は、次の事項に関して、本部の基本方針を決定する。

ア 本部の非常配備体制に関すること

イ 災害救助法の適用に関すること

ウ 国、他都県及び市町村の応援に関すること

エ 国の非常（緊急）現地対策本部が設置された場合の連絡調整に関すること

- オ 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
- カ 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること
- キ その他重要な災害対策に関すること

ク 各部の分掌事務

本部長	災害対策本部の統括
副本部長	本部長の補佐 本部長の職務の代理

部名	部長	副部長	主な分担事務
統括部	危機管理防災部長	危機管理防災部副部長	災害等に関する情報の収集に関すること 対策本部の設置、運営に関すること 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること 各部間等の災害対策の調整に関すること 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 報道に関すること 災害等に関する広報全般に関すること インターネットによる情報発信に関すること 災害救助法（災害弔慰金、見舞金を含む）に関すること 帰宅困難者対策に関すること
渉外財政部	企画財政部長	企画財政部副部長	国への要望に関すること 全国知事会及び関東地方知事会に関すること 災害等対策予算に関すること 義捐金等の受入に関すること その他渉外財政に関すること
総務部	総務部長	総務部副部長	職員の健康等に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 私立学校の災害対策に関すること 庁舎の維持管理に関すること 県有施設の応急復旧に関すること
県民安全部	県民生活部長	県民生活部副部長	安否情報の収集、提供に関すること 災害情報相談センターの設置運営に関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
食料部	農林部長	農林部副部長	食料の調達に関すること 物資集積地（食料）の指定及び管理に関すること 応援物資（食料）の受け入れに関すること 救援物資（食料）の仕分け、配分に関すること その他物資（食料）に関すること
給水部	企業局長	管理担当部長 水道担当部長	飲料水の確保、供給に関すること
物資部	産業労働部長	産業労働部副部長	物資（生活必需品）の調達に関すること 物資集積地（生活必需品）の指定及び管理に関すること 応援物資（生活必需品）の受け入れに関すること 救援物資（生活必需品）の仕分け、配分に関すること 応援労働力の確保に関すること その他物資（生活必需品）に関すること
環境対策部	環境部長	環境部副部長	災害等による廃棄物の処理に関すること 水質汚濁対策に関すること その他環境保全対策に関すること
救済福祉部	福祉部長	福祉部副部長	ボランティアに関すること 災害時等の要援護者対策に関すること 各種福祉施設の応急対策に関すること 社会福祉協議会との連絡調整に関すること 各部署が開設する避難所の運営の支援に関すること その他救援に関すること
医療救急部	保健医療部長	病院局長	医療・助産に関すること 医療救護班の編成、派遣に関すること 医薬品等の確保、供給に関すること 防疫・保健衛生に関すること 埋・火葬の調整に関すること 飲料水、食料の衛生管理に関すること 動物愛護、猛獣対策に関すること 日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関すること 県立病院における医療に関すること その他医療に関すること

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
応急復旧部	県土整備部長	県土整備部副部長	道路、橋梁等の応急対策に関すること 河川の応急対策に関すること ダム及び砂防施設等の応急対策に関すること その他応急復旧に関すること
住宅対策部	都市整備部長	都市整備部副部長	応急仮設住宅の建設に関すること 応急危険度判定に関すること 住宅関係障害物の除去作業支援に関すること 下水道施設の応急対策に関すること 公園の利用に関すること 区画整理事業の応急対策に関すること 被災宅地危険度判定に関すること その他住宅対策に関すること
輸送部	会計管理者	契約局長	避難住民、救援物資の輸送に関すること 輸送事業者との連絡調整に関すること 輸送手段、燃料に関すること 交通情報に関すること その他輸送に関すること
文教部	教育局教育総務部長	教育局県立学校部長	児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関すること 学用品の確保、調達に関すること 授業料の減免措置に関すること 文化財の保護に関すること 県立学校施設の応急復旧に関すること その他教育に関すること
議会部	議会事務局長	議会事務局副事務局長	議会に関すること
応援部	人事委員会事務局長	監査事務局長 労働委員会事務局長	他の部の応援に関すること
警察部	警察本部長	警備部長	災害警備活動に関すること
各部共通	関係各部局長	関係各部局	各部局が管理する施設を県避難所として開設、運営すること

ケ 現地災害対策本部の所掌事務

- ア 担当区域内の市町村及び地域機関の被害情報の収集及び本部長への報告
- イ 被災地における関係機関との連絡調整
- ウ 担当区域内の災害応急対策の把握
- エ 防災基地の開設
- オ 市町村災害対策活動の支援
- カ その他本部長の指示に基づく事項

コ 支部の所掌事務

- ア 担当区域内の市町村及び地域機関の被害情報の収集及び本部長への報告
- イ 防災基地の開設
- ウ その他本部長の指示に基づく事項

(4) 職員の勤務管理、健康管理及び給食等

各部長、現地災害対策本部長及び支部長は、災害対策本部を構成する職員の健康及び勤務状態に常に配慮し、交代要員の確保等適切な措置をとる。

総括部は各部、現地災害対策本部及び支部の勤務状況を把握し、必要に応じ総務部に応援活動の指示を行う。

総務部は、職員の休憩、仮眠、健康管理、給食、給水等の業務を実施するものとし、必要に応じ、他部に応援を依頼する。

各部、現地災害対策本部及び支部では、それぞれ職員活動支援担当をおき、総務部と連携をとる。

2 災害対策の活動要領

県の実施する災害応急対策の具体的な活動要領は、この計画の本章各節に定めるところによるが、その活動にあたっては、次に掲げる項目について遺憾なきを期するものとする。

(1) 警戒体制及び緊急体制の活動要領

ア 本部設置前の措置

- (ア) 気象状況の把握及び分析
- (イ) 気象情報の迅速な伝達及び庁内広報
- (ウ) 熊谷地方気象台、各地域振興センター、浦和県税事務所、市町村その他防災関係機関との連携を強化し、配備体制及び防御の事前措置の打合せ並びに警戒体制の強化指示
- (エ) 命令の伝達及び徹底
- (オ) 連絡員会議の開催
- (カ) 自衛隊災害派遣要請

イ 災害用備蓄資器材の点検整備

- (ア) 災害対策用物資及び器材の点検整備
- (イ) 医薬品及び医療資器材の点検整備
- (ウ) 防疫薬品及び防疫資器材の点検整備

ウ 水防活動

- (ア) 水防無線の整備及び開局
- (イ) 水防本部の設置及び配備体制

- (ウ) 水防指令の徹底
 - (エ) 水防警報等の伝達及び通報
 - (オ) 水防資器材の点検整備及び輸送
 - (カ) 雨量及び水位の観測、取りまとめ及び通報
 - (キ) 水防機関との連絡強化
 - (ク) 避難、立退き及び警戒区域の設定
 - (ケ) 水防管理団体相互の協力
 - (コ) 県土整備事務所の水防指導体制の強化
 - (サ) 自衛隊及び警察官の出動要請
- エ 情報連絡活動
- (ア) 情報連絡体制の確立
 - (イ) 被害状況の迅速的確な把握
 - (ウ) 被害速報の集計及び報告
 - (エ) 災害情報の整理
 - (オ) 水防情報の把握及び取りまとめ
 - (カ) 災害情報の各部及び関係機関への伝達及び通報
 - (キ) 気象情報の把握及び伝達
 - (ク) 命令の伝達
 - (ケ) 警察本部等の災害情報との照合
- オ 災害広報
- (ア) 災害情報及び災害対策の報道機関への発表
 - (イ) 災害情報及び災害対策の庁内放送
 - (ウ) 災害写真の撮影及び災害資料等の広報資料の収集
- カ 災害警備対策
- (ア) 避難の勧告指示及びその誘導
 - (イ) 被災者の救出救助
 - (ウ) 避難所の把握
 - (エ) 交通規制
- キ 本部の設置準備
- (ア) 本部員となるべき部（室及び局）長による対策会議
 - (イ) 各地域振興センター、浦和県税事務所に対し、本庁の災害対策動向の連絡
 - (ウ) 統括部、現地災害対策本部及び支部の活動開始に必要な通信設備資器材の点検整備及び要員の動員確保
 - (エ) 自衛隊連絡班の本庁への派遣要請
 - (オ) 保健医療部各班の活動開始準備
- (2) 非常体制（本部設置）の活動
- ア 本部設置時の措置
- (ア) 本部及び支部の配備体制及び職員の動員指令の徹底
 - (イ) 報道機関に本部設置の発表
 - (ウ) 市町村及び防災関係機関に対し本部設置の連絡

- (エ) 応急対策用車両の確保
- (オ) 現地災害対策本部及び支部の配備状況の把握
- (カ) 現地災害対策本部及び支部に対し市町村の被害速報の収集報告の指令（人的及び住家の被害速報の優先）
- イ 本部会議
 - (ア) 災害情報、災害対策現地報告等に基づく対策の検討
 - (イ) 災害の規模及び動向の把握
 - (ウ) 災害救助法の適用等災害対策の協議決定
 - (エ) 本部長指令
 - (オ) 自衛隊災害派遣要請
 - (カ) 災害対策の調整
 - (キ) 配備体制の変更及び本部の閉鎖
- ウ 水防活動
- エ 情報連絡活動
- オ 災害広報
- カ 災害警備対策
- キ 緊急調査班及び災害対策指導班の派遣
 - (ア) 緊急調査班又は災害対策指導班の編成指示
 - (イ) 緊急調査班又は災害対策指導班の編成
 - (ウ) 緊急調査班又は災害対策指導班の派遣
- ク 避難対策
 - (ア) 避難の勧告指示及びその周知徹底
 - (イ) 避難状況の把握
- ケ 機動力及び輸送力の確保
 - (ア) 災害対策車両の確保
 - (イ) 道路橋梁の現状把握
 - (ウ) 倒木等の障害物除去
 - (エ) 道路交通の確保
- コ 自衛隊災害派遣要請
 - (ア) 水防活動
 - (イ) 防疫給水活動
 - (ウ) 被災者の捜査及び救助
 - (エ) 孤立地帯の偵察及び救援
- サ 救助法適用対策
 - (ア) 被害状況の実態把握
 - (イ) 救助法の適用基準該当の有無判定
 - (ウ) 救助の種類判定
 - (エ) 災害救助実施計画の策定
 - (オ) 救助法に基づく救援活動
- シ 食料の応急対策

- (ア) 災害用応急米穀の調達あつせん
 - (イ) 副食物等の調達あつせん
 - (ウ) 乾パンの調達あつせん
 - (エ) 野菜、魚介類の需給調整
- ス 被服、寝具等生活必需品の調達あつせん
- セ 給水対策
- (ア) 給水源の確保及び給水方法
 - (イ) 給水用器材及び容器の確保
- ソ 防疫医療助産対策
- (ア) 応急医療助産活動
 - (イ) 食品衛生対策
 - (ウ) 防疫薬剤等の調達及びあつせん
 - (エ) 医薬品、衛生資器材の調達及びあつせん
 - (オ) 防疫環境衛生対策
- タ 農林水産応急対策
- (ア) 水防活動（浸水、洪水防除を含む）
 - (イ) 農林畜水産被害の把握
 - (ウ) 家畜伝染病の防除
 - (エ) 森林病虫害の防除
 - (オ) 農林被害技術指導対策
- チ 土木応急対策
- (ア) 水防活動
 - (イ) 土木関係被害の把握
 - (ウ) 道路交通応急対策
 - (エ) 直営工事応急対策
 - (オ) 低地域浸水の防除対策
 - (カ) 危険地域における地すべり崖崩れ被害防止対策の徹底
- ツ 国会政府機関等への陳情要望対策
- (ア) 災害資料に基づく国会政府機関等への要望書及び陳情書の提出
 - (イ) 災害に対する国の動勢把握とその対策
- テ 被害者等に対する建築資材のあつせん
- ト 被災者見舞対策
- (ア) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員の派遣
 - (イ) 被災者（死亡、行方不明、全壊半壊家屋）への見舞金等の措置
- ナ 被災者に対する生活確保対策
- (ア) 物価の値上り防止対策
 - (イ) 被災者の住宅対策
 - (ウ) 世帯更正資金対策
 - (エ) 農林畜水産業復旧対策
 - (オ) 租税及び学校授業料減免対策

- (カ) 商工業復旧対策
- (キ) 土木教育公共施設関係災害復旧対策
- (ク) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布方法
- (ケ) 被災者生活再建支援法に関すること

3 夜間・休日等における体制

- (1) 日常の体制
 - ア 当直体制
 - イ 幹部職員の公舎等居住
 - ウ 本部連絡員、現地災害対策本部連絡員及び支部連絡員の指定
- (2) 災害発生直後の初期対応
 - ア 当直者
 - 担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。
 - イ 幹部職員
 - 統括部の幹部職員は、被害等の情報を収集分析して、迅速な配備体制の決定とともに、関係機関等への指令・要請等の初期対応を適切に行う。
 - ウ 本部連絡員、現地災害対策本部連絡員及び支部連絡員
 - 動員伝達により、直ちに所定の場所に参集して、統括部との連絡調整を行う。

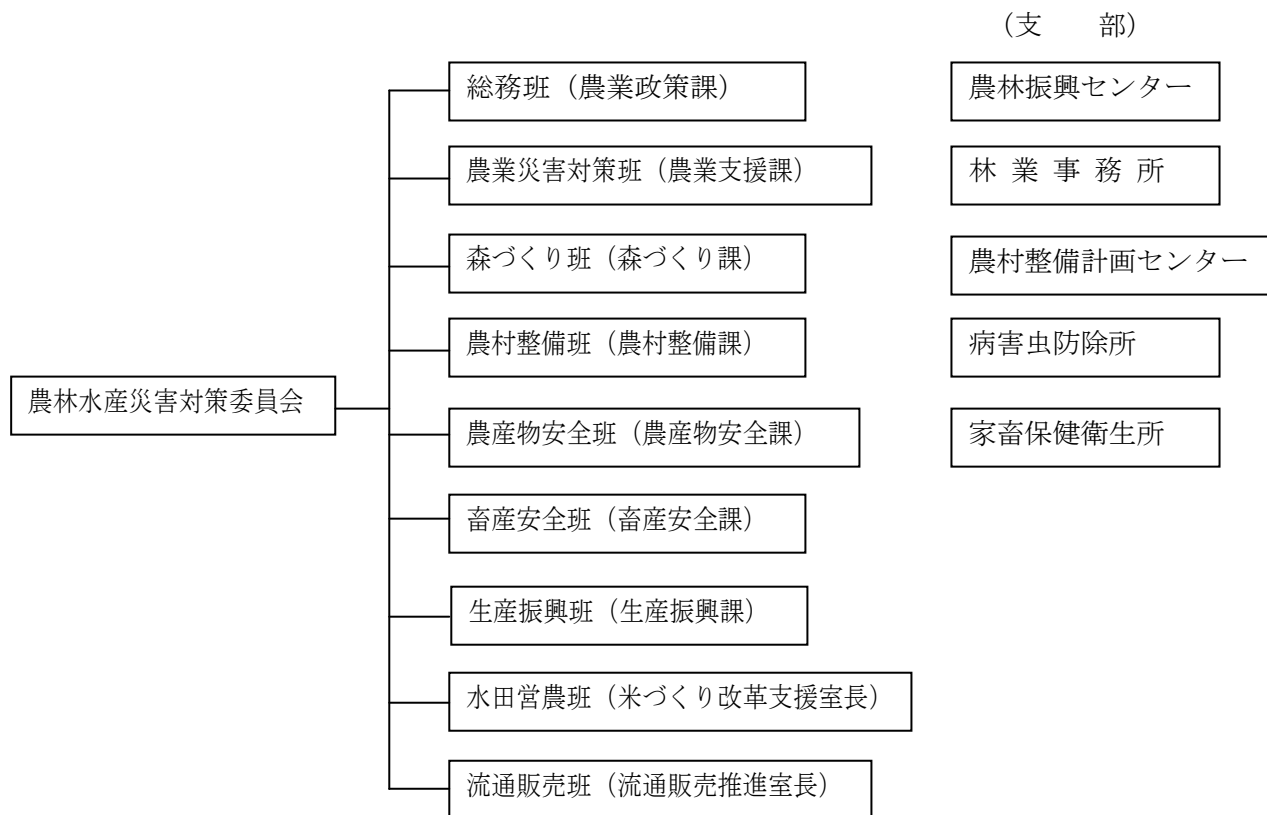
4 初動体制の整備

- (1) 初動体制マニュアルの策定
- (2) 非常参集体制の整備
- (3) 情報伝達手段の確保

5 農林水産災害対策委員会の活動体制

農林水産関係の災害の発生に対処するため、次の編成により措置するものとする。なお、埼玉県災害対策本部要綱の第18条の(2)に定める非常体制となった場合にはこれを優先する。

(1) 農林水産災害対策委員会組織



(2) 農林水産災害対策活動体制

農林部に農林水産災害対策委員会を置き、関係課室に災害対策実務班を、農林振興センター等に支部を置く。

[関連情報] (資料防応1-1) 農林水産災害対策委員会の活動体制

(3) 災害の予知と非常体制

ア 委員、実務班員及び支部員は、常に災害の予知に留意し、災害来襲が予想される場合、又は来襲した場合は、出張を取り止め、又は出張中の場合は急きょ帰庁するものとする。

イ 災害が発生した場合は、直ちに災害実務の執務体制に入り、委員会の命令により活動を開始するものとする。

ただし、急を要する場合は、委員の命によりただちに活動を開始するも差しつかえないものとする。

6 警察本部の活動体制

警察本部の活動体制は、この計画に定める組織及び第2編第2章第9節「災害警備計画」に定める活動体制により活動する。

7 水防本部の活動体制

埼玉県管内における水防活動を統轄するため水防本部を設置し、本部事務局は県土整備部河川砂防課に置く。ただし、県災害対策本部が設置されたときは、本部の組織の一部として、その事

務を処理するものとする。

詳細については、本計画第2編第2章第8節「水防計画・土砂災害防止計画」及び「埼玉県水防計画」による。

8 地震に対する県土整備部の活動体制

県土整備部は、災害対策本部が設置される前においても、県土整備部地震災害対策活動指針に基づき活動する。

第3 市町村の活動体制

市町村は、前項の役割を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。

この場合における市町村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県に準ずるものとする。

当該市町村に救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、救助法に基づく救助事務を補助するものとする。

この場合における市町村の救助体制についても、県の指導によりあらかじめ定めておくものとする。

第4 指定地方行政機関等の活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

2 職員の派遣

県災害対策本部長は、情報の連絡及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を本部又はその支部若しくは現地本部に派遣するよう要請するものとする。

3 組織及び分掌事務

指定地方行政機関等における災害応急対策に関する組織及び分掌は、資料防応1-2「指定行政機関等の災害応急対策に関する組織及び事務分掌」に掲げるとおりとする。

第2節 動員配備計画 【県】

第1 職員の配備体制

1 配備基準及び配備課所等は、次のとおりとする。

配備体制		配備基準	動員計画	
待機体制		①洪水注意報発表時 ②大雪注意報発表時 ③台風が県に接近し被害の発生が予想される場合 ④気象警報発表時 ⑤大規模火災発生時 ⑥大規模事故等発生時 ⑦その他消防防災課長が必要と判断した場合	勤務時間内	消防防災課の職員
			勤務時間外	危機管理防災部の職員
地震	初動体制	県内で原則として震度5弱の揺れが発生した場合	埼玉県災害対策本部要綱による	
	緊急体制	県内で原則として震度5強の揺れが発生した場合	埼玉県災害対策本部要綱による	
	非常体制	県内で原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合	埼玉県災害対策本部要綱による	
風水害等	警戒体制	県内で災害等の発生が予測される場合で、主として情報収集等の活動を行う場合	埼玉県災害対策本部要綱による	
	緊急体制	県内で災害が発生した場合又は大規模な災害等の発生が予測される場合（市町村に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）	埼玉県災害対策本部要綱による	
	非常体制	県内で相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合（多数の市町村に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）	埼玉県災害対策本部要綱による	

※ 警戒体制施行前においては、県土整備部及び警察本部は、水防計画及び公安警備計画により体制をとる。

※ 地震災害については、震災対策編を参照。

2 配備体制の決定

(1) 待機体制（危機管理防災部内の体制）

消防防災課長が行う。

(2) 地震発生時

ア 震度5弱に満たない地震が発生した場合に配備する初動体制
危機管理防災部長が行う。

イ 震度5強に満たない地震が発生した場合に配備する緊急体制
危機管理防災部長が行う。

ウ 震度6弱に満たない地震が発生した場合に配備する非常体制
危機管理防災部長が知事の承認を得て行う。

(3) その他災害（風水害等）発生時

ア 警戒体制 危機管理防災部長が行う。

イ 緊急体制 危機管理防災部長が行う。

ウ 非常体制 危機管理防災部長が知事の承認を得て行う。

第2 職員の動員体制

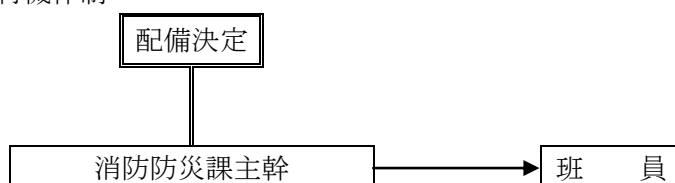
1 動員体制の確立

それぞれの部又は支部内において作成されている配備基準、動員体制、動員指令の伝達方法等

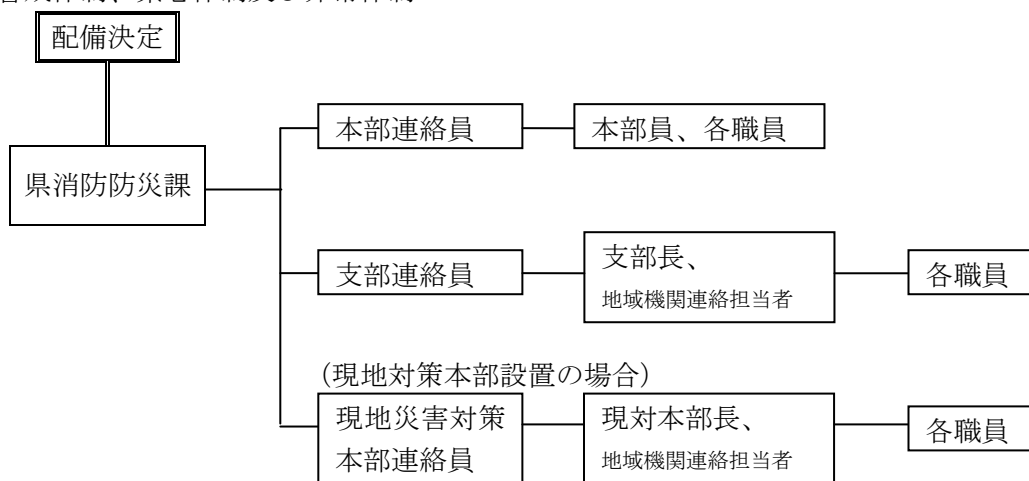
に関する動員計画を含む部（支部）運営要領により確立する。

2 動員系統

(1) 待機体制



(2) 警戒体制、緊急体制及び非常体制



3 動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。

- (1) 勤務時間内
庁内放送、防災行政無線及び電話等で行う。
- (2) 勤務時間外
電話及び防災行政無線等で行う。

4 情報伝達が不可能な場合の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所属の課所に参集するものとする。

- (1) 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。
- (2) 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、速やかに登庁する。

5 非常参集

職員（初動体制に係る要員、本部連絡員、現地災害対策本部連絡員、支部連絡員など所定の配

備につくことがあらかじめ予定されている職員は除く。)は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの下記(1)に掲げる場所に非常参集する。

参集後、防災行政無線等により、①県の配備体制、②時間を要しても所定の配備につく必要があるかなどを確認する。所定の配備につくことができない職員又は所定の配備につくことを要しないとされた職員は、各部長又は支部長の指示に従うものとする。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所属の課所に参集するよう努める。

(1) 非常参集場所

- ア 本庁舎
- イ 現地災害対策本部又は支部を設置する事務所
- ウ その他県の地域機関
- エ 市役所または町村役場

※その他県の地域機関に参集する場合は、防災行政無線が設置されている事務所(埼玉県防災行政無線の設置及び管理に関する要綱(資料防予6-1)の別表第1及び第2に掲げる設置場所のうち本庁及び支部の設置される事務所を除く設置場所)、又は、事務経験を生かせる事務所に参集するものとする。

(2) 非常参集体制

職員は、あらかじめ定められたマニュアルにより、非常参集する。

なお、このマニュアルは、職員の居住分布、交通が途絶した場合の参集方法や参集場所を考慮するとともに、参集訓練等で訓練しておくものとする。

6 各部、現地災害対策本部及び支部の初動体制に係る要員

- (1) 庁舎周辺近隣居住職員の中から、あらかじめ指定された初動体制に係る要員が担当するものとする。
- (2) 職員は、あらかじめ策定された業務マニュアルにより、活動を行うものとする。

第3節 事前措置及び応急措置等 【危機管理防災部、市町村、各機関】

第1 知事等の応急措置

1 応急措置

知事は、県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置を速やかに実施するとともに、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努めるものとし、必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請する。（災対法第70条第3項）

2 従事命令等

(1) 知事は、災害が発生した場合に、応急措置の実施のために必要な人員、物資、施設等が一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がないときは、次の事項について従事命令等を発して応急活動を行うこととする。（災対法第71条）

- ア 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- イ 施設及び設備の応急復旧
- ウ 清掃、防疫その他保健衛生
- エ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持
- オ 緊急輸送の確保
- カ その他災害の発生の防御又は拡大の防止

(2) 知事は、(1)の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋、物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又は職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所、又は保管する場所に立ち入り検査をさせ若しくは物資を保管させた者から必要な報告をとることとする。

(3) 知事等の従事命令及び協力命令は、次に掲げるところにより執行する。

命令対象の作業	命令区分	根拠法令	執行者
消 防 作 業 水 防 作 業	従事命令	消防法第29条第5項 水防法第30条	消防吏員又は消防団員、水防管理者、水防団長、水防機関の長
災害救助作業 (救助法適用救助)	従事命令	救助法第24条	知 事
	協力命令	救助法第25条	
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令 協力命令	災対法第71条	知 事
災害応急対策作業 (全 般)	従事命令	災対法第65条第1項	市 町 村 長
		災対法第65条第2項	警 察 官
		警察官職務執行法第4条	警 察 官

(4) 従事命令等の対象者は次に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	市町村の区域内の住民、又は水防作業の現場にある者
災害救助その他の作業（救助法、災対法による知事の従事命令）	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及び従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶業者
災害救助その他の作業（知事の協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般（災対法による市町村長、警察官の従事命令）	市町村区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般（警察官職務執行法）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者

(5) 公用令書の交付

従事命令、協力命令、保管命令、管理命令、使用命令及び収用命令を発する場合においては、次の公用令書を交付して行う。

なお、命令を変更し、又は取り消すときも同様とする。

ア 救助法による場合

- ・従事命令、協力命令、取消命令
- ・物資の保管命令
- ・管理命令
- ・使用命令、収用命令

イ 災対法による場合

- ・協力命令、変更命令、取消命令
- ・物資の保管命令
- ・管理命令
- ・使用命令、収用命令

(6) 損害補償

ア 県は、保管、管理、使用、収用の処分によって、通常生ずる損失に対しては、補償を行う。（災対法第82条第1項）

イ 県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対して、その実費を弁償する。（災対法第82条第2項、同法施行令第35条）

なお、災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第11条の規定に基づき実費を弁償する。（救助法第24条第5項）

ウ 従事命令、又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、条例の定めるところ

により、その者、その者の遺族又は被扶養者等がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災対法第84条第2項、同法施行令第3条第2項、救助法第29条）

なお、損害補償の区分は、次のとおりである。

基準根拠	救助法及び同法施行令(知事の従事命令又は協力命令)	災害に際し、応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(災対法に基づく知事の従事命令又は協力命令)	災害に際し、応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(災対法に基づく市町村長又は警察官の従事命令又は協力命令)
補償等の種類	療養扶助金 休業 〃 障害 〃 遺族 〃 葬祭 〃 打切 〃	療養補償 休業 〃 障害 〃 遺族 〃 葬祭 〃 打切 〃	療養補償 休業 〃 障害 〃 遺族 〃 葬祭 〃 打切 〃
支給額	救助法施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額

3 市町村長に対する指示

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対して、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し応援すべきことを指示する。（災対法第72条第1項）

4 市町村長が実施すべき応急措置の代行

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により市町村長がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部、又は一部を当該市町村長に代わって実施する。（災対法第73条、同法施行令第30条）

- (1) 警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、立入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。（災対法第63条第1項）
- (2) 応急措置に必要な他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること。（同法第64条第1項）
- (3) 応急措置に支障のある工作物等の除去。（同条第2項）
- (4) 市町村の区域内の住民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること。（同法第65条第1項）

第2 警察官の応急措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められる際、市町村長又はその権限を代行する市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができる。

- 1 警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（災対法第63条第2項、警職法第4条第1項）
- 2 区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（災対法第64条第7項、警職法第4条第1項）
- 3 区域内の住民又は現場にある者の応急措置業務従事（災対法第65条第2項、警職法第4条第1項）

第3 指定行政機関及び指定地方行政機関の長の応急措置

- 1 指定行政機関及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている

ときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講ずる。（災対法第77条第1項）

- 2 前項の場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。（災対法第77条第2項）

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置

- 1 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講ずる。（災対法第80条第1項）
- 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、又は知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めること。（災対法第80条第2項）

第5 災害救助法の適用基準

1 実施機関

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、市町村長が行うものとする。

また、委任により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、知事が行う救助を補助するものとする。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位（政令指定都市については市又は区単位）の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに市町村ごとに実施するものとする。

- (1) 市町村における住家の被害が次の左欄に掲げる人口に応じ、当該右欄の被害世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯の数をいい、住家が半壊、半焼等により著しく損傷した世帯は2世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は3世帯をもって、住家の滅失した1世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

市町村の人口		被害世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
	300,000人以上	150世帯

- (2) 被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が2,500世帯以上であって、その市町村の被害世帯数が当該市町村の人口に応じ、前号の被害世帯数の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が12,000世帯以上であって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市町村
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支部（ただし、委任したときは市町村）
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市町村
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
埋葬	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定＝市町村 設置＝県（ただし、委任したときは市町村）
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1ヶ月以内	市町村
遺体の搜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村
障害物の除去	10日以内	市町村

（注）期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

4 救助法による市町村適用基準表

地域防災計画「資料編」（防応3-1）災害救助法による市町村適用基準表

第4節 相互応援協力計画

【県、市町村】

第1 目標

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

〔関連情報〕 第2編第1章第1節 防災組織整備計画

第2 市町村

1 市町村長は、当該市町村の災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、他市町村に対して応援を求めることができる（災対法第67条及び相互応援協定）。また、その判断はおおむね次のような事態に際し行う。

- (1) 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、当該市町村のみでは十分に行えないと判断されるとき。
- (2) 当該市町村のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- (3) 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であっても、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

[関連情報] (資料防予1-8) 「災害時における埼玉県内全市町村間の相互応援に関する基本協定」

2 市町村長は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする。（消防組織法第39条）

3 市町村長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県（消防防災課）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

要 請 の 内 容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合	第2編第2章第16節 自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあつせんを求める場合	1 派遣又は派遣のあつせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあつせんを求める場合	資料防応4-1 災害時における放送要請に関する協定 資料防応4-2 「災害時における放送要請に関する協定」実施要領参照	災対法第57条
消防庁長官への消防の応援の要請	第3編第1節第2-4(3)「緊急かつ広域的な応援要請」参照	消防組織法第44条

4 県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、市町村長は、あらかじめ姉妹都市など県外の市町村と、応援協定等を締結するよ

う努めるものとする。

第3 県

1 県の応援要請等

- (1) 知事又は委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請する（災対法第29条）。
- (2) 自衛隊に対する災害派遣要請については、「第15節 自衛隊災害派遣要請計画」による。
- (3) 知事等は、県域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求める（災対法第74条）。また、こうした事態に備え、あらかじめ、相互に応援協定を締結しておく。
- (4) 知事は、緊急を要し、災害のため他の通信設備が使用できないときは、NHKさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブに対し、放送要請を行う。（災対法第57条）
- (5) 相互応援協定等の締結状況

現在、県は、以下の他、別添資料編のとおり協定を締結している。

協 定 名	資料番号	備 考
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	資料防予1-3	災対法第74条
震災時等の相互応援に関する協定	資料防予1-4	〃
八都県市災害時相互応援に関する協定	資料防予1-5	〃
災害時における放送要請に関する協定	資料防応4-1	災対法第57条

2 消防機関

- (1) 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）

知事は、県内において地震による建物倒壊や列車脱線事故などの大きな災害が発生した時、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を指示又は要請する。

- (2) 緊急消防援助隊

県内の消防力では対応できないような大規模災害時においては、知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動等を要請するとともに、緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画により、応援の受入を行う。

3 他の市町村に対する指示

知事は、市町村において実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを指示するものとする。

この場合において、知事は、次の事項を示さなければならない。

- (1) 応援すべき市町村名
- (2) 応援の範囲又は区域
- (3) 担当業務

(4) 応援の方法

4 派遣職員に関する資料の整備

知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の都道府県知事から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

〔関連情報〕（資料防予1－6）災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料

5 応援受入体制の確保

(1) 受入施設の整備

県は他自治体、国等からの応援物資、資器材等を受入集積する拠点として防災基地等を整備する。

(2) 長期にわたる場合の措置

応援受入が長期にわたる場合、県は応援要員の宿泊のため、県有施設の提供、周辺市町村との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる。また、食料の調達、移動手段の確保、健康管理等にも配慮するものとする。

〔関連情報〕第2編第2章第12節 生活支援計画

6 応援ヘリコプターの運用【危機管理防災部】

大規模火災及び林野火災など、他都県市からの応援ヘリコプターを多数運用する場合は、埼玉県防災航空センターがこれの運用を行うものとする。

7 その他

出水期において主要河川の水位に関する隣接都県の通報連絡協定は、埼玉県水防計画の定めるところによる。

第5節 注意報及び警報伝達計画 【熊谷地方気象台、各機関】

第1 目標

この計画は注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定めるものである。

第2 注意報・警報等の種類及び発表基準等

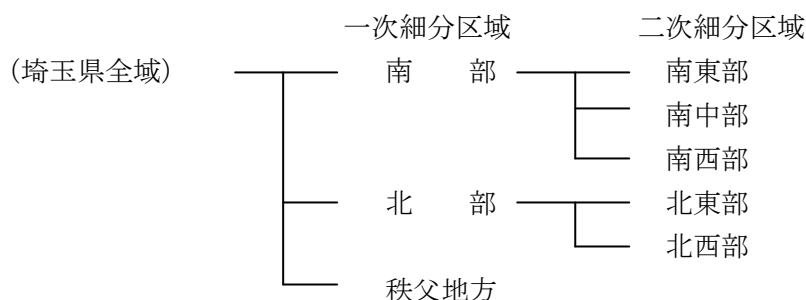
1 気象業務法に基づく注意報・警報等

- (1) 熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりとする。

ア 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次区分として県内を3つの地域に、二次区分とし南部を3地域、北部を2地域に細分して行う。

【関連情報】（資料防予10-2）「注意報・警報の細分区域」



イ 注意報・警報の細分区域

埼玉県市・警報細分区域名及び該当地域市町村名一覧

【南部】

〔南東部〕 春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、杉戸町、吉川市、松伏町

〔南中部〕 川越市、川口市、さいたま市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、川島町、三芳町

〔南西部〕 飯能市、入間市、鶴ヶ島市、日高市、越生町、毛呂山町、坂戸市

【北部】

〔北東部〕 行田市、加須市、羽生市、北川辺町、大利根町、栗橋町、鷲宮町、久喜市、菖蒲町、鴻巣市、騎西町

〔北西部〕 熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、神川町、上里町、美里町、寄居町

【秩父地方】

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

ウ 種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準		
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	風雪注意報	平均風速が11m/s（秩父地方10m/s）以上で、雪を伴い被害が予想される場合
			強風注意報	平均風速が11m/s（秩父地方10m/s）以上で、主として強風による被害が予想される場合。
			大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合。 その基準は、区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合
			大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合
			濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
			雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 その基準は次の条件に該当する場合、最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合
			着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合
			霜注意報	早霜・晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合。 その基準は次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合
			低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：気象官署所在地で気温が-6℃以下になると予想される場合
	※地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合	
	※浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	
		洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は、区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合
※水に防活動する利用の	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。	
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ	

種 類		発 表 基 準		
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 警 報	暴 風 警 報	平均風速が20m/s（秩父地方15m/s）以上で、重大な災害が起ころおそれがあると予想される場合
			暴 風 雪 警 報	平均風速が20m/s（秩父地方15m/s）以上で、雪を伴い、重大な災害が起ころおそれがあると予想される場合
			大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起ころおそれがあると予想される場合 その基準は、区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合
			大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起ころおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合
	※地面現象警報	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって重大な災害の起ころおそれがあると予想される場合	
	※浸水警報	浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起ころおそれがあると予想される場合	
	洪 水 警 報	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起ころおそれがあると予想される場合 その基準は、区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合	
	※ 水 防 活 動 に 適 合 す る も の 利 用	水防活動用 気 象 警 報	大 雨 警 報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		水防活動用 洪 水 警 報	洪 水 警 報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ

[関連情報] (資料防応5-2) 大雨及び洪水警報・注意報基準表

- (注) ① 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- ② 地面現象注意報・警報と浸水注意報・警報は大雨注意報・警報に含めて行う。
- ③ 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- ④ 注意報・警報文の構成
- ・ 標題：発表する注意報・警報の種類、及び発表地域名を示す。地域名は注意報・警報の細分区域を参照
 - ・ 発表年月日時分、発表気象官署名
 - ・ 注意警戒文：いつ・どこで・何がで組み立てた気象現象の予測、及び防災上の注意・警戒事項を、二重括弧で囲み100文字以内で示す。
 - ・ 本文：二次細分区毎に注意報や警報の発表・解除・継続の状況を明記し、特記事項には、警報に切り替える可能性や土砂災害や浸水害への警戒事項を記述する。
また、二次細分区毎に注意・警戒すべき期間、現象のピーク、量的な予想の最大値を記述する。
付加事項には、防災上留意すべき事項を記述する。

- (2) 気象情報は、異常気象等についての情報を具体的なかつ速やかに発表するものであり、異常

気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方气象台が発表する。

記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100mmである。ただし、大雨警報の発令されている間に行う。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、竜巻注意情報、異常天候早期警戒情報、少雨に関する情報、高温に関する情報などがある。

2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

(1) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

あらかじめ指定した河川の洪水予報は、雨量及び水位等の成果及び予測から区間を定め水位等を示し、洪水によって大きな損害が生ずるおそれのある場合にその旨を警告して行う予想の発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えて水防活動が迅速かつ適期に行われるようにするとともに、一般にも周知させて洪水に対する種々の準備をさせるためのものである。

ア 国が管理する河川の洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、国土交通大臣及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、次のとおりである。

利根川、小山川、渡良瀬川、烏川、神流川、中川、綾瀬川、江戸川、
荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川

イ 県知事が管理する河川の洪水予報

水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項により、県知事及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、次のとおりである。

新河岸川

(2) 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、住民の避難及び準備に資する洪水情報を提供するもので、市町村長が行う避難勧告及び避難指示等の目安となるものである。

ア 国が管理する河川の水位周知

水防法第13条により、国土交通大臣が行う水位周知河川は、県内では該当がない。

イ 県知事が管理する河川の水位周知

水防法第13条第2項により、県知事が行う水位周知河川は、次のとおりである。

小山川、福川、中川、綾瀬川、元荒川、市野川、入間川、鴨川、芝川、新芝川、柳瀬川

(3) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、洪水予報が行われるときはその予報に基づき、予報が行われぬか又は予報を待つ暇がないときは、自らの判断により、水防を行う必要がある旨を警告して行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

ア 国が管理する河川の水防警報

水防法第16条により、国土交通大臣が行う水防警報河川は、次のとおりである。

利根川、烏川、神流川、小山川、渡良瀬川、江戸川、中川、綾瀬川
荒川、入間川、越辺川、高麗川、都幾川、小畔川

イ 県知事が管理する河川の水防警報

水防法第16条第3項により、県知事が行う水防警報河川は、次のとおりである。

小山川、福川、中川、綾瀬川、元荒川

市野川、入間川、鴨川、芝川、新芝川、新河岸川、柳瀬川

3 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、市町村が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

埼玉県と熊谷地方気象台は、大雨警報発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表する。

(1) 発表対象地域（48市町村）

土砂災害の危険の認められない市町を除く、以下の48市町村を対象とする。

さいたま市、川口市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、北本市、桶川市、伊奈町、川越市、所沢市、狭山市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、飯能市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、本庄市、美里町、神川町、上里町、熊谷市、深谷市、寄居町、蓮田市、白岡町、春日部市、松伏町

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

①発表基準

- ・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合
- ・より嚴重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

②解除基準

- ・降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合
- ・無降雨状態が長時間続いている場合

(3) 伝達系統

伝達系統は、3 気象注意報、警報等の伝達の第2項の伝達系統図による。

4 消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が埼玉県知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

- (1) 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- (2) 平均風速が11m/s（秩父地方は10m/s）以上、ただし、降雨・降雪中は除く
- (3) 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

第3 気象注意報・警報等の伝達

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象注意報・警報等を発表、切替え、解除した場合は次の機関へ通知するものとする。ただし、水防法及び気象業務法に基づく河川を指定した洪水予報は県水防計画による。

1 各機関への警報・注意報等の通知内容

種別 通知先	警報		注意報					気象情報			指定河川洪水予報		
	大雨 暴風 洪水	大雪 暴風 雪	大雨 洪水 雷	大雪 風雪 着雪 低温	乾燥	濃霧	霜	記録的 短時間 大雨 情報	土砂 災害 警戒 情報	その 他の 気象 情報	警報	注意 報	情報
NTT東日本（仙台センタ）	●	●									●		
NHKさいたま放送局	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
県消防防災課	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
テレビ埼玉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
荒川上流河川事務所	●	○	○					○	○	○			
JR東日本高崎支社	○	○	○	○	○	○		○	○	○			
秩父鉄道	○	○	○	○		○		○	○	○			
東京電力埼玉給電所	○	○	○	○				○	○	○			
エフエムナックファイブ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉高速鉄道	○	○	○	○		○		○	○	○			
大宮国道事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

● 気象業務法第15条による通知先を示す。

○ 上記以外の通知先を示す。

(1) 埼玉県に行う通知

ア 気象警報、洪水警報及び土砂災害警戒情報等を通知する。

イ 通知する警報事項は次のとおりとする。

(ア) 警報を行ったときは、その警報文の全文

(イ) 警報を解除したときは、その旨

(ウ) 警報が注意報に切り換えられたときは、その注意報の全文

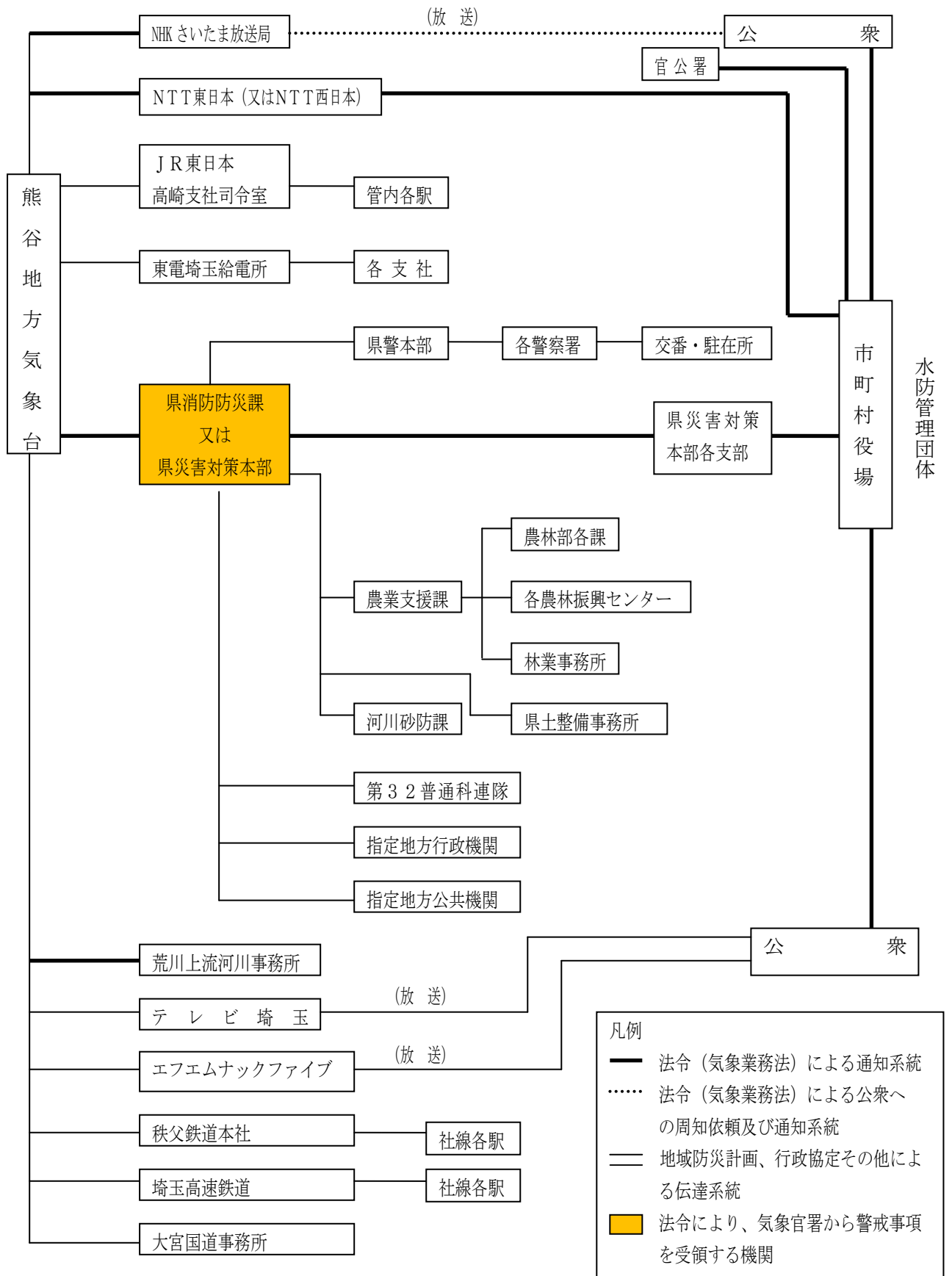
(注) 利根川・荒川・多摩川水系の洪水予報の通知は国土交通省及び気象庁の関係機関が行い、水防警報等については、各河川管理担当事務所（荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、高崎河川国道事務所）が通知する。

(2) 国土交通省荒川上流河川事務所に行う通知

ア 気象警報、洪水警報及び土砂災害警戒情報等を通知する。

イ 通知する警報事項は前項(1)のイに準じて行う。

2 伝達系統図



3 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。
代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備設置機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

熊谷地方気象台からの伝達

機 関 名	県 防 災 行 政 無 線
県消防防災課	6-3171
N T T 埼玉	83-4871
N H K さいたま放送局	70-4861
テレビ埼玉	70-4862
J R 東日本高崎支社	81-4952
東京電力	83-4873
秩父鉄道本社	70-4955
エフエムナックファイブ	71-4863

第4 異常な現象発見時の通報

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市町村長に通報しなければならない。（同条第3項）

2 市町村長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市町村長は、この計画（埼玉県地域防災計画）の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

〔関連情報〕（資料防予10-3）異常現象の通報・伝達経路

3 前項通報のなかで気象庁（熊谷地方気象台）に行う事項

(1) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えばたつ巻、強い雹（ひょう）等

(2) 地震・火山に関する事項

ア 火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

イ 地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

4 気象庁機関の通報先

熊谷地方气象台

5 現象の説明

(1) 噴火現象

噴火（爆発、熔岩流、泥流、軽石流、熱雲流）及びそれに伴う降灰砂等

(2) 噴火以外の火山性異常現象

ア 火山地域での鳴動の発生

イ 火山地域での地震の群発

ウ 火山地域での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

エ 噴火口、火口の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量・色・温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化

オ 火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇・量・味・臭・濁度・温度の異常等顕著な変化

カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等

キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量・臭・色・濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石・魚類等の浮上等

第5 県、警察本部及び市町村等における措置

1 県の措置

(1) 消防防災課

ア 注意報、警報及び土砂災害警戒情報等の受領窓口は消防防災課とする。

イ 消防防災課は注意報等を受領したときは、直ちに注意報及び警報等の種別により関係各課、関係出先機関及び市町村等に伝達する。伝達先は次のとおりとする。

注意報・警報等の伝達先一覧

種別	伝達先	県民・消費生活課	農業支援課	生産振興課	道路環境課	河川砂防課	警察本部警備課	支部・市町村	県土整備事務所
注意報	1 風雪注意報	●			○		○	○	
	2 強風注意報	●	●				○	○	
	3 大雨注意報	●	●			○	○	○	○
	4 大雪注意報	●	●		○		○	○	○
	5 濃霧注意報	●					○	○	
	6 雷注意報	●	●			●	○	○	
	7 着雪注意報	●			○			○	○
	8 乾燥注意報	●					○	○	
	9 霜注意報	●	●	☆			○	○	
	10 低温注意報	●	●				○	○	
	11 洪水注意報	●	●			○	○	○	○
警報	1 暴風警報	●	●			○	○	○	○
	2 暴風雪警報	●	●		○		○	○	○
	3 大雨警報	●	●			○	○	○	○
	4 大雪警報	●	●		○		○	○	○
	5 洪水警報	●	●			○	○	○	○
気象情報	記録的短時間大雨情報	●	●			○	○	○	○
	土砂災害警戒情報	●	●			○	○	○	○
	その他の気象情報	●	●			○	○	○	○
指定河川洪水予報	●	●			○	○	○	○	

●は、原則として勤務時間内に発表されたときのみ伝達する。

☆は、勤務時間外に発表されたときのみ伝達する。

○は、勤務時間内外を問わず伝達する。

(2) 県民・消費生活課

県民・消費生活課は、消防防災課から注意報及び警報等の庁内放送の依頼を受けたときは、直ちに庁内放送を行う。

(3) 農業支援課

農業支援課は、消防防災課から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、第3章第23節 農林水産災害対策計画の定めるところにより措置する。

(4) 生産振興課

生産振興課は、消防防災課から注意報の伝達を受けたときは、第3編第4節第1 凍霜害予防の定めるところにより措置する。

(5) 河川砂防課

河川砂防課は、消防防災課から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、埼玉県水防計画の定めるところにより措置する。

(6) 道路環境課

道路環境課は、消防防災課から注意報及び警報等を受けたときは、第2編第2章第10節交通対策計画の定めるところにより措置する。

2 県警察の措置

(1) 警察本部は、災害警備に関係のある注意報及び警報等について、県及び関係機関の行う伝達に協力する。

(2) 警本部察は、消防防災課から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、直ちに各警察署へ伝達する。各警察署は、交番及び駐在所へ伝達する。

[関連情報] (資料防応5-1) 気象予警報伝達系統表

3 市町村の措置

(1) 市町村長は、県等関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、市町村地域防災計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。(災対法第56条)

(2) 市町村は、市町村地域防災計画に注意報及び警報等の伝達の責任者、体制及び方法等を定めておくものとする。

[関連情報] (資料防予7-2) 集中豪雨における情報伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する指針

4 東日本電信電話(株)・西日本電信電話(株)の措置

(1) NTT東日本(NTT西日本)は、熊谷地方気象台から警報の伝達を受けたときは、直ちに関係市町村等へ通知する。

5 勤務時間外における注意報等の伝達

県、市町村等は、勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておくものとする。以下に県における連絡体制を示す。

(1) 当直者の配置

県は、夜間・休日の初動対応機能の確保を目的として、当直者として県職員を配置するとともに、委託業者の職員(以下「無線当直者」という。)を防災行政無線室に配置する。

(2) 関係各課の担当者への連絡等

無線当直者は、注意報及び警報が伝達された場合は前掲の「注意報・警報等の伝達先一覧」に基づき、関係各課であらかじめ指定された職員に連絡する。なお、大雨洪水注意報および各種警報が伝達された場合は、県職員の当直者は初動対応者等が登庁するまでの間、必要に応じ情報収集、連絡等を行う。

第6 水防法に定める水防警報、消防法に定める火災警報

1 水防警報

国土交通大臣が指定した、利根川水系及び荒川水系の河川において、洪水により損害を生じる恐れがある場合、関東地方整備局関係事務所が発表する。

国土交通大臣が指定した河川以外で洪水により相当な被害を生じる恐れがあると指定した河川において、水位の上昇により損害を生じる恐れがある場合には知事が発表する。
ともに、埼玉県水防計画の定めるところにより処置する。

2 火災警報

市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表するもので、県地域防災計画第3編第1節第1火災予防の定めるところにより処置する。

第6節 災害情報通信計画 【危機管理防災部、各機関】

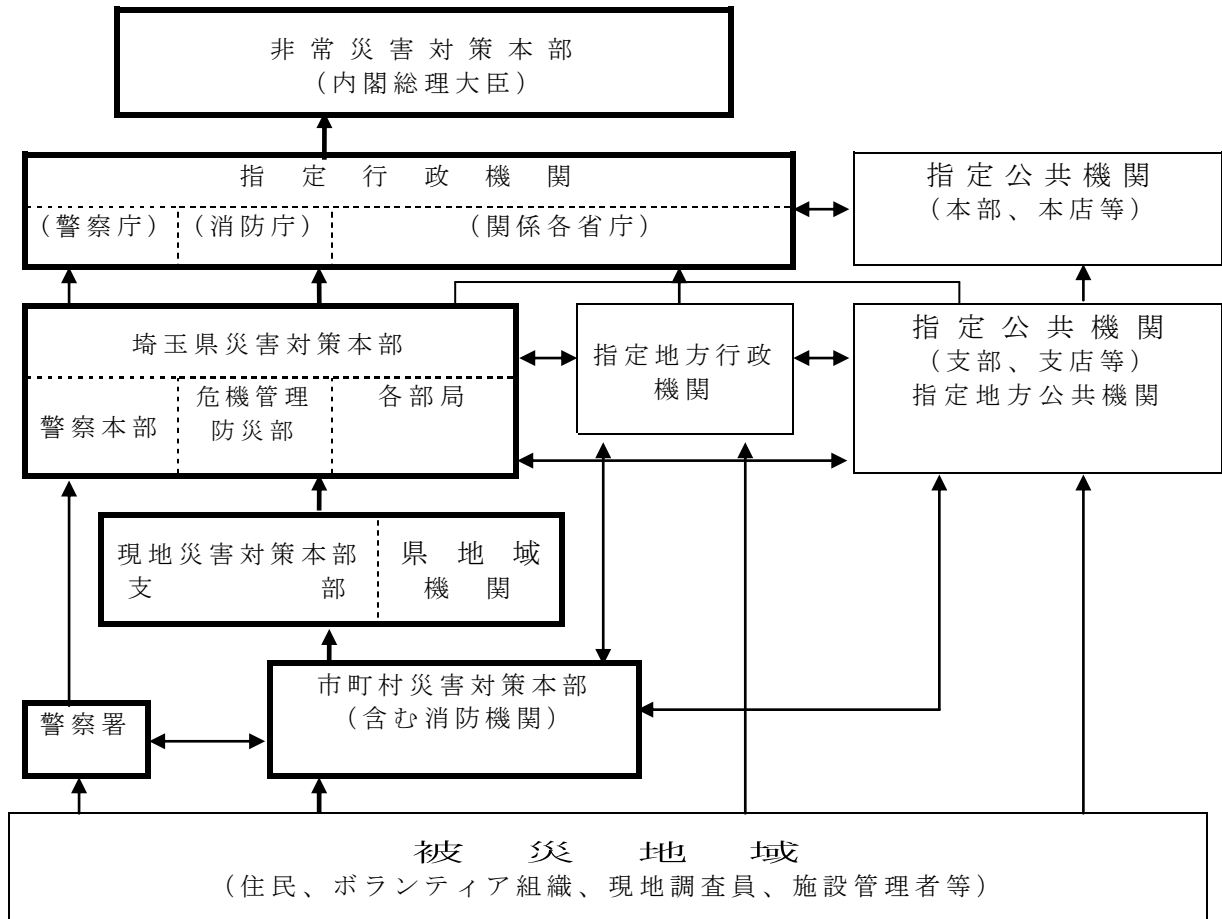
第1 目標

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、県及び市町村並びに関係機関が緊密に連絡して、迅速かつ的確に収集するものとする。

このため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害に伴う災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、この計画の定めるところにより行うものとする。

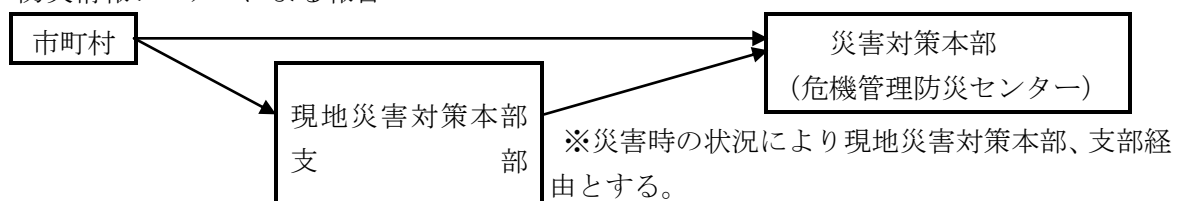
第2 被害状況等の報告通報系統

1 統括的系統図

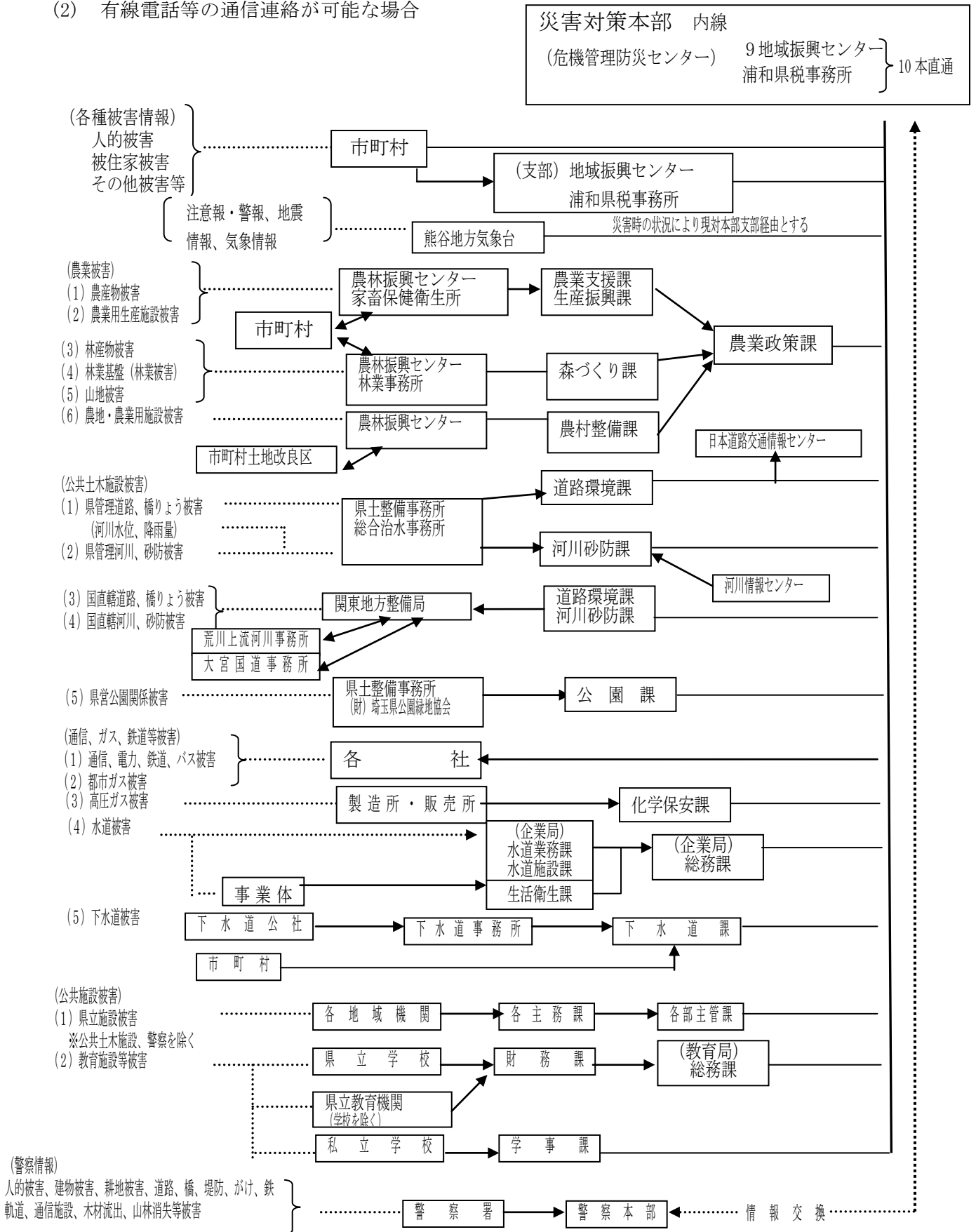


2 部門別系統図

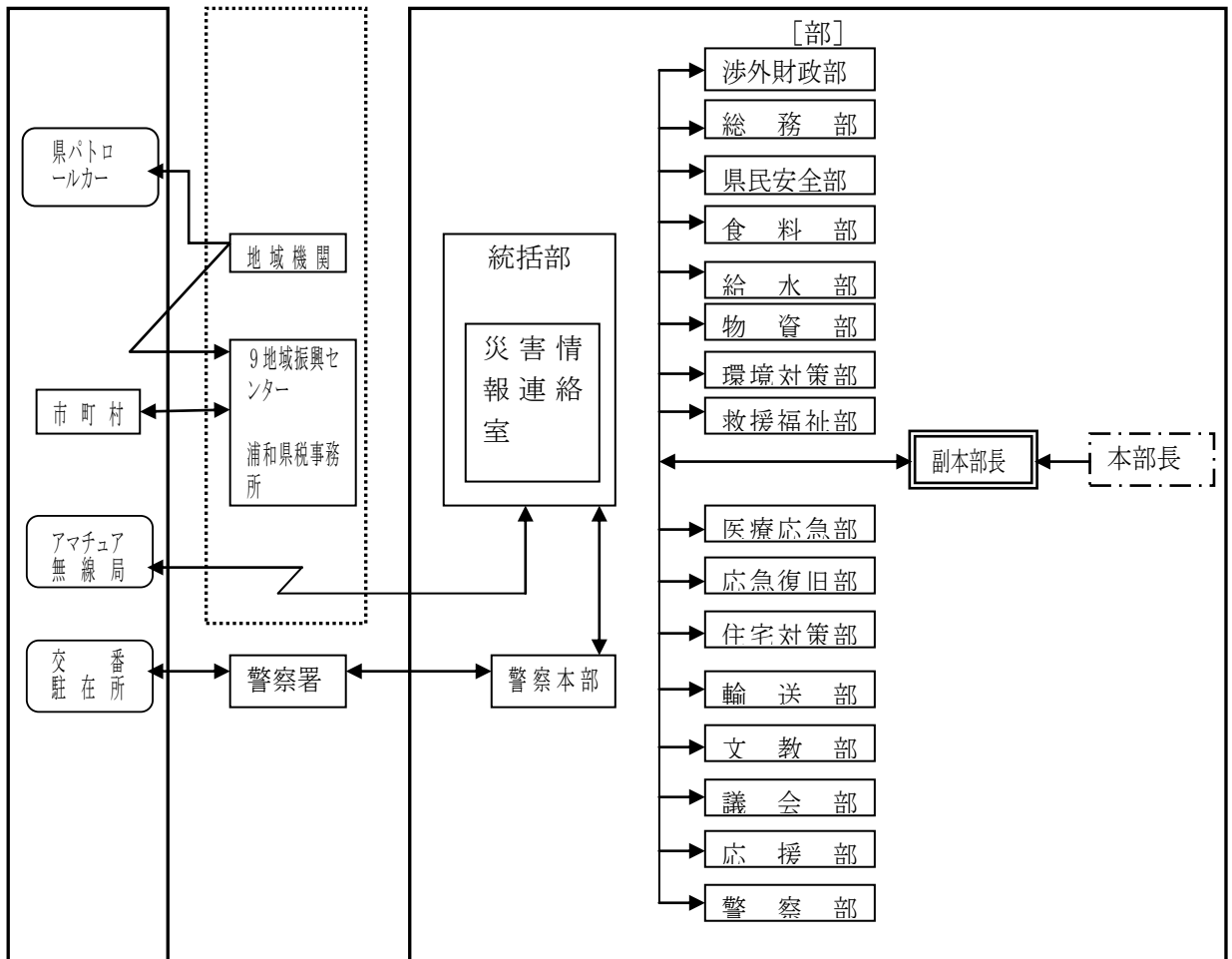
(1) 防災情報システムによる報告



(2) 有線電話等の通信連絡が可能な場合



(3) 無線のみの通信連絡となる場合



3 風水害時に収集すべき情報

(1) 警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 警報・注意報 気象情報	予側される雨量等警戒すべき 災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（ 気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
(イ) 雨量等の 気象情報の収 集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降 水短時間予想図 ・県河川砂防課、県土整備 事務所（県水防情報シス テム等） ・各雨量観測実施機関 ・市町村、消防独自の雨量 観測所	・防災情報システム ・市町村防災行政 無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位・流量等の時 間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・県河川砂防課・県土整備 事務所（県水防情報シス テム等） ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	

(ウ) 危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所 ・高潮情報 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・市町村、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(エ) 住民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

(2) 発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 発災情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 内陸滞水・高潮による浸水状況 がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） 発災による物的・人的被害に関する情報 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報</p>	発災状況の覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、消防機関等の警戒員 警察 各公共施設の管理者等 自主防災組織、住民 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報システム 市町村防災行政無線移動局 消防無線 加入電話 専用回線電話 警察無線 アマチュア無線 災害応急復旧用無線電話（TZ41等） 孤立防止無線
	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況 	被災後、被害状況が把握された後	各ライフライン関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 加入電話 専用回線電話 災害応急復旧用無線電話
(イ) 住民の動向	発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所の収容の後	<ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者、勤務要員 消防・警察 自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村防災行政無線移動局 消防無線 加入電話 アマチュア無線

第3 災害情報計画

1 市町村の役割

市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、この計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめ、防災情報システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、災害応急対策に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

(1) 基本事項

ア 情報収集体制の整備

被害報告の迅速正確を期するため、地区又は地域別及び被害の種別ごとの部門別に、次の情報収集体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(ア) 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設

(イ) 報告用紙の配布

- (ウ) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打合せ
- (エ) 情報収集機器の整備
- (オ) 情報機器操作員の配置等

イ 情報総括責任者の選任

市町村は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせるものとする。なお、選任の結果を現地災害対策本部又は支部に充てられる所轄の地域振興センター又は浦和県税事務所に報告する。

(2) 情報の収集

ア 市町村は、災害情報の収集にあたっては、所轄警察署と緊密に連絡するものとする。

イ 被害の程度の調査にあたっては、市町村内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。

ウ 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、り災人員についても平均世帯人員により計算して速報するものとする。

エ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。

オ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。

(3) 情報の報告

市町村は、管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

ア 報告すべき災害

(ア) 当該市町村区域において、大雨等により人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水)被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの。

(イ) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

(ウ) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

(エ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

(オ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

(カ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)～(オ)の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの。

(キ) 地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの。

(ク) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

イ 報告の種別

(ア) 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市町村関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

A 発生速報

埼玉県防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第1号の「発生速報」により防災無線FAX等で報告する。

B 経過速報

埼玉県防災情報システムにより、特に指示する場合ほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第2号の「経過速報」により、防災無線FAX等で報告する。

(イ) 確定報告

様式第3号の「被害状況調べ」により、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

〔関連情報〕（資料防応6-1）被害状況の報告様式

〔関連情報〕（資料防応6-2）確定報告記入要領

ウ 報告先

(ア) 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は県消防防災課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災センターシステム管理室に報告する。

電話 048-830-8111（直通） 防災行政無線 6-8111

(イ) 消防庁への報告先

区分		平日（9：30～18：30） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7582
	FAX	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7582
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

（注）TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

2 県の役割

県は、県の地域に災害が発生したときは、この計画及び「県要領」の定めるところにより市町村及び関係機関と緊密に連絡して市町村別にその被害状況を取りまとめるものとする。

(1) 情報の収集

ア 有線電話等による通信連絡手段が可能な場合

(ア) 各地域振興センター等は、担当区域内の市町村から災害情報の報告があったとき又は自ら災害の発生を覚知したときは、直ちに消防防災課（初動体制、警戒体制、緊急体制又は非常体制を施行したときは災害情報連絡室。以下同じ。）に報告する。

(イ) 各地域機関は、それぞれの部門別の被害情報を取りまとめて、関係部（局）課及び災害対策本部の支部へ報告する。関係部（局）課は、消防防災課に報告する。

イ 無線以外に通信連絡手段がない場合

各地域振興センター等は、災害に関する情報を自ら、又は担当区域内の市町村及び担当区域を所管する各地域機関等から収集し、取りまとめ、消防防災課に報告する。

ウ ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空センターのヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

エ 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び現地災害対策本部、支部（地域機関）の職員を現地調査にあたらせるものとする。

また、災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

オ 写真の撮影

状況に応じて現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集に当たるものとする。

カ 各地域機関等は、災害情報の収集に当たっては、相互に緊密に連絡するものとする。

(2) 情報の報告及び通報

県は、市町村の被害状況を取りまとめ、これを消防庁を通じて内閣総理大臣に逐時報告するとともに、関係機関に対し報告又は通報するものとする。

ア 報告の頻度

被害の発生速報はその概要について発生直後に行い、経過速報は、特に指示する場合のほかは、2時間ごとに行う。

なお、災害の状況及びこれに対して取られた措置の概要の確定報告は応急措置が終了した後、20日以内に被害の確定報告を行う。

イ 関係各省庁への報告

県各部局はそれぞれの所轄事務に関連する被害状況を取りまとめ、関係各省庁に報告する。

ウ 消防庁への報告先

区分		平日（9：30～18：30） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7582
	FAX	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7582
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

3 警察の任務

- (1) 警察は、関係機関と緊密な連絡を保持するとともに災害警備活動に必要な情報（以下「災害情報」という。）の収集に努めるものとする。
- (2) 警察が収集する災害情報は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 災害の種別
 - イ 災害の発生日時、場所又は地域
 - ウ 気象情報
 - エ 河川水位
 - オ 被害の概要及び主要被害の状況
 - カ 避難者の状況
 - キ 主要交通機関の被害状況及び復旧状況
 - ク 警察関係の被害状況
 - ケ 警察措置
 - コ 治安状況

4 指定地方行政機関等の役割

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他公共機関は、災害情報に関する連絡窓口を定めて関係機関に通知しておくとともに、その管理に属する施設については、必要な被害状況を取りまとめて県に連絡するものとする。

第4 災害通信計画

[関連情報] 第2編第1章6節 災害情報体制の整備

(資料防総3-2)「災害時における連絡窓口及び指定電話一覧表」

1 災害情報のための電話の指定

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、その錯綜を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

2 災害情報通信に使用する通信施設

防災関係機関にそれぞれ災害専用電話又は防災無線が設置されるまでの間、被害状況等について、報告又は通報先、使用する災害通信については、次のいずれかによるものとする。

- (1) 報告又は通報先
 - 市町村、県（本庁・地域機関）、防災関係機関
- (2) 災害通信の種類
 - ア 防災行政無線

- イ 指定電話
- ウ 防災情報システム
- エ 非常無線
- オ ファクシミリ
- カ 衛星携帯電話

3 非常通話及び緊急通話等の利用

防災関係機関は、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとする。

4 災害情報通信のための通信施設の優先使用

県及び市町村が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設の優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

(1) 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

- ア 警察機関
- イ 消防機関
- ウ 水防機関
- エ 航空保安機関
- オ 気象業務機関
- カ 鉄道事業者
- キ 電気事業者
- ク 鉱業事業者
- ケ 自衛隊

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- ア 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。
- イ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- ア 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。
- イ 県及び市町村が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協定しておくものとする。

5 非常通信の利用

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうと

する場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。

(1) 非常通信の運用方法

ア 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- (ア) 人命の救助に関すること。
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (ロ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
- (ハ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (ニ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (ホ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (ヘ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (ヘ) 遭難者救援に関すること。
- (コ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (ク) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。
- (ケ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。
- (セ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (ス) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

イ 非常無線通信文の要領

- (ア) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- (イ) かたかな又は通常の文書体で記入する。
- (ロ) 簡単に要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- (ハ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- (ニ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- (ホ) 余白に「非常」と記入すること。

ウ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

エ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

関東総合通信局無線通信部陸上第二課内、埼玉地区非常通信協議会事務局

電 話 03-6238-1771 (直通)

F A X 03-6238-1769

6 すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

7 警察通信

- (1) 有線及び無線の通信統制官は、災害時における通信の混乱を防止するための、必要により通信統制を行うものとする。
- (2) 警察本部長又は警察署長は、知事又は市町村長から災対法第57条の規定により、あらかじめ協議して定めた手続に基づく警察通信等の利用について要請があった場合は、協定の定めるところにより協力するものとする。

第7節 災害広報計画

【直轄、県民生活部、企業局、警察本部、市町村、関東地方整備局】

第1 目標

県、市町村は、災害発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般県民の要望に適切に対応する。

第2 災害広報資料の収集【県・市町村】

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、又関係機関等の協力を得て収集する。

- ① 広報班の撮影記録係を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
- ② 県の地域機関、市町村、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ
- ③ 報道機関等による災害現地の航空写真
- ④ 水防及び救助等応急対策活動取材した写真、その他

第3 住民への広報【直轄、県民生活部・市町村】

県、市町村の主な広報活動、広報内容は以下のとおりである。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択する。

	広報活動の実施	広報内容
県 (直轄、県民生活部)	<p>県は、「広報センター」を設置し広報の実施への指示、防災関係機関や報道機関との連絡調整、住民や被災者からの問い合わせなど、広報業務を一元化して行う体制を確立する。</p> <p>県は、市町村及び県各部局から要請があった場合又は被害状況により必要と認められる場合は、以下の媒体による広報活動を実施あるいは要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 広報車 ② ヘリコプター ③ 活字媒体(広報紙の号外・一般新聞など) ④ 放送媒体(ラジオ・テレビ・CATV・臨時災害FM局) ⑤ インターネット(県ホームページ、八都県市ホームページ) ⑥ 民間の電光掲示板等 	<ol style="list-style-type: none"> ① 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動に関する情報 ② 火災及び水害等の防止に関する情報 ③ 市町村長等が実施した避難に関する情報 ④ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報 ⑤ 医療情報(医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等) ⑥ その他の応急対策活動の状況に関する情報 ⑦ 犯罪防止に関する情報 ⑧ 流言飛語の防止に関する情報 ⑨ その他必要と認められる情報

市 町 村	<p>市町村は、保有する以下の媒体を活用して広報を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請は原則として県が行うものとする。</p> <p>① 防災行政無線 ② 広報車 ③ ハンドマイク ④ 農協有線放送 ⑤ インターネット ⑥ 携帯電話</p>	<p>① 地域の被害状況に関する情報 ② 当該市町村における避難に関する情報 ・避難の勧告に関すること ・避難施設に関すること ③ 地域の応急対策活動の状況に関する情報 ・救護所の開設に関すること ・交通機関及び道路の復旧に関すること ・電気、水道等の復旧に関すること ④ その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む） ・給水及び給食に関すること ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること ・防疫に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること等</p>
防災関係機関	<p>防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、県民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、県、市町村及び報道機関に広報を要請する。</p>	

第4 報道機関への発表

県は、被害状況、ライフラインの復旧情報など、被災者等に有用な情報を迅速かつ的確に伝えるため、報道機関に必要な情報を発表する。

1 発表方法

	実施主体	内容
発表内容の検討	県 (直轄、 県民生活部)	県は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、報道機関に発表する内容を検討する。
発表の実施	<p>県 (直轄、 県民生活部)</p> <p>指定公共機関 指定地方公共機関</p>	<p>県は、原則として発表者が統括部報道班長立会いのもとに、県政記者クラブにおいて報道機関への発表を行う。 必要に応じ、他の場所で発表を実施する場合は、あらかじめ統括部報道班長に発表事項及び発表場所について協議するものとする。 ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を報道部報道班長に報告するものとする。</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として統括部報道班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を統括部報道班長に連絡するものとする。</p>
発表内容の伝達	県 (直轄、 県民生活部)	統括部報道班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部の必要と認められる各部及び関係機関に送付するものとする。
取材に対する対応	県 (各部局)	県は、情報の一元化を図るため、各部局内にマスコミ担当を置き、取材対応を行う。

2 発表の対象となる報道機関

① 朝日新聞社さいたま総局	② 共同通信社さいたま支局
③ 埼玉新聞社	④ 産経新聞社さいたま総局
⑤ 東京新聞さいたま支局	⑥ 日刊工業新聞社さいたま総局
⑦ 日本経済新聞社さいたま支局	⑧ NHKさいたま放送局
⑨ 毎日新聞社さいたま支局	⑩ 読売新聞東京本社さいたま支局
⑪ 時事通信社さいたま支局	⑫ フジテレビジョン報道局さいたま支局
⑬ 日本テレビ放送網報道局さいたま支局	⑭ 東京放送報道局埼玉担当
⑮ テレビ埼玉	⑯ テレビ朝日報道情報局さいたま支局
⑰ 日本工業新聞社関東総局	⑱ エフエムナックファイブ

※ 必要があると認めるときは、上記以外の報道機関に対しても発表する。

〔関連情報〕（資料防応4-1）災害時における放送要請に関する協定【直轄】

（相手方：NHKさいたま放送局、株式会社テレビ埼玉及び株式会社エフエムナックファイブ）

（資料防応4-3）災害時等における報道要請に関する協定【直轄・警察本部】（相手方：朝日新聞社さいたま総局、共同通信社さいたま支局、埼玉新聞社、産経新聞社さいたま総局、東京新聞さいたま支局、日本経済新聞社さいたま支局、毎日新聞社さいたま支局、読売新聞東京本社さいたま支局、時事通信社さいたま支局、フジテレビジョン、日本テレビ放送網、東京放送、テレビ朝日）

第5 ダム放流に伴う住民等に対する広報

ダムの放流に伴い、下流河川の水位が急激に上昇する場合は、電話等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとする。

ダムの設置状況は下表のとおり。具体的な広報方法は、資料編防応7-1～7-6による。

埼玉県内のダム

ダム名	関係河川名	所在市町村	管理者
二瀬ダム	荒川	秩父市	国土交通省
浦山ダム	荒川	秩父市	水資源機構
合角ダム	吉田川	秩父市	埼玉県
玉淀ダム	荒川	寄居町	東京発電(株)
大洞ダム	大洞川	秩父市	東京発電(株)
下久保ダム	神流川	神川町	水資源機構
有間ダム	有間川	飯能市	埼玉県
権現堂調節池	権現堂川	幸手市	埼玉県
滝沢ダム	中津川	秩父市	水資源機構

〔関連情報〕（資料防応7-1）「二瀬ダム放流に伴う広報体制」

（資料防応7-2）「玉淀ダム及び大洞ダム放流に伴う広報体制」

（資料防応7-3）「下久保ダム放流に伴う広報体制」

（資料防応7-4）「有馬ダム放流に伴う広報体制」

（資料防応7-5）「合角ダム放流に伴う広報体制」

（資料防応7-6）「権現堂調節池放流連絡機関」

(資料防応7-7) 「浦山ダム放流に伴う広報体制」

(資料防応7-8) 「滝沢ダム放流に伴う広報体制」

第6 警察の広報

- 1 警察本部長及び警察署長は、被害状況や警察の活動状況等について、積極的な広報を行い災害警備活動に対する協力を得るよう努めること。
- 2 警察本部長及び警察署長は、現場広報に当たって次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。
 - (1) 広報担当者は、指揮官及び警備部隊と緊密な連携のもとに、現場の状況に応じた的確な広報を実施すること。
 - (2) 災害現場は、混乱が予想されるので、広報車、拡声機等による広報とあわせ掲示版等を活用し徹底を図ること。
 - (3) 広報の実施に当たっては、言語、態度に十分注意するとともに、時機を失することなく判り易い内容の広報に努めること。
 - (4) 現場活動に従事する警察官は、他の地域についても被災状況、救援、救護状況などの把握に努め、適切な現場広報を実施すること。

第8節 水防計画・土砂災害防止計画 【県土整備部、農林部】

第1 目標

水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防団に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について計画するものであり、水防法（昭和24年法律第193号）第7条の規定に基づく埼玉県水防計画による。

ただし、災害対策基本法に基づく埼玉県災害対策本部が設置されたときは、本計画により同本部と密接に連絡するものとする。

なお、注意報・警報の伝達については第2編第2章第5節による。

第2 水防体制の確立

知事は、職員の通常勤務から水防非常体制への切替えを迅速確実に行い、勤務員が長期間の非常勤務活動を完遂出来るよう配慮する。

1 水防非常配備の種類

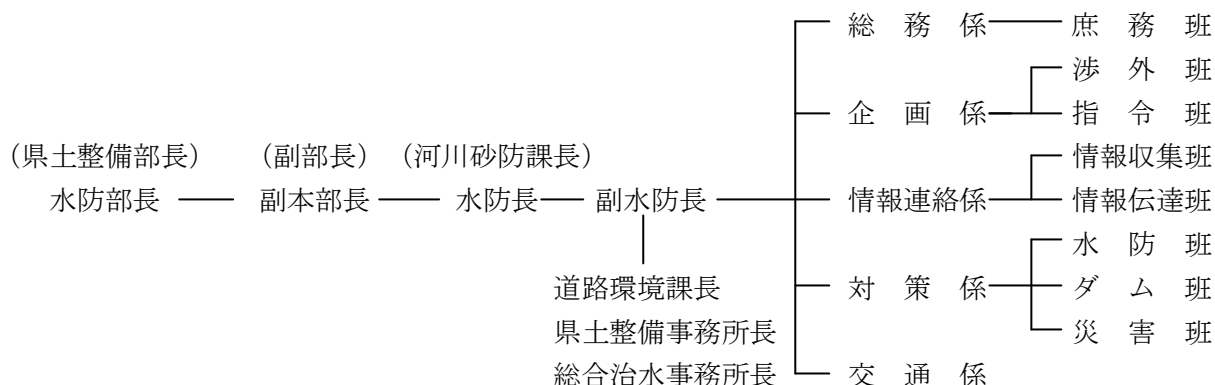
- (1) 第1配備体制（待機体制）
少数の人員で主として情報伝達を行う。
- (2) 第2配備体制（警戒体制）
所属人員の約1／2を動員し、情報伝達、情報収集、出動要請を行う。
- (3) 第3配備体制（非常体制）
所属人員全員を動員し完璧な水防体制をとる。

2 発令・解除基準

- (1) 第1配備体制
発令 ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報で大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。
イ 第2配備体制が解除になったとき。
ウ その他水防長が必要と認めたとき。
解除 ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報が解除になったとき。
イ 水防長が水防体制を取る必要が無くなったと認めたとき。
ウ 第1配備体制から第2配備体制に移ったとき。
- (2) 第2配備体制
発令 ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報のうち大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
イ 水防法第10条、第11条に基づく洪水予報で、洪水注意報、洪水警報が発表されたとき。
ウ 水防法第16条の規定により指定された河川の水防警報が発表されたとき。
エ 水防長が必要と認めたとき。

- オ 第3配備体制が解除になったとき。
- 解除 ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動予警報で、大雨警報、洪水警報のすべてが解除されたとき。
- イ 水防法第10条、第11条に基づく洪水予報で、洪水注意報、洪水警報が全て解除されたとき。
- ウ 水防長が水防体制を取る必要がなくなったと認めたとき。
- エ 第2配備体制から第3配備体制に移ったとき。
- (3) 第3配備体制
- 発令 ア 水防本部長が必要と認めたとき。
※ 相当の被害が、県下広範囲にわたり発生するおそれがあるとき。
- 解除 ア 水防本部長が水防体制を取る必要がないと認めたとき。
※ 被害が拡大するおそれが無くなったとき。

3 第3配備体制における組織



第3 水防活動

1 監視、警戒活動

水防管理者は出動命令を出したときから、水防区域の監視および警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、上面、裏側の3班に分かれ巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び管轄県土整備事務所長に報告すると共に水防作業を開始する。

2 ダム、堰、水門の操作

ダム、堰、水門の管理者は、降水又は出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに関係国土交通省各河川事務所長及び県土整備事務所長に通知する。

3 資器材の備蓄および水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めると共に、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

4 情報連絡

河川砂防課長は、第2編第2章第5節注意報及び警報伝達計画第1、2の項に定めるほか、次の事項について消防防災課長に連絡するものとする。

- (1) 配備状況
- (2) 出水の状況
- (3) 堤防の決壊状況
- (4) その他重要と認める情報

上記の状況及び情報連絡については次のとおりとする。

課名	河川砂防課	消防防災課
担当責任者	防災担当	応急対策・訓練担当
電話	内線 5137	内線 3171
	(重要なものについては文書で行う。)	

5 重要水防区域

埼玉県水防計画「重要水防区域一覧表」による。

6 水防作業上の措置

- (1) 警戒区域の設定
水防作業のため必要がある場合は、水防管理者及び消防機関の長は警戒区域を設定し、一般住民の立入を禁止、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 身分証明書の所持
調査及び指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

第4 決壊時の処置

1 決壊時の処置

- (1) 通報
水防管理者、水防長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を所轄県土整備事務所長及びはん濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。
また、通報を受けた県土整備事務所長はこれを知事、関係各警察署、その他必要な箇所に連絡するものとする。
この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、水防管理者は所轄河川事務所長にも通報しなければならない。
- (2) 警察官の出動要請
堤防等が決壊又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

(3) 居住者等の水防義務

水防管理者、水防長又は消防機関の長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

2 避難のための立退き

(1) 立退き

知事は洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立退きを指示する。

(2) 立退き予定地等の住民への周知

指定水防管理団体にあつては、その水防計画で、その他の水防管理団体にあつては管理者が立退き予定地、経路及び可能なる処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

(3) 立退きの通知

水防管理者が指示する場合には、水防管理者はただちに知事及び関係各警察署長に通知しなければならない。

3 水防解除

水位がはん濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防解除を命ずると共に、これを一般住民に周知させ、知事に対してその旨を報告しなければならない。

第5 協力応援

1 水防管理団体相互の協力応援

(1) 協力応援

水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防管理団体は水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項にもとづき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する外、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を計るものとする。

(2) 県土整備事務所の指導

県土整備事務所は管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。

(3) 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。但し協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

2 自衛隊に対する出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、埼玉県において発生する各種の災害に際し、県民の生命財産を保護するため、自衛隊に対する災害派遣要請、及び自衛隊との連絡を実施する。

なお、細部実施要領等は、第2編第2章第16節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

第6 観測通報

1 雨量の通報

雨量観測所の管理者は次の要領により迅速確実に雨量の通報連絡を行わなければならない。

- (1) 水防本部及び県土整備事務所は必要に応じ水防管理団体、その他各機関に通報するものとする。
- (2) 気象庁・国土交通省・県は必要に応じ相互に通報する。

2 水位の通報

水位の通報、連絡等は次の要領により行うものとする。

- (1) 県土整備事務所は、必要に応じて国土交通省関係の水位について河川事務所に確認のうえ、水防本部へ報告する。
- (2) 県土整備事務所は、必要に応じて水防本部に水位を通報する。

第7 土砂災害防止計画

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、市町村が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

埼玉県と熊谷地方気象台は、大雨警報発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報に関する業務については、「埼玉県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」により措置する。

(1) 特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

(2) 発表対象地域（48市町村）

第2編、第2章、第5節、第2、3（1）に記載。

(3) 発表及び解除

第2編、第2章、第5節、第2、3（2）に記載。

(4) 伝達体制

第2編、第2章、第5節、第3に記載。

(5) 市町村の対応

土砂災害警戒情報の発表により、警戒対象となった市町村の長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

(6) 市町村地域防災計画に土砂災害警戒情報を定めることについて

土砂災害警戒情報について、土砂災害警戒情報の目的、発表基準、伝達体制などを市町村

地域防災計画に明記するとともに、「土砂災害警戒情報の発表された場合」を避難勧告等の発令基準に位置付ける。

2 情報の収集・伝達

- (1) 県、市町村は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- (2) 県、市町村は土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- (3) 県はボランティアとの連携等、地域に密着した山地災害の情報提供体制の整備を図り、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めるものとする。
- (4) 市町村は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や災害時要援護者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、県及び市町村で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- (5) 市町村は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

3 避難誘導

市町村は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な災害時要援護者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

4 二次災害の防止

県、市町村は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
- (2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。
- (3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- (4) 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (5) 市町村は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (6) 市町村は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフライン

や交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめこやかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

第9節 災害警備計画

【警察本部】

第1 警察の基本方針及び警備体制の確立

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序維持に必要な諸対策を実施して、治安の万全を期するものとする。

2 警備体制の種別

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の警備体制の種別は、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

(1) 準備体制

災害が発生するおそれはあるが、相当の時間的余裕がある場合にとる体制

(2) 警戒体制

洪水、山くずれ、地震、大火災等の災害が発生し、又は発生が予想される場合にとる体制

(3) 非常体制

大規模な災害が発生し、又は正に発生が予想される場合にとる体制

3 平素の措置

(1) 防災意識の高揚

警察本部長及び警察署長は、平素から避難措置、危険物の保安、犯罪の予防、交通の規制等に関する広報を行い、防災思想の普及に努めるものとする。

(2) 装備資機材の整備等

警察職員は平素から災害警備実施に必要な装備資機材の点検、整備及び開発、改善等に努めるものとする。

4 災害警備実施

災害警備実施は、国、県、市町村、消防機関、その他の関係機関と緊密に連携して、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 情報収集、伝達及び広報
- (2) 警告及び避難誘導
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護
- (4) 交通秩序の維持
- (5) 犯罪の予防検挙
- (6) 行方不明者の捜索と検視（見分）
- (7) 漂流物等の処理
- (8) その他の治安維持に必要な措置

第10節 交通対策計画

【危機管理防災部、県土整備部、警察本部、市町村、関東地方整備局、 東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

第1 目標

1 目的

災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

2 留意点

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要である。関係各機関は、組織状態を有効に活用して被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にしているのに対処する。

第2 交通応急対策計画

1 交通支障箇所の調査及び通報【関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)】

- (1) 道路管理者は、その管理に属する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害状況をすみやかに調査する。
- (2) 道路管理者は調査班が、調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を関連する道路管理者相互に連絡を取り合うものとする。
- (3) 道路管理者は、前項の状況を直ちに当該市町村の区域を管轄する関係機関（警察署、消防署等）の長に対して相互に連絡をとるものとする。

2 応急対策方法【関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)】

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

(1) 道路施設の応急対策方法

- 道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷、トンネルの一部損壊、埋没等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋梁の応急補強、トンネルの補強等、必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。
- (2) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図るものとする。
 - (3) 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、道路管理者は付近の道路網の状況により、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図るものとする。
 - (4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的

応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

- (5) 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。
- (6) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図るものとする。

〔関連情報〕（資料防応10-1）交通施設の状況

第3 交通規制計画

1 被災地内の交通規制【警察本部】

(1) 交通規制を行う者

ア 公安委員会は道路交通法第4条又は災害対策基本法第76条の規定に基づき所要の交通規制を行うものとする。

イ 警察署長は、道路交通法第5条の規定に基づき所要の交通規制を行うものとする。

ウ 警察官は道路交通法第6条の規定に基づき所要の交通規制を行うものとする。

エ 道路管理者は道路法第46条第1項の規定に基づく所要の交通規制を行うものとする。

(2) 交通規制の方法

ア 県公安委員会が行う交通規制

(ア) 道路交通法第4条に基づく交通規制

・ 県公安委員会は県内の道路について、災害により道路の決壊等危険な状態が発生し又はその他の状況により必要であると認めるときは、その対象区間、期間を記載した道路標識又は標示を設置して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

・ 県公安委員会は交通の禁止又は制限をするときは、道路交通法第4条の規定に基づく道路標識又は道路標示を設置して行い、必要があると認めるときは、まわり道を明示して一般の交通に支障がないようにするものとする。

(イ) 災害対策基本法第76条に基づく交通規制

・ 県公安委員会は、埼玉県に発生した災害について、災害対策基本法第76条の規定に基づいて、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとする場合は、同法施行令第32条により禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないときは禁止又は制限の始期）を記載した（資料）の標示を当該区間の前面及び区間内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端（歩道と車両の区別のある道路にあっては歩道の車道側）に設置して行う。この場合において必要があると認めるときは、公安委員会は適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないようにするものとする。

・ 県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制をしようとするときは災害地の実態を把握するとともに知事又は被災地域を管轄する市町村長と連絡して交通の禁止又は制限に関する資料を収集し、適正な判断をするものとする。

・ 県公安委員会は、埼玉県に隣接する都県の地域内に発生した災害について、災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両以外の車両の交通を禁止又は制限を行う場合は、当該災害地を管轄する都県の公安委員会と緊密に連絡して交通の禁止又は制限を行う地域道路の区間、期間及び理由を明らかにするとともに、緊急通行車両の確認に対する判断資料を収集し、適正な運用に努めるものとする。

・ 県公安委員会は、本条に基づく交通の禁止又は制限を行うときは、当該禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないときは禁止又は制限の始期）を県の広報に登載するとともに、報道機関に発表するほか立看板等により一般に周知させるよう努める

ものとする。

- ・交通規制に必要な緊急通行車両の標章及び証明書の様式は（資料防応10-3緊急輸送車両等の確認事務処理要領）のとおりとする。
- ・県公安委員会が災害対策基本法施行令第32条第2項及び第3項に基づいて交通の禁止又は制限に関して、道路管理者及び関係都県の公安委員会に通知する方法は原則として電話によるものとする。

イ 警察署長が行う交通規制

警察署長は、その管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、その対象、区間、期間を記載した道路標識又は標示を設置して歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

ただし警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が1ヶ月を超えない場合に限り行うものとする。

ウ 警察官が行う交通規制

(ア) 道路交通法第6条第2項同条第3項に基づく交通規制

- ・警察官は災害発生時において、車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- ・警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずるものとする。
- ・警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をするものとする。

(イ) 道路交通法第6条第4項に基づく交通規制

- ・警察官は、災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- ・警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響をうけない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努めるものとする。

エ 道路管理者の行う交通規制

【関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

(ア) 道路管理者は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(イ) 道路管理者は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長及び市町村長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を警察、行政機関と相互に連絡を取り合い確認する。

あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

(ウ) 道路管理者は、降雪等による交通規制の状況を利用者に周知するものとする。

2 被災地内における一般交通の確保

道路管理者及び県公安委員会は、被災地における交通規制及び緊急通行車両以外の交通規制を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図るものとする。

- (1) 関係道路の主要交差点への標示
- (2) 関係機関への連絡
- (3) 一般住民に対する広報

第4 緊急輸送のための通行禁止及び制限【警察本部、県土整備部、市町村】

- 1 県公安委員会は埼玉県又は埼玉県に隣接する都県の地域に災害が発生した場合において、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急交通路を確保するために必要があると認めるときは、地域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両通行を禁止又は制限するものとする。

この場合において必要のあるときは、まわり道を明示して一般の交通に支障ないようにするものとする。

- 2 上記緊急輸送を実施する機関の長が、緊急輸送をしようとするときは、あらかじめ日時、発着地経路、事由、種別、輸送量、車両の種別等を県公安委員会に連絡するものとする。
- 3 県公安委員会は1により必要があると認めて緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限するときは、禁止又は制限の対象、地域、区間及び期間を定めないときは禁止又は制限の始期を記載した（資料防応10-2緊急輸送車両以外の車両通行表示）の標示及び迂回路の標示を当該区間の前面及びその区間内の必要な地点の道路の中央又は左側の路端に設置するものとする。
- 4 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を通知するものとする。
- 5 通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両等に対しては、警察官等は災対法第76条の3に基づき、必要な措置をとることを命令し、又は自らその措置をとるものとする。

第5 緊急通行車両等の確認

1 県の措置

県が行う緊急通行車両の確認事務は、（資料防応10-3「緊急輸送車両等の確認事務処理要領」）により処理する。

2 公安委員会の措置

公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務は、（資料防応10-3緊急輸送車両等の確認に関する事務処理要領の制定について）により処理する。

第11節 災害救助保護計画

【県民生活部、危機管理防災部、保健医療部、福祉部、県土整備部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊、日赤埼玉県支部、埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会、埼玉県看護協会、水防管理者、施設管理者、指定行政機関】

第1 避難計画【保健医療部、福祉部、県土整備部、警察本部、自衛隊、市町村】

1 計画方針

- (1) 緊急時に際し危険地域にある住民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減を図るための計画とする。
- (2) 避難所の名称、所在地及び収容人員等は市町村地域防災計画の定めるところによる。

2 避難の勧告及び指示

(1) 実施責任者

避難のための立退きの勧告、指示、及び立ち退き先の指示は、次の者が行うものとする。

	実施責任者	根拠法令	適用災害
勧告	市町村長	災対法第60条	災害全般
指示	知事、その命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	市町村長	災対法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る)	自衛隊法第94条	災害全般

但し、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、都道府県知事が、避難のための立退きの勧告および指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

ア 勧告又は指示

(ア) 市町村長及び水防管理者

市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

(イ) 知事又はその命を受けた職員

- 1) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行うものとする。
- 2) 知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。

イ 指示

(ア) 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市町村長もしくはその権限を代行する市町村の吏員が指示できないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。

(イ) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

(2) 避難の勧告又は指示の内容【市町村長、水防管理者】

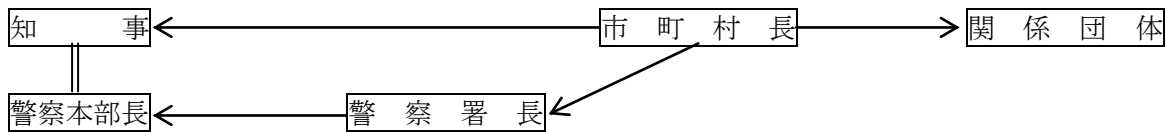
避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。

- ア 要避難対象地域
- イ 立退き先
- ウ 避難先及び避難経路
- エ 避難理由
- オ 避難時の留意事項

(3) 関係機関相互の通知及び連絡

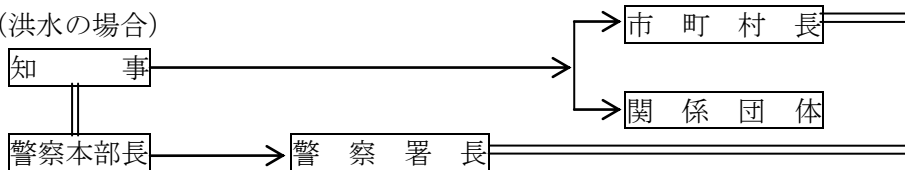
避難の指示者等は避難のための立退きを勧告し若しくは指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。(注「→」は通知「=」は相互連絡を示す)

・市町村長



・知事又はその命を受けた職員

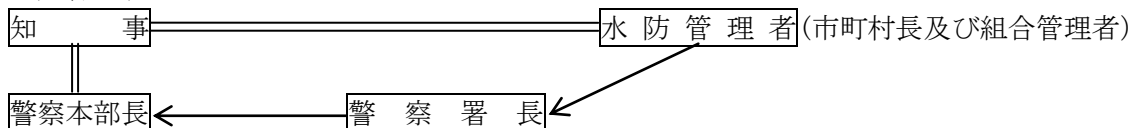
(洪水の場合)



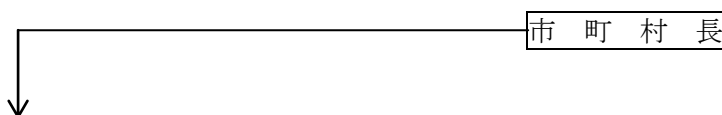
(地すべりの場合)

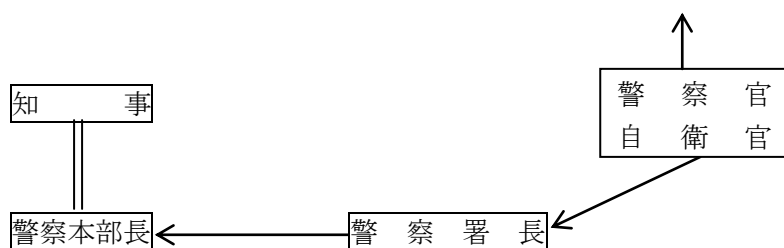
洪水の場合に準じる。ただし水防管理者に対する通知、連絡を除くものとする。

・水防管理者



・警察官、海上保安官及び自衛官





(4) 発令基準及び伝達方法

避難の勧告等の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達するものとし、具体的な発令基準を定めておくものとする。

種別	発令基準	伝達方法
避難勧告	1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発され、避難を要すると判断されるとき。	(1) サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 (2) できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。
避難指示	2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。	
	3 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。	
	4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。	
	5 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。	
	6 土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。	
	7 火災が拡大するおそれがあるとき。	

3 避難準備情報

市町村長は、避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を発令する。

また、避難勧告等の意味合いを明確化するため、避難勧告等を次の三類型とする。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (災害時要援護者等に対する避難情報)	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

4 警戒区域の設定

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状況	措置	指示者	対象者
----	----	-----	-----

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合(災害対策基本法第63条)	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 市町村長 (イ) 警察官(注1) (ウ) 自衛官(注3) (エ) 知事(注4)	災害応急対策に従事する者以外の者
イ 水防上緊急の必要がある場所(水防法第21条)	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官(注2)	水防関係者以外の者
ウ 火災の現場及び水災を除く災害(消防法第36条において準用する同法第28条)	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官(注2)	命令で定める者以外の者
エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合(警察官職務執行法第4条)	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(注1) 市町村長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注2) (ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)および(イ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注4) 知事は災害によって市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市町村長に代って実施しなければならない。

[関連情報] (資料防予7-2)集中豪雨における情報伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する指針

5 避難誘導

(1) 市町村の役割

ア 避難所、避難経路の指定

市町村長は、災害時における地域条件等の状況を考慮し、地区ごとに、災害種別ごとの具体的な避難所、避難経路等を定めておき、あらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

避難所の指定にあたっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、高齢者・障害者・乳幼児等自力避難が困難な者に配慮し、福祉避難所の設置を推進するものとする。

イ 避難の勧告・指示又は避難準備情報の伝達

住民に対し、避難の勧告・指示又は避難準備情報を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

(ア) 災害の発生状況に関する状況：

- ・河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
- ・災害の拡大についての今後の見通し

(イ) 災害への対応を指示する情報：

- ・危険地区住民への避難指示
- ・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- ・周辺河川や斜面状況への注意・監視

- ・誤った情報に惑わされないこと
- ・冷静に行動すること

また、市町村内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

ウ 避難誘導

避難にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の災害時要援護者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

山間孤立集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用する。

(2) 警察機関の任務

ア 警察官が避難誘導を行う場合は、市町村、消防機関、水防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資器材を活用して的確に行うものとする。

イ 住民が避難した地域に対しては、状況の許す限り警らを行い犯罪の予防に努める。

(3) 避難順位及び携帯品等の制限【市町村】

ア 避難立ち退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、災害時要援護者を優先して行い、車両の避難は、人員の避難がおおむね終了した後とするものとする。

イ 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障をおこさない最小限度のものとする。

ウ なお、これらの内容を予め住民に周知しておくものとする。

6 避難所の開設等【市町村】

(1) 実施責任者

ア 災害全般について、市町村長が行う。

イ 避難所の開設については、事後の救助事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて行うものとする。

(2) 避難所運営計画の策定

各市町村では、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう、特に以下の点に留意する。

- ・避難所の開放手順（夜間、休日等を中心に）
- ・避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ・避難所の管理・運営体制
- ・福祉避難所の設置
- ・災対本部との情報連絡体制
- ・避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市町村職員の役割分担
- ・生活再建の支援体制

(3) 避難所開設の基準

次の基準により開設するものとする。

ア 開設の目的

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならないものを一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

又、災害発生不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

イ 開設の方法

(ア) 避難所は、学校、公会堂、公民館、旅館、飲食店、神社、仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。

(イ) 避難所を開設したときは、市町村はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

(ウ) 市町村長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。

- ① 避難所の開設の目的、日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み

7 避難所の管理運営

(1) 市町村は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

ア 避難者名簿等の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。市町村内で不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

イ 通信連絡手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

ウ 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営にあたっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

エ 災害時要援護者や女性への配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努める。

女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や災害時要援護者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。

オ 災害時要援護者等に必要な物資等の整備

災害時要援護者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

<災害時要援護者や女性のために必要と思われる物資等の例示>

高齢者…紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡
乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具
膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ
咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭
呼吸機能障害：酸素ボンベ
聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ
知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性…女性用下着、生理用品などの衛生用品
妊産婦…マット、組立式ベッド
外国人…外国語辞書、対訳カード

カ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

キ 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障害者等の災害時要援護者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

ク 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(2) 避難所管理・運営マニュアルの作成

市町村は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

(3) 県は、市町村から要請があった場合は、職員を避難所に派遣するとともに、他市町村に対し

職員の派遣を指示する。

[関連情報] (資料防予7-4)避難所の運営に関する指針

8 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」による。

第2 救急救助・医療救護計画【危機管理防災部、保健医療部、福祉部、市町村、消防機関、日赤埼玉県支部、埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県看護協会】

1 基本的な考え方

(1) 趣旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携により迅速に医療救護活動を実施する必要がある。

また、より迅速・円滑に活動するためにも、災害時の各機関における血液等の供給整備を進めるものとする。

(2) 活動項目リスト

ア 救急・救助

- (ア) 救急・救助における出動
- (イ) 救急・救助における活動
- (ウ) 救急・救助体制の整備
- (エ) 他機関への応援要請

イ 傷病者搬送

- (ア) 傷病者搬送の手順
- (イ) 傷病者搬送体制の整備

ウ 医療・助産

- (ア) 医療救護活動
- (イ) 助産救護活動

エ 精神科救急医療の確保

オ 保健衛生

- (ア) 感染症、二次被害予防
- (イ) 精神ストレスへの対応

カ 血液等の供給

- (ア) 災害時における血液等の供給計画

(3) 留意点

ア 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等、救命処置を必要とする者から軽傷者まで、多数の負傷者が同時多発的に発生する。そのため、傷病の種類や緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と処置が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備が必要である。

イ 柔軟な救急救助、医療救護の実施

大規模災害時は、医療機関そのものも被災し医療行為を実施できない状態になる可能性

がある。また、搬送経路となるべき道路の通行にも支障が出ると考えられるため、医療機関の選定や搬送経路の決定は、十分に被災状況に即して柔軟に対応していくことが重要となる。

ウ 消防機関、医師会等との連携

各地域における負傷者・死者の被害状況及び医療機関の被災状況等について、いかに速く正確に掌握できるかが、その後の医療救護活動を効率的に進める上でのキーポイントとなる。各医療機関、保健所、地元医師会、歯科医師会及び各防災機関との情報交換・収集体制の整備を図る必要がある。

2 救急・救助

(1) 救急・救助における出動【危機管理防災部、消防機関】

ア 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。

イ 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

ウ 知事は、県内において地震による建物倒壊や列車脱線事故などの大きな災害が発生した時に、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を指示又は要請する。

(2) 救急・救助における活動【危機管理防災部、消防機関】

ア 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

ウ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。

エ 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

オ 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）は、特別の訓練や教育を受けた機動救助隊、24時間運行体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉DMAT、これら3隊が力を合わせて効果的な救助、救命活動を行う。

(3) 救急・救助体制の整備【消防機関】

ア 消防署（所）、消防団詰所及び町内会事務所等における救急・救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急・救助訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救急・救出救助体制の整備を図る。

イ 高層建築物等に関する救急・救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について徹底した指導を行い、自主体制の強化に努める。

(4) 他機関への応援要請【危機管理防災部、市町村】

ア 消防相互応援協定による応援要請

イ 知事による応援出動の指示

ウ 緊急かつ広域的な応援要請

- (ア) 埼玉県内で被害が発生した場合
- (イ) 他都県で被害が発生した場合
- エ 要請上の留意事項
 - (ア) 要請の内容
 - (イ) 応援隊の受け入れ体制
- (5) 災害救助法が適用された場合の費用等
 - 災害にかかった者の救助に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できるものとする。
 - [関連情報] 第3編 第1節 第2 「消防活動」

3 傷病者搬送【保健医療部、消防機関、指定行政機関】

- (1) 傷病者搬送の手順
 - ア 傷病者搬送の判定
 - 医療救護班の班長は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。
 - イ 傷病者搬送の要請
 - (ア) 医療救護班の班長は、県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
 - (イ) 県は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターを手配するとともに、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の運搬手段の手配の要請を行う。
 - ウ 傷病者の後方医療機関への搬送
 - (ア) 傷病者搬送の要請を受けた県、市町村及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。
 - (イ) 医療救護班は、保有している自動車が使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷病者を搬送することができる。
- (2) 傷病者搬送体制の整備
 - ア 情報連絡体制
 - 傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
 - イ 搬送順位
 - あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。
 - ウ 搬送経路
 - 災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。
 - エ ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、防災ヘリコプター、他都県の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

4 医療・助産

(1) 医療・助産救護活動

ア 市町村

市町村は、必要に応じ医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により市町村の能力をもってしては十分でない認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関に協力を要請する。

イ 保健医療部

(ア) 医療救護班の編成、派遣

県（保健医療部長）は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、医療救護班を編成、派遣するとともに必要に応じ関係機関に協力を要請する。各活動は、保健所長が避難所や交通に便利な場所等に設ける救護所において実施するものとする。また、連絡調整は班長が行う。

(イ) 救護班の業務内容

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② トリアージの実施
- ③ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ④ 軽症者に対する医療
- ⑤ カルテの作成
- ⑥ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- ⑦ 助産救護
- ⑧ 死亡の確認
- ⑨ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

(ウ) 後方医療機関における救護活動

県（保健医療部長）は、医療救護体制を確保するために後方医療機関を定める。後方医療機関は、入院医療等の救護を実施するものとする。

ウ 指定地方行政機関等

(ア) 日本赤十字社埼玉県支部

- ① 医療救護班の出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長、病院長の判断により出動できるものとする。
- ② 医療救護班の業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書」に定めたとおりとする。（資料防予9-2「日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書」参照）
- ③ 他都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支部救護班と同様の取り扱いとする。

(イ) 埼玉県医師会・郡市医師会

災害が発生し、市町村又は知事からの協力要請があった場合又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地の地区医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。

また、医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として被災地の地区医師会長が指揮する。

(ウ) 埼玉県歯科医師会・地区歯科医師会

災害が発生し、市町村又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地の地区歯科医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。

また、歯科医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として被災地の地区歯科医師会長が指揮する。

(エ) 埼玉県薬剤師会・地区薬剤師会

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地の地区薬剤師会の指令で救護活動に参画する。

また、市町村長又は知事の要請により薬剤師会が派遣する薬剤師の現場における医療救護活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

(オ) 埼玉県看護協会・看護協会支部

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、協会長の指令で救護・保健活動に参画する。

また、市町村長又は知事の要請により看護協会が派遣する看護師の現場における医療救護・保健活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

(カ) 医療救護活動の共通事項

① 医療救護活動の原則

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。また、診療不能な医療機関については、医療救護班を編成し、あらかじめ定められた救護所等で医療救護活動を行う。

なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護班を派遣する。

② 帳簿等の準備

この計画により出動した医療救護班等は、地域防災計画資料編（資料防応11-5）「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出するものとする。

(2) 精神科救急医療の確保

県及び市町村は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(3) 透析患者等への対応

腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備

を進める。

(4) 血液等の供給

県及び日赤埼玉県支部は、被災後、直ちに県内血液センターの被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図るため、次の措置を講じる。

ア 被害の軽微な地域に採血車を出動させて、献血を受ける。

イ 血液が不足する場合には、近隣の日赤都県支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液導入によりその確保を図る。

ウ 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合は、県防災ヘリコプターを派遣する。

〔関連情報〕(資料防応11-1)「血液センター」

(5) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市町村が医療・助産活動に着手したときに要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において県に請求できるものとする。

5 精神保健活動【福祉部、保健医療部】

(1) 精神保健活動

ア 精神保健活動班編成

県は、発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケアの対応を実施するため、精神保健活動班を組織し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を行う。

イ 精神保健活動内容

県は、被災した地域の保健所長の要請に基づき、精神保健活動班は、概ね次の活動を実施する。

(ア) 発症あるいは症状が悪化した精神障害者の診療

(イ) 精神科医療機関のあつせん

(ウ) 精神科医療機関への搬送手段の確保

(エ) 市町村、精神科、医療機関、社会福祉施設との連絡調整

(オ) 被災者の精神保健福祉相談

ウ 心のケアセンターの設置

精神保健に関する情報提供、電話相談、外来相談の窓口となる「心のケアセンター」の設置を図る。

6 栄養指導【保健医療部】

(1) 栄養指導班の編成及び派遣

県は、災害の状況により、栄養指導班を編成し、災害地に派遣する。

構成班数	班の構成
4 班	栄養士 2名 計 3名 運転手 1名

(2) 栄養指導活動内容

- ア 炊き出し、給食施設の管理指導
- イ 患者給食に対する指導
- ウ その他栄養補給に関すること

第3 遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画【警察本部、保健医療部、市町村】

災害により死亡又は死亡していると推定される者については迅速かつ適切に捜索、収容、検視（見分）及び検案を行う。また、身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施する。なお、遺体の取扱いにあたっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

1 遺体の捜索 【市町村】

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、市町村が、県・県警察本部・関係機関及び地元奉仕団等の協力のもとに実施するものとする。

2 行方不明者に関する相談窓口の設置 【市町村】

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市町村が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする。

3 遺体の処理

① 検視（見分）	警察官は、検視（見分）を行う。
② 検案	救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
③ 輸送	警察官による検視（見分）及び救護班（医師）による検案を終えた遺体は、市町村が県に報告の上、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
④ 遺体収容所（安置所）の開設	市町村は、被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。 遺体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。
⑤ 遺体の収容	市町村は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
⑥ 一時保管	市町村は、検視（見分）、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

4 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施 【市町村】

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により市町村が実施するものとする。

① 埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として当該市町村内で実施する。
② 他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村(災害救助法適用地域外)に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者または法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施(費用は県負担)するものとする。
③ り災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、り災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④ 葬祭関係資材の支給	次の範囲内においてなるべく棺または棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺(付属品を含む) (2) 埋葬または火葬 (3) 骨つぼまたは骨箱

※ 埋・火葬に伴う留意点

- ① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明したい縁故者に引き渡すものとする。

(2) 埋・火葬の調整及びあっせん **【市町村、保健医療部】**

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市町村は業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

県は、市町村で災害時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合、関係業者等に関する情報提供等を行う。

【関連情報】(資料防応11-2) 火葬場の応援要領

第4 災害時要援護者等の安全確保対策【危機管理防災部、福祉部、保健医療部、市町村、施設管理者】

災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や乳幼児、傷病者、障害者、及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人など、いわゆる災害時要援護者の安全を確保する。

1 社会福祉施設等入所者の安全確保

(1) 施設管理者

【施設管理者】

施設管理者は、次のとおり活動する。

ア 避難誘導の実施

施設職員の確保	緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入先への移送の実施	避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市町村に協力を要請する。

イ 県及び市町村

避難誘導及び受入先への移送の実施	施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
巡回サービスの実施	自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

2 在宅災害時要援護者の安全確保【危機管理防災部、福祉部、保健医療部、市町村】

(1) 安否確認及び救助活動

ア 市町村は、職員による調査班を編成し、各居室に取り残された災害時要援護者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の災害時要援護者の「名簿」或いは「要援護者マップ」等を活用し、民生委員、自主防災組織等の協力を得ながら行う。
県は、市町村が行った安否確認の結果を十分把握しておくものとする。

イ 救助活動の実施及び受入先への移送

県及び市町村は次のとおり対応する。

- (ア) 住民の協力を得ながら在宅の災害時要援護者の救助を行う。
- (イ) 災害時要援護者を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(2) 生活支援物資の供給

県及び市町村は、災害時要援護者の被災状況を把握し、災害時要援護者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(3) 在宅災害時要援護者への支援

ア 情報提供

県及び市町村は、在宅や避難所等にいる災害時要援護者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

イ 相談窓口の開設

県及び市町村は、支所や保健所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

ウ 巡回サービスの実施

県及び市町村は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する災害時要援護者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

エ 物資の提供

在宅災害時要援護者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

オ 福祉避難所の活用

県及び市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である災害時要援護者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(4) 避難所における災害時要援護者への配慮

ア 避難所内に災害時要援護者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。

イ 災害時要援護者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

ウ 巡回サービスの実施

県及び市町村は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する災害時要援護者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

エ 福祉避難所の活用

県及び市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である災害時要援護者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

オ 応急仮設住宅

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について災害時要援護者に配慮するよう努める。市町村は、入居者の選定にあたって、災害時要援護者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

4 外国人の安全確保【県民生活部、危機管理防災部、市町村】

(1) 避難誘導等の実施

ア 安否確認の実施

市町村は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

県は、市町村から報告を受け外国人の安否確認の結果を十分把握しておくものとする。

イ 避難誘導の実施

市町村は、予め用意した原稿等を使用し、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

県は、県保有の広報車の提供など市町村が行う外国人の避難誘導活動に協力する。

(2) 情報提供及び相談窓口開設

ア 情報提供

県及び市町村は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

イ 相談窓口の開設

県及び市町村は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

ウ 通訳・翻訳ボランティアの確保

県及び市町村は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第5 災害救助保護計画様式等

- [関連情報] (資料防応11-3)災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」
(資料防応11-4)災害救助被災者調査原票
(資料防応11-5)救助の特例等申請様式

第12節 生活支援計画

【危機管理防災部、企画財政部、県民生活部、農林部、保健医療部、産業労働部、都市整備部、教育局、企業局、市町村、関東農政局、関東森林管理局、水道企業団】

第1 食料供給計画【県民生活部、農林部、危機管理防災部、関東農政局、市町村】

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給の確実を期するものとする。

1 基本事項

(1) 災害時における食品給与

災害時における被災者等に対する食品の給与は、原則として次により実施する。

ア 給与は、市町村長が実施する。

イ 給与の内容は次のとおりとする。

(ア) 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給

(イ) 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被害を受けない住民に対して行う米穀等の応急供給

ウ 給与する食品の品目は、次のとおりとする。

(ア) 前号(ア)にあつては、米穀（米飯を含む。）乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

(イ) 前号(イ)にあつては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

(2) 食品給与計画の策定

市町村長は、災害時の食品給与の円滑を期するため、食品の調達（備蓄を含む）、輸送、集積地、炊出し及び配分等に関する計画を内容とする食品給与計画を策定しておくものとする。

2 食品調達計画

(1) 事前協議

市町村長は、食品の調達に関する計画の策定にあつては、被災者想定に基づく必要数量等をは握のうえ、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努めるものとする。

(2) 米穀の調達

ア 市町村長は、災害の状況により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請することができる。

イ 市町村長は交通、通信の途絶等、被災地が孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で関東農政局地域課長又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給するものとする。

(3) その他の食品の調達

市町村長は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画

に基づいて調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、知事に食品の調達を要請することができる。

(4) 県の措置

知事は、市町村長から米穀その他の食品の調達の要請を受けたとき、又被害の状況等から判断して必要と認めるときは、供給する品目及び数量を決定して調達を行い、当該市町村に供給する。

- [関連情報] (資料防応12-1) 調達先及び給食の基準
(資料防応12-2) 供給割当申請書様式
(資料防応12-3) 災害応急米穀の供給通知
(資料防応12-4) 乾パンの供給方法

3 食品の調達体制

県（農林部・県民生活部）は、災害対策本部が設置され、災害の状況により応急食料が必要と認める場合は、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づき、生活協同組合さいたまコープに食品の調達を要請することができる。

また、埼玉県生活協同組合連合会は、「災害時における県民生活の安定を図るための基本協定」に基づき、県、会員生活協同組合及び埼玉県外の生活協同組合との食品の調達に関する連絡、調達を行う。

このほか、県は、物資供給に関する協定に基づき、民間事業者に対し、食品の調達を要請することができる。

[関連情報]

- (資料防応12-5) 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」
(資料防応12-6) 「災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書」
(資料防応12-22) イオン(株)、ダイドードリンコ(株)、(株)イトーヨーカ堂、(株)西友、(株)ローソンとの各協定

4 食品輸送

(1) 輸送方法等

ア 輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送を行なうものとして計算し、荷姿は次のとおりとして積載量を計算するものとする。

- 玄米 紙袋入り 1袋 30キログラム入り（精米換算 27.3キログラム）
麻袋入り 1袋 60キログラム入り（精米換算 54.6キログラム）
精米 紙袋又はビニール袋入り 1袋
10キログラム入り
乾パン 段ボール箱入り 1箱 128食入り
アルファ米 段ボール箱入り 1箱 100食入り（10キログラム）
乾燥がゆ 段ボール箱入り 1箱 50食入り
クラッカー 段ボール箱入り 1箱 70食入り

イ 知事は、貨物自動車等による輸送が困難な地域に、食品の緊急輸送の必要性が生じたときは、自衛隊等に航空機による輸送を要請するものとする。

(2) 輸送の分担

ア 市町村が調達した食品の市町村集積地までの輸送及び市町村内における食品の移動は市町村長が行う。

イ 県が調達した食品の市町村集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間、輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市町村に供給する食品について当該市町村長に引取りを指示することができる。

5 災害時における食品集積地

(1) 市町村集積地の選定

市町村は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物等）の中から市町村集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておくものとする。

(2) 広域集積地の指定

災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは、原則として防災基地等を広域集積地とし、県が調達した食品の集配中継地とする。

(3) 集積地の管理

食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

6 炊き出しの実施及び食品の配分

(1) 炊き出し等の場所

市町村長は、炊き出し及び食品の配分に関する計画においては、炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておくものとする。

(2) 県への協力要請

市町村長は、当該市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊き出し等について協力を要請することができる。

(3) 県の措置

知事は、市町村長から要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとする。

ア 日赤奉仕団等に応援要請

イ 集団給食施設に炊飯委託

ウ 調理不要な乾パン、食パン等の供給

(4) 実施状況報告

市町村長は、炊出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告するものとする。

〔関連情報〕（資料防予8-2）「食料の調達先等」

（資料防予8-3）「県備蓄食品保管場所」

（資料防予8-4）「ランニング備蓄委託店」

（資料防予8-5）「米穀卸売販売業者の事務所を及び大型精米工場所在地」

（資料防予8-6）「副食、調味料生産者団体所在地」

（資料防応12-7）「即席めん製造工場所在地」

(資料防応12-8) 「食パン製造工場所在地」

(資料防応12-9) 「主要米飯提供者の所在地」

(資料防応12-10) 食品・生活必需品等の提供等に関する生活協同組合の所在地

(資料防応12-11) 「県食品広域集積地の所在地」

7 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できるものとする。

第2 衣料、生活必需品等供給計画【危機管理防災部、産業労働部、市町村】

災害時にり災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給の確実を期するものとする。

1 実施責任者

り災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、救助法の基準に準じて市町村長が行うものとする。

2 被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与

り災者に対する被服等の給与は、次のとおり実施するものとする。

(1) 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「救助物資」という。）」をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にあるもの。

(2) 生活必需品の供給計画

ア 生活必需品の供給計画の策定

県は、各市町村が策定した生活必需品の供給計画を受け、県の被害想定に基づく必要数量を考慮の上、市町村の計画を補完する立場から県が備蓄すべき生活必需品の数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びに調達方法、生活必需品の供給計画を策定及び更新していくものとする。

市町村は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びに調達方法等、生活必需品の調達計画を策定しておくものとする。

(イ) 基本事項

a 実施主体

原則として市町村が行い、県はそれを補完していくものとする。

b 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品の給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の

混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

c 目標数量

地震被害想定調査に基づく避難人口に相当する量を目標とする。

(イ) 生活必需品の備蓄

県は、生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品のうち、市町村を補完するという立場から備蓄、更新及びメンテナンスに努めるものとする。また、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の備蓄体制の整備を促進していく。

市町村は、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(ウ) 生活必需品の調達

市町村から生活必需品の供給要請があったとき、又は知事が被害状況等から必要と認めるときは、県の備蓄物資を放出する。なお、不足が生じたときは、あらかじめ、協力を依頼してある関係業界から生活必需品を調達する。

[関連情報]

(資料防応12-5) 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」

(資料防応12-6) 「災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書」

(資料防応12-22) イオン(株)、ダイドードリンコ(株)、(株)イトーヨーカ堂、(株)西友、(株)ローソンとの各協定

(3) 給与又は貸与の方法

ア 救助物資の調達、給与等は、市町村が行うものとする。ただし、市町村において調達することが困難と認めるときは、県が備蓄物資を放出又は調達し、市町村に供給するものとする。

イ 救助物資の購入計画は、市町村長が各市町村ごとの災害状況、被害世帯構成員等に基づき品目等を考慮して行う。

[関連情報] (資料防予8-7) 「備蓄物資保管場所」

(4) 生活必需品等の輸送

県は、原則として、備蓄又は調達した生活必需品を輸送するものとする。

知事は、輸送区間及び輸送距離等の事情から必要と認めるときは、市町村に供給する生活必需品について当該市町村長に引取りを指示することができる。

市町村は、調達した生活必需品を避難所等に輸送するものとする。

市町村長は、災害時に被災者に給(貸)与する生活必需品(備蓄及び調達物資)の輸送計画を定めておくものとする。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市町村が県に請求するものとする。

第3 救援物資の供給

大規模な災害が発生した際には、救援物資が短時間のうち大量に搬送され、集積場所に滞留して、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念される。

そこで、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用した救援物資管理システムを活用し、救援物資を迅速かつ円滑に供給する。

<救援物資管理システムの概要>

① 物流オペレーションチームの編成

災害対策本部に、食料、物資、輸送に関わる職員が民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成し、物資に関する情報を一元的に管理して、救援物資の受け入れ及び配送の指示を行う。

② 民間物流システムの活用

民間物流事業者が持つ、ノウハウやマンパワー、倉庫などの施設を使用し、救援物資の受け入れ、仕分けを行う。

③ 品目別の物資の受入れ

救援物資の協力を申し出る者に、品目別の物資の発送を要請し、あらかじめ、品目ごとに指定した倉庫に救援物資を受入れ、保管する。

④ 必要な物資に関する情報の逐次発信

不足している救援物資の品目や数量、配送先の倉庫などの情報をインターネット上に公開し、また、マスコミに情報提供を行うなどして、タイムリーな情報を発信する。

第4 給水計画【保健医療部、企業局、市町村、水道企業団】

災害のため飲料水が、こぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施するものとする。

1 飲料水の供給

(1) 計画方法

ア 市町村、水道企業団

市町村、水道企業団は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約3□）の水を確保できないときは、隣接市町村又は県に速やかに応援を要請するものとする。

イ 県企業局

県企業局は、県下の市町村の給水要請に基づき、拠点給水及び車両給水を実施する。

(2) 飲料水の供給基準

り災者等に対する飲料水の供給は次の基準で実施するものとする。

ア 対象

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水がこぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者

イ 供給量

災害発生時から3日目までは、1人1日約3□、4日目以後は約20□を目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

ウ 供給方法

飲料水の供給は、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等による浄水の供給を行い、浄水が得られない場合には、ろ水器機等の活用を図る。

- [関連情報] (資料防応12-12) 「臨時給水栓装置保管場所」
(資料防予8-8) 「給水車等保有状況」
(資料防予8-9) 「応急資機材及び給水能力」
(資料防応12-13) 「自衛隊の応援資機材及び給水能力」
(資料防応12-14) 「給水班編成表」
(資料防応12-15) 「ろ水器機保管場所」
(資料防応12-16) 「給水拠点別供給範囲区分図」

(3) 応急給水資器材調達計画

ア 市町村、水道企業団

非常災害時における応急給水資器材の必要量を調達保有する計画を策定するものとする。

- [関連情報] (資料防予8-8) 「給水車等保有状況」

イ 県企業局

非常災害発生時における応急給水資器材の必要量を給水部（企業局）において調達保有するものとし、状況により当該資材を保有する他の機関に調達要請するものとする。

- [関連情報] (資料防予8-9) 「応急資機材及び給水能力」
(資料防応12-13) 「自衛隊の応援資機材及び給水能力」

(4) 県（企業局）の給水体制及び輸送計画

ア 給水体制

(ア) 災害発生により、その被災状況に応じ給水部応急活動組織及び分担に基づいて速やかに給水班（1班2名）を編成し、各給水拠点においてその体制につくものとし、編成は、40班とし、それぞれ大久保浄水場16班、庄和浄水場7班、行田浄水場8班、新三郷浄水場4班及び吉見浄水場5班までを最大とする。

- [関連情報] (資料防応12-14) 「給水班編成表」

(イ) 給水源は、給水拠点13箇所の各浄水池及び送水調整池等の貯留用水とし、被災状況に応じて最大で118口（各浄水場内57口、場外施設合計61口）の給水栓から供給する。

- a 給水班による供給は、市町村の受水槽並びに避難地給水槽までの輸送とする。
b 市町村からの直接受水に対しては、原則として別に定める供給範囲区分により、それぞれの給水拠点において供給する。

- [関連情報] (資料防応12-16) 「給水拠点別供給範囲区分図」

- c 管路臨時給水栓による給水は、市町村職員管理のもとに実施する。

イ 輸送計画

(ア) 輸送用車両は、保有者及び輸送部よりの調達車両とし、給水タンク等の容器により輸送する。

(注) 輸送回数は1日7回として計画

(イ) 本部長から自衛隊の応援を要請し、給水トレーラー等による供給を行う。

[関連情報] (資料防応12-13) 「自衛隊の応援資機材及び給水能力」

(資料防応12-17) 「県の備蓄水量」

(資料防応12-12) 「臨時給水栓装置保管場所」

(資料防予8-9) 「応急資機材及び給水能力」

(資料防応12-13) 「自衛隊の応援資機材及び給水能力」

2 給水施設の応急復旧

(1) 被害箇所の調査と復旧

上水道、簡易水道、簡易給水施設、公共井戸及び一般の井戸の被害状況の調査及び復旧工事は市町村長が6日以内に完了するよう実施するものとする。

(2) 資材の調達

復旧資材は、市町村長の要請に基づいて知事があつせんするものとする。

(3) 技術者のあつせん

応急、復旧工事を実施するため市町村長から技術者等のあつせん要請があれば知事があつせんするものとする。

(4) 県は上記のあつせんについて市町村から要請があった場合は、「災害時における水道施設の復旧に関する協定書」に基づき、埼玉県管工事業協同組合連合会に協力を要請することができる。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

第5 応急住宅対策【都市整備部、危機管理防災部、市町村、関東森林管理局】

1 目標

(1) 目的

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

(2) 留意点

ア 応急仮設住宅の迅速かつ十分な設置

災害により住宅が滅失又は損壊等により居住不能となった被災者に対して、迅速に応急仮設住宅を供給することにより、被災者の最低限の生活の確保及び生活復旧の支援を行うことが重要である。このため、あらかじめ被災者数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給

できるよう、設置場所、資機材の調達、人員の確保体制を確立する必要がある。

イ 災害時要援護者向け応急仮設住宅の設置

災害時要援護者に配慮した応急仮設住宅の建設に要する、資機材の調達・供給体制を整備する。

(3) 現況

ア 建設用地の確保

県は、各市町村の応急仮設住宅の建設予定地の情報を収集し、防災情報システムの中にデータベース化している。

イ 供給体制の整備

県は、応急仮設住宅設置要領を策定している。また、社団法人プレハブ建築協会及び社団法人埼玉県建設産業団体連合会と協定を結んで、速やかに応急仮設住宅を供給できる体制を取っている。

[関連情報]

(資料防応12-18) 「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」

2 用地の確保【都市整備部、市町村】

(1) 全体計画

ア 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅適地の基準を以下のように設定し、適切な用地選定を行うものとする。

- (ア) 飲料水が得やすい場所
- (イ) 保健衛生上適当な場所
- (ウ) 交通の便を考慮した場所
- (エ) 住居地域と隔離していない場所
- (オ) 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

イ 応急仮設住宅の用地選定

市町村は、県及び市町村独自の応急仮設住宅適地の基準に従い、県公有地、市町村公有地及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。必要戸数の確保が困難な場合には、近隣の市町村相互間で融通を行う。

なお、私有地の選定にあたっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じるものとする。

ウ 必要とする応急仮設住宅適地

市町村又は地域ごとに想定された全焼、全壊、流出世帯数をもとに、市町村は必要とする応急仮設住宅適地を確保する。

エ 適地調査

市町村は応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

(2) 短期計画

県及び市町村は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能戸数を把握する。

3 設置計画の策定

(1) 全体計画（応急仮設住宅の設置計画の策定）

ア 県応急仮設住宅全体計画の策定

県は、応急仮設住宅設置の全体計画を策定し、市町村に対して指導、援助を行う。

(ア) 応急仮設住宅の着工時期

災害発生の日からできるだけ早い時期に着工するものとする。

(イ) 応急仮設住宅の入居基準

入居決定の基準は以下の項目をすべて満たす者とする。その際、被災者の特性や実態に応じた配慮を行うよう努める。

- ① 住居の全焼、全壊又は流出した者
- ② 居住する住宅がない者
- ③ 自らの資力では住宅を確保することができない者

(ウ) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の維持管理は、県が市町村に委任するものとする。

(エ) 災害時要援護者に対する配慮

県及び市町村は、建物の構造及び仕様、入居時の優先入居など災害時要援護者に配慮するよう努める。

イ 市町村応急仮設住宅の設置計画の策定

市町村は、以下のことを明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

(ア) 入居基準及び災害時要援護者に対する配慮

市町村は、県及び市町村独自の入居基準に従い、入居者を選定するものとする。入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況及びペットの飼養状況等を考慮するとともに、災害時要援護者に対する配慮をするものとする。

(イ) 応急仮設住宅の入居者の選定方法

入居者の選定にあたっては、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

(ウ) 応急仮設住宅の管理

市町村長は、県から委託された応急仮設住宅維持管理について、公営住宅に準じて行うものとする。

(2) 短期計画

県は、災害時要援護者向け応急仮設住宅の建物の構造や仕様についての調査、研究を行う。

4 応急仮設住宅の設置 【都市整備部・市町村】

県は、できるだけ早期に応急仮設住宅を設置する。

市町村は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

(1) 応急仮設住宅の設置

設置戸数の決定	県は、市町村からの要請に基づき、設置戸数を決定する。
建設用地の確保	県及び市町村は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、以下の基準に適合した建設予定地を定めておく。 ① 飲料水が得やすい場所 ② 保健衛生上適当な場所 ③ 交通の便を考慮した場所 ④ 住居地域と隔離していない場所 ⑤ 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
維持管理	市町村に委任し、市町村長が公営住宅に準じて維持管理する。

(2) 応急仮設住宅の供給

入居者の選定	市町村の協力を得て被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者決定する。 ① 住居が全焼（壊）又は流出した被災者 ② 居住する住宅がない被災者 ③ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者 ※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。 なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や災害時要援護者に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。
入居期間	入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。
災害時要援護者への配慮	県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の災害時要援護者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、災害時要援護者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

(3) 応急仮設住宅の事前計画

用地選定	市町村は、県及び市町村独自の応急仮設住宅適地の基準に従い、県公有地、市町村公有地、及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。必要戸数の確保が困難な場合には、近隣の市町村相互間で融通を行う。 私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。
設置及び供給計画	県及び市町村は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。 ① 応急仮設住宅の着工時期 ② 応急仮設住宅の入居基準 ③ 応急仮設住宅の管理 ④ 災害時要援護者に対する配慮

〔関連情報〕（資料防応12-19）応急仮設住宅設置要領

（資料防応12-20）応急仮設住宅設計図（標準設計）

5 災害救助法が適用された場合の費用等 【市町村】

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市町村長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市町村が県に請求できるものとする。

6 建設業者、労務及び災害復旧用材（国有林材）の供給

(1) 建設業者及び労務 【都市整備部】

応急仮設住宅の建設は、県もしくは市町村の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給【関東森林管理局】

農林水産省（関東森林管理局）は被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行う。

なお、災害復旧用材（国有林材）の供給の特例措置については、（資料編防応12-21 災害復旧用材供給の特例措置）による。

7 既存住宅の利用

(1) 公的住宅の利用 【都市整備部・市町村】

公営住宅等の空室や公的宿泊施設を一時的に供給する。

ア 公的住宅の確保

県は災害時に、県営住宅等の空家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空家を提供依頼し、被災者に提供する。

イ 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。ただし、使用申込みは一世帯一か所とする。

- ① 住宅が全焼、全壊又は流出した者
- ② 居住する住宅のない者
- ③ 自らの資力では住宅を確保できない者

ウ 入居者の選定

県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の住宅の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める選定基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

(2) 民間賃貸住宅の利用 【都市整備部・市町村】

ア 県は、関係団体等に対し震災時の協力について働きかけを行い、借り上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

イ 入居資格

原則として、上記（1）の公的住宅に準ずる。

ウ 入居者の募集・選定

市町村は、提供可能な住宅について入居者の募集を行い、県が定める基準を基に申込者から入居者を選定する。

エ 入居者管理

市町村は県が定める基準を基に行う。

第6 被災住宅の応急修理計画 【都市整備部、市町村、関東森林管理局】

災害により半焼又は半壊した住宅を応急修理することで被災者の生活を当面の間維持する。実施にあたっては、関係機関の綿密な連携のもと、資材の調達や施工業者の決定を迅速に行う必要がある。

1 実施計画

(1) 実施責任者 【市町村】

被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市町村長が行うものとする。

(2) 実施基準 【市町村】

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施するものとする。

ア 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者

イ 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等 【市町村】

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できるものとする。

(4) 建設業者及び労務 【市町村】

住宅の応急処理は、市町村の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

(5) 災害復旧用材の供給 【関東森林管理局】

農林水産省（関東森林管理局）は被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行う。

災害復旧用材（国有林材）の供給の特例措置については、（資料防応12-21）による。

なお、市町村の実施する住宅応急修理について、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

第7 文教対策計画【総務部、教育局、保健医療部、市町村】

文教施設、設備の被害又は児童生徒等のり災により通常の教育が実施できない場合の応急教育の方法、教材等の調達・配給、その他について定めるものである。

1 留意点

校舎が被害を受けたときの代替的な施設の確保、また、教員が被災した場合の教育実施者の確保など、早期に授業の再開、継続が出来るよう配慮する必要がある。

2 実施計画

(1) 応急教育の方法等【総務部、教育局、保健医療部、市町村】

ア 文教施設・設備の応急復旧対策

災害の種類、規模等によりその対策はそれぞれ異なるが、被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

イ 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

ウ 応急教育の方法

- (ア) 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- (イ) 被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので授業のできなかつた時間について補習授業等を行いその万全を期する。

エ 給食等の措置

- (ア) 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理を行ない給食実施に努める。
- (イ) 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。
- (ウ) 学校が地域住民の避難所として使用される場合は当該学校給食施設・設備は、り災者用炊出しの用にも供されることが予想されるので学校給食及び炊出しの調整に留意するものとする。
- (エ) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

オ 教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので当該学校以外の学校教職員の臨時配置等により教育実施者の確保に努める。

(2) 教材・学用品等の調達及び配給の方法【教育局、市町村】

り災児童・生徒に対する学用品の給与は災害救助法の基準に準じて行うものとする。調達及び配給の方法については市町村教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画をたてておくものとする。

ア 実施機関

学用品の調達、配分等は、市町村が行うものとする。ただし市町村において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市町村に供給するものとする。

イ 給与基準

- (ア) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒を含む）に対して行う。
- (イ) 学用品の給与は被害の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - a 教科書（教材を含む）
 - b 文房具
 - c 通学用品

ウ 給付の時期

災害発生の日から教科書(教材を含む)については1月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

エ 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できるものとする。

(3) 授業料の減免、奨学金貸与の措置【教育局、市町村】

ア 被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずるものとする。

イ 被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与を必要と認められる者については、貸与について特別の措置を講ずるものとする。

(4) その他の事項【教育局、保健医療部、市町村】

ア 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

なお、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休業の措置を含め、児童・生徒等の登下校の安全確保に努める。

イ 学校以外の教育機関においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

なお、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休所（館）を含む適切な措置を講ずる。

ウ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行なうなどその万全を期する。

エ 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

(5) 文化財の応急措置【教育局、市町村】

国・県指定建造物は、それ自体が老朽化しているものが多いので、相応の防護策として計画的な修理の促進が必要である。

建造物が被災した場合には、県は、地元教育委員会や文化財愛護ボランティアによる被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

ア 被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。

イ 被害が大きいたときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。

ウ 被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

また、宝篋印塔・五輪塔などの石造建物(約50件)には崩壊する恐れのあるものがあるが、被害の程度によっては、復旧が可能であり、地元と連絡を取り合って保存の処置を進める。

〔関連情報〕第3編第12節 文化財災害対策計画

第8 広報活動【企画財政部、県民生活部、市町村】

1 被災者に対する広聴の実施【県民生活部、市町村】

市町村は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行うものとする。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

県は、市町村から要請があった場合又は被災状況により必要と認められる場合は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、市町村や他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行うものとする。

2 災害情報相談センターの設置【県民生活部、市町村】

県は、災害相談情報センターを設置する。設置場所には、電話回線、ファクシミリ等の設備を確保するとともに、土曜、日曜日を含め24時間体制で対応できるよう、相談員を確保する。また、同センターは、災害直後、2週間後、1ヶ月後に、それぞれ時期に応じた重点的な相談窓口に変更するものとする。

市町村は、情報収集や提供等、同センターの業務に協力するものとする。

3 情報共有の場の提供【企画財政部、市町村】

彩の国災害時用伝言板ネットワークシステムの運用

県は、ホームページ上で大規模災害時における家族や知人との連絡、身近な生活情報の共有の場を県民に提供するため、市町村と協力し、彩の国災害時用伝言板ネットワークシステムを運用する。

第13節 障害物除去計画

【県土整備部、危機管理防災部、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

第1 目標

1 目的

災害に際して、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障をきたす場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

2 留意点

道路上の障害物については、避難路の遮断や緊急物資の輸送に支障をきたすことから、国、県、市町村は、緊急時に使用する道路として優先的に通行を確保すべき路線についてあらかじめ計画を立てておく必要がある。

第2 実施計画

1 住宅関係障害物の除去【市町村】

(1) 実施責任者

- ア 障害物の除去は、市町村長が行うものとする。
- イ 第一次的には市町村保有の器具、機械を使用して実施する。
- ウ 労力又は機械力が不足する場合には、県あるいは隣接市町村からの派遣を求めるものとする。
- エ 労力又は機械力が相当不足する場合は、埼玉県建設業協会からの資器材労力等の提供を求める。

(2) 除去の基準

被災地における障害物の除去は、次の基準で実施するものとする。

(ア) 対象

障害物の除去の対象となるものは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に土砂、立木等の障害物が運び込まれたもので、しかも自分の資力をもってしては障害物の除去ができないものとする。

(イ) 除去の方法

人夫あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。

(ロ) 障害物除去対象者の選定基準は、市町村地域防災計画に定めておくものとする。

[関連情報] (資料防応11-3) 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅に対する障害物の除去の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できるものとする。

2 道路等の障害物の除去【県土整備部、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

(1) 道路上の障害物

ア 実施責任者

道路上の障害物の除去について道路の応急復旧の計画の樹立とその実施は、廃棄物担当部局と調整の上、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者が行うものとする。

イ 応急復旧による交通の確保

道路管理者は道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

(2) 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行うものとする。除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮したうえで決定する。

3 障害物の集積場所

【県土整備部、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

障害物の集積場所は、それぞれの実施機関において定めるものとするが、知事が管理する道路にかかる障害物の集積場所は、次の基準により災害発生場所の近くに設けるものとする。

(1) 交通に支障のない国有地、県有地を選ぶものとする。

(2) 国有地、県有地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償契約を締結するものとする。

4 必要な人員・機械器具等の確保

【県土整備部、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

障害物の除去に必要な人員・機械器具等は、実施機関現有のものを使用するほか、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

第14節 輸送計画

【企画財政部、保健医療部、会計管理者、関東運輸局埼玉運輸支局、埼玉県タクシー協会、埼玉県トラック協会、埼玉県バス協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武鉄道(株)、秩父鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)】

第1 目標

この計画は、災害応急対策実施にあたり、人員及び物資等を輸送するため、各輸送事業者と連携し、車両等の調達、配車計画、緊急輸送計画を策定し輸送力の万全を期する。

第2 調達計画

1 市町村

市町村は、各々の防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達のあつせん、また人員及び物資の輸送を要請する。

2 県

県各部局（支部を含む。以下同じ）において、輸送に必要な車両等は、災害発生時点で各々保有する車両等を第1次的に使用し、さらに不足を生ずる場合は会計管理者において集中調達（警察本部、企業局「特殊車のみ」については、その特殊性のため独自に調達）する。この調達又は輸送に関しては、輸送関係各協会等と協定等を締結している。

なお、その計画は次のとおりである。

(1) 乗 用 車

県各部局の不足分は、出納総務課集中管理車を使用し、なお不足する時は埼玉県タクシー協会に加入の運送事業者から運行可能台数を調達する。

(2) 乗合自動車

埼玉県バス協会に人員輸送を要請する。

(3) 貨物自動車

埼玉県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部に物資の輸送を要請する。

(4) 航空機

県内に本社、ヘリポート又は整備工場の存する各航空機会社等に人員又は物資の輸送を要請する。

3 指定地方行政機関等

(1) 関東運輸局埼玉運輸支局

災害発生に伴い、県が緊急に車両等の必要を生じた場合は、調達のあつ旋をする。

(2) 協力機関

ア 埼玉県タクシー協会、埼玉県バス協会

埼玉県タクシー協会及び埼玉県バス協会は、会員各社の車両台数の実態をは握しておき

被災者移送等の必要が生じたときは、県の要請に基づき乗用、乗合自動車等の供給又は被災者の移送に協力する。

イ 埼玉県トラック協会

埼玉県トラック協会は、会員各社の車両台数の実態をは握しておき、物資の輸送の必要が生じたときは、県の要請に協力する。

ウ JR 及び私鉄

災害発生に伴い、県の要請に基づき人員、救援物質並びに復旧用資材等の輸送に協力する。

第3 配車計画

会計管理者が集中調達した車両等の県関係各部局への配車計画及び料金の支払いは次のとおりとする。

1 配車

県各部局に対する車両等の配分は、災害の状況に応じて定める。

2 配車手続

県各部局で車両等を必要とするときは、配車請求書を会計管理者に提出し、会計管理者は、これに基づき集中調達した所要車両等を請求部局に引き渡す。

3 料金の支払

県各部局において使用する災害応急対策用車両等の料金については、会計管理者において支払手続をする。

第4 緊急輸送計画

1 広域搬送の一元化

緊急輸送にあたっては、防災基地等の防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する。そのため、県、市町村は相互に連携して輸送業務の調整を行う。

2 緊急輸送情報の把握

県は効率的な緊急輸送のため、緊急交通路の応急復旧状況、交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を把握し、必要に応じ緊急輸送実施者に対して情報提供する。

第5 応急救助のための輸送

応急救助のための輸送は、次のとおりとする。

1 輸送の範囲

- (1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資
- (4) 医療機関へ搬送する負傷者等

- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (6) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (7) 疾病者及び被災者の被災地外への輸送
- (8) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (9) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (10) 生活必需品

2 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の範囲内において市町村が県に請求できるものとする。

[関連情報]

緊急通行車両等の確認については、第2編第2章第10節交通対策計画第5参照

第15節 要員確保計画

【県民生活部、危機管理防災部、産業労働部、福祉部、保健医療部、都市整備部、市町村】

第1 労務供給計画

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図るものとする。

1 市町村による要員確保 【市町村】

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の労働者の雇い上げによって行う。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理分配及び輸送
- (6) 遺体の搜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送路の確保

2 県による要員確保 【産業労働部、保健医療部、都市整備部】

応急対策実施に要する以下の要員を確保する。

- (1) 応急仮設住宅の給与
- (2) 医療・助産
- (3) 市町村だけでは必要な要員を確保できない場合

3 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための人夫費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できるものとする。

第2 ボランティア受入れ

1 ボランティア受入体制の確立

県は、地域以外からボランティア等（一般及び専門活動）を円滑に受け入れるため、埼玉県社会福祉協議会及び日本赤十字社埼玉県支部などと連携を図る。また、埼玉県社会福祉協議会は、県と連携しボランティアの活動拠点として市町村内に設置される災害ボランティアセンターへ情報提供や必要な支援を行う県災害ボランティア支援センターを設置する。

(1) 構成機関と連携

県災害ボランティア支援センターの運営は、ボランティア団体等の協力の下に、埼玉県社会福祉協議会が主体となって行う。県は、県災害ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう、支援や行政機関及

び関係機関等との連絡調整等を図る。

(2) 災害支援ボランティア活動の例示

ア 一般作業：炊出し、清掃、救援物資の仕分け等

イ 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護 メンタルケア、介護、外国語通訳、手話 等

ウ ボランティアコーディネート業務

エ 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、建物判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

<専門分野（例）>

- ・ボランティアコーディネーター
- ・心のケア
- ・乳幼児保育
- ・介護
- ・障害別の専門ボランティア（手話通訳 他）
- ・外国語通訳
- ・情報・通信
- ・土木・建築

オ 砂防ボランティア

(ア) 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡

(イ) 土砂災害に関する知識の普及活動

(ウ) 土砂災害時の被災者の援助活動

カ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

2 県が行う対策

(1) ボランティアの活動支援

ア 埼玉県社会福祉協議会は県と連携し、ボランティア活動に関する情報提供や活動拠点となる県災害ボランティア支援センターを設置する。

イ 県災害ボランティア支援センターの運営は、埼玉県社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体などの協力の下に行う。県は、県災害ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう、支援や行政機関及び関係機関等と連絡調整等を図る。

ウ 土砂災害等の二次災害の防止のため、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

エ 市町村の要請に基づいて応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

3 市町村が行う対策

(1) ボランティアの受入と活動の支援

ア 市町村は、発災後直ちに市町村社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

イ 災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。

- (ア) ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。
- (イ) 市町村のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

第16節 自衛隊災害派遣要請計画 【危機管理防災部、警察本部、市町村、自衛隊】

第1 目標

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。自衛隊は派遣要請に基づき、部隊の派遣等、適切な措置を行う。

第2 災害派遣活動の範囲

1 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、財産の救援のため必要があり、かつ、その実体がやむをえないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送
- (3) 避難者の捜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等交通上の障害物の除去
- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊事及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は贈与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) 予防派遣
- (15) その他

2 災害派遣実施の判断

- (1) 自衛隊は、県からの事前の情報又は自ら収集した情報に基づき、調査部隊を派遣することができる。
- (2) 自衛隊は、庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。
- (3) 自衛隊は、埼玉県知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の要請の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。
- (4) 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合において自ら情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合で直ちに救援の措置をとる必要がある場合の部隊等の派遣、又、救援活動が人命救助に関するものと認められる場合の部隊等の派遣、及び地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときには、要請を待たない

で部隊等を派遣することができる。

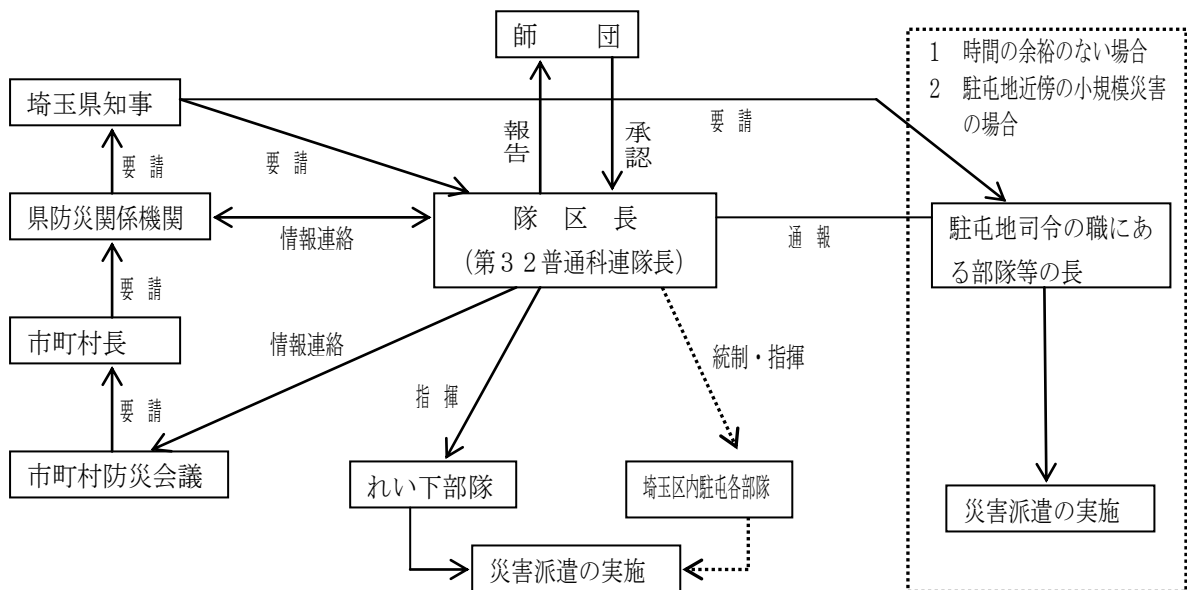
なお、この場合においても、県と連絡をとるよう努めるものとする。

- (5) 自主派遣後、知事等から派遣要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

第3 災害派遣の要請

1 連絡系統

図 1-4-1 陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統図



2 県から自衛隊への要請

知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。又、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

(1) 一般災害派遣の場合

ア 知事（事務担当危機管理防災部危機管理課）は、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあつては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他、参考となるべき事項

イ 災害派遣の要請は、埼玉隊区長である第3 2 普通科連隊長を窓口として第1師団長へ行う。

この場合、災害の状況等から必要があるときは、航空自衛隊中部航空方面隊司令官、又は海上自衛隊横須賀地方総監にも要請するものとする。

ただし、東海地区に大震災が発生し、第3 2 普通科連隊が東海地区に派遣されたとき及び突発災害時において人命の救助、財産の保護等のための時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは、直接駐屯地司令又は基地指令の職にある部隊等の長に対し、要請するとともに、その旨第3 2 普通科連隊長及び中部航空方面隊司令部防衛部長に通報する。

(2) 航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

知事は、次に掲げる内容を明らかにして、第3 2 普通科連隊長、中部航空方面隊司令部防衛部長又は最寄部隊等に取りあえず電話等で要請し、事後速やかに文書をもって行うものとする。

ア 災害一般状況

災害発生日時、種類、場所、原因

被害状況（人命に関するものは特に病状、病名を明らかにする。）

イ 特別救護要請（情報通報の場合は除く。）

(ア) 要請者

(イ) 要請内容：事由（目的）、派遣希望時期又は期間

(ウ) 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容（輸送の場合は目的地及び連絡先を明示）

(エ) 患者の付添、医者の有無その他参考事項

ウ 災害発生現場の気象状況

(3) 要請文書のあて先

〔関連情報〕（資料防応1 6 - 1）「自衛隊に対する要請文書のあて先」

(4) 緊急の場合の連絡先

〔関連情報〕（資料防応1 6 - 2）「緊急の場合の連絡先(自衛隊)」

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復旧に支障がないよう当該市町村長及び派遣部隊の長と協議して行うものとする。

3 市町村から県に対する災害派遣要請の依頼【市町村】

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請は、市町村長が行うものとする。

(2) 市町村長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

ア 提出（連絡先）

県危機管理防災部危機管理課

イ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他、参考となるべき事項

第4 自衛隊との連絡【危機管理防災部】

1 情報の交換

県危機管理防災部危機管理課は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、各種情報を的確に把握し、必要に応じ、第3 2 普通科連隊長、中部航空方面隊司令部防衛部長、横須賀地方総監第3 幕僚室長と情報を交換するものとする。

なお、第3 2 普通科連隊長、中部航空方面隊司令部防衛部長及び横須賀地方総監第3 幕僚室長は、必要に応じ、それぞれ関係部隊に、この情報を提供しておくものとする。

2 連絡班の派遣依頼

県危機管理防災部消防防災課は、災害発生を予想する段階に至った場合又は災害が発生した場合は、第3 2 普通科連隊長に対し災害対策本部（本部設置前には危機管理防災部危機管理課）への連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。

3 連絡所の設置

知事は、自衛隊災害派遣業務を調整し、又は迅速化を図るため、県庁又は指揮連絡上最も適切なところに自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。

第5 災害派遣部隊の受入れ体制の確保

【危機管理防災部、警察本部、市町村】

1 緊密な連絡協力

知事、市町村長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び市町村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

市町村長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

5 派遣部隊の受入れ

知事及び市町村は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

本部事務室、宿舎、材料置き場（野外の適当な広さ）駐車場（車一台の基準3m×8m）
ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

〔関連情報〕（資料防応16-3）ヘリコプター離着陸（発着）場基準及び表示要領

（資料防応16-4）災害派遣用備品等の能力

（資料防応16-5）施設器材等能力基準

第6 経費の負担区分【市町村、自衛隊】

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

第17節 日本赤十字社埼玉県支部災害救護実施計画 【日本赤十字社埼玉県支部】

第1 実施計画

非常災害時における救護体制

赤十字の重要業務である非常災害時の救護に当たるため、常に10個班の救護要員を登録するとともに、必要な救護装備等を整備し、万全を期している。

1 救護班の編成

救護班1個班の編成基準は、医師1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名を標準とする。

2 救護装備等の整備状況

〔関連情報〕（資料防応17-1）「救護装備等の整備状況」

3 災害発生時の情報連絡

日赤県支部（基地局）は、日赤病院及び血液センター（基地局及び移動局）並びに救急車（移動局）と超短波無線電話により情報連絡にあたる。

157.73MHz 及び 415.2625MHz を使用。

4 活動体制

災害応急対策の活動にあたっての体制の種別及び配備区分は、次のとおりとする。

(1) 警戒体制（災害救護実施対策本部を設置しないで通常の組織をもって警戒にあたる体制）

ア 1号配備

災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに伝達を役割として活動する体制

イ 2号配備

軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査連絡及び救援物資の配分輸送等に備えて活動する体制

(2) 非常体制（災害救護実施対策本部を設置して災害応急対策活動を推進する体制）

ア 1号配備

相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合において、災害応急対策活動に即応できるように事務局長が必要と認める職員を配備して活動する体制

イ 2号配備

激甚な災害が発生した場合において、支部及び施設の組織、機能のすべてをあげて活動する体制

第2 奉仕団の協力

赤十字奉仕団は、非常災害時直ちに被災者の救護活動に協力することができるよう日頃から訓練し非常災害時には次の実際活動に奉仕する。

- 1 災害現場における負傷者の応急手当と患者の搬送（技術取得者に限る。）
- 2 安全地帯への誘導、危険個所の発見と関係方面への連絡や立入禁止措置等
- 3 救護所や避難所の設置準備、その場所の掲示と広報、その中でいろいろな手伝いや被災者の世話等
- 4 被災者や救助関係者への炊出し給食
- 5 被災者の搬出家財等の監視や整理
- 6 義援金の募集とその受付事務、集まった物資の整理、荷造り輸送、被災者への適正な配分等に必要な労力の奉仕
- 7 関係機関の行う被害調査や人員、物資の輸送、その他の救護活動に必要な労力の奉仕
- 8 破損した橋や道路等の復旧作業、被災現場の後片づけ、防疫活動及び被災者の厚生援護等に必要な労力の奉仕

第18節 環境衛生整備計画 【環境部、保健医療部、市町村】

第1 廃棄物処理

被災地におけるし尿、生活ごみ及びがれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図るものとする。

1 実施責任者 【環境部、保健医療部、市町村】

- (1) 市町村は災害により生じた廃棄物の処理を適正に行うものとする。
- (2) 県は県内の市町村及び関係団体に対して広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行うものとする。
- (3) 県は必要に応じ、国及び他都道府県等に支援要請を行うものとする。

2 し尿処理 【市町村】

- (1) 市町村は被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うものとする。
また、必要な仮設便所の設置に当たっては、障害者等への配慮を行うものとする。
- (2) 市町村は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所が使用可能となった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

3 生活ごみの処理 【市町村】

- (1) 市町村は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生した生活ごみの早期の処理に努めるものとする。
- (2) 市町村は災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行うものとする。

4 がれきの処理 【環境部、市町村】

- (1) 市町村は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬するものとする。また、選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図るものとする。
- (2) 県は、市町村のがれきの処理計画をまとめ、処理事業の進行管理等を行うための全体計画を作成するものとする。また、必要に応じ、市町村の参加する協議会を設置し、情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを図るものとする。
- (3) 応急活動後、県及び市町村は、がれきの処理・処分の進捗状況をふまえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

5 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市町村は、有害廃棄物を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処理に努めるものとする。

第2 防疫活動【保健医療部、市町村】

1 防疫活動組織

県は、発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に防疫活動ができるように防疫班の組織を明確にし、所要人員の動員計画を作成しておく。

防疫班の構成	総数 78名
総務係	3名
情報収集係	5名
検病調査係	30名
消毒指導係	30名
検査係	5名
患者収容指導係	5名

市町村は、県の組織に準じて組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立しておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておく。

2 防疫活動内容

県の活動内容は、以下のとおり。

- (1) 動員計画に基づいて人員配置、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒の指示及び班の活動に必要な予算並びに経理等を行う。（総務係）
- (2) 災害情報及び患者発生情報を収集し、集計及び分析する。（情報収集係）
- (3) 発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。（検病調査係）
- (4) 被災市町村及び関係保健所と連絡調整を行い、被災市町村の行う被災地区の家屋及び避難所等の消毒の指導を行う。（消毒指導係）
- (5) 感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。（検査係）
- (6) 被災地区の医療機関の状況を把握し収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、市町村及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。（患者収容指導係）

市町村は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

3 防疫用資器材の備蓄及び調達

県は、次の対応を行うものとする。

- (1) 災害時における防疫業務実施基準に基づいた防疫活動の実施が、円滑にできるよう必要量の確保を図る。
- (2) 災害時の医薬品等取扱施設における、防疫及び衛生器材等の品質の安全確保について、管理・責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。
- (3) 災害対策緊急用医療資器材の整備・充実を図る。
- (4) 災害発生後は速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を把握し、関係機関との連携をとり、防疫資材の調達に努める。

市町村は、防疫及び保健衛生用器材の調達計画に基づき必要な資器材を調達する。

第3 食品衛生監視【保健医療部】

1 食品衛生監視組織

県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し、派遣する。

保健所長は、派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動を行う。

2 食品衛生監視班の編成

連絡調整 1班（2名）

監視検査 5班（1班の構成 監視員4～5名、検査担当2名）

3 食品衛生監視活動内容

食品衛生監視班は、保健所長の指揮下で以下の活動を行う。

- (1) 救護食品の監視指導及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する被害発生の防止

第4 動物愛護

1 目標

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

2 計画

(1) 動物救援本部

県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。

動物救援本部は、次の事項を実施する。

- ア 動物保護施設の設置
- イ 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- ウ 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- エ 飼養困難動物の一時保管
- オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- カ 動物に関する相談の実施等

(2) 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は県、市町村、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(3) 避難所における動物の適正な飼養

県は、避難所を設置する市町村に協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(4) 情報の交換

県は、市町村、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- イ 必要資機材、獣医師の派遣要請
- ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- エ 都県市への連絡調整及び応援要請

(5) その他

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物(危険な動物)等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

〔関連情報〕(資料防応18-1) 危険な動物飼養状況

第19節 県防災ヘリコプター運航計画 【危機管理防災部】

第1 目標

1 目的

災害時における県防災ヘリコプターの運航については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

2 留意点

県防災ヘリコプターは、緊急搬送、山岳救助等災害対応を行っている外、市町村等からの要請を受けての出場等多くの活動を実施している。

近隣都県と協定を締結し、相互応援を図っている。

3 現況

県は、防災ヘリコプターを保有している。

防災ヘリコプターは、県が保有、機体の操縦・整備・格納は民間に委託、隊員は消防本部から派遣をうけて運営している。

第2 活動体制【危機管理防災部】

防災ヘリコプターの運航については、「埼玉県防災航空隊運営管理要綱」(資料防応19-1)及び「埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領」(資料防応19-2)の定めるところによるほか、当計画に基づく県防災ヘリコプターの緊急運航は、次のように実施する。

1 防災活動の出動

災害応急対策並びに被害の軽減を図る目的で情報収集に出場

- (1) 目視、撮影等による情報収集
- (2) ヘリコプターテレビ映像伝達システムによる状況伝達
- (3) 上空からの指揮支援活動

2 消防活動の出場

- (1) 相互応援協定に基づく出場
- (2) 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の出動要請に基づく出場
- (3) 避難誘導における有効な搬送手段と判断された場合、人員搬送に出場

3 救急活動の出場

- (1) 傷病者を後方医療機関へ搬送

- (2) 活動人員並びに資機材等を搬送
- (3) 血液等並びに医療器材を搬送
- (4) 救援物資搬送

第3 市町村長等からの応援要請

市町村長等（含；消防の一部事務組合管理者及び消防を含む一部事務組合管理者）は、知事に対して、「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」（資料防応19-3）の定めるところにより応援要請を行うことができる。

第20節 広域応援受入計画

【危機管理防災部、企画財政部、保健医療部、福祉部、警察本部、市町村、各機関】

第1 国からの応援受入【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村】

1 趣旨

大規模、緊急又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、国から応援及び斡旋を円滑に受け入れる。

2 受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動の斡旋を行う権限を有しているため、県及び市町村は、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 国が行う活動

- ア 自衛隊の災害派遣
- イ 警察の広域緊急援助隊
- ウ 消防の緊急消防援助隊
- エ 医療の広域医療応援
- オ その他災害応急対策（国との防災訓練で検証がなされている業務等）

3 県が行う対策

(1) 受入体制の整備

- ア 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- イ 被災地が複数の市町村の場合、埼玉県消防応援活動調整本部を設置する。
- ウ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点（県施設）を選定する。
- エ 国等と連携した防災訓練の実施

(2) 応援の要請等

- ア 自衛隊への災害派遣要請
- イ 警察への広域緊急援助隊の派遣要請
- ウ 消防への緊急消防援助隊の派遣要請
- エ 応援に関する総合調整（広域医療応援の調整、受入市町村の決定等）

4 市町村が行う対策

(1) 受入体制の整備

- ア 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- イ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

(2) 応援受入の対応

- ア 受入窓口
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の内容

第2 地方公共団体からの応援受入【危機管理防災部、警察本部、市町村】

1 趣旨

大規模な災害により、救援活動に、専門的な知識又は技術が必要な場合、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの応援を円滑に受入れる。

2 受入体制の確立

他の地方公共団体の、専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるため、県及び市町村が連携し、体制を確立する。

(1) 応援体制の種類

- ア 八都県市からの応援
- イ 関東知事会からの応援
- ウ 他の都道府県又は市町村からの応援

(2) 応援活動の種類と機関

- ア 災害救助に関連する業務(例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等)
- イ 医療応援に関連する業務(例：医療班、航空機、空港の提供等)
- ウ 被災生活の支援等に関連する業務(例：物資の応援、応急危険度判定等)
- エ 災害復旧・復興に関連する業務(例：被災者の一時受入、職員の派遣(事務の補助))

3 県が行う対策

(1) 受入体制の整備

- ア 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- イ 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報の共有を行う。
- ウ 他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

(2) 応援受入への対応

- ア 応援すべき市町村及び受入口
- イ 応援の範囲、区域及び制約条件
- ウ 担当業務
- エ 応援の内容
- オ 交通手段及び交通路の確保

4 市町村が行う対策

(1) 受入体制の整備

関係機関との相互協力により、原則的には市町村単位で受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受入れる。

(2) 受入への対応

- ア 受入窓口
- イ 応援の範囲、区域及び制約条件
- ウ 担当業務
- エ 応援の内容
- オ 交通手段及び交通路の確保

第3 ボランティアの応援受入【福祉部、危機管理防災部、市町村】

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。

ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

2 ボランティア受入体制の確立

県は、地域以外からボランティア等（一般及び専門活動）を円滑に受け入れるため、埼玉県社会福祉協議会及び日本赤十字社埼玉県支部などと連携を図る。また、埼玉県社会福祉協議会は、県と連携しボランティアの活動拠点として市町村内に設置される災害ボランティアセンターへ情報提供や必要な支援を行う県災害ボランティア支援センターを設置する。

(1) 構成機関と連携

県災害ボランティア支援センターの運営は、ボランティア団体等の協力の下に、埼玉県社会福祉協議会が主体となって行う。県は、県災害ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう、支援や行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。

(2) 災害支援ボランティア活動の例示

ア 一般作業：炊出し、清掃、救援物資の仕分け等

イ 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護 メンタルケア、介護、外国語通訳、手話 等

ウ ボランティアコーディネーター業務

エ 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、建物判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

<専門分野（例）>

- ・ボランティアコーディネーター
- ・心のケア
- ・乳幼児保育
- ・介護
- ・障害別の専門ボランティア（手話通訳 他）
- ・外国語通訳
- ・情報・通信
- ・土木・建築

オ 砂防ボランティア

(ア) 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡

(イ) 土砂災害に関する知識の普及活動

(ウ) 土砂災害時の被災者の援助活動

カ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

3 県が行う対策

(1) ボランティアの活動支援

ア 埼玉県社会福祉協議会は県と連携し、県災害ボランティア支援センターを設置する。

イ 県災害ボランティア支援センターの運営は、埼玉県社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体などの協力の下に行う。県は、県災害ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう、支援や行政機関及び関係機関等と連絡調整等を図る。

ウ 土砂災害等の二次災害の防止のため、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

エ 市町村の要請に基づいて応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

4 市町村が行う対策

(1) ボランティアの受入と活動の支援

ア 市町村は、発災後直ちに市町村社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

イ 災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。

(ア) ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

(イ) 市町村のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

第4 公共的団体からの応援受入【関係部局、市町村】

1 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。

国内の公共的団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受け入れる。

2 受入体制の確立

県及び市町村は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 県が行う対策

次のいずれかの対応を行う。

ア ボランティア活動の支援を準用する。

イ 公共的団体の所管部局又は協定等の所管部局が、その事務の範囲で対応する。

(2) 市町村が行う対策

その区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(3) 公共的団体と活動の例示

ア 公共的団体

日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業(協)、漁業(協)、

森林組合、商工業(協)、商工会議所、商工会、生活協同組合、青年団、婦人会等

イ 活動

- (ア) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- (イ) 震災時における広報等に協力すること
- (ウ) 出火の防止及び初期消火に協力すること
- (エ) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- (オ) 被災者の救助業務に協力すること
- (カ) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- (キ) 被害状況の調査に協力すること

第5 海外からの応援受入【危機管理防災部】

1 趣旨

海外から救援物資の提供や救援隊の派遣などの支援の申出があった場合の円滑な受入れを図る。

2 受入体制の確立

海外からの支援の受入れについては、基本的には国において推進されることから、国と十分調整を図りながら対応する。

なお、海外からの応援受入が予想されるときに、国と予め次のことを行う。

- (1) 被災状況の概要、及び今後見込まれる救援内容の連絡
- (2) 照会される必要な救援への対応

3 県が行う対策

(1) 救援物資の応援受入

ア 海外から物資提供の申し出があった場合、次の事項を確認し、国と連絡調整を図る。

- (ア) 提供申出者及び国籍
- (イ) 品目及び数量（有償・無償の確認）
- (ウ) 輸送手段及び輸送ルート
- (エ) 搬入場所及び到着予定日時
- (オ) 関係市町村の確認

イ 受入れる場合、次のことについて関係機関に確認する。

- (ア) 通関に際し、法令による規制免除
- (イ) 通関料の免除と手続

ウ 物資の輸送、通関、及び保管に関し、航空会社、通関業協会等へ協力の依頼を行う。

(2) 救援隊の受入

ア 海外から救援隊派遣の申し出があった場合、次の事項を確認し、政府と連絡調整を図る。

- (ア) 協力申出者及び国籍
- (イ) 協力内容及び人数（費用負担の有無）
- (ウ) 交通手段及び交通ルート
- (エ) 到着場所及び到着予定日
- (オ) 警察、消防等との確認

- イ 受入れる場合、入国に関する規制、及び免除の有無について、関係機関に確認する。
- ウ 救援隊には、自己完結で活動するよう要請するものとする。
- エ 救援隊の受入に当たり、次のことを行うものとする。
 - (ア) 活動日程表の作成
 - (イ) 対応者及び窓口の決定
 - (ウ) 出迎え日時及び場所の決定
 - (エ) 案内及び通訳の手配
 - (オ) 宿泊場所の手配
 - (カ) 支援活動への同行
- オ 警察本部及び消防本部に、円滑な協力体制を確保するよう要請する。

第 2 編

第 3 章

災害復旧計画

第3章 災害復旧計画

第1節 迅速な災害復旧 【県、市町村、防災関係機関】

第1 趣旨

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

第2 災害復旧事業計画の作成

県（各部局）及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

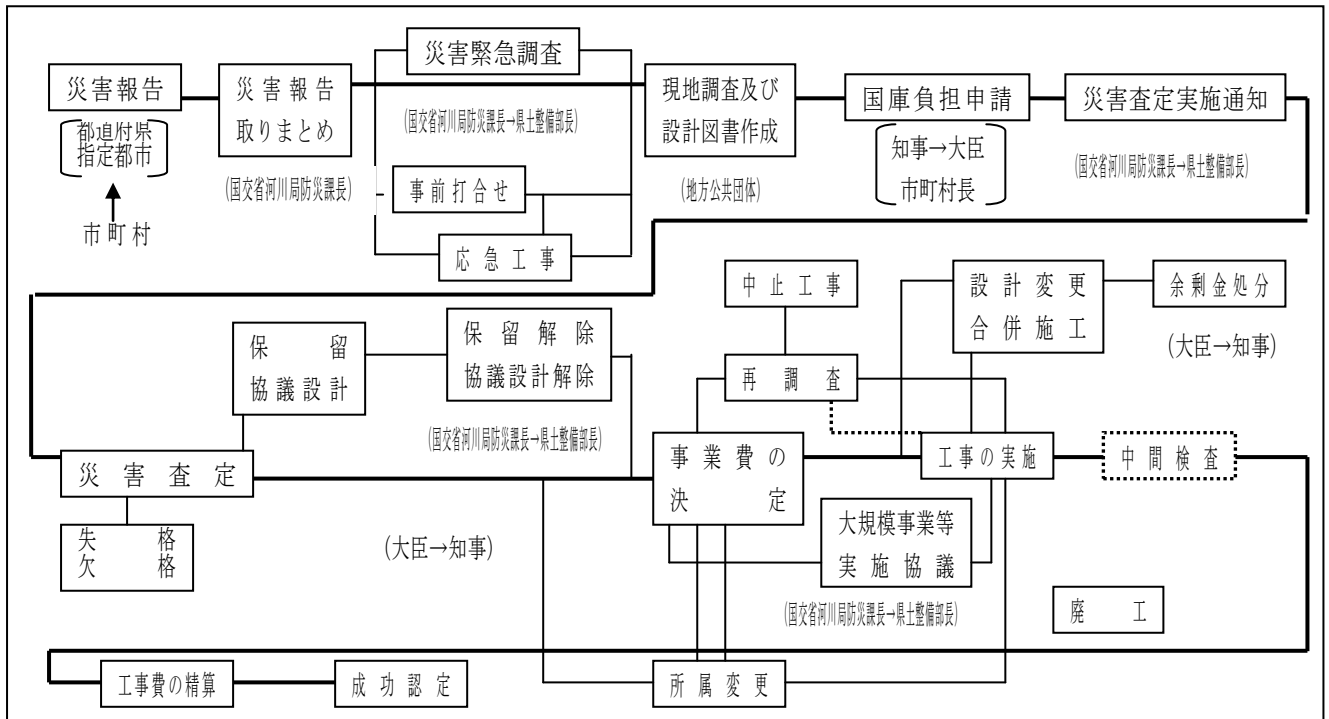
復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、県（企画財政部）は、各部局が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 11 その他の計画

公共土木施設災害復旧取扱い手続



第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、県（企画財政部）は、各部局が実施する個別の財政援助及び助成計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整、助言を行う。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

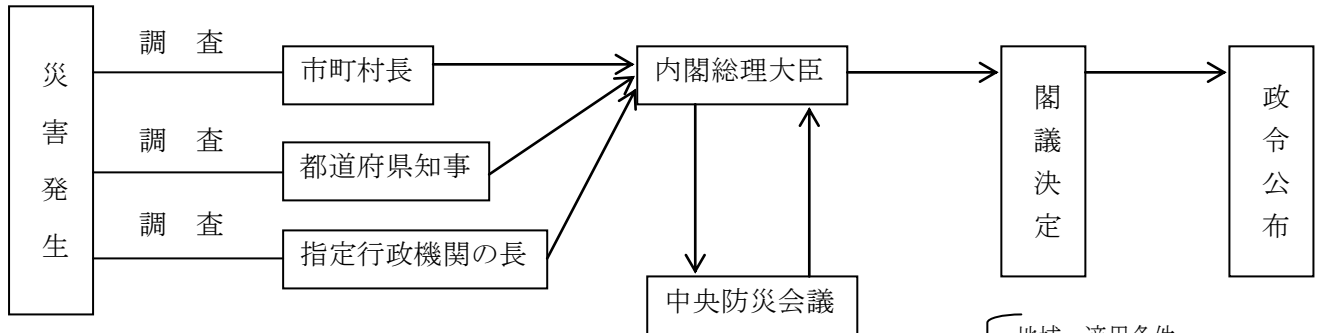
- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- (11) 水道法

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合

合には、県及び市町村は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



・地域・適用条件
・災害名

(1) 財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (キ) 共同利用小型船舶漁船の建造費の補助
- (ク) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例

- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ その他の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
(イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
(ウ) 日本私学振興財団の業務の特例
(エ) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
(オ) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
(カ) 水防資材費の補助の特例
(キ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
(ク) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
(ケ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
(コ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
(ク) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

(2) 激甚災害に関する調査

県（各部局）	市町村の被害状況を検討の上、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。
市町村	市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(3) 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受けると認めるときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

3 災害復旧資金計画

県	① 災害復旧経費の資金需要額の把握 ② 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。 ③ 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。 ④ 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。
関東財務局	① 県、市町村等の必要資金を把握し、その確保の措置を講じる。 ② 県、市町村に対し、手持資金により融通を行う手持資金が不足する場合は、災害応急資金枠の特別配分を受けて融通を行う。

第4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

[関連情報] (資料防復1-1) 「天災時の資金融通特別措置」

第2節 計画的な災害復興 【県、市町村】

第1 趣旨

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第2 災害復興対策本部の設置

市町村	市町村は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市町村長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。
県（企画財政部）	県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする災害復興対策本部を設置する。 当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じ派遣する。災害復興の必要性が1市町村のみで確認された場合には、当該市町村の災害復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

第3 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

市町村	市町村は、学識経験者、有識者、市町村議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。 災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。
県（災害復興対策本部）	県は、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合には、学識経験者、有識者、県議会議員、県民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、県の災害復興方針を策定する。 この方針は、広域的な観点からの災害復興の在り方及び市町村支援等についての役割を示す。

2 災害復興計画の策定

市町村	市町村は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。 本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
県（災害復興対策本部）	県は、複数の市町村で災害復興の必要性を確認し、災害復興方針を策定した場合には、それに基づき、県としての具体的な災害復興計画を策定する。 本計画では、県所管の広域的な施設、産業等の復興に関する計画、市町村の復興支援・相互調整に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

県 (都市整備部)	県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。
建築主事を置く市町村	建築主事を置く市町村は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市町村	市町村は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。 被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。
県 (都市整備部)	県は、市町村による被災市街地復興推進地域の指定の承認を行う。 また、複数の市町村にまたがって、広域的な被災市街地復興推進地域の指定については、県知事が定める都市計画として都市計画決定する。

2 災害復興事業の実施

- (1) 市町村は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。
- (2) 県（災害復興対策本部）は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。
県（各部局）は、市町村が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。
- (3) 県及び市町村は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続について検討を行う。

第3節 生活再建等の支援

【総務部、危機管理防災部、保健医療部、福祉部、産業労働部、農林部、都市整備部、市町村、国税庁、埼玉労働局、郵便事業株式会社、日本赤十字社埼玉県支部、東日本電信電話（株）埼玉支店、埼玉県社会福祉協議会】

第1 趣旨

大規模災害時には、多くの人々が災し、住民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い民生安定を講じる。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

第2 被災者の生活確保

1 被災者に対する職業斡旋等【埼玉労働局、産業労働部】

埼玉労働局	<p>① 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。</p> <p>ア 臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施</p> <p>ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等</p> <p>エ 災害救助法が適用された市町村の長から労務需要があった場合の労働者の斡旋</p> <p>② 雇用保険の失業給付に関する措置</p> <p>ア 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、失業給付を行う。</p> <p>イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。</p> <p>③ 災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、賃金の支払確保に関する法律の要件を充たす限り、労働者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立替払いするための手続きをとる。</p>
県（産業労働部）	<p>① 被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施するよう努める。</p> <p>② 埼玉労働局に対し、上欄①②の措置を要請する。上欄③について周知に努める。</p>

2 国税等の徴収猶予及び減免の措置【国税庁、埼玉労働局、総務部、市町村】

国、県及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策【郵便事業株式会社】

郵便事業株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

郵便関係	<p>① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付場所は郵便事業会社が指定した支店及び郵便局とする。</p> <p>② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。 なお、取扱場所は郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。</p> <p>③ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 郵便事業株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。</p> <p>④ 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p>
------	---

4 生活必需品等の安定供給の確保

県 (産業労働部)	<p>① 大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。</p> <p>② 状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。</p> <p>③ 生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。</p>
--------------	---

第3 被災者への融資等

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び市町村の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を、予算の範囲内で行う。

【生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付】

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：1年以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3%据置期間中は無利子

【生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付】

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内。ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情がある場合は、350万円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3% 据置期間中は無利子

(2) 災害復興融資

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の融資を行う。

【災害復興住宅建設資金に基づく融資】

貸付対象者	り災直前の建物価額の5割以上の被害を受けた者で、1戸当りの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 耐火、準耐・木造（耐久性）1,460万円以下 木造（一般）1,400万円以下 ②土地取得費 970万円以下 ③整地費 380万円以下
利率	年2.00%（平成20年4月11日現在）
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災程度が全壊のり災証明書の発行を受けた者（り災程度が大規模半壊・半壊の場合は別途被害状況が確認できる写真等の提出が必要。）

【災害復興住宅補修資金に基づく融資】

貸付対象者	補修に要する額が10万円以上でり災直前の建物価額の5割未満の被害を受けた者 また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者 には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 耐火、準耐火 640万円以下 木造 590万円以下 ② 移転費 380万円以下 ③ 整地費 380万円以下
利率	年2.00%（平成20年4月11日現在）
償還期間	20年以内 通常の償還期間の中で1年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明書（り災程度は問わない。）の発行を受けた者

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市町村が実施主体となり、条例に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

対象災害	① 県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合500万円 ② ①以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円

費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。
------	-----------------

【災害援護資金の貸付】

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。																								
貸付け対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円																								
貸付け対象となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害																								
貸付け金額	<table border="1"> <tr> <td>① 世帯主の1ヶ月以上の負傷</td> <td>限度額</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>② 家財の1/3以上の損害</td> <td>"</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③ 住居の半壊</td> <td>"</td> <td>170 (250) 万円</td> </tr> <tr> <td>④ 住居の全壊</td> <td>"</td> <td>250 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>⑥ ①と②が重複</td> <td>"</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>⑦ ①と③が重複</td> <td>"</td> <td>270 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑧ ①と④が重複</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>※ () は、特別の事情がある場合の額</p>	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額	150万円	② 家財の1/3以上の損害	"	150万円	③ 住居の半壊	"	170 (250) 万円	④ 住居の全壊	"	250 (350) 万円	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円	⑥ ①と②が重複	"	250万円	⑦ ①と③が重複	"	270 (350) 万円	⑧ ①と④が重複	"	350万円
① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額	150万円																							
② 家財の1/3以上の損害	"	150万円																							
③ 住居の半壊	"	170 (250) 万円																							
④ 住居の全壊	"	250 (350) 万円																							
⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円																							
⑥ ①と②が重複	"	250万円																							
⑦ ①と③が重複	"	270 (350) 万円																							
⑧ ①と④が重複	"	350万円																							
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間																								
利率	年3% ただし据置期間中は無利子																								
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。																								

2 被災中小企業への融資

県（産業労働部）は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

(1) 県制度融資の貸付

【経営安定資金（災害復旧資金）】

融資対象	<p>県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの</p> <p>① 原則として引続き6ヶ月以上同一事業を営み事業税を滞納していないもの</p> <p>② 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業を営むものであること</p> <p>③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者又は災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けた者</p>
融資限度額	<p>設備資金5,000万円（組合の場合 1億円）</p> <p>運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）</p>

融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
	利率	年1.4%以内（平成20年度）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業車は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例
激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸し付けた資付金（財団法人埼玉県中小企業振興公社が貸与した設備に係る割賦代金を含む。）について、県は償還期間を2年以内において延長することができるものとする。
- (3) 埼玉県信用保証協会に対し、り災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。
- (4) 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置
被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。
- (5) 資金需要の把握
中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。
- (6) 中小企業者に対する周知
市町村及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

3 被災農林漁業関係者への融資等【農林部】

県（農林部）は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

【天災融資法に基づく資金融資】

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金用途	種苗、肥料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内

償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【①農林漁業金融公庫災害復旧施設資金】

貸付の相手方	(農地復旧) 土地改良区、農協、農業を営む者等 (施設復旧－共同利用施設) 土地改良区、農協、農業共済組合等 (施設復旧－主務大臣指定施設) 農業漁業を営む者、農協、森組等 (林道復旧) 森組、森連、林業を営む者等 (漁場復旧) 漁協、団体等
貸付対象	(農地復旧) 農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧 (施設復旧－共同利用施設) 共同利用施設の復旧 (施設復旧－主務大臣指定施設) 果樹の新植又は改植並びに農林水産業施設の復旧 (林道復旧) 林道及びその附帯施設等の復旧 (漁場復旧) 漁場整備施設等の復旧
貸付利率及び償還期限 (平成19年1月25日現在)	(農地復旧) 年1.50～1.90% 25年(据置10年以内を含む)以内 (施設復旧－共同利用施設) 年1.50～1.90% 20年(据置3年以内を含む)以内 (施設復旧－主務大臣指定施設) 年1.50～1.90% 15年(据置3年以内を含む)以内等 (林道復旧) 年1.50～1.90% 20年(据置3年以内を含む)以内等 (漁場復旧) 年1.50～1.90% 20年(据置3年以内を含む)以内等
貸付限度額	通常復旧事業費のうち貸付を受ける者の負担する額の80%以内（農地復旧を除く）
担保	保証人又は担保
その他	農林公庫支店、農林中金、信農連、信漁連に直接又は農・漁協同組合、森林組合経由で申し込む

【②農林漁業金融公庫・農林漁業セーフティネット資金】

期間	10年（据置3年以内を含む）以内
貸付利率	年1.25～1.60%（平成20年3月19日現在）
貸付限度額	300万円以内、簿記記帳を行っているものに限り、特例を受けられる場合有り
担保	連帯保証人又は担保

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【農業災害補償】

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻：25a以上（秩父地域は20a以上）当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

4 義援（見舞）金品の受入・配分計画

(1) 義援金品の受入

県（企画財政部、危機管理防災部、保健医療部、産業労働部、農林部）	① 義援（見舞）金品の受付（企画財政部、危機管理防災部） 県は、県に委託された義援金品及び知事あての見舞金を受け付ける。 ② 義援品の仕分（危機管理防災部、保健医療部、産業労働部、農林部） 受付を行った義援品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行い、備蓄物資を所管する各部に種別ごとに引き継ぐとともに、災害対策本部統括部に義援品の保管状況を報告する。 なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用や災害対策本部応援部との協力を図りながら行う。
市町村	市町村は、それぞれ義援金品の受け付けについての計画を樹立しておくものとする。

日赤埼玉県支部	日赤に寄託された義援金は、日赤埼玉県支部及び市町村において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。
---------	--

(2) 義援金品の配分及び輸送

県（危機管理防災部、保健医療部、産業労働部、農林部）	① 義援金品の配分（危機管理防災部） 県で受け付けた義援金品の市町村に対する配分は、災害対策本部において決定する。 ② 義援品の輸送 ア 保管場所への輸送（保健医療部、産業労働部、農林部） 受付・仕分を行った義援品は、必要に応じて、災害対策本部の指示に基づき防災基地等に輸送する。 イ 市町村への輸送（保健医療部、産業労働部、農林部） 災害対策本部により配分が決定された義援品は、防災基地等から市町村の指定する場所に輸送し、市町村に引き渡す。
市町村	市町村は、県又は日赤から送付された義援金品を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
日赤埼玉県支部	日赤に寄託された義援金の市町村に対する配分については、県災害対策本部と支部協議のうえ決定する。

(3) 義援品の保管場所

県（保健医療部、産業労働部、農林部）	受付・仕分された義援品は、防災基地や広域集積地等において、配分までの間、それぞれの種別ごとに保管・管理する。
市町村	市町村は、義援品の保管場所について、あらかじめ計画を樹立しておき、被災者に配分するまでの一時保管を行う。

(4) 義援金の募集要領

日赤埼玉県支部は、義援金を募集するに当たっては、義援金の募集目標、募集方法及び募集期間等を定めて実施する。

この場合、全国的に募集する必要があると認められるときは、日赤本社を通じて各都道府県支部に募集を依頼する。

第4 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

平成11年度から制度化されたが、平成16年度から居住安定支援制度が創設された。

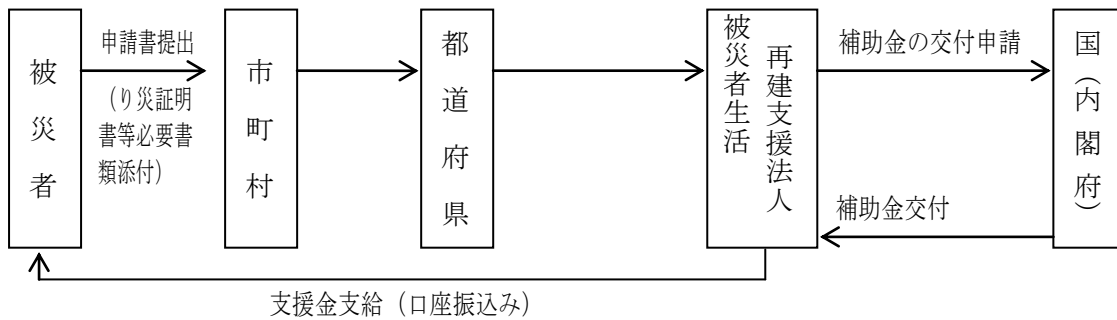
さらに、平成19年度に住宅のり災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円の合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。さらに、所得・年齢等の要件、使途制限の撤廃等の改正が行われた。

1 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																		
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																		
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害																		
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯（居住安定支援制度のみ該当）																		
支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3/4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="464 1364 1256 1482"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="464 1559 1098 1677"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																
市町村	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付																		
県	①被害状況のとりまとめ ②災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付																		

被災者生活 再建支援法人	①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

支援金の支給手続き



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

第 3 編

事故災害対策編

第3編 事故災害対策編

第1節 火災対策計画

【危機管理防災部、農林部、県土整備部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、関東地方整備局、自衛隊、道路管理者、事業者、防災関係機関】

第1 火災予防

1 基本方針

市町村の消防組織の整備、消防施設の充実、消防職団員の教養訓練等を援助して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、かつ、市町村に対し必要に応じて消防に関する勧告、指導、助言を行い火災から県民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

2 行政指導の徹底【危機管理防災部、市町村、消防機関】

(1) 防火思想の徹底

県は、市町村消防機関を督励して、防火思想の普及啓発を図るため、その行政指導の徹底に努める。

(2) 市町村消防計画の作成指導

消防計画の作成指導については、次の事項に留意する。

ア 組織計画

消防機関が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を事前に定めるものとする。

イ 消防団の育成・強化

市町村は、消防力の補完的な組織であり、地域の防災リーダーとしての活動が期待される消防団の育成・強化を図る。

計画策定上は、資機材の充実、訓練、意識の高揚、住民への指導広報等に配慮する。

ウ 消防施設整備計画

消防力等の現勢を把握し、消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、消防力の整備指針にのっとり当該市町村の社会構造の変化に対処できる増強計画とするが、計画は通常5箇年次の整備計画とする。また、消防力等の更新についても併せて検討するものとする。

エ 調査計画

消防機関が災害に対処して、適切な防御活動を行うことができるよう、定期又は臨時に消防地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するための実施計画をたてるとともに、実地調査の結果に基づき、大規模な災害の発生を予想した被害想定図を作成するよう指導する。

オ 教育訓練計画

市町村消防が、その任務を達成するためには消防職団員の資質の向上を図る必要があるため、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図るよう指導する。

カ 災害予防計画

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の向上によって災害の危険性が増大するとともに、複

雑多様化しているので、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等の予防審査を行う一方、一般住民の災害予防に対する協力体制を確立するよう指導する。

キ 警報発令伝達計画

異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令及び解除の基準を定め、その伝達及び周知方法等を計画するよう指導する。

ク 情報計画

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要なものであるから、これらが的確に行われるための体制を確立できるよう指導する。

ケ 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究及び科学的な理論と経験に基づく防御技術が最高度に発揮されなければならない。それには、地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防御効果を高度にあげるよう消防職団員に習熟させるよう指導する。

コ 風水害等警防計画

風水害等を警戒、防御するための消防職団員の招集、出動体制及び水防関係機関との協力体制等についての計画を定めておくよう指導する。

サ 避難計画

避難に関する計画は、身体、生命を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、避難の勧告、指示、避難経路、避難先等を具体的に定めておくよう指導する。

シ 救助救急計画

平常時、非常時に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救助、救急が的確に行われるよう計画を定めておくよう指導する。

ス 応援協力計画

大規模災害の発生に際して、当該市町村のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておく。なお、応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結しておくものとする。

3 火災予防対策 【危機管理防災部、都市整備部、市町村、消防機関】

火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、失火防止対策及び消火力の強化等の対策が考えられる。

(1) 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

ア 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大

イ 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

ウ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

[関連情報] (資料事災1-1) 防火地域及び準防火地域の指定状況

(資料事災1-2) 都市防災不燃化促進事業制度フロー

(2) 火災発生原因の制御

ア 防火管理者制度の効果的な運用

- (ア) 学校、工場等収容人員 50 人（病院、劇場、百貨店等 30 人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図るものとする。
- (イ) 防火管理者を育成するため、防火講習会の開催について、市町村を指導し、防火管理能力の向上を図る。

イ 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導するものとする。

ウ 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

エ 火災予防運動の実施

県民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年 2 回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

オ 火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、市町村の協力を得て発生地消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

(3) 耐災環境の整備

ア 消防水利施設、消防機械の整備状況

[関連情報] 消防年報（危機管理防災部消防防災課）

イ 消防団員の確保対策

消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向であるが、殊に本県は東京都に隣接し、社会環境の変化が激しいため団員確保に困難をきたしている。

このため、これらの打開策として次のことがあげられる。

- (ア) 消防団装備の機械化、軽量化
- (イ) 消防ポンプ自動車等の重点配置
- (ウ) 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行う
- (エ) 中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る
- (オ) 団員の処遇改善
- (カ) 女性・大学生に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

ウ 民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

(ア) 民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的

- に行われるよう、婦人防火クラブ、幼少年消防クラブなど民間防災組織の育成強化に努める。
- (イ) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。
- (ウ) 消防用設備等の整備充実
防火対象物等の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資器材を整備するとともに、公設消防隊の活動を円滑にならしめるための諸施策を講ずるものとする。

第2 消防活動【危機管理防災部、市町村、消防機関】

1 目標

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定める。

2 消防本部による消防活動【市町村、消防機関】

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

ア 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市町村長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないようはたらきかける。

ウ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受け入れを図るため、準備を行う。

(2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則にのっとる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消防活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

オ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

カ 火災現場活動の原則

- (ア) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- (イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を

鎮圧する。

- (ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

キ 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。詳細については、第2編第2章第11節による。

3 消防団による消防活動【市町村、消防機関】

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気ブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急救助を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

4 他の消防機関に対する応援要請【危機管理防災部、市町村、消防機関】

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 知事による応援出動の指示等

被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は埼玉県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。

被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

(3) 緊急かつ広域的な応援要請

知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が困難と認めた時は、消防組織法第44条により、緊急消防援助隊の応援を要請をするものとする。この場合、緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画による。

(4) 要請上の留意事項

ア 要請の内容

市町村長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- (イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 市町村への進入経路
- (オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受け入れ体制

応援隊の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受け入れ体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受け入れ体制を整える。

- (ア) 応援隊の誘導方法
- (イ) 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- (ウ) 応援隊の活動拠点の確保

第3 大規模火災予防【危機管理防災部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、道路管理者】

1 基本方針

(1) 趣旨

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

(2) 留意点

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

(3) 現況

ア 災害に強いまちづくり

消防法の効果的な運用により、各種火災予防対策は進んでいる。また、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により、高層建築物等の防災計画の届出を義務付けた。

イ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え

迅速な情報の収集、伝達のため、防災ヘリコプター映像伝送装置を導入しているほか、地上系、衛星系の防災無線局858局を整備している。また、消防水利の確保についても、消防施設整備計画に基づき整備を進めている。

ウ 防災知識の普及、訓練

各種のパンフレット、「彩の国だより」、県のホームページへの掲載のほか、防災学習センターでの防災体験の提供により、県民に対し防災情報を提供している。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成【危機管理防災部、都市整備部、市町村】

県及び市町村は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐

震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等の確かな指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るものとする。

県及び市町村は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化【危機管理防災部、都市整備部、市町村、消防機関、事業者】

ア 消防用設備等の整備、維持管理

県及び市町村は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

イ 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進するものとする。

(ア) 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大

(イ) 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

(ウ) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

(エ) 高層建築物等に係る防災計画指導

(3) 火災発生原因の制御【危機管理防災部、消防機関、事業者】

ア 建築物の防火管理体制

学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

また、消防機関は、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理能力の向上を図るものとする。

イ 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の関係者に対して指導するものとする。

ウ 高層建築物等の火災予防対策

県及び消防機関は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

エ 火災予防運動の実施

県民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、県及び消防機関は、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施するものとする。

オ 火災防御検討会の開催

県は、大規模火災又は特殊な原因による火災について、市町村の協力を得て発生地消防関係者等による火災防御検討会を定期的に開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とするものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡【危機管理防災部、都市整備部、市町村】

ア 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

イ 情報の分析整理

県は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に生かすものとする。

ウ 通信手段の確保

県及び市町村は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、第2編第1章第6節「災害情報体制の整備」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備【危機管理防災部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関、道路管理者】

ア 職員の体制

県、市町村及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

また県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備するものとする。

さらに、大規模火災が発生した場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、県は「八都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努めるものとする。

警察は、大規模火災発生時に緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊を整備するものとする。

[関連情報] 埼玉県災害対策本部運営要領（危機管理防災部）
埼玉県警察広域緊急援助隊（警察本部）

(3) 消火活動体制の整備【危機管理防災部、市町村、消防機関】

県及び市町村は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努めるものとする。

市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動への備え【危機管理防災部、県土整備部、警察本部、市町村、道路管理者】

大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県は、「第5節 防災拠点整備計画」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、県、市町村及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察は、平素から関係機関と連絡をとり、道路状況及び交通機関の実態を把握し、災害時に適切な交通確保（規制）措置がとれるよう交通対策を樹立しておくものとする。

(5) 避難収容活動への備え【市町村】

ア 避難誘導

市町村は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、市町村は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の災害時要援護者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。

なお、避難路の指定については、「第7節 避難予防計画」に準じるほか、防火地域・準防火地域の指定とあわせて検討するものとする。

イ 避難所

市町村は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また市町村は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、これらの地域をかかえる市町村においては、あらかじめ広域避難地を選定・確保するものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動【都市整備部、市町村、事業者等】

県及び市町村、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

[関連情報] 埼玉県下水道震災対策計画（都市整備部）

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え【危機管理防災部、市町村】

県及び市町村は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施【総務部、危機管理防災部、県土整備部、事業者、市町村、消防機関】

ア 訓練の実施

県、市町村及び事業者は、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

県、市町村及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

4 防災知識の普及、訓練【危機管理防災部、市町村、消防機関】

(1) 防災知識の普及

県及び市町村は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、県民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図るものとする。

県及び市町村は、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、住民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

〔関連情報〕「震災予防のまちづくり点検マップ」（危機管理防災部、平成15年3月）

(2) 防災関連設備等の普及

県及び市町村は、住民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮【危機管理防災部、市町村】

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人等といった災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第4 大規模火災対策【危機管理防災部、警察本部、自衛隊、市町村、消防機関】

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

(ア) 市町村

市町村は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関

する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

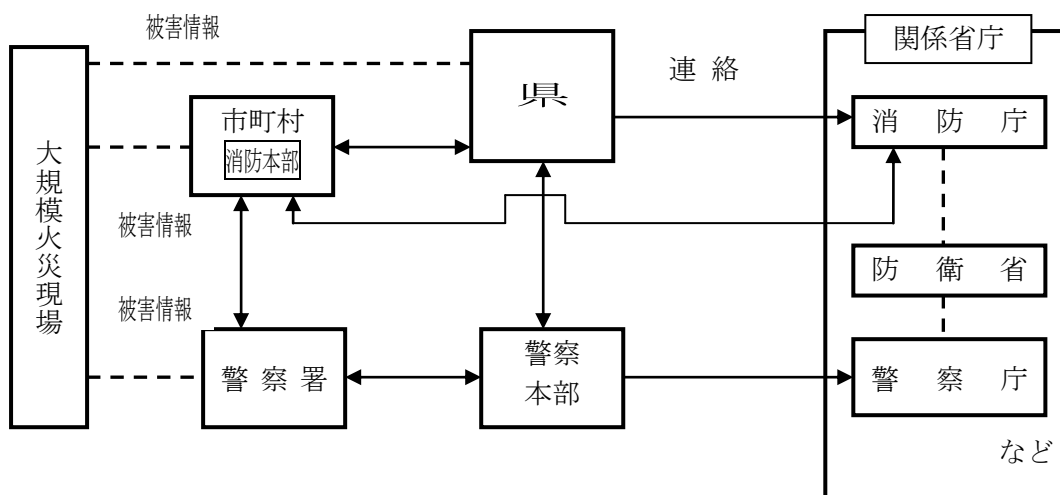
(イ) 県、警察

県は、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、これらの情報を警察、消防庁及び関係省庁に報告するものとする。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡【県、市町村、関係機関】

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、国（消防庁）に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡するものとする。

県、市町村及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保【県・市町村・防災関係機関】

県及び市町村等の防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制【危機管理防災部】

ア 職員の非常参集

県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また県は、消防庁等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 災害対策本部の設置

県は、大規模火災が発生した場合は、埼玉県災害対策本部要綱にしたがって、直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

知事は、災害対策本部の設置を決定した場合には、「第2編第2章第2節 動員配備計画」にしたがって直ちに職員を配備するものとする。

また知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣に被害状況の報告をするとともに、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に通知するものとする。

ウ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が局地的であり、かつ特定の地域に著しい被害が生じた場合は、県災害対策本部の支部に代えて現地災害対策本部を設置するものとする。

エ 国への連絡及び協力要請

県災害対策本部は、大規模火災の発生を確認し、緊急性・必要性が高いと認められるときには、消防庁に連絡するものとする。

国の非常災害対策本部が設置された場合は、県災害対策本部は、国との連絡調整を図りつつ、災害対策について支援・協力を要請するものとする。

オ 緊急消防援助隊の要請

大規模な災害が発生し、消防力の増強が必要と認められる場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

この場合、直ちに緊急消防援助隊調整本部を設置する。

カ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、災害の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編第2章第16節 自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

(2) 警察の活動体制【警察本部】

警察は、大規模火災が発生した場合は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動するものとする。

(3) 市町村の活動体制【市町村】

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市町村は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(4) 事業者の活動体制【関係機関】

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

(5) 広域的な応援体制【危機管理防災部】

知事は、市町村長の要請があった場合、また被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示するものとする。

また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に

対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

3 消火活動【消防機関】

(1) 消防機関

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

(2) 県

県は、消防機関の要請に基づき、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、大規模火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動【県、市町村】

県及び市町村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

5 避難収容活動【県、市町村】

防災時における避難誘導については、「第2編第2章第11節 災害救助保護計画 第1 避難計画」に準ずる。

6 施設・設備の応急復旧活動【県、市町村、公共機関】

県、市町村及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 県民への的確な情報の伝達【県、市町村】

県及び市町村は、県民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応【県、市町村】

県及び市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第5 林野火災予防【危機管理防災部、農林部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊】

1 基本方針

(1) 趣旨

本県は、森林面積が県土のおよそ3分の1を占めている中、林野火災は、地形の制約等の状況から、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多い。このため、林野において火災が発生した場合の対策について定めるものとする。

(2) 留意点

計画の策定に当たっては、事業主体ごと、次の事項に留意する。

- ア 林野火災に強い地域づくり
- イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え
- ウ 防災対策の充実

(3) 現状

林業の採算性の悪化等から、管理不足による森林の荒廃が進んでいる。一方で山間地域の道路や観光拠点の整備が進み、ハイカー等の森林への入り込みが増加している。その結果、林野火災が多発し、森林に隣接した住宅への延焼の危険が高くなっている。

〔関連情報〕（資料事災1-3） 「森林面積」

2 実施計画

(1) 県及び市町村

ア 林野火災に強い地域づくり

(ア) 危険地域の把握

県及び市町村は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努めるものとする。

(イ) 防災計画の策定

県は、林野の所在する市町村に対し、迅速かつ効果的な消防活動が実施できるよう、総合的な防災計画の作成を指導するものとする。

(ウ) 火災巡視等

県及び市町村は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。

イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

(イ) 情報の収集・連絡関係

① 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図るものとする。

② 情報の分析整理

県は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に努めるものとする。

③ 通信手段の確保

県及び市町村は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、「第2編第1章第6節 災害情報体制の整備」に準ずるものとする。

(イ) 消火活動体制の整備

県及び市町村は、林野火災に備え、林野火災対策に直接関係する4消防本部及び陸上自衛隊と県が空中消火用資機材の保管について協定を締結し、大規模な山林火災が発生した場合に備えている。

[関連情報] (資料事災1-4) 県有空中消火用資機材の備蓄状況(消防防災課)

県及び市町村は、林野火災に備え、水利や消火剤等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努めるものとする。

市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。

(ウ) 避難収容活動への備え

① 避難誘導

市町村は、林野火災に備えて避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や入山者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

また、市町村は、林野火災発生時に高齢者、障害者等の災害時要援護者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するものとする。

② 避難所

県及び市町村は、山小屋、避難壕、宿泊施設等を避難所として指定し、住民や入山者への周知徹底に努めるものとする。また避難所として指定された建物については、必要に応じ、点検・整備を行うものとする。

また県及び市町村は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な措置を、住民や入山者及び施設管理者に周知するものとする。

(エ) 施設・設備の応急復旧活動

県及び市町村は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

(オ) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

県及び市町村は、林野火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を

図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

(カ) 防災関係機関等の防災訓練の実施

① 訓練の実施

県及び市町村は、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

② 実践的な訓練の実施と事後評価

県及び市町村が訓練を行うに当たっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

ウ 防災対策の充実

(ア) 林野火災予防対策の充実

林野火災の原因は、たばこ・たきびなど、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、森林の巡視や火災予防の啓発活動を進め、その防止を図る。

① 森林の保全巡視

林野火災の発生を防止するため、大規模な林野の所在する市町村は、森林の保全巡視を行うものとする。

② 予防啓発活動

毎年、林野火災危険期（2月～3月）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意を喚起するものとする。

③ 山間孤立地域の把握

林野火災の延焼により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起するものとする。

(2) 県、市町村、森林所有者及び林業関係団体

林野火災に強い地域づくり

ア 県、市町村、森林所有者

森林管理道等の整備

県及び市町村は、消火活動に資する森林管理道、防火貯水槽の整備及び維持管理を実施するものとする。

県、市町村及び森林所有者は、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁に、防火帯等を造成するものとする。

森林所有者は、維持管理にあつては、下刈、枝打、除伐等を適切に行い、火災予防及び延焼防止に資するものとする。

イ 林業関係団体

火災巡視等

林業関係団体等は、林野火災の多発時期における巡視等、自主的な森林保全管理活動を推進するものとする。

(3) 県、市町村及び警察

迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 災害応急体制の整備

(ア) 職員の体制

県及び市町村は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(イ) 防災関係機関相互の連携体制

県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

また、県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努める。

さらに、林野火災の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、県は「八都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努めるものとする。

警察は、林野火災発生時に緊急かつ広域的な救助活動等を行うため、広域緊急援助隊及び山岳救助隊の充実強化に努める。

イ 緊急輸送活動への備え

林野火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県は、「第2編第1章第5節 防災拠点整備計画」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、県、市町村及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等と締結した支援協定（災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定）の充実強化に努めるとともに、発災時において交通規制が実施された場合の車両等の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。

また、情報通信ネットワークの整備などにより、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第6 林野火災対策【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊】**1 発災直後の情報の収集・連絡**

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

(ア) 市町村

市町村は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

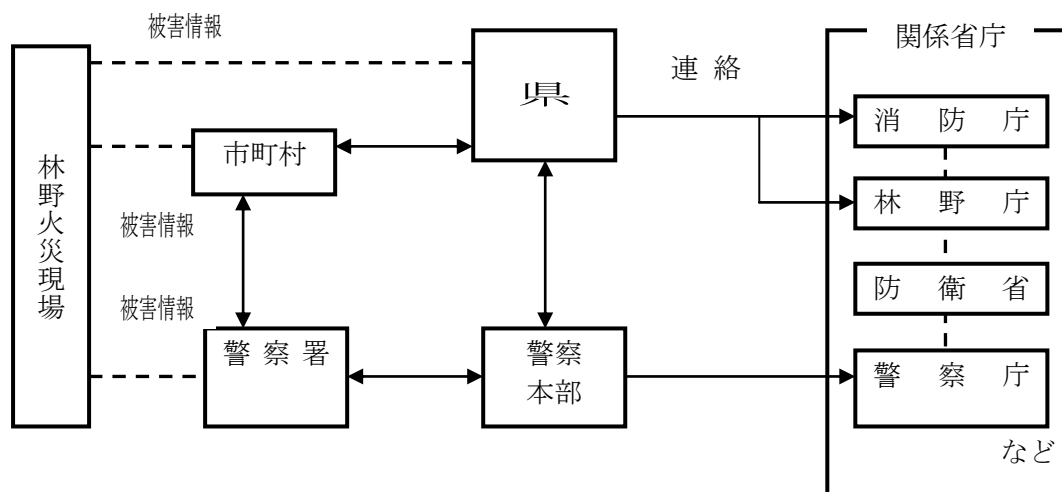
(イ) 県、警察

県は、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、これらの情報を警察、消防庁及び関係省庁に報告するものとする。

イ 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡【県、市町村、関係機関】

市町村は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、国（消防庁、林野庁）に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡するものとする。

県、市町村及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保【県、市町村】

県及び市町村等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制【危機管理防災部】

ア 職員の非常参集

県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また県は、消防庁等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 災害対策本部の設置

県は、林野火災による大規模な被害が発生した場合、埼玉県災害対策本部要綱に従って直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

知事は、災害対策本部の設置を決定した場合は、「第2編第2章第2節 動員配備計画」に従って直ちに職員を配備するものとする。

また知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣に被害状況の報告をする

とともに、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に通知するものとする。

ウ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が局地的であり、かつ特定の地域に著しい被害が生じた場合は、県災害対策本部の支部に代えて現地災害対策本部を設置するものとする。

エ 国への連絡及び協力要請

県災害対策本部は、林野火災の発生を確認し、緊急性・必要性が高いと認められるときには、消防庁に連絡するものとする。

国の非常災害対策本部が設置された場合は、県災害対策本部は、国との連絡調整を図りつつ、災害対策について支援・協力を要請するものとする。

オ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、災害の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編第2章第16節 自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

(2) 警察の活動体制【警察本部】

警察は、林野火災が発生した場合は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動する。

(3) 市町村の活動体制【市町村】

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市町村は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(4) 事業者の協力体制【関係機関】

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力するものとする。

(5) 広域的な応援体制【危機管理防災部】

知事は、市町村長の要請があった場合、また被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示するものとする。

また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

3 消火活動【県、消防機関】

(1) 消防機関

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策

を最優先させるものとする。

(2) 県

県は、消防機関の要請に基づき、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動【県、市町村】

県及び市町村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 避難収容活動【県、市町村】

発災時における避難誘導については、「第2編第2章第11節 災害救助保護計画 第1 避難計画」に準ずる。

山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を勧告・指示する。

6 施設・設備の応急復旧活動【県、市町村、公共機関】

県、市町村及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 県民への的確な情報の伝達【県、市町村】

県及び市町村は、県民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応【県、市町村】

県及び市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な

情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

8 二次災害の防止活動【関係機関】

県は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努めるものとする。

県は、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じるものとする。

9 災害復旧【各機関】

県、市町村及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援するものとする。

また、県及び市町村は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

第2節 危険物等災害対策計画

【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、施設管理者】

第1 危険物等災害予防【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】

1 基本方針

(1) 趣旨

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

(2) 留意点

県、市町村は危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

2 危険物【市町村、消防機関、施設管理者】

(1) 施設の現況

消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設は、近年各種産業の発展に伴って複雑化している。

[関連情報] 消防年報（危機管理防災部消防防災課）

(2) 予防対策

ア 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

(ア) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

(イ) 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ 次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

(イ) 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ウ) 法定講習会等の保安教育を徹底する。

ウ 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

(ア) 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

(イ) 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

なお、危険物施設における事故状況は消防年報のとおりである。

3 高圧ガス【危機管理防災部、市町村、消防機関、施設管理者】

(1) 施設の現況

[関連情報]（資料事災2-1）高圧ガス施設の現況（化学保安課）

(2) 予防対策

ア 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

イ 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。

ウ 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行

う。

エ 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

4 銃砲・火薬類【警察本部・危機管理防災部・市町村】

(1) 施設の現況

[関連情報] (資料事災2-2) 銃砲、火薬類施設の現況(化学保安課)

(2) 予防対策

ア 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。

イ 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

ウ 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる。

5 毒物・劇物【保健医療部・市町村・各機関】

(1) 施設の現況

[関連情報] (資料事災2-3) 毒劇物取扱施設の現況(薬務課)

(2) 予防対策

ア 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

イ 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

ウ 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

第2 危険物等災害応急対策【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】

1 活動方針【警察本部、施設管理者】

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置【危機管理防災部、警察本部、施設管理者】

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3 高圧ガス災害応急対策計画【危機管理防災部、警察本部、市町村、消防機関、施設管理者】

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決済）」に基づき応急措置を実施するものとする。
- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。
 - ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
 - ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
 - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。
- (3) 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市町村長が基準適合命令を発する。

第4 火薬類災害応急対策計画【危機管理防災部、警察本部、消防機関、施設管理者】

1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、すみやかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険

区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第5 毒物・劇物災害応急対策計画【保健医療部、警察本部、施設管理者】

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第6 サリン等による人身被害対策計画【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】

1 趣旨

本計画は、県内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、県の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

2 活動体制

(1) 県

ア 任務

県は、県内に人身被害が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

イ 人身被害対策における災害対策本部の設置

県地域防災計画第2編第2章第1節「活動体制計画」に準じ、以下の基準による。

県内に相当規模以上の人身被害が発生した場合、県は事故発生地域の管轄市町村を担当する支部、又は支部に代えて現地災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

ウ 組織

県地域防災計画第2編第2章第1節「活動体制計画」に準ずる。

エ 配備体制

配備基準及び配備課所等は県地域防災計画第2編第2章第2節「動員配備計画」に準じ、埼

玉県災害対策本部要綱別表第5に示す動員基準を準用する。

(2) 市町村

市町村は、当該市町村の地域に人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

[関連情報] (資料事災2-4) 「サリン等による人身被害の連絡通報体制」

3 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努めるものとする。

[関連情報] (資料事災2-5) 「サリン等による人身被害の原因解明のための連絡体制」

(2) 情報収集

ア 県

県は、県内に人身被害が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。緊急時の通信連絡手段は県地域防災計画第2編第2章第6節に定める災害情報通信計画に準じ、次の各項によるものとする。

(ア) 県(危機管理防災部・保健医療部)の対応

人身被害の報告を受けた県は、警察本部、医療機関等とも連絡を密にし、必要な連絡・調整を行う。

(イ) ヘリコプターによる被害状況の把握

災害現場状況を上空より視認できる場合は、県防災航空センターのヘリコプターにより被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、事故災害応急対策活動に利用する。

イ 市町村

市町村は、当該市町村の区域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、県地域防災計画第2編第2章第6節「災害情報通信計画」に準ずる。

ウ 警察

県地域防災計画第2編第2章第6節「災害情報通信計画」に準ずる。

(3) 立入り禁止等の措置

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(4) 救出、救助

県地域防災計画第2編第2章第11節「災害救助保護計画 第2救急救助・医療救護計画」に準ずる。

ア 市町村

消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

イ 警察機関

警察機関は、人身被害が発生した場合、消防機関等と協力して救出・救助活動にあたり、危険個所の監視警ら等を行う。

ウ 緊急消防援助隊

特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により対処する。

(5) 医療救護

県は、県内に人身被害が発生した場合、県地域防災計画第2編第2章第11節「災害救助保護計画 第2救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう市町村、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。有毒物質被害では、特に次の項について万全を期するものとする。

ア 医薬品の確保

県(保健医療部)は、県内外の医療機関等の協力を得て、PAM、硫酸アトロピン等各種解毒剤を確保するものとする。

イ 医薬品の緊急輸送

県は、人身被害の応急措置に際して必要な医薬品の緊急輸送のため、県防災ヘリコプターを活用するほか、必要に応じ自衛隊等に要請し、応急措置に支障をきたさぬよう努めるものとする。

(6) 救急搬送

県地域防災計画第2編第2章第11節「災害救助保護計画 第2救急救助・医療救護計画」に準じる。県は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターにより行うこととするほか、必要に応じ自衛隊に対し要請する。

(7) 医療機関の確保

県地域防災計画第2編第2章第11節「災害救助保護計画 第2救急救助・医療救護計画」に準じ、医療機関を確保するものとする。

(8) 汚染除去

知事は、県内に人身被害が発生した場合、県地域防災計画第2編第2章第16節に定める自衛隊災害派遣要請計画により汚染除去を要請する。

[関連情報] (資料事災2-6) 「自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統」

(9) 避難誘導

市町村長、警察官等は、県地域防災計画第2編第2章第11節「災害救助保護計画 第1避難計画」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の勧告又は指示を行うものとする。

(10) 応援要請

県は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、市町村長等と緊密な連絡を図りながら、速やかに自衛隊に対しても連絡を行い、情報収集等のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請がなされるように対処するものとする。自衛隊への応援要請は県地域防災計画第2編第2章第16節に定める自衛隊災害派遣要請計画に、又他機関への応援要請は同第4節に定める相互応援協力計画に準ずるものとする。

[関連情報] (資料事災2-7) 「陸上自衛隊災害派遣要請連絡系統」

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

【直轄、総務部、県民生活部、危機管理防災部、環境部、福祉部、保健医療部、農林部、企業局、下水道局、教育局、警察本部、市町村、消防機関、原子力事業者等、道路管理者】

第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防

1 基本方針

(1) 趣旨

本県には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

また、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本県から比較的近い場所に原子力発電所が立地している。

これらの施設、発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画に、その対策を定めるものとする。

(2) 現況

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国からの連絡により県及び該当消防本部はその全施設数を把握している。

第2 実施計画

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1) 核燃料物質使用施設に係る事故予防対策【核燃料物質使用事業者】

ア 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業者は、県地域防災計画及び各施設の所在する市町村の地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

イ 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

ウ 放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。また、核燃料物質使用事業者は、周辺住民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果などを定期的に施設周辺の住民等に報告するなど、当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努めるものとする。

エ 防護資機材等の整備

核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする放射線防護のための資機材の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

オ 緊急時体制の整備

核燃料物質使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、

円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(2) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策【放射性同位元素使用事業者】

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(3) 放射性物質取扱施設の把握【危機管理防災部、市町村、消防機関】

県及び市町村、消防機関は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係【危機管理防災部、市町村、消防機関】

ア 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国その他関係機関との連携を図るものとする。

ウ 通信手段の確保

県及び市町村は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、「第2編第1章第6節 災害情報体制の整備」による。

(2) 災害応急体制の整備【危機管理防災部、市町村、道路管理者】

ア 職員の体制

県、市町村及び道路管理者は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関の連携体制

県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

また県は、緊急消防援助隊に係る体制の強化に努める。

ウ 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実するものとする。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備【危機管理防災部、保健医療部、市町村】

ア 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

県及び市町村は、あらかじめ県、市町村（消防機関）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

イ 被ばく検査体制の整備

県は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他県からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ県内の保健所における検査体制の整備や、医療機関における検査体制の把握をしておくものとする。

ウ 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県はヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努めるものとする。

なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

(4) 防護資機材の整備【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】

県、市町村、警察及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

(5) 放射線量等の測定体制の整備【危機管理防災部、保健医療部、環境部、農林部、企業局、下水道局】

県は、放射線関係事故が発生した場合に県内各地点における放射線量等を測定する体制を整備するものとする。

(6) 避難所の指定及び避難収容活動への備え【県、市町村】

ア 大規模な避難住民の受入

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入については、震災対策編第3章第11節を準用する。

イ 避難所の指定

市町村は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

ウ 避難誘導

市町村は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障害者等の災害時要援護者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(イ及びウは、第2編第1章第7節「避難予防対策」により、実施する。)

(7) 飲料水の供給体制の整備【保健医療部、企業局、市町村】

県は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、震災対策編第2章第9節第10を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施するものとする。

(8) 広報体制の整備【直轄、危機管理防災部、保健医療部、市町村】

県は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

(9) 住民相談窓口の整備【県民生活部、保健医療部、市町村】

県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

(10) 防災教育・防災訓練の実施【危機管理防災部、保健医療部、市町村】

ア 防災関係者の教育

県及び市町村は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ⑦ その他必要と認める事項

イ 住民に対する知識の普及

県及び市町村は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。

広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ その他必要と認める事項

ウ 訓練の実施と事後評価

県及び市町村は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施するものとする。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3 放射線関係事故災害応急対策計画

1 目標

本県における放射線関係事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあっては

これを援用するものとする。

なお、本県を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

さらに、本県から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定するものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

2 核燃料物質等輸送事故災害対策計画

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡【県、市町村、消防機関、原子力事業者等】

(イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

〔関連情報〕（資料事災3-1）特定事象通報基準（輸送時の事故）

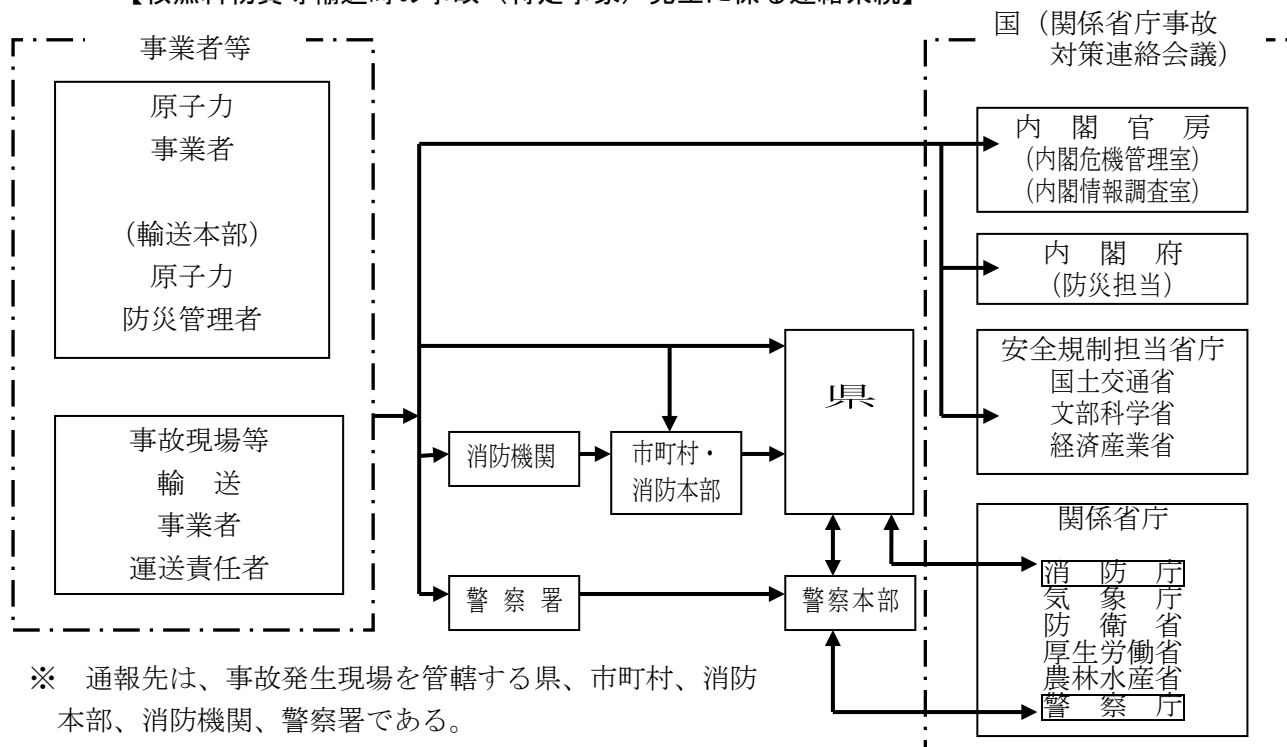
- ① 特定事象発生の場所及び時刻
- ② 特定事象の種類
- ③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ④ 気象状況（風向・風速など）
- ⑤ 周辺環境への影響
- ⑥ 輸送容器の状態
- ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ⑧ 応急措置
- ⑨ その他必要と認める事項

県は、事業者などから受けた情報について、安全規制担当省庁等、市町村、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

(イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとするものとする。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



※ 通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防本部、警察署である。

〔関連情報〕 (資料事災3-3) 輸送事故時の連絡体制

(資料事災3-4) 参考〔原災法第10条に定める特定事象に至らない場合における連絡系統の例〕

(ウ) 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

県は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

また、知事は、国、関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて、要請するものとする。

(エ) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市町村及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するものとするとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

イ 通信手段の確保【県、市町村】

県及び市町村等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官または消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

(ア) 関係機関への通報・連絡

(イ) 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング

(ウ) 消火及び輸送物への延焼防止

(エ) 輸送物の移動

(オ) 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径 15m 以内について、立入を制限する）

(カ) 汚染の拡大防止及び除染

(キ) 放射線障害を受けた者、または受けたおそれのある者の救出

(ク) その他放射線障害の防止のために必要な措置

イ 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

ウ 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄の消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

※ 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m 以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね 100m を確保する。

エ 県の活動体制

(ア) 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討するものとする。

(イ) 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請するものとする。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派

遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、第2編第2章第16節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

オ 市町村の活動体制

市町村は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

カ 応援要請【県】

県は必要に応じて、被災市町村に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求めるものとする。

(3) 消火活動【消防機関、原子力事業者等】

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応【県、市町村】

ア 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市町村はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(5)以下の措置を講ずるものとする。

[関連情報] (資料事災3-2)原子力緊急事態宣言発令基準(輸送中の事故)

イ 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 緊急輸送活動【県、市町村】

県及び市町村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ 交通の確保【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、科学技術庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

(6) 退避・避難収容活動など【県、市町村】

ア 退避・避難等の基本方針

県及び市町村は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずるものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他災害時要援護者にも充分配慮する。

*核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径 15m の距離に 10 時間滞在した場合においても、被ばく線量は 5 mSv 程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径 15m 程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

(mSv : ミリシーベルト)

屋外にいる場合に予測される被曝線量 (予測線量当量) (mSv)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、避難。

注：防護対策の内容は以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

イ 警戒区域の設定

(ア) 警戒区域の設定

市町村長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15 m とする。

(イ) 市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示

市町村長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

また、知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第 72 条第 1 項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示するものとする。

(ウ) 関係機関への協力の要請

市町村長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するも

のとする。

ウ 退避・避難等の実施

市町村長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

エ 避難所の運営管理

市町村は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また市町村は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

オ 災害時要援護者（高齢者・障害者等）への配慮

市町村は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

カ 県民への的確な情報伝達活動

(ア) 周辺住民への情報伝達活動

県、市町村及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

(イ) 県民への的確な情報の伝達

県及び市町村は、県民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(ウ) 住民等からの問合せへの対応

県及び市町村は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(7) 核燃料物質等の除去等【原子力事業者】

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

(8) 各種規制措置と解除【県、市町村、消防機関、警察本部、原子力事業者】

ア 飲料水・飲食物の摂取制限等

県及び市町村は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等にお

ける飲料水・飲食物の摂取制限等を行うものとする。

これらの措置についての暫定規制値は、次の表のとおりである。

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲料水	3×10^2 ベクレル/キログラム以上
飲料水（乳児）	1×10^2 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	3×10^2 ベクレル/キログラム以上
野菜類（根菜・芋類を除く）	2×10^3 ベクレル/キログラム以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	2×10^2 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	2×10^2 ベクレル/キログラム以上
野菜類	5×10^2 ベクレル/キログラム以上
穀類	5×10^2 ベクレル/キログラム以上
肉・卵・魚・その他	5×10^2 ベクレル/キログラム以上

イ 解除

県、市町村、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

(9) 被害状況の調査等【県、市町村】

ア 被災住民の登録

県は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を当該市町村に指示するものとする。

イ 被害調査

県は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査するよう当該市町村に指示するものとする。

- (ア) 退避・避難等の措置
- (イ) 立入禁止措置
- (ウ) 飲料水、飲食物の制限措置
- (エ) その他必要と認める事項

ウ 汚染状況図の作成

県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管するものとする。

(10) 住民の健康調査等【県、市町村】

県及び市町村は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、第3編第3節「放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画」第2-2「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」第2-2-(3)「緊急時医療体制の整備」第2-2-(3)-ア「緊急被ばく医療可能施設の事前把握」において、把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

3 放射性物質取扱施設事故対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡【県、市町村、消防機関、取扱事業者】

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

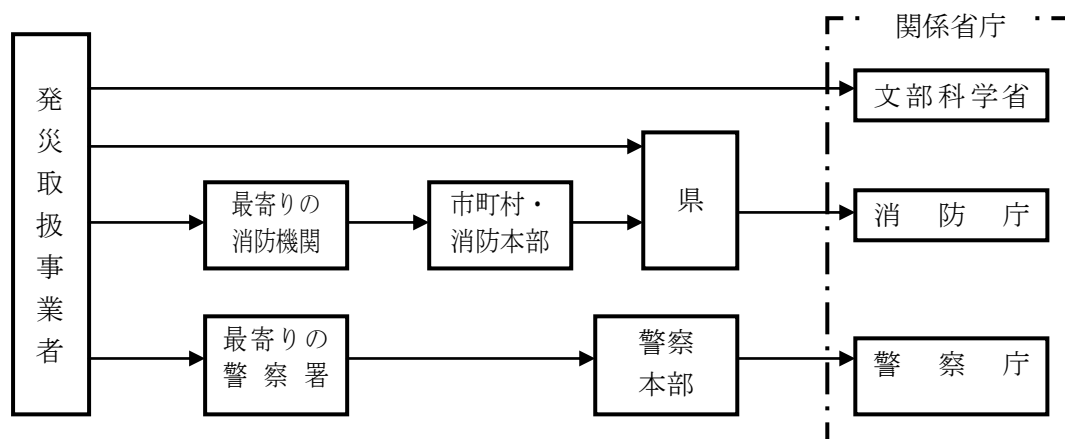
- ① 事故発生の時刻
- ② 事故発生の場所及び施設
- ③ 事故の状況
- ④ 気象状況（風向・風速）
- ⑤ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑥ 予想される災害の範囲及び程度等
- ⑦ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市町村など関係機関等へ連絡するものとする。

(イ) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



(ウ) 放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

県は、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

(エ) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、県、市町村及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

イ 通信手段の確保【**県、市町村、関係機関**】

県及び市町村等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立【**県、市町村、取扱事業者**】

県及び市町村は第3編第3節第3-2「核燃料物質等輸送事故災害対策計画」に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

4 原子力発電所事故対策計画

第3編第3節第3-2-(4)～(10)については、原子力発電所事故対策計画にも準用するものとする。

ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市町村による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

(1) 放射線量等の測定体制の整備

ア 県民及び他県からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定【**保健医療部**】

県は、県民及び他県からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、保健所に健康相談の窓口を開設するものとする。

イ 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備【**総務部、危機管理防災部、環境部、福祉部、保健医療部、教育局**】

県は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、県民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、県内における放射線量の分布を把握するものとする。

ウ 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備【**農林部、企業局、市町村**】

県は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月、原子力安全委員会）及び「環境放射線モニタリング指針」（平成20年3月、原子力安全委員会）等に基づき国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、県民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて第3編第3節第3-2-(8)の摂取制限等を行うものとする。

エ 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備【**企業局、下水道局**】

県は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行うものとする。

(2) 他県からの避難住民の受け入れについて

他県において原発事故が発生した場合の本県における避難住民の受け入れについては震災対策編第3章第11節を準用する。

第4節 農林水産災害対策計画 【農林部、市町村、農業協同組合関係団体】

第1 凍霜害予防【農林部、市町村、農業協同組合関係団体】

1 基本方針

凍霜害による繭及び茶の減収を最小限に防止し、農家経営の安定に資するため、桑園・茶園の凍霜害の防除体制を整備し防除技術、被害調査方法及び被害後の技術対策等について定める。

2 実施計画

(1) 凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制

凍霜害防除対策は、次のとおり関係機関が一体となり密接に連携して行うものとする。

ア 生産振興課

凍霜害防除体制及び被害後の技術対策等について企画立案にあたる。

イ 農林総合研究センター

凍霜害防除技術及び被害後の技術対策の樹立及び指導にあたる。

ウ 農林振興センター

管内の関係機関、市町村及び団体と連絡を密にし、凍霜害の防除体制、情報の伝達、被害後の技術対策等の指導、推進にあたる。

エ 市町村

管内の農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知させる。

オ 農業協同組合等関係団体

市町村と一体となって次の事項を行う。

(ア) 凍霜害の防除技術の普及、被害実態の把握、善後対策等の実施に務めるとともに、あらかじめ管内の関係農家を指導して、霜注意報の把握体制を確立しておく。

また、凍霜害の常習地帯においては、管内の地勢、地形等を把握して重点的な対策を行うように準備する。

(イ) 気象台の発表する霜注意報等を把握し、これを関係農家に周知徹底するように務めるとともに、当該農家においてもこの霜注意報等を独自で把握して対応するように指導啓発する。

なお、気象台が発表する予報は、テレビ、ラジオのほかテレホンサービス（177番）を利用する。

(2) 霜注意報等の伝達

第3編第4節農林水産災害対策計画第2の1に定めるほか、生産振興課及び農林総合研究センターは、凍霜害の発生が予想される期間中凍霜害担当者を定め、関係機関への霜注意報等の伝達にあたる。

ア 生産振興課

(ア) 霜注意報等の伝達を受けた場合は、直ちに農林総合研究センターに伝達する。

なお、霜注意報が発令された場合、県（消防防災課）は、防災行政無線システムにより市町村にこれを伝達することとしている。

(イ) 土曜日、日曜日、祭日並びに平日の午前8時30分～午後5時15分以外の時間に霜注意報が発表された場合、生産振興課凍霜害担当者は、これを農林総合研究センターの凍霜害担当者に

伝達する。

イ 農林総合研究センター

生産振興課からの伝達に基づき、又は独自の観測結果により凍霜害のおそれがあると予想される場合は、直ちに関係市町村に伝達する。

ウ 市町村

県の防災行政無線システム又は(2)により霜注意報等の伝達があった場合は、直ちに農業協同組合等関係団体に伝達する。

エ 農業協同組合等関係団体

市町村等からの霜注意報等の伝達に基づき、直ちに電話、有線、無線等の方法により関係農家に伝達する。

(3) 防除対策

霜注意報が発令された時、又は自ら凍霜害の危険があると認めたときは、以下の凍霜害防除対策を参考に防除を行う。

ア 桑園凍霜害防除技術は（資料事災4-1）による。

イ 茶園凍霜害防除技術は（資料事災4-3）による。

(4) 被害後の技術対策

被害の実態、程度を把握して、直ちに以下の凍霜害防除対策を参考にして対策を講ずる。

ア 桑園凍霜害被害後の技術対策は（資料事災4-2）による。

イ 茶園凍霜害被害後の技術対策は（資料事災4-4）による。

(5) 被害速報

被害が発生した場合、農林総合研究センター及び農林振興センターは、独自に得た情報を参考データとして直ちに生産振興課に報告する。

凍霜害減収判断基準は（資料事災4-5）による。

〔関連情報〕（資料事災4-6） 参考：「気温の観測等について」

第2 農林水産災害対策【農林部】

1 目標

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

2 実施計画

(1) 活動体制【農林部】

災害対策の円滑な実施を推進するため、「埼玉県農林水産災害対策要領」を定め、災害の発生に伴い、農林部に「農林水産災害対策委員会」を、関係課室に実務を担当する「災害対策実務班」を、各農林振興センターに「支部」をそれぞれ設置し、関係機関との緊密な連携の下に災害対策を講ずるものとする。

なお、「埼玉県災害対策本部要綱」の第18条に定める非常体制となった場合はこれを優先する。

(2) 注意報及び警報の伝達【農林部】

農業支援課は、消防防災課から次の注意報及び警報等の伝達を受けたときは、農林部関係課室へ伝達するとともに、ファクシミリ等を利用して各農林振興センターへ伝達する。

なお、土曜、日曜、祝祭日並びに夜間に注意報等の発令があった場合は、別に定める凍霜害予防計画によるものを除き、原則として伝達を行わない。

〈伝達する注意報の種類〉

区 分	種 類
注 意 報	強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
その他の気象情報	大雨、洪水、台風、低温

(3) 措置【農林振興センター】

各農林振興センターは、農業支援課からの伝達に基づき、関係機関へ伝達するとともに市町村等へ必要な指導を行なう。

3 災害の応急対策及び復旧【農林部】

(1) 農作物・農業生産施設

被害実態に応じて草樹勢の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに樹立し、その指導の徹底を期する。

また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要なと認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を講じる。

(2) 農地及び農業用施設

被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を講じる。

(3) 森林・林産物及び林地荒廃防止施設・森林管理道施設

林地については、被害の規模に応じて復旧措置を講じるとともに立木、林産物被害については、損失の状況等により必要な助成措置を講じる。

また、施設被害に対しては、被害の拡大防止措置を講じるとともに、必要な復旧措置を講じる。

(4) 家畜・家禽

災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及びその他の多発性病を予防するため災害の態様に応じて必要な措置を講じる。

また、飼料の確保について、県内飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう指導する。

(5) その他

卸売市場、農林業関係団体の施設など、上記1～4以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。

第5節 道路災害対策計画

【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関
関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、防災関係機関】

第1 道路災害予防

1 基本方針

(1) 趣旨

地震や水害その他の理由によりトンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

(2) 現状

県では、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報をするとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

2 実施計画

(1) 道路の安全確保

ア 道路交通の安全のための情報の充実

(ア) 道路管理者

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

(イ) 警察

警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

イ 道路施設等の整備【道路管理者、県、市町村】

(ア) 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報するものとする。

〔関連情報〕（資料事災5-1-1）異常気象時通行規制区域及び道路通行規制基準

（資料事災5-1-2）特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

(イ) 予防対策の実施

道路管理者は、以下の各予防対策に努めるものとする。

- ① 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

- ② 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ③ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ④ バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

(ウ) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

(2) 情報の収集・連絡

ア 災害情報の収集・連絡体制の整備【県、市町村、道路管理者】

県、市町村及び道路管理者は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ映像伝送システム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

イ 通信手段の確保【県、市町村】

県及び市町村は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、「第2編第1章第6節 災害情報体制の整備」に準ずるものとする。

(3) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制の整備【県、市町村、道路管理者】

県、市町村及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制【県、市町村、消防機関】

県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

また県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備するものとする。

さらに、高速道路や主要地方道における道路災害の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、県は「八都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努めるものとする。

[関連情報] (資料防予1-5) 八都県市災害時相互応援に関する協定(危機管理防災部)

(4) 緊急輸送活動体制の整備

ア 県、市町村、道路管理者

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県は、「第2編第1章第5節 防災拠点整備計画」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、県、市町村及び道路管理者は、発災時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

イ 警察

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、平素から支援関係機関との連帯強化を図るとともに、発生時における交通規制の広報体制を確保するものとする。

[関連情報]

(資料事災5-2) 災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定(警察本部)

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え【県、市町村】

県及び市町村は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

第2 道路災害応急対策【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、市町村、消防機関】

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 事故情報等の連絡

(ア) 道路管理者

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、関係都県及び国(国土交通省)と相互に連絡を取り合うものとする。

(イ) 県

県は、国(国土交通省)及び道路管理者から受けた情報を、関係市町村、警察及び各関係機関等へ連絡するものとする。

イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

(ア) 道路管理者

道路管理者は、被害状況を県、市町村、関係都県及び国(国土交通省)と相互に連絡を取り合うものとする。

(イ) 県

県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市町村等から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市町村、関係都県、警察及び国(国土交通省・消防庁)に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。

(ウ) 市町村

市町村は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報

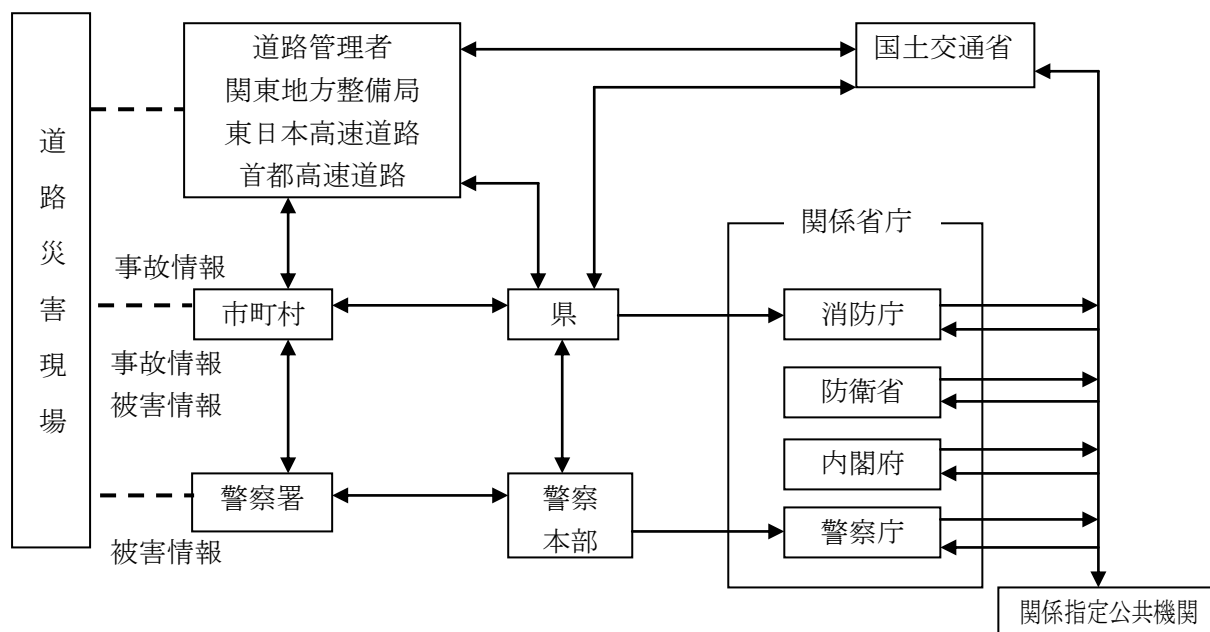
を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

(エ) 警察

警察は、現場情報を多角的に収集し、情勢を的確に判断して必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡するものとする。

ウ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



エ 応急対策活動情報の連絡

(ア) 道路管理者

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

(イ) 県

県は、自ら実施する応急対策活動の実施状況等を市町村に連絡するとともに、国（国土交通省・消防庁）に応急対策活動の実施状況等を随時連絡するものとする。

(ウ) 市町村

市町村は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保【県、市町村】

県及び市町村等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立【危機管理防災部、県土整備部、警察本部、市町村、道路管理者】

(1) 県の活動体制

ア 職員の非常参集

県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また県は、消防庁等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 災害対策本部の設置

県は、大規模な道路災害が発生した場合は、埼玉県災害対策本部要綱にしたがって直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

知事は、災害対策本部の設置を決定した場合は、「第2編第2章第2節 動員配備計画」にしたがって直ちに職員を配備するものとする。

また知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣に被害状況の報告をするとともに、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に通知するものとする。

ウ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が局地的であり、かつ特定の地域に著しい被害が生じた場合は、県災害対策本部の支部に代えて現地災害対策本部を設置するものとする。

エ 国への連絡及び協力要請

県災害対策本部は、大規模な災害の発生を確認し、緊急性・必要性が高いと認められるときには、消防庁に連絡し、災害対策についての支援・協力を要請するものとする。

オ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、災害の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編第2章第16節 自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

(2) 警察の活動体制

警察は、道路災害が発生した場合は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動するものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市町村は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(4) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じるものとする。

(5) 広域的な応援体制

知事は、市町村長の要請があった場合、また特に必要があると認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示するものとする。

また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

3 消火活動【道路管理者、消防機関】

(1) 道路管理者

道路管理者は、県、警察及び市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動【県、市町村】

県及び市町村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(3) 警察

警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行うものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

(2) 警察

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

また警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安

全施設の緊急点検を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 県民への的確な情報の伝達【県、市町村】

県及び市町村は、県民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応【県、市町村】

県及び市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

8 道路災害からの復旧【道路管理者】

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

【企画財政部、危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、東日本旅客鉄道(株)大宮支社、東日本旅客鉄道(株)高崎支社、東日本旅客鉄道(株)八王子支社、秩父鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)】

第1 目標

1 目的

本計画は、埼玉県の地域において列車の衝突、脱線、てん覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めるものとする。

〔関連情報〕（資料事災6-1）「県内鉄道路線図」

2 現況

各鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

第2 鉄道事故対策計画

1 事業者等の活動体制【鉄道事業者】

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2 県の活動体制【危機管理防災部】

(1) 任務

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

(2) 鉄道事故対策における災害対策本部の設置

県地域防災計画第2編第2章第1節「活動体制計画」に準じ、以下の基準による。

ア 県内に相当規模以上の鉄道事故が発生した場合、県は事故発生地域の管轄市町村を担当する支部、又は支部に代えて現地災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

イ 県内に鉄道事故が発生した場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、県は 埼玉県危機対策会議を設置、開催し、応急活動にあたる。

(3) 組織

県地域防災計画第2編第2章第1節「活動体制計画」に準ずる。

(4) 配備体制

配備基準及び配備課所等は県地域防災計画第2編第2章第2節「動員配備計画」に準じ、埼玉県災害対策本部要綱別表第8に示す、動員基準を準用する。

3 市町村の活動体制【市町村】

(1) 任務

市町村は、当該市町村の地域に鉄道事故が発生した場合には、法令、県防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

4 連絡通報体制【危機管理防災部】

鉄道事故発生時の通信連絡手段は県地域防災計画第2編第2章第6節「災害情報通信計画」に準じるものとする。

5 応急措置【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、鉄道事業者】

鉄道事故発生時の応急措置は、県地域防災計画第2編第2章の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集

ア 県

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。

(ア) ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空センターのヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

(イ) 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び現地災害対策本部支部（地域機関）の職員、又は鉄道事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

イ 市町村

市町村は、当該市町村の区域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、県地域防災計画第2編第2章第6節「災害情報通信計画」に準ずる。

ウ 警察

県地域防災計画第2編第2章第6節「災害情報通信計画」にある情報収集活動を行う。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して行う。

ア 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

ウ 消防機関の対応

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市町村長、警察官等は、県地域防災計画第2編第2章第11節「災害救助保護計画 第1避難計画」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

(4) 救出、救助

県地域防災計画第2編第2章第11節「災害救助保護計画 第2救急救助・医療救護計画」に準ずる。

ア 市町村

(イ) 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

(イ) 協力者の動員を行う。

イ 警察

(イ) 警察は、市町村長等事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市町村長の行う救出、救助活動に協力する。

(イ) 警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して積極的に生命の危険にひんしている者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

(5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を市町村が行うものとする。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は県地域防災計画「第2編第2章第16節 自衛隊災害派遣要請計画」に、又他機関への応援要請は「同第4節相互応援協力計画」に準ずるものとする。

(7) 医療救護

県は、県内に鉄道事故が発生した場合、県地域防災計画「第2編第2章第11節災害救助保護計画 第2救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう市町村、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

[関連情報] (資料事災6-2) 鉄道事業者の計画

第7節 航空機事故対策計画

【企画財政部、危機管理防災部、保健医療部、警察本部、 市町村、消防機関、自衛隊、航空事業者、各機関】

第1 目標

本計画は、県内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、県の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

第2 活動体制

1 事業者

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。（航空法第76条）

警察官又は消防要員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2 県

(1) 責務

県は、県内に航空機事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

(2) 航空機事故対策における災害対策本部の設置

県地域防災計画第2編第2章第1節「活動体制計画」に準じ、以下の基準による。

ア 県内に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、県は事故発生地域の管轄市町村を担当する支部、又は支部に代えて現地災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

イ 県内に航空機事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、県は、埼玉県危機対策会議を設置、開催し、応急活動にあたる。

(3) 組織

県地域防災計画第2編第2章第1節「活動体制計画」に準ずる。

(4) 配備体制

配備基準及び配備箇所等は県地域防災計画第2編第2章第2節「動員配備計画」に準じ、埼玉県災害対策本部要綱別表第8に示す動員基準を準用する。

3 市町村

市町村は、当該市町村の地域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

- [関連情報] (資料事災7-1) 「民間機航空機事故の連絡通報体制」
 (資料事災7-2) 「自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制」

第3 応急措置

1 情報収集

(1) 県

県は、県内に航空機事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。緊急時の通信連絡手段は県地域防災計画第2編第2章第6節に定める災害情報通信計画に準じ、次の各項によるものとする。

ア ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空センターのヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

イ 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び支部（地域機関）の職員、又は航空機事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

(2) 市町村

市町村は、当該市町村の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、県地域防災計画第2編第2章第6節「災害情報通信計画」に準ずる。

(3) 警察

県地域防災計画第2編第2章第6節「災害情報通信計画」に準じ、航空機事故対策上、特に以下の項を定めるものとする。

警察は、ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、捜査上支障のない場合は上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより、県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して行う。

ア 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 警察の対応

警察は、航空機事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

ウ 消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市町村長、警察官等は県地域防災計画第2編第2章第11節「災害救助保護計画第1 避難計画」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

3 救出、救助

県地域防災計画第2編第2章第11節「災害救助保護計画第2 救急救助・医療救護計画」に準ずる。

(1) 市町村

ア 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

イ 協力者の動員を行う。

(2) 警察

ア 警察は、市町村長等事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市町村長の行う救出、救助活動に協力する。

イ 警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して生命の危険にひんしている者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防機関を主体とする市町村は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は県地域防災計画第2編第2章第16節「自衛隊災害派遣要請計画」に、又他機関への応援要請は同第4節「相互応援協力計画」に準ずるものとする。

6 医療救護

県は、県内に航空機事故が発生した場合、県地域防災計画第2編第2章第11節「災害救助保護計画第5 救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう市町村、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第8節 電気通信設備災害対策計画

【東日本電信電話(株)埼玉支店・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店】

第1 目的

この計画は、埼玉県内の地域における電気通信設備の災害に対する準備警戒、情報連絡、非常活動及び電気通信設備が被災した場合の復旧を迅速、的確に行うことを目的とする。

第2 災害予防計画

災害の発生が予想される場合は、東日本電信電話株式会社埼玉支店及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店に情報連絡室を設置し、準備警戒体制をとり、次の措置を講ずるものとする。

- 1 情報連絡員の確保
- 2 復旧要員の服務計画
- 3 可搬無線機等の出動準備
- 4 予備エンジン試運転、結果の把握、蓄電池の点検
- 5 移動電源車等の出動準備態勢の把握
- 6 建物の防災設備の一覧
- 7 非常持出しの準備
- 8 復旧活動の準備
 - (1) 工事用車両の確保
 - (2) 工事用工具、計測器類の点検整備
 - (3) 復旧資材の緊急確保
 - (4) 設営用具、照明用具、非常標識等（腕章、旗）の整備
 - (5) 非常食料の確保及び炊出しの準備
 - (6) 救護活動の準備

第3 災害発生時の対策

災害の発生により、電気通信設備に被害を受けた場合の応急対策は次のとおりとする（資料防応1-2「指定地方行政機関等の災害応急対策に関する組織及び事務分掌」の7参照）。

1 応急対策措置

- (1) 災害時における、電気通信サービス確保のための各種の措置
- (2) 被害状況の把握
- (3) 応急復旧班の編成
- (4) 社員の動員計画
- (5) 社外関係機関との情報連絡
- (6) 資材の輸送計画
- (7) 電源設備の確保
- (8) 建物の防災
- (9) 広報活動

【関連情報】（資料事災 8-1）災害対策本部の組織及び事務分掌（東日本電信電話(株)埼玉支店）

（資料事災 8-2）災害対策本部の組織及び事務分掌⑥緊急本部庶務に関すること

（資料事災 8-3）災害対策本部の組織及び事務分掌（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店）

第9節 電力施設応急対策計画

【東京電力株、東京発電株】

第1 目的

この計画は、東京電力株式会社埼玉支店が、埼玉県（市町村）防災会議の構成員として、埼玉県内の台風、雪害、水害、地震、塩害その他の非常災害に際し、人身事故を防止し、電力施設の被害を最小限ならしめるとともに、被害の早期復旧を図ることを目的とする。

第2 非常態勢の組織

埼玉県内の非常災害に際し、事前対策、被害状況の把握、災害復旧等を迅速、的確に推進するため、あらかじめ非常態勢の組織（以下単に「組織」という。）を編成して、埼玉県防災会議及び他の諸官公庁等と日常より連絡の疎通を図り、万全の準備を樹立しておくものとする。

1 組織の種類

- (1) 非常態勢の組織は、非常態勢の発令者にもとづき設置する。

非常態勢の発令は、非常災害の情勢に応じ、次表のとおり区分して行う。

区 分	情 勢	発 令 者	
		本 店	店所および第一線機関等
第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 	総務部長	それぞれの長
第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害の発生が予想される場合 ・大規模な災害が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合（注1） 	副社長(防災対策委員長) (東海地震注意情報が発せられた場合は総務部長)	それぞれの長
第3非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・サービス区域あるいは所属店所のある県内で震度6弱以上の地震が発生した場合(注2) ・警戒宣言が発せられた場合 	社 長 (警戒宣言が発せられた場合は総務部長)	それぞれの長

注1：本店は第2非常態勢。首都圏にある店所等(埼玉支店、千葉支店、多摩支店、湾内火力発電所と所管火力事業所)は第1非常態勢。

注2：本店はサービス区域内で発生した場合。店所等は所属の都・県で発生した場合および首都圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、ただし島嶼を除く)で発生した場合の、発生都・県の隣接店所が対象。所属の第一線機関等を含む。

- (2) 夜間、休日等非常災害派遣要員の出勤に長時間を要するために非常態勢への円滑な移行が困難と判断される場合には、非常態勢の発令に備えて、待機態勢をしくことができる。

なお、待機態勢においては、特に非常災害対策本（支）部を設置しない。

- (3) 支店及び現業機関の区分は次のとおりとする。

支店本部 —— 支店

支社支部 —— 各支社（営業センター、変電所、制御所、開閉所を含む。）

- (4) 東京電力株式会社埼玉支店非常災害対策本部の支社支部構成及び事務分掌
(資料事災9-1) 非常災害対策本(支)部の構成及び事務分掌(東京電力)
- (5) 東京電力株式会社埼玉支店非常災害対策支社支部の構成及び事務分掌

第3 組織の運営

1 発令・本(支)部の設置

- (1) 東京電力株式会社埼玉支店長は非常災害が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、情勢に応じた非常態勢を支店及び各現業機関に発令する。
なお、必要に応じ地域的な非常態勢を発令することができる。
- (2) 東海地震注意情報を受け、又は警戒宣言が発せられた場合は、支店並びに各現業機関は速やかに第2-1-(1)に基づく本(支)部の設置をする。
- (3) サービス区域内(東京都島しょ部を除く)で、震度6弱以上の地震が発生した場合については、以下のとおりとする。

	非常態勢の区分	出 動 要 請	
		対 策 要 員	一 般 社 員
本店	・サービス区域内で地震が発生した場合には、第3非常態勢	・サービス区域内で地震が発生した場合には、所属する対策本部(支)部へ出動	・首都圏で地震が発生した場合には、所属する事業所へ出動
店	・所属する店所のある都・県内で地震が発生した場合には、第3非常態勢	・所属する店所のある都・県内で地震が発生した場合には、所属する対策本(支)部へ出動	・所属する店所のある都・県内で地震が発生した場合には、所属する事業所に出動
所	・首都圏で地震が発生し、所属する店所の所在地が発生都、県に隣接している場合には、第3非常態勢	・首都圏で地震が発生し、所属する店所の所在地が発生都、県に隣接している場合には、所属する対策本(支)部へ出動	

*首都圏とは、東京、神奈川、千葉、埼玉をいう。

2 運営

- (1) 非常態勢が発令された場合、非常災害対策活動に関する一切の業務は、本(支)部のもとで行なう。
- (2) 本(支)部長は必要に応じ待機態勢下においては本(支)部委員、また第1・第2・第3非常態勢においては各班長を招集して本(支)部会議を開き、総合的な非常災害対策活動その他必要な打合せを行うこととする。

3 職務の代行

- (1) 非常態勢が発令された場合、支社支部長は、支店本部との連絡が困難な場合であつてかつ緊急止むを得ない場合は、支店本部長に代って指揮・命令を行い、非常災害対策活動を積極的に実施するとともに、速やかに事後報告するものとする。
- (2) 本（支）部長及び各班長が不在等により非常災害対策活動に参加できない場合は、原則として本（支）部長については副本（支）部長・本（支）部長付・総務班長の順位とし、各班長については副班長・班長付の順位とする。

4 連絡・報告

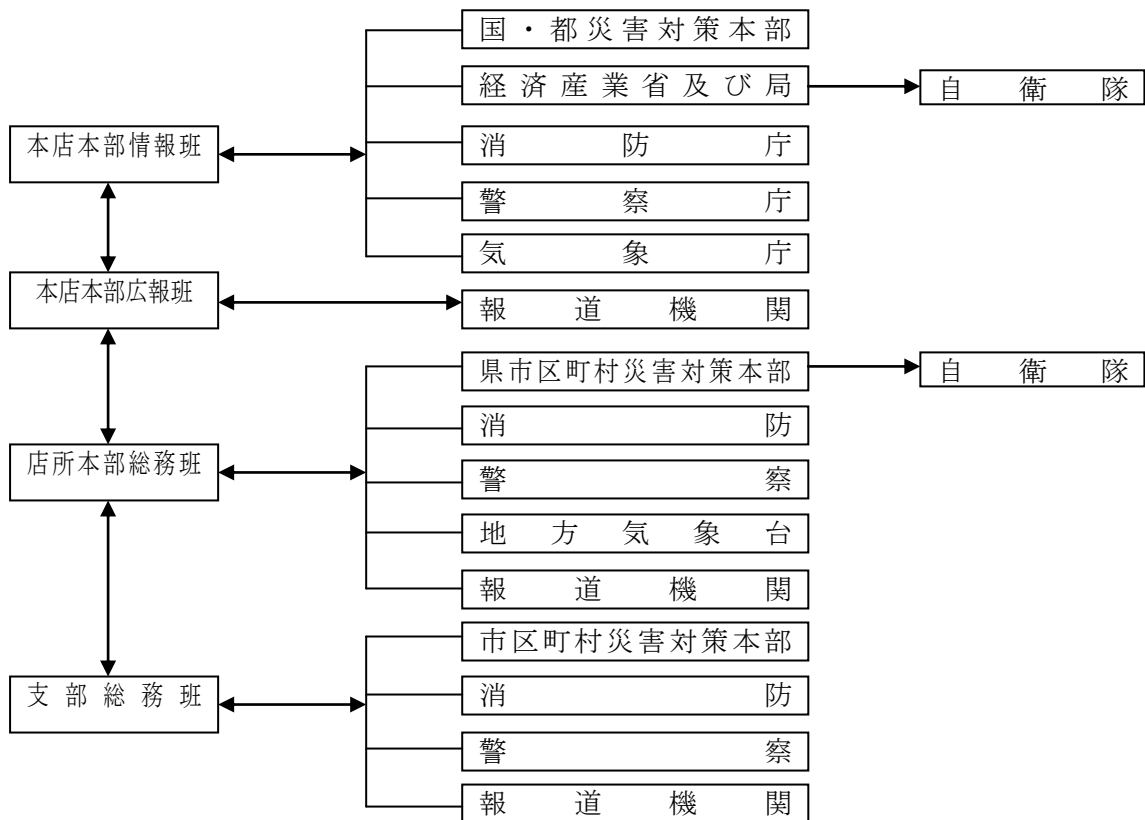
- (1) 非常災害に伴う指令又は連絡は一般業務電話連絡に優先する。
- (2) 発令後における連絡・報告は対策本（支）部を通じて行う。
 (注) 非常災害対策本（支）部の名称、電話は（資料事災9-2）のとおり。

5 解除

- (1) 本（支）部長は、受持区域に非常災害の発生するおそれなくなった場合、又は災害復旧が振興し、本（支）部を設置しておく必要がなくなったと判断した場合には、非常態勢を解除する。
 ただし、支部長が解除する場合には、事前に上級本部長の承認を得るものとする。
- (2) 支店本部長が非常態勢を解除した場合は、県防災会議ならびに県対策本部にその旨連絡する。
- (3) 警戒宣言が発せられた以後に地震が発生した場合、又は警戒宣言が発せられた以後当該宣言に対する警戒解除宣言が発せられ、警戒態勢を解くべき旨の通告を受けた場合には、支店本部長の警戒態勢解除指令に基づき、支店本部さらには各支部は態勢を解除するとともに、本（支）部も解散する。

6 指令伝達及び情報連絡の経路

- (1) 本（支）部設置後の社外機関との情報連絡経路は次のとおりとする。



第4 平常時の対策

1 設備強化対策

- (1) 各設置所管箇所は、法令、基準等との規定を遵守することはもとより、既往災害例を参考とした各設備の強化対策に万全を期するものとする。
- (2) 各設備所管箇所は、平常時の設備巡視・点検等を通じ電力設備の維持、管理に努めるものとする。

2 要員の確保対策

支店及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、いつでも要員の呼集、動員ができるよう連絡経路を確立しておかなければならない。

3 資材等の確保対策

支店及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、非常災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品、車両、船艇等の確保又は整備に努めるものとする。

4 宿泊施設、食料の確保対策等

支店及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、非常災害に備え、平常時から宿泊施設、食料の確保対策及び衛生対策に努めるものとする。

5 広報活動

支店並びに現業機関等は、平常時から新聞、テレビ、PR車、パンフレット等により、地域等に電気安全等に関する事項を周知徹底し、事故防止に努めるものとする。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- (3) 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。
- (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- (7) 地震発生時には使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- (8) その他事故防止のため留意すべき事項。

6 社外機関、他企業との協調

- (1) 支店及び現業機関等は、非常災害発生時における人身事故防止、電気設備の被害防止並びに電力設備被害の早期復旧をはかるため、地方自治体等の防災会議と緊密な連携を保ち、これに積極的に協力をする。

また、官公署、請負先とも平常時から緊密な連携を保ち、非常災害時における協力体制の強化・充実に努めることとする。

- (2) 支店及び現業機関等は、国、地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。

第5 非常災害対策活動

1 設備の予防強化

非常災害の発生が予想される場合は、供給支障、電気設備等による人身災害等を未然に防止するため、各電力設備の重点的巡視・点検を行なうとともに、仕掛け工事や作業中の電力設備等に対し、応急安全措置を講ずるものとする。

2 要員の確保

非常災害対策要員は気象、地象情報、その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

3 資材等の調達、輸送

非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき、資材等を調達、確保し、災害地への輸送に努める。

4 宿泊施設、食料の確保等

- (1) 非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき、宿泊施設、食料の確保に努める。
- (2) 上記により確保した宿泊施設、食料が不足する場合は、社外施設の借用並びに食料の緊急調達を行う。

5 情報活動

- (1) 台風の動き、風速、降雨量、その他の情報については、熊谷地方气象台、(県)市町村防災会議、県災害対策本(支)部並びに、報道機関の情報等に留意し、これらを各組織相互に緊密に連絡する。
- (2) 情報交換は有線もしくは搬送通信によるほか無線の高度利用をはかるが、通常の通信設備が通信不要となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT、鉄道、警察電話などの利用をはかる方法を事前に確立しておく。
- (3) 上記に示すいっさいの通信連絡が不要となった場合に各機関ごとの連絡方法として相互連絡員派遣等についてもあらかじめ考慮しておく。なお行動を起こすにあたっては、河川、橋梁、道路状況等について、県全般の状況を関係機関にできるかぎりの確認をとり、危険を回避する。

6 広報活動

社外・公衆の事故防止対策として、ラジオ・テレビ・PR車・ビラその他により、第4の5に定める広報活動を行い、事故防止に努める。

第6 復旧活動

1 被害状況の収集・周知

全般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方途をもって被害状況の早期は握に努める。

(1) 被害状況の収集

ア 支店本部は電話連絡可能の場合は、各対策支部より被害状況の報告を受け、すみやかに被害の全般を掌握する。

イ 支店本部は電話連絡不能の場合は、あらかじめ定められた方法等により県災害対策本(支)

部、自衛隊、警察、報道機関などによる情報収集等あらゆる方法により、すみやかに被害の全貌をは握する。

ウ 各支部は、予め計画された巡視計画に基づき巡視を行い、被害状況のは握に努める。

なお、巡視にあたっては本部との連絡を密にする。

エ 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設について巡視し、その他実情に即した方法により、その被害数の把握に努める。

オ 対策本部の情報班はすみやかに被害状況の全貌を掌握し、必要に応じ新聞、ラジオ、テレビ、PR車などを利用し、その状況（被害数、復旧見込など）の地域的な情報について周知に努める。

カ 対策本（支）部は、県（市町村）防災会議、県災害対策本（支）部並びに諸官公庁に対して、所要の報告、連絡を行ない、また特に対策本部は本店対策本部並びに近接支店本部と相互に、さらに地方諸団にも適切に連絡をとり、必要の際の人員その他について、すみやかな応援、協力を得られるよう努める。

2 被害の復旧対策

(1) 対策本（支）部は、各設備ごとにすみやかに被害状況を掌握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした早期復旧計画を立てる。

ア 復旧作業班の配置、復旧応援班の必要の有無

イ 復旧資機材の調達

ウ 復旧作業の日程

エ 復旧・仮復旧の完了見込み

オ 宿舍、衛生、食料等の手配

カ 応急復旧（発電車等）の必要の有無

キ その他必要対策

(2) 復旧順位

各施設の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、復旧の難易などを勘案し、供給上復旧効果の最も大きなものより迅速に行う。

設備名	復旧順位
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の重要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ② 都市部に送電する送電系統の送電変電所 ③ 重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）
通信設備	① 給電指令回線並びに制御保護及び監視回線 ② 保守用回線 ③ 業務用回線
配電設備	① 水道、新聞、放送、ガス、通信、電鉄、排水設備、県市庁、区役所、警察、消防、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。 ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、仮送電用ケーブルの新設等により仮送電する。 ③ 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮施設を行なう。

3 災害情報の収集及び報告

- (1) 下記速報様式による一般被害情報の収集並びに連絡は、対策本（支）部情報班相互で、また当社設備被害情勢の収集並びに連絡は対策本（支）部復旧班相互で行う。
- (2) 経済産業省（局）その他官庁に対しては、本店対策本部が統一報告する。

4 速報様式

- (1) 一般被害情報等速報
 - ア 気象・地象情報
 - イ 一般被害情報
 - (イ) 公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報
 - (イ) 電力施設を除く公共施設（水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等）の被害状況
 - ウ 停電による主な影響状況
 - エ 対外対応状況（地方自治体の防災本部、官公署、報道機関、需要家への対応状況）
 - オ その他災害に対する情報
- (2) 当社被害情報等
 - ア 各設備ごとの被害情報
 - イ 復旧資材、応援隊、食料等の要望事項
 - ウ 人身災害、その他の災害発生情報
 - エ その他災害に関する情報

第7 東京発電株式会社の対策計画

発電所は県内に水力発電所が4か所あり、発電電力量のすべてを東京電力株式会社に卸供給している。

この電気事業に係る施設の応急対策計画は、東京電力株式会社に準じて行なうが、水力発電設備関係は次のとおりとする。

1 非常災害対策支部の名称、所在地、電話番号

東京発電株式会社埼玉事業所
 秩父市下影森 888-5
 0494 (23) 7612

2 復旧順位

復旧順位は原則として下記のものとするが、災害状況、設備の被害状況、復旧の難易などを勘案し、供給上、復旧効果の最も大きなものから迅速に行なう。

- (1) 県内の主要施設上、影響をおよぼすおそれのある発電所
- (2) 早期に処置を講じないと復旧がいつそう困難長期にわたるおそれがある発電所
- (3) その他の発電所

第10節 ガス施設防災業務計画

【東京ガス(株)】

第1 目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項および大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策および災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。

第2 運用

この計画は、災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法・ガス事業法・消防法・石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

第3 防災体制の確立

1 防災体制

(1) 非常体制の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処するための非常体制の区分は次による。

非常事態の情勢	非常体制の区分
1 震度5弱・5強の地震が発生した場合 2 地震以外の災害により供給停止するまたは予想される期間が24時間以内の場合	第1次非常体制
1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強以上の地震が発生し（中圧または低圧）ブロックを供給停止した場合 3 地震以外の災害により供給停止するまたは予想される期間が概ね2日以上の場合	第2次非常事態体制
1 警戒宣言が発令された場合 2 東海地震予知情報が発表された場合	警戒体制
地震により供給停止した件数が概ね10万件以上で、大規模な導管修繕作業が必要と想定される場合	復旧体制

(2) 災害対策組織および分担業務

非常事態に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）をあらかじめ定める。またこれらの対策組織における分担業務及び大規模地震防災体制（警戒体制）について定める。

[関連情報]（資料事災10-1） 東京ガス(株)支社管轄

（資料事災10-2） 東京ガス(株)非常体制の組織及び業務分担

2 対策組織の運営

(1) 非常体制の発令および解除

ア 災害が発生するおそれのある場合、または災害が発生した場合、社長は非常体制を発令し非常災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に本部を設置する。

- イ 非常体制が発令された場合、事業所等の長は、速やかに非常災害対策支部（以下「支部」という。）を設置する。
- ウ 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ当該所管内の非常体制を発令することができる。この場合には、事後、本部長に報告しなければならない。
- エ 災害発生のおそれなくなった場合、または災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合、本部長は非常体制を解除する。

(2) 動員

- ア 本（支）部長は、非常体制の発令後、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指令する。
- イ 報道情報（テレビ・ラジオ等）により供給区域内（広域地区を除く）のいずれかで震度5弱・強の地震が発生したときは指定要員が、震度6弱以上の時は全員が、自動発令で出動する。
- ウ 広域支社区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、地震の発生を感知できないことがあるため、防災・供給部からの連絡を受け、各部所からの連絡により出動する。

3 社外機関との協調

(1) 地方防災会議等への参加と協力

- ア 地方防災会議等への参加
地方防災会議等には委員を推薦し参加させる。
- イ 地方自治体災害対策本部との協調
この計画が円滑かつ適切に行われるよう、次の事項に関し協調を図る。
 - ・災害に関する情報の提供および収集
 - ・災害応急対策および災害復旧対策の推進

(2) 防災関係機関との協調

- ア 内閣府・経済産業省・気象庁・警察・消防庁等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。
- イ 地震発生時に内閣府、内閣情報センター、経済産業省等防災関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達のルートおよび情報交換のための収集・連絡体制を整備しておく。

(3) 他ガス事業者等との協調

- 日本ガス協会及び他ガス事業者等と協調し、要員・資機材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

第4 災害予防に関する事項

1 防災教育

各部所は、ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規定等について社員等関係者に対する教育を実施する。

2 防災訓練

各部所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害の想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国および地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

3 ガス施設の災害予防措置に関する事項

(1) 暴風雪・大雨対策

ア ガス製造設備

浸水のおそれのある設備には防水壁・防災扉・排水ポンプ等の設置、および機器類・物品類のかさあげによる流出防止措置等必要な措置を講ずる。

暴風雪・大雨等の影響を受けやすい箇所の固定または必要に応じて補強を行う。

暴風雪・大雨等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス、供給設備

暴風雪・大雨等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線・橋梁架管および浸水のおそれのある地下マンホールないの整圧器等を巡回点検する。

(2) 地震対策

ガス施設の地震対策にあたっては、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本目標とする。

ア ガス製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備は、その重要度を考慮し計画的に取替または補強等必要に応じた対策を講じる。

二次災害の発生を防災するため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガスの製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。

イ ガス供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替または補強等必要に応じた対策を講じる。

需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推薦する。

二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化し、低圧整圧器には感震遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器には遠隔遮断装置を設置する。

環状にループ化された高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。

4 防災業務設備の整備

(1) 検知・警報設備

災害発生時等において速やかに状況を把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ工事・整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。

ア 地震計（S Iセンサー）

イ ガス漏れ警報設備

ウ 火災報知器

エ 圧力計

オ 流量計

(2) 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽・大型油貯槽・球型ガスホルダー・高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

- (3) 緊急放散設備等
製造設備および高圧導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ緊急放散設備等を設置する。
- (4) 連絡・通信設備
災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。
- (5) コンピュータ設備
災害に備えコンピュータシステムやデータベース等のバックアップ対策を講ずる。
- (6) 自家発電設備等
常用電力の停電などにおいて防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等の整備をする。
- (7) 防災中樞拠点
災害対策の中樞となる施設については、通信機能等の充実および災害に対する耐震診断・補強・什器備品類等の転倒防止等の措置を講ずる。

5 災害対策用資機材等の確保および整備

- (1) 災害対策用資機材等の確保
製造設備・供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、必要資機材をリスト化するとともに、調達体制を整備する。
- (2) 車両の確保
非常事態における迅速な出動および資機材の輸送手段の確保を図るため、拠点においては、工作車・緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車・採水車等の特殊な作業車および工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。
- (3) 代替熱源
ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類、LPG等の調達ルートを明確化しておく。
- (4) 生活必需品の確保
非常事態に備え、食糧・飲料水・寝具・医薬品・仮設トイレ等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。
- (5) 前進基地の確保
ア 復旧要員のための宿泊施設を事前に調査しリストアップする。
イ 前進基地となり得る自社施設、借用候補地を事前に調査しリストアップする。

6 ガス事故の防止

- (1) ガス工作物の巡視・点検・調査等
ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。
- (2) 広報活動
ア 日常の広報
お客様および他工事関係工事会社等に対し、小冊子等を利用しガスの安全知識の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。

イ 広報資料の作成等

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメータ）、復帰ビデオ・テープ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

第5 災害応急対策に関する事項

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

社内および社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、専用電話、携帯電話、自営無線通信等を使用して行うこととする。

2 災害時における情報の収集・連絡

(1) 情報収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ア 災害情報

- ・ 気象情報
気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報
- ・ 観測情報
当社の設置する地震センサーにより観測した情報

イ 被害情報

- ・ 一般情報
- ・ 一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信
- ・ 放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

ウ その他の情報

- ・ ガス施設等の被害および復旧に関する情報
- ・ 復旧作業に必要な資機材・食糧または応援隊等に関する情報
- ・ その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

ア 本部は、各班・各支部から収集した情報を集約し、総合的な被害及び対応状況の把握に努める。

イ 当社の設置した地震センサーによりリアルタイムに収集された地震情報をもとに被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

ア 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、災害発生前、災害発生直後、復旧作業中等の各時点において、状況に応じた広報活動を行う。

イ 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

4 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

ア 非常事態が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

イ 勤務時間外の地震発生に備え、気象庁震度階を基準とした自動出動基準を定めておく。

ウ 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

(2) 他事業者等との協力

ア 協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。

5 災害時における復旧用資機材の確保

(1) 調達

各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

ア 取引先・メーカー等からの調達

イ 被災していない他地域からの流用

ウ 他ガス事業者等からの融通

(2) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難と思われる場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

6 災害時における危険予防措置

(1) 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火器の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 地震発生時の供給停止判断

地震が発生した場合、大きな災害が確認された場合には、当該低圧ブロックについて即時にガス供給を停止する。

7 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(2) 応急工事における安全確保等

作業は、二次災害の発生防止に万全を期するとともに、対策要員の安全衛生についても十分

配慮して実施する。

第6 災害復旧に関する事項

1 復旧計画の策定

(1) 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ア 復旧手順および方法
- イ 復旧要員の確保および配置
- ウ 復旧用資機材の調達
- エ 復旧作業の期間
- オ 供給停止需要家等への支援
- カ 宿泊施設の手配、食糧等の調達
- キ その他必要な対策

(2) 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

2 復旧作業の実施

(1) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(2) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

- ア 高・中圧導管の復旧作業
 - ・ 区間遮断
 - ・ 漏えい調査
 - ・ 漏えい箇所の修理
 - ・ ガス開通
- イ 低圧導管の復旧作業
 - ・ 閉栓作業
 - ・ 被災地域の復旧ブロック化
 - ・ 復旧ブロック内の漏えい調査
 - ・ 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
 - ・ 本支管混入空気除去
 - ・ 灯内内管の漏えい検査および修理
 - ・ 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
 - ・ 開栓

第11節 雪害予防計画

【県土整備部、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、各鉄道機関、東日本電信電話(株)、東京電力(株)、各機関】

第1 基本方針

1 趣旨

この計画は、大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、県民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり予防対策を講ずるものである。

2 現状

大雪時に安全な道路交通の確保が図られるよう、降雪による道路や鉄道の情報を提供している。また、降雪の状況に応じた除雪及び凍結防止のための措置を適切に実施するための体制を整備している。

第2 実施計画

1 道路交通の確保

道路交通を確保するため関係機関は、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

2 鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、各鉄道機関は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

4 その他

市町村及び防災関係機関は、雪害についても一般災害時における予防対策計画に準じて整備を図っておくものとする。

第12節 文化財災害対策計画 【教育局】

第1 基本方針

1 趣旨

県内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

2 留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する県民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

3 現況

県内において現在特に防火、防災を必要とするものは、「指定文化財建造物」、及び「指定文化財が集中して所在する場所」（建造物を除く）のとおりである。

[関連情報] (資料事災12-1) 「指定文化財集中場所」
(資料事災12-2) 「指定文化財建造物」

第2 実施計画

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成

埼玉県地域防災計画（風水害・事故災害対策編）

昭和38年8月作成

昭和51年12月9日風水害・事故災害対策編として作成

昭和53年1月17日 修正

昭和54年1月13日 //

昭和55年1月9日 //

昭和56年1月9日 //

昭和57年1月12日 //

昭和58年1月12日 //

昭和60年2月22日 //

昭和61年6月3日 //

昭和62年6月19日 //

昭和63年11月15日 //

平成2年1月25日 //

平成3年1月8日 //

平成4年2月4日 //

平成5年2月8日 //

平成7年3月28日 //

平成9年11月18日 //

平成13年2月5日 //

平成17年8月29日 //

平成19年3月20日 //

平成21年1月30日 //

平成23年11月29日 //

作成 埼玉県防災会議
事務局 埼玉県危機管理防災部消防防災課